

勞働年鑑

R366.059-R64-Kウ



\*1200800312837\*

R366.059  
R64  
KⓈ



始



1995/5/9



勞  
働  
年  
鑑

1959  
労働年鑑  
昭和34年  
労働省

1959



昭和三十四年版

勞働年鑑

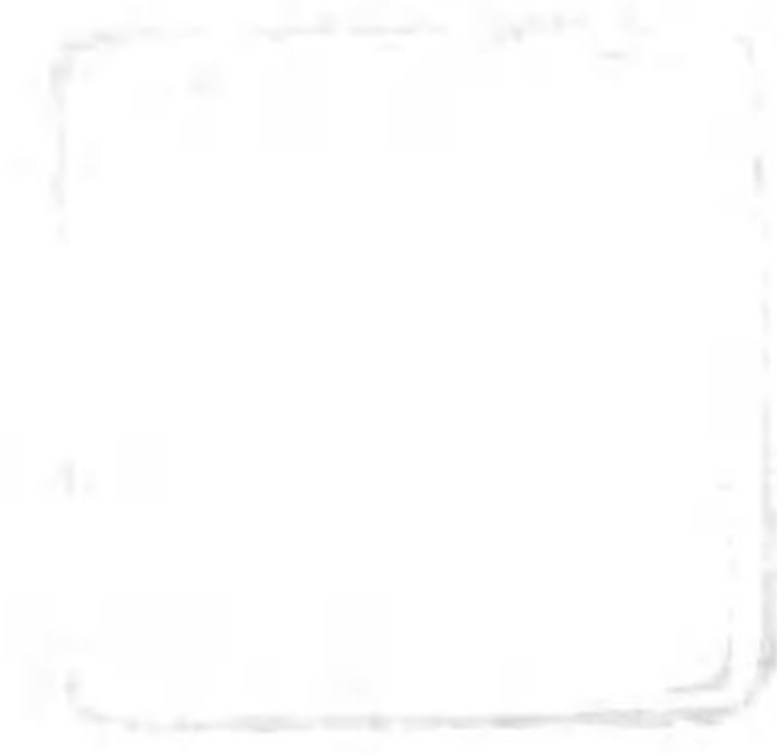
財団法人

桂労働関係研究所

昭和三十四年版



R  
366.059  
P 54  
K



U 65567

### 発刊のことば

金門・馬祖島の砲火は、吾々に血なまぐさい戦争の風を身近に感じさせる。勤評問題、警職法改正問題に関する保守、革新両陣営の動きは、吾々に言論が殆んど無力であり、ただ実力の行使のみが、日本の行手を定めるかの感を抱かせる。吾々は今内外とも、まことに重大な時機に直面して居る。

人類は近い将来に於て、地球の引力圏外に行動し得るであろう。しかし内外の情勢を顧るとき、この能力の飛躍的発達、果して直に全人類の空前の福祉に結びつくか、はた又逆にそれを全滅の悲運に追い込むかは、今にわかには断言しがたい。

しかし確かなことは、断じて後者であらしめてはならないことである。そしてこの人類の普遍的な悲願の実現は、平和的革新的大衆の生長によつてのみ可能であることは明白である。そしてこの生長は、望み多きものとして受取り得るであろうか。

ストレイチーは曰う。「在るものがある程度まで洞察するという手段によつてのみ、在るべきものをかいまみしよとすることが出来るのである。……光と輝きに満みた社会的目的が出現するのは、敘述、分析、理解という、正直でまじめな努力をとおしてである。」

在るべきものの出現に、いささかでも役に立つことを願いつつ、一九五九年版労働年鑑を世に送る。  
願くは熟読を賜はり度い。  
一九五八、一〇、三〇

財団法人 桂労働関係研究所  
理事長 桂 泉



# 労働年鑑 (昭和三十四年版) 目次

## 第一部 日本

### 特集Ⅰ 世界不況下の労働問題

- 一、支離滅裂の景気予測……………三
- 二、「ナベ底」景気と過剰生産問題……………六
- 三、アメリカをめぐる世界不況の現状……………九
- 四、不況と闘う各国の労働運動……………三三

### 特集Ⅱ 労働組合の政治活動

#### 第一篇 労働経済

- 一、労働経済概観……………三
- (一) 引締政策と労働経済の動向……………三
- (二) 労働経済の構造的変動……………四
- (三) 当面の問題点と課題……………四

## 二、雇用・失業

- (一) 概括——雇用・失業情勢の転換……………五
- (二) 労働力人口と就業構造……………三
- (三) 雇用労働力の動向……………三
- (四) 失業・不完全就業の動向……………三
- (五) 労働市場の様相……………三
- (六) むすび……………三

## 三、賃金

- (一) 概括——賃金上昇の鈍化……………六
- (二) 名目賃金水準の動向……………六
- (三) 賃金構成問題の動向……………九
- (四) 最低賃金制と最賃法案……………九
- (五) 今後の賃金動向(むすび)……………一五

## 四、勤労者家計

- (一) 概括……………一三
- (二) 消費者物価の動向……………一五
- (三) 世帯収入の動向……………一五



- 四 世帯支出(家計費)の動向……………一三二
- 五 家計収支の状況……………一三五
- 六 住宅事情の推移……………一四〇
- 七 今後の家計動向(むすび)……………一四三
- 五、労働条件……………一四六
  - (一) 概 括……………一四六
  - (二) 労働時間の動向……………一四八
  - (三) 労働災害の動向……………一五一
  - (四) 増える中小企業の労働災害(むすび)……………一五三

第二篇 労働行政……………一五五

- 一、一般労働行政……………一五五
  - (一) 労働行政概観……………一五五
  - (二) 労働基準行政の動向……………一六〇
  - (三) 職業安定行政の動向……………一六二
  - (四) 労政行政の動向……………一六三
- 二、労働委員会……………一六六
  - (一) 労働委員会(中労委・地労委)……………一六六
  - (A) 組織と機能……………一六六
  - (B) 労働組合の資格審査……………一六七
  - (C) 不当労働行為審査の概況……………一六八
  - (D) 労働争議の調整(斡旋・調停・仲裁・実情……………一六八

第三篇 労働運動……………一六九

- 一、労働運動概観(不況下の労資対決)……………一六九
- 二、労働組合組織の動向……………一七〇
  - (一) 労働組合の結成状況……………一七〇
  - (二) 組織労働者の分布状況……………一七三
  - (三) 労働協約の締結状況……………一七〇
  - (四) 中小企業労組の組織状況……………一七三
- 三、労働争議の動向……………一七四
  - (一) 一般的動向……………一七四
  - (二) 労働争議の構成動向……………一七七

調査)……………一七七

- (E) 労働協約の拡張適用及び争議予告違反……………一七八
- (F) 特記すべき若干の事件……………一八〇
- (一) 公共企業体等労働委員会……………一八五
- (A) 沿革の組織……………一八五
- (B) 権限と職務……………一八七
- (C) 調整関係事件並びに審査関係事件の処理概要……………一八七
- (三) 船員労働委員会……………一九一
- (A) 概 況……………一九一
- (B) 全日本海員組合賃上争議経過……………一九三

- (三) 中小企業における労働争議……………一三二
- (四) 主要労働争議の概況……………一三一
- 四、労働組合運動の動向……………一三〇
  - (一) 一般的動向……………一三〇
  - (二) 三十二年秋季・年末闘争の動向……………一三三
  - (三) 三十三年春季闘争の動向……………一三三
  - (四) 三十三年夏季一時金闘争の動向……………一三二
  - (五) 三十三年秋季年末闘争への展望……………一三四
  - (六) 日教組の勤評闘争……………一三六
- 五、労働運動の明暗(むすび)……………一三九

第四篇 経営者団体と経営者……………一四三

- 一、経営者団体の活動……………一四三
  - (一) 三十二年十月の日経連臨時総会……………一四三
  - (二) 日経連の三十二年度における活動状況……………一四七
  - (三) 第十一回日経連定時総会……………一五〇
- 二、労務管理……………一五二
  - (一) 労務管理の動向……………一五二
  - (二) 労務管理の課題……………一五二

第五篇 労働生産性……………一五五

第六篇 無産政党政運動……………一五七

- 一、一般的動向……………一五七
- 二、日本社会党の動向……………一五七
  - (一) 転機に立つ社会党……………一五七
  - (二) 社会党大会の足跡……………一五九
  - (三) 動揺する機構改革案……………一五九
- 三、日本共産党の動向……………一六二
  - (一) 七全大会への日共の苦悩……………一六二
  - (二) 第七回党大会の足跡……………一六五
  - (三) 日共の組織状況……………一六五



第七篇 農家経済と農民運動……………三三

- 一、農家経済の動向……………三三
- 二、農民運動の動向……………三七

第二部 海外……………三九

第一篇 世界労働情勢概観……………三二

- 一、世界不況と労働問題……………三二
- 二、不況と闘う各国労働戦線……………三五
- 三、低開発国の過剰人口問題……………三八

第二篇 アメリカ合衆国……………三二

- 一、一般経済情勢……………三二
- 二、労働経済の動向……………三六
- (一) 雇用……………三六
- (二) 労働時間・賃金……………三八
- (三) 個人所得・利潤……………三七
- (四) 物価・生産性……………三七

- 三、最近の経済情勢と雇用の見透し……………三九
- 四、労働組合……………三五
- (一) 組合内部の腐敗暴露……………三五
- (二) 労働立法……………三六
- (三) 労使関係……………三九
- (四) その他……………三六

第三篇 英連邦……………三三

イギリス……………三三

- 一、一般情勢……………三三
- 二、労働経済……………三五
- (一) 雇用及び失業……………三五
- (二) 賃金・物価・生産……………三七
- (三) 労働時間……………三五
- (四) 労働災害による死亡……………三五
- 三、労働組合……………三五
- (一) 組合統計……………三五
- (二) TUC……………三五
- 四、労働争議……………三七
- (一) 争議統計……………三七
- (二) 主要な労働争議……………三〇

オーストラリア……………三〇

- 一、一般情勢……………三〇
- 二、労働経済……………三三
- (一) 雇用及び失業……………三三
- (二) 賃金・賃金・労働時間……………三五
- 三、労働組合……………三六
- 四、労働争議……………三七

カナダ……………三九

- 一、一般情勢……………三九
- 二、労働経済……………四〇
- (一) 雇用及び失業……………四〇
- (二) 物価・賃金・時間……………四二
- 三、労働組合……………四四
- 四、労働争議……………四七

第四篇 フランス……………三八

- 一、一般情勢……………三八

二、社会立法の進展……………四〇

- (一) 新労働争議調整法……………四〇
- (二) 家内労働法の改正……………四二
- (三) 労働者教育休暇法……………四二
- (四) 身体障害者雇用法……………四二
- 三、賃金・社会保障……………四三
- 四、労働組合運動……………四三
- (一) CGT第三一回全国大会……………四六
- (二) CFTC第二九回大会……………四七

第五篇 西ドイツ……………四九

- 一、アデナウアー政権を維持……………四九
- 二、転機に立つ西ドイツ経済……………五〇
- 三、労働経済情勢……………五二
- (一) 労働市場は依然として緊張……………五二
- (二) 労働時間の縮少と賃金の増加……………五三
- 四、労働争議……………五三

第六篇 イタリア……………四八

- 一、政治情勢……………四八



- (一) 政党の色分け…………… 四六八
- (二) 一九五八年総選挙とファンファニ内閣の誕生…………… 四三九
- 二、経済社会情勢…………… 四三二
- (一) 生産と雇用…………… 四三三
- (二) 移民…………… 四三五
- (三) 社会保障…………… 四三七
- 三、労働組合運動…………… 四三八
- (一) 農村における闘争…………… 四四八
- (二) 主要なストライキ…………… 四四九
- (三) 労働時間短縮の実例…………… 四五一

第七篇 ソ連及東欧諸国

ソ連

- 一、概観…………… 四五二
- 二、一九五七年ソ連経済の推移…………… 四五三
- 三、ソ連経済管理機構の改革と労働組合…………… 四五六
- 四、最近の労働事情…………… 四五七
- (一) 労働組合の現勢…………… 四五七
- (二) 労働生産性と賃金…………… 四五九
- (三) 国民生活…………… 四六一

東欧諸国

- 一、ポーランド…………… 四六四
- (一) 労働力の状況…………… 四六四
- (二) 賃金消費生活…………… 四六五
- (三) 労働紀律の問題…………… 四六五
- (四) 労働者の経営参加…………… 四六六
- (五) 企業経営…………… 四六六
- 二、ハンガリア…………… 四六八
- 三、ブルガリア…………… 四六九
- 四、その他の諸国…………… 四七〇

第八篇 中華人民共和国

- 一、工農業の並列的發展—中共経済概観…………… 四七一
- 二、中共労働経済の推移…………… 四七四
- 三、中共労組運動の推移…………… 四七九
- 四、現段階の問題点(むすび)…………… 四八一

第九篇 A・A諸国

(アジア・アフリカ・中近東)

- 一、A・A諸国における一般情勢…………… 四八三
- (一) アイゼンハワー原則と中東…………… 四八三
- (二) イスラエルの撤兵とスエズの再開…………… 四八四
- (三) ヨルダンの政変と中東…………… 四八六
- (四) ガーナ共和国とマラヤ連邦の独立…………… 四八七
- (五) マラヤ連邦の誕生…………… 四八八
- (六) 西イリアンの帰属問題…………… 四八八
- (七) 一九五七年後半の中東情勢…………… 四九〇
- 二、A・A諸国における労働経済情勢…………… 四九一
- (一) 雇用情勢…………… 四九一
- (二) 賃金その他の労働条件…………… 四九四
- (三) 労使関係…………… 四九六

第十篇 ラテン・アメリカ諸国

- 一、一般情勢…………… 五〇二
- (一) 国際商品価格の下落…………… 五〇二
- (二) 貿易と外貨保有高…………… 五〇三
- (三) インフレーションの激化…………… 五〇六

第十一篇 国際労働機関 (ILO)

- 一、第四〇回国際労働総会…………… 五二二
- (一) 採択された条約・勧告…………… 五二三
- (二) 植栽労働と差別待遇…………… 五二四
- (三) 議題との関係で採択された決議…………… 五二五
- (四) 議題外の問題について採択された決議…………… 五二六
- (五) ILO事務局総長の回答演説…………… 五二六
- 二、第四回アジア地域会議…………… 五二八
- 三、その他の議会…………… 五三〇
- 四、ILO条約の批准状況…………… 五三二
- 五、労働者教育活動…………… 五三三



目次

第三部 資料

第一篇 労働日誌

- 一、国内労働日誌……………三
- 二、海外労働日誌……………六

第二篇 労働関係団体

- 一、日本……………六
- (一) 主要労働組合系統表……………六
- (二) 各種上部団体……………四
- (三) 主要労働組合代表者其他一覧……………四
- (四) 主要経営者団体……………四
- (イ) 日本経営者団体連盟 (ロ) 地方別経営者団体……………五
- 二、海外……………五
- (一) 労働者団体……………五
- (イ) 国際組織 (ロ) 各国全国的組織……………五
- (二) 経営者団体……………五

第三篇 労働関係官庁と法規

(イ) 国際組織 (ロ) 国別経営者団体

- 一、労働関係官庁……………六
- (一) 労働省機構並びに組織一覧……………六
- (二) 中央労働委員会……………六
- (三) 公共企業体等労働委員会……………六
- (四) 船員中央労働委員会……………六
- (五) 中央賃金審議会……………六
- (六) 中央労働基準審議会……………六
- (七) 中央職業安定審議会……………六
- (八) 労働保険審査会……………六
- 二、労働関係諸法規制定改廃一覧……………六

第四篇 労働統計表

- 一、国内労働統計表……………六
- 二、海外労働統計表……………七

第一部 日本



## 特集 I 世界不況下の労働問題

### 一 支離減裂の景気予測

最近の内外における経済事象ほど、事前的な景気予測の困難さを示している事例はない。異常な投資ブームを表現するかの「神武景気」から大巾な国際収支の逆調を示す「外貨危機」へと大きく反転し、急激な引締政策を打出した三十二年春以降すでに一年数カ月を経過したが、日本経済の低迷は依然として去らず、景気局面に複雑な陰影を与えつつ不況はいよいよ深刻化の一途を辿っているかに見える。ここにかねて「日本経済は不況が全般に浸透しており、早急に景気振興策を打出すべきだ」とする財界の要望を反映して、政府や日銀などの財政金融当局、与党たる自民党内部（臨時財政経済対策特別委員会）、さらにこれにつながる経済評論家などの間に、地味ではあるが深刻な景気論争をまき起し、政府は楽悲二見解不統一のなかに「よるめき」を続けてきたが、とくに政府部内で論争の渦中にある輸出振興第一主義（悲観論）と内需刺激説（楽観論）

のどちらにも適応できるような論旨の一貫しない不見識ぶりの典型を示したものが、今次の「経済白書」（三十三年七月二十五日発表）であるといわれている。

景気動向をめぐる経済関係の政府発表は、最近とくにひんばんをきわめているが、そのなかで「経済白書」の作成当事者たる経済企画庁が、いかに日本経済の動向に対する診断に混乱してきたかを示す一例として、同庁が毎月末発表（閣議報告）する月例報告（「経済月報」所載）の標語を拾ってみると、三十三年に入ってから(1)デフレ、全面へ浸透（一月）、(2)底入れ低迷つづく（二月）、(3)生産調節すむ（三月）、(4)景気後退の様相深まる（四月）、(5)景気後退よりやく底入れか（五月）、(6)ナベソコ景気つづく（六月）、(7)懸念される輸出の動向（七月）とあり、暗い観察とやや明るい観察とが何んのつながりもなく交互に表現されているのである。

引締政策実施後の政府・日銀の公式の見解は凡そ次のようなものであった。即ち、引締めは三十二年五月から七月にかけて流通段階に及んだ。その後、一時、引締め中たる



みがあつたが、十月後半から引締めは生産段階に波及するに至つた。財政揚超期に当る一―三月(三十三年)には金詰りはひどくなつて深刻な不況がやつてくるだろう(「三月危機」説)、それを通りすぎれば、下期には景気は立直りに向うだろう、といわれてきたのである。このような見解の底流としては、(1)財政金融政策によつて景気を操作することができる。(2)日本経済は拡大しすぎて国際収支のかべにぶつかつたのだから、経済を縮小しなければならぬし、縮小して国際収支が改善されれば景気は再び立直る、という二つの考え方が保持されていた、だから、日銀は金融面の操作による投資ブームの抑制のために冷厳な態度を堅持し、前年の経済白書は「早すぎた拡大とその反省」と銘打つたのである。こうした見解は普通、「警戒論者」と呼ばれていたが、本質的には「楽観論者」と何ら異なるところのないものであることが、その二重の間違ひによつてばくろされていようである。即ち、一方では、経済の何ら著しい縮小なしに、三十二年九月には早くも国際収支は改善の兆を示し、十月及び十一月の二カ月で一億二千万ドルの黒字が生れ、三十三年四月末の外貨保有高は十一億ドルに接近し、六月十八日には公定歩合を二厘引下げて、前年の引締政策以前に戻つたのである。にもかかわらず、他方では、景気局面には依然として重くしい気配が去らず、むしろ濃化の一途を辿つており、何らかの刺戟的な不況対

策実施の必要が、政策転換論として政治問題化するに至つている。公式見解による景気予測は全く外れたのである。生産を縮小させるための日銀の金融引締めは、弱小企業を破産倒産に導いただけで、生産はやや低下傾向を示したものの、相変わらず高水準を続け、また大企業への日銀貸出高はむしろ増加の一途を続けていたのである。もはや政府・日銀の金融引締の論拠は著しく弱いものになつてきた。そこで導入されたものが世界不況である。しかも、これまでの公式見解は、この世界不況と日本経済内部の不況要因との間に、何ら関連ある統一的な説明をも与えていなかったのである。

経済企画庁は、今次白書の発表に先立つて、七月七日に「世界経済の現状と展望」と題する調査を発表し、また白書発表直後の七月二十六日に、三十三年下半期(七月―十二月)のビジネス・サーベイ(企業経営者の見直し調査)の結果を発表した。前者は、世界景気が微妙な段階に入つたので、戦後ブームの終つた西欧及びアメリカ経済の現状を分析し、その見直しを明らかにしたもので、その「むすび」によると、(1)世界経済は一方においてアメリカ、西欧後進諸国の景気が同時に下降し、連鎖反動的に不況を深化させるといふ重大な危険性ははらみながらも、反面ではアメリカ不況の底入れ観、西欧の外貨準備の増強と拡大政策への地ならし進行、商品相場の低水準における一応の安定

と国際的借款活動の活発化など、不況の深化を食い止める有力な諸要因も見出される。(2)そのいずれの要因を重くみるかで景気の前途観も楽悲両様に分れるわけであるが、不況の深化を避けなければならない政治的軍事的要請があるばかりでなく、各種の形態による国際的協力の進展もあるので、おそらく世界的な景気沈滞局面がこれ以上さらに大中に悪化することは避けられるのではなからうか。(3)しかし世界的に過剰設備傾向があるので、民間投資の力強い再上昇は望みがたく、したがつて底入れ後の世界景気は急速な回復を示すことなく、多少の起伏はあつても、いわゆる「ナベ底」型の様相を呈するであろう、と述べている。即ち、世界不況はこれ以上悪化せずに長びくというのである。次に、後者のビジネス・サーベイは、大都市を中心とする資本金一億円以上の法人千五十七社について三十三年五月下旬から六月上旬にかけて実施した調査で、回答社数は七百五十二社(回答率は七一%)であつた。調査の項目は日本経済の生産、物価、貿易、株価についての見直し、内外の景気全体に対する見直し、自己の所属する産業と自己の企業については売上、純益、製品及び原材料価格、在庫、輸出入、資金需要、経営上のあい路などに対する見直し等であつたが、これによると、前回の調査では企業経営者の大部分が景気後退も九月頃には底をついて、三十三年度下半期から好転するものとみていたのに、今回の調査で

は七月―十二月の生産、物価は一―六月水準の横ばいで、輸出は伸び悩み、輸入は減少することなく、株価は緩慢な上昇を続け、景気好転は来年に持越されると考えている企業が多くなつたことが目立つていと述べているだけである。要するに、右にあげた二つの調査発表では、経済企画庁は、いずれも不況の現状を分析しただけで、ではどうすればよいかという方向指示と具体策を全く欠いているのである。何故であらうか。

もともと景気の変動、その循環の必然性については、むづかしい経済理論などを必要としない。信用制度の発達に伴つて、資本の蓄積は、短い期間に広い範囲の企業に亘つて波及することができるようになり、また波及せざるをえないようになる。競争の強制と産業の連関がそうさせるのである。投資はいわば束になつて行われる。投資のこの時間的集中、いかえれば投資配分の時間的不均等によつて、経済活動の繁忙期と閑散期とがある。資本蓄積の昂進が好景気であり、その弛緩が不景気である。好況は不況を準備し、不況は好況を準備する。そして好況から不況への転換は恐慌の形をとつて比較的急激に行われ、不況から好況への移行は、回復期を経て比較的ゆるやかに、しかし次第に加速するテンポにおいて行われる。そしてそれは再度不況への道である。――といったような見方は、投資の需要及び供給効果や、蓄積の緩急に伴う金融の動きや、物価



騰貴と内外市場との関係などを含めて、資本主義経済の発展についての、ほとんどの教科書にもあるような常識となつているのである。

まさしく、この常識において、三十一年度には民間資本形態が前年度に比べて六四%増、産業設備投資だけをとると同じく七七%増という巨大な規模に達し、その故に未層有の好況であつた。それだけに、そこに生じた不均衡は、急速に逆転への要因を醸成せざるをえず、三十二年度の資本形態は対前年度六%増(設備投資一五%増)という急激な衰えを示した。絶対的には減少しなかつたけれども、緊張から弛緩への変化は極めて大巾なものであつた。だから景気の転換であり、下降であつた。三十三年度の資本形成は、少くとも設備投資についていえば、いまのところ前年度なみの水準を維持しているようである。今後或る程度の落ちつきを示すことができたなら、それは景気後退の勢が下火になつて局面が下降(恐慌)から沈滞(不況)に移りつつあることを意味するものであろう。経済企画庁の報告や発表は、このような常識的な景気循環論を以て問題の焦点を合わせようとしており、その限りにおいて、現在の景気局面が下降から沈滞への移行段階であることを肯定しているようである。しかも、今次の経済白書では、とくに「景気循環の復活」を指摘し、今が「布石の年」であることを強調しているのである。

しかし、いわゆる「景気循環論」がすでに常識に化しているという事は、それが真理であることをいささかも意味するものではない。むしろ、現実においては、それがつねに慎重論の理論的武器となり、また不完全な統計資料に基いて不確実な予測を行うことに追われるだけで、何ほどの確かな事前的措置をとるほどの、方向指示や具体策を与えることができないという事は、もはや、この「景気循環論」が現在の資本主義の体質を診断する方法としては不十分であり、少くとも有効ではないという事を示すものではなからうか。この疑問に答えらうべき試金石ともいえる当面的問題は、第一に「ナベ底」型論議をめぐる生産調整の問題であり、第二にアメリカの景気後退を中心とする世界の不況の問題であり、最後に、これら内外の景気動向をめぐつての労働情勢悪化の問題である。

### 二 「ナベ底」景気と過剰生産問題

三十三年三―四月の物価の下げ渋り傾向をきつかけにして不況「底入れ」論が登場してから、不況の「ナベ底」型ということがいわれるようになり今日では政府及び日銀などの支配的景気論者の合言葉の観を呈するに至つた。もともと「底入れ」といい、「ナベ底」型といふ表現自体が景気を表わす言葉としてはあいまいであり、その内容が具体的

に何を意味するかは必ずしも明確でない。ただ、少くとも、物価の下げ渋り傾向、生産調整の進展、これに伴う在庫の減少傾向、輸出、国民消費、設備投資など最終需要の増加、あるいは一定の高水準持続、国際収支の黒字傾向等々の現象を含みとして、「底入れ」とは、景気が悪い時期は過ぎ去つて、これ以上の景気下降はありえない、さりとて、目先大巾な景気上昇も期待できない、といった現状認識、一言にしていえば「これから先底がぬけるようなことはあるまい」という意味に使つていられるようである。そして立直りに時間がかかるために、立直りの過程もしくは立直りへの過渡期、一言にしていえば長く沈滞する状態を「ナベ底」型といつていられるようである。しかし景気局面をこんな単純な言葉で比喩的に表現してよいものかどうか問題であらう。たしかに、右のようないくつかの景気指標は、従来の直線的下降が一応止むだろうことを告げている。だが、それだけのことであつて、今後どのようなコースが約束されているかは全く別個の問題なのである。

まず「底入れ」の第一の指標は物価の下げ止りの気配であり、その背景にある需給悪化基調の抑止である。たしかに、製品在庫の増加が、次の表にみるように、ようやく鈍化から減少の段階に入つたことが注目される。

そしてこの場合の在庫の減少が、主として生産活動の低下によつて結果されたことも明かである。だが、ここで注

最近の需給事情

	(生産)	(出荷)	(在庫)
三十二年十一月	一四三・一	一三五	一五〇・四
十二月	一四三・三	一三五	一五〇・一
三十三年 一月	一四三・一	一三九	一四六
二月	一四三・三	一三七	一四〇・四
三月	一四三・四	一三〇	一四九・二
四月	一四三・一	一三三	一四九・一

(備考) 通産省指数を季節調整、昭和三十年―一〇〇

意を要するのは、生産の低下とは要するに生産的消費の減少であり、それ自身で、関連産業に対する需要を減退させ、産業部門相互間の市場をスパイラル的に縮小させる要因をもつことである。したがつて不況対策としての生産の抑制は、最終需要が引続き堅調を維持し、これが下降のスパイラル(螺旋形)を遮断する防壁となる場合に、はじめに、その効果を發揮しうるにすぎない。右の表にも明かなように、三十三年に入つて出荷はようやく底入れ気配を強め、若干の増加さえみせたのである。それは中間需要の圧縮に伴う出荷の減退が、引締め以降なお高水準を維持する最終需要によつて遮断された事実を示すものといつてよくだからこそ生産の抑制が製品在庫の減少となつてあらわれつつあるのである。

そこで、在庫調整は漸く軌道に乗りはじめ(ここに「底



入れ論」が出てくる)、今後需要の大幅増加がなくとも現在の操短体制さえ続いて行けば、九月頃には一応生産調整が済むだろうという見方(いわゆる在庫論者)現在の「底入れ」論の主流)も出てくるのである。たしかに、それはインヴェントリー・リセツション(「在庫調整に伴う景気後退」)の一応の終了を示すものではあるが、しかし製品在庫の水準は依然として高く、在庫調整は僅かに一歩を進めたにすぎず、この意味の底入れは必ずしも直ちに回復を意味するものではない。むしろ問題は、当面の景気後退が、果して単なるインヴェントリー・リセツションに止まりうるか否かにある。いわゆる「ナベ底」型の低迷期において進行するものは、ただ在庫調整だけではありえない。むしろ、その背景にあるより基本的な過剰設備能力が、この期を通じてさらに過重化される方向にあるということである。

いまでもなく、今次の生産の低下は、全く「操業の短縮」によつて結果されているのであつて、業界の整理なし過剰設備の切りすてが行われているわけではない。それは、これまでの景気後退をインヴェントリー・リセツションと見た限りにおいて、むしろ当然であつたとしても(その故にこそ累次にわたる見通しのズレを結果したのであるが)、それだけに多くの遊休設備が、たえず稼働を求めて待機しているのが現状である。しかも前年末の継続工事の

多くは、ここ半年或は十カ月以内に完成するとみられており、そうした設備投資は今後着々と生産力化されてゆく、その過程において、設備能力の過剰がますます表面化し、或る時期以後は新規着工の投資が大幅に後退する恐れがある。設備投資は何んといつても景気の大きい支柱であると同時に、その急激な減少は本格的な生産財不況へと導く可能性をもつのである。

たとえば、経済企画庁は三十二年十二月二十六日、三十二年下期の法人企業設備投資予測の調査結果を発表したが、これによれば、三十二年下期の設備投資は、三十一年度の実績より一九・六%多くなつており、その八割は継続工事で新規工事は二割にすぎない。継続工事が多いことは投資を中途で切りにくくさせ、投資の底堅さを示している一方、新規工事が少いことは投資が峠を越し、一巡の傾向にあるためとみられる、と説明されている。さらに、工事は新規着工分を含めても、電力、鉄鋼などを除き大部分が三十二年三十三年にかけて完成、稼動する予定で、今後の需給関係におよぼす影響が注目される、といつていのである。問題はここにある。即ち、投資が需要をつくりだす時期はやがて終りをづけ、拡大された生産能力をもつて大量の供給を生み出す時期に移ろうとしているのである。資本の不足から生産過剰に舞台は変ろうとしているのである。ここにこそ、深刻な事態が予測されるというものである。

る。これは、かの金融引締めによつてつくり出された事態とは、全く別個の問題である。

即ち、在庫調整の「底入れ」観によつて、おそくも明年は景気が好転するという前掲企画庁の見通しとは逆に、むしろ今後本格的な循環性過剰生産恐慌が発生するだろうという見方が、より現実在即するものとして拾頭しつつある。それは、すでに一年前に、繊維産業に典型的にあらわれ、次第にその範囲を拡げ、三十三年度中には、大部分の産業に及ぶだろう、と予測されるに至つているのである。日本経済の内部に、このような生産過剰の要因が成熟しつつあることこそが、今日の、さらに明日の問題の焦点でなければならぬ。この場合、当然のことながら、次の二つの方向が考えられる。その一つは、それが失業の増加、雇用の減少、賃金所得の縮減などを通じて、労働情勢の悪化と直接結びつくことにおいてであり、その二つは、世界の景気後退が一段と進み、日本経済の不況がそれと同時に結びつく場合の事態の深刻さについてである。

### 三 アメリカをめぐる世界不況の現状

禍いは群れをなしてくるといふが、日本経済の内部に右のような変化が成熟しつつあるときに、親元であるところ

のアメリカ経済の方が一足先きに、生産過剰にもとづく景気後退をはじめたのである。また国々によつて多少の時間的ズレはあるが、各国にもアメリカの不況が次々と波及し、それがさらにアメリカへとねかえりを示しはじめたのである。この世界不況の現状とその見通しは、日本経済の動向を大きくゆすぶろうとしている。政府ははじめ一連の「底入れ」論者の強調する「輸出第一主義」は、果して日本の景気後退を救い得るであろうか。

かのニューデール以降約二十年間に亘つて、体制の根本を揺がすほどの激しい不況に見舞われることなく今日に至つたアメリカの資本主義、今次大戦後四八―四九年、五三―五四年の二度にわたつて体験した景気後退も案外軽く乗り切つたアメリカ体制、このことから、ここ二、三年來「資本主義は変つたか」というテーマをめぐつていわゆる「現代資本主義論争」が各国の経済学者によつて展開され、或はアメリカ資本主義のいわゆる永久繁栄説が生れて、「アメリカ経済では景気波動を惹起する経済各分野が同時に同方向に動いて、循環波動を激化させることがなくなり、逆に景気循環を構成するもろもろの経済要素がいくつかの独立したサイクルになつてきた」とまでいわれるに至つていた。この現代資本主義の皆とも目されているアメリカにおいて、一九五七年初秋以来ここにすでに約一カ年、緩急こそあれ、景気の下降が絶え間なく打続き、資本主義諸国の



経済危機を烙印づける段階に立ち至っていることは、まことに驚異に値する。このアメリカ経済の異変が一時的な、資本主義経済に特有な病理現象としてのインフレーション・リセッションに止まるものか、或は今後さらに長期にわたる世界的な循環性過剰生産恐慌のはじまりであるか、について、アメリカ国内でも楽悲両様の見方が対立しており、日本におけると同様に、政府及びその関係のエコノミストたちは、盛んに楽観論を流布しており、それがまた日本政府及びその代弁的経済評論家に受け売りされているとみてよい。アメリカでのこの楽観論の代表はハーバート大学のサムナー・スリクターであつて、彼は定期的に日本経済新聞に論文を寄稿している。

彼ら一団の経済学者は、資本主義下にある限り経済危機の到来は不可避であるとする伝統的見解に「原則として」同意しつつも、今日の資本主義社会はついに不況や失業を処理する方法を会得したから、もはや大きな景気沈滞の再来を憂える必要はないと強調し、ここから「永久繁栄」の予言を支持している。こうした自信は、二つの考え方に由来する。第一に、過去二十年の間に行われたアメリカ経済の構造的変化により、その経済組織が内包する「不況化傾向」はいちぢるしく減じ、反面それだけその本質的安定性や弾力性が増大したと考えるのである。第二に、経済理論におけるいわゆるケインズ革命により、経済安定に必要な

基本的洞察力が与えられた―即ち経済活動水準の短期変動を起す諸要因を深く解明した所得・雇用に関する近代理論のおかげで、デフレーション及びインフレーションの事態に対抗する必要手段が明かになつていゝと考へるのである。このうちとくに第一の考へ方は、アメリカ経済にはいわゆる「ビルトイン・スタビライザー」built-in stabilizer (自動補整的安定装置)が存在すると指摘して内外に強い印象を与えてゐる如くである。日本の堀江東京銀行頭取の所説(「アメリカの景気をどうみるか」、「世界」三十三年五月号所載)の如きは完全にこの考へ方に同調する一例であるが、果して現実には、そのように動いてゐるかが問題である。

これに対して、経済学者の大部分(とくにスタンフォード大学のポール・バラン)や労働組合関係の人々は大体悲観論者で、マルクス主義経済学の意味でなくとも、今度のアメリカの不景気の本質は一般的過剰生産であると見、ビルトイン・スタビライザーの効用についても、それほど高く評価しておらず、また経済政策についても狭い限界を以てゐるようである。たとえば、彼らによると、五三―五四四年の景気後退当時でも、失業手当、年金、農産物支持価格、税法による損失繰戻しなど、各種のいわゆる安定装置によつて、不況で失われた国民所得の三分の一程度が救われたにすぎなかつたといわれる。さらに現在の後退期に当

つて主要労組のエコノミストは、過去半年間、失業手当で補填された購買力は、失われた総賃金所得のわずか一七%にしか達していないと指摘しているほどで、いわゆる安定装置の景気効果を過大評価することの危険が示唆されているのである。もちろん、これについて、スリクターは、「ケインズ経済学の終焉」という一文の中で、「ケインズはアメリカにおいて発見という名の新産業(インダストリー・オブ・デイスカバリー)が豊富な投資機会を創り出したこと、および消費者は財の需要に対して、受動的というよりもむしろ能動的な役割を果していることの二点をつかむことができなかつた。実はこの二つの要因によつて、アメリカ経済はケインズが予見した絶えざる有効需要の不足とは逆に、むしろ絶えざる有効需要の超過に悩まされてゐる」と指摘し、個人消費面における消費者信用の役

割を強調してゐるのであるが、しかし今回の景気後退の長期的性格が一般に認識されるにつれて、すでに後退開始後半年の三十三年二、三月には割賦信用残高は、年率約五十億ドルの線で実質的にも減りはじめてゐる現実によつて反論されてゐるのである。なお今回の景気下降について、政府やスリクターらは、あくまでこれをリセッション(景気後退)といい張り、経済評論紙や労働組合関係者はデプレッション(不況)といつてゐるが、いづれにしても今日の景気下降が容易に回復しがたいものであるとする一般の認識を深めつつあるのが現状のようである。では、アメリカ経済の現状はどうか、についてみよう。アメリカのいろいろな経済指標について、五七年と五八年第一四半期との間の変化を示してみると、およそ次の如くである。

項目	一九五七年	一九五八年	変化率
総国民生産額	四、二九九億ドル	四、二九一億ドル(第一四半期)	(一)〇・二%
個人所得	三、三三四億ドル	三、四二七億ドル(二月)	(十)一・六%
工業生産(一九四七―四九年Ⅱ一〇〇)	一四六	一三〇(二月)	(一)一一・〇%
鉄鋼生産(週間)	二四〇万トン	一四〇万トン(三月)	(一)四〇・二%
自動車生産(週間)	一四〇、五〇〇台	八七、七〇〇台(三月)	(一)三七・六%
小売売上高	一、九六三億ドル	一、九四五億ドル(二月)	(一)〇・九%
工場受注	三、四七一億ドル	二、九〇四億ドル(一月)	(一)一六・三%
設備投資	三六九億ドル	三四一億ドル(第一四半期)	(一)七・七%



建築支出	四六三億ドル
商品輸出	二〇二億ドル
雇用者	六、六〇〇万
失業者	三一〇万
生計費(一九四七—四九年一〇〇)	一一八・七

右によると、明かに今度の景気後退の特徴は、自動車、鉄鋼を中心とする耐久財工業が最も大きい打撃を受けているのに対し、小売売上高や生計費がそれほど変動しておらず、非耐久財部門や農業が割合に軽微な影響ですんでいるということである。たとえば、工業生産の中でも耐久財生産は五八年一月一四三、二月一三七で、五六年十二月の最高水準に比べて一八・八パーセントの低落となつており、非耐久財の方は一月一二六、二月一二五というように比較的安定しており、五七年九月の最高点に比べても五・三パーセントの低下となつていただけである。もう少し詳しくいうと、第一次金属(鉄鋼、銅、アルミニウム等)は、ブームの最高点に比べて三六・七パーセント、金属製品は一四・一パーセント、運輸設備(自動車を含む)は一六・六パーセント、電気機器は一七・一パーセント、その他の機械は一九・六パーセント、工具は九・一パーセントとそれぞれ生産が減少しているが、製紙、印刷、化学製品、石油、食料品、飲料品、煙草などの非耐久財はすべて比較的軽微な生産減退で済んでいるのである。この原因として

四七五億ドル(二月)	(十)二・五%
一九一億ドル(一月)	(一)一〇・一%
六、四六〇万(二月)	(一)二・一%
五二〇万(一月)	(十)六五・七%
一一二・五(一月)	(十)三・二%

は、失業はふえても個人所得は減少しないのみか、却つて増加しており、したがつて消費支出も依然として旺盛で、生計費も下つていないためであると考えられている。そしてこれがこんどの景気後退の特徴でもあり、また不況が短命に終る条件でもあるといわれていたのである。

ところが、三月以後になると事態はさらに変つてきた。まず消費の購買力が漸く低落の兆を示すようになり、三月中の小売売上高は前月に比べ四パーセントの減少となり、月賦販売高も低下した。とくに自動車の売行不振がその主な原因であつた。自動車は五八年型の不評も手伝つて、五年に入つてからますます売行が悪くなり、三月には新車の在庫が八八七、〇〇〇台に上つた。自動車工業の中心地で三六五万の人口をもつデトロイトでは失業率一五・一%(アメリカ全体では六・七%)を示し、約二三万人の失業者が発生しており、そのうち四万人は失業手当が切れている。一日当りの失業救済支出は七四万ドルに上り、一年前の三倍になつた。次に生計費は少しも下らず、とくにエンゲル係数が高まつたことは、一般消費支出を減退させる原

因となつている。

四月八日の米労働省発表によると、失業者数は三月には、二月より二万五千人ふえて、五百十九万八千人となつた。アイゼンハワー大統領はこの発表についての声明で、「これは景気後退の足どりが鈍つたことを示すものだ」と楽観的な意見を述べた。三月には失業者が五百四十万に達するだろうと一般に予測されていたのに比べると、失業者の増大率が著しく鈍つたようである。しかし三月は普通なら季節的に失業者が減るときであり、アイク自身も二月の特別声明では、失業の減少を予想していたに過ぎない。また総雇用数は二月に比べて三二万ふえたが、これは主に農業、建築などの戸外労働の増加による季節的なもので、非農業労働の雇用を季節差調整済みの数字で見ると逆に三十万も減ることになる。生産活動の面をみると、鉄鋼作業率は四月第一週に入つてついに四八%に下つた。自動車の三月の生産台数は三十五万七千台で、二月より九%低下し、三月としては十年間の最低になつた。尤も、三月の新規建築高は二月より二億五千万ドルふえて三十四億ドルに近づき、農業所得も増加傾向にあるし、連邦住宅局保証の住宅金融申込件数もふえるなど、明るい材料もないではない。しかし全体としては、三月を境に景気が上向くというアイクの予言を裏切つて長期的な不況の様相を決定的にした感が深い。

ただ、五月には、これまで低下しつづけてきた工業生産指数が一年振りに反騰(四月の一・二六から五月の一・二七へ)して、鉄鋼業の操業率の五〇%から六〇%への回復、失業者数の五〇〇万台以下への減少などとあわせて、一部ではわが国と同じように後退底入れ説が有力になつた。なかでも、ブラウン労働次官補は「米国の景気後退は確かに底をついたようだ。明年の今頃には一九五七年の水準までもどるだろう」(ワシントン五月二十四日発AP)とまで好転説を述べている。スリクターも日本経済新聞への寄稿論文で「米国経済は景気が底入れし、ゆつくり拡大に向つていくという兆候が次々にあらわれている。そのうちで最も印象的なものは、この二カ月間、とくに五月に著しかつた雇用の改善、小売売上げの堅調、伸び続ける個人所得、住宅建築着工高の増加、新規受注がふえた企業の増加、鉄鋼生産の回復などである」(六月二十五日)と述べている。しかし、スリクターがここに述べている好転の兆候を一つ一つしらべてみても、まだ小さなもので、それが果して景気回復の力を与えるかどうかは、疑問の余地がある。かくて、七月に入つてのアメリカ商務省及び労働省の発表によると、六月の失業者数は五百四十三万七千人に達し、一九四一年八月以来十七年間の最高を記録した。五月の失業者数が四百九十万千人であつたので、一挙に五十三万三千人ふえたことになる。もちろん六月の増加には季節的なもの



の多いことは例年の如くであるが、失業者がこれほど増加したことから、これで失業者の増加も頭を打つたのではないかと楽観論が強まっていることも奇異の感なきをえまい。とくに自動車生産が六月末から七月初の第一週に四万一千三百台という最低を記録していることが注目されるからである。また景気の支柱をなす五八年の設備投資見込額は、三月の推定においては対前年比一三%減を示していた。それが六月の推定ではさらに低下して一七%減を示すに至っている。この数字は今後の事情によつてもつと減少するかもしれない。操業率がまだ下り、利潤率が低下すれば、新規工場及び設備投資は切下げられざるをえないからである。ただし既定投資計画が完成し、これから稼動に入るにしたがつて、操業率が下る可能性がまだあると考へねばならないからである。これを防いで操業率を上げるためには市場が拡張しなければならぬが、その可能性はあるだろうか。スリクターや米政府は国家支出の増加によつて市場は拡大するといっている。しかし、国家支出は無条件で自動安定装置の役割をはたすものではないし、五八年末までに予想される政府支出の増加も、固定投資の減少をうめ合わせるには足りない。このような設備投資の動きから、専門家筋の間には景気後退は続くばかりでなく、さらに深刻化するとみる見方が再び強まってきたといわれている。

さて、右のようなアメリカの不況を反映して、世界経済の動きも大きく揺ぎつつある。ヨーロッパの諸国でもイギリスをはじめとして次第に後退の波にまき込まれようとしており、世界的に輸入制限、輸出競争激化の勢いは避けられそうもない。すでに、東南ア諸国は外貨の不足によつて輸入力が落ちており、我が国にとつて重大関係ある輸出環境は、このところ悪化の一途を辿つていっているといつても過言ではない。統計は、世界貿易の拡大が、五七年末には一応止まつてしまつたことを示している。五七年の夏から秋にかけて、通貨危機が、国際経済の舞台に人々の関心をひきつけたのであるが、年末には国際収支は欧州でも日本でも一応好転したのであつた。しかし国際市場をおおつていた低気圧は解消しなかつたのは、アメリカ経済の景気後退が世界貿易の拡大を阻止するに至つたからにはかならない。アメリカの景気後退が、どの程度の深さになり、いつまで続くかは、もちろん正確に予測は許さない。ただ、ここに注意を要することは、五三―五四年の時は西欧はすでに景気の回復過程に入つていて、アメリカの景気立直りを早めた。戦後十年の間、戦争からの回復、技術革新などによつて、資本主義諸国は著しい不均等な発展をとげ、景気循環も統一性を少からず欠いていた。ところが、戦争からの回復を一応終り、五三年以降のブームを通じて、各国の景気循環は著しく統一性を回復するに至つた。各国によつて、

まだ多少の時間的ズレはあるとしても、ほぼ同じ方向への歩みを示すようになってきている。これが、今後の景気後退の歩みを同じくさせ、不況を世界的規模に拡大する条件になるうとしていいる、ということである。すでにみたように、日本の場合でも、アメリカの場合でも、経済規模が大きくなつていいるだけに、不況の根は深いといえる。しかも不況の根が世界的規模であるだけに、資本主義諸国の主導的地位にあるアメリカの景気動向が、各国の注目の焦点とならざるをえないのである。

まずアメリカの不況を反映して一番早く不況が現われたのは、何といつても海運界であるが、これに続いて貿易面にも不況が現われ、貿易が減るとともに、五七年以来金利を上げたことが効いて新規投資を減少せしめた。欧州では、石炭が不足して、アメリカから三千万トンを入力していたのが、逆に欧州の石炭が千五、六百万トンも、いたるところの港や山元にストックされている。このためアメリカからの石炭の輸入を止めると、ますます海運界は不況になるという悪循環の恐れが出てきている。このようにアメリカの不況が欧州に及び、それがアメリカにもはね返つていいる。アメリカの輸入制限政策も、これと同様の悪循環を喚起して、世界経済の景気後退を同時化し慣性化する傾向を示しつつある。国連本部が五八年六月二十二日発表した一九五七年世界経済概観第二部（当面の世界経済動向）は

世界主要国の過剰生産傾向を指摘し、これがアメリカをはじめ多くの工業国の設備投資の減少、ひいては世界不況をもたらししている事実を詳細に説明し、設備投資が再び増大に向うまでの期間が五三、四年の景気後退当時よりはかなり長くかかることを述べて、これこそ世界景気の立直りを遅らせる大きな要因だと結論しているが、極めて示唆的であるといふべきであろう。

#### 四 不況と闘う各国の労働運動

アメリカを中心として深刻化する景気後退の嵐は、西欧や日本などの工業国、さらに中南米やアジアの原料生産国に波及するに至つたが、いうまでもなく、この不況の発展は雇用・失業情勢を悪化させ、労働及び生活条件の低下を惹起する。それは、すでにみたように、大衆の購買力の低下にもかかわらず、消費財の価格はほとんど値下りせず、生計費の高騰という形で、不況の負担を国民の肩に転嫁するからである。このような状況に直面して、各国の労働組合や消費者団体が激しくこれに対決せざるをえないということも当然の成行であつた。ただ、各国の経済は不均等に発展しており、不況の発展も一様でない。したがつて各国の労働者の闘争も当然多様な姿を示すことになる。そこから一般的傾向をひき出すことは必ずしも容易でないが、一



応各国労働者が進めている闘争の現状を窺うことからはじめることにする。

まず火元のアメリカでは、すでに五百四十万という戦後最大の失業者をかかえて、労働組合は不況といかに闘うかの深刻な問題にぶつかっているが、全体としてまだ、不況を利用して攻撃に出ている資本家側に対し守勢に立っているようである。それがアメリカ人のもつ危機意識の弱さによるものであるかどうかは別として、労組指導者の姿勢が低く、明確な不況対策を打出していないからである。まず五七年十二月のAFL・CIO（アメリカ労働総同盟・産業別労働組合会議）の年次大会は、不況を克服し労働者の生活を保障するために広汎な綱領を採択した。その中には次のような項目がある。公共事業計画の大巾の拡張、年間二十万戸の安い家賃の住宅計画、失業補償と社会保障手当の増額一時間一・二五ドルの最低賃金（現行一ドル）とその適用範囲の拡大、小企業・農場主・住宅購入者に対する金融緩和、貧窮地域に対する連邦政府の援助、所得税の免税点を現行の六百ドルから七百ドルへの引上げ、独占価格の防止措置、等これである。さらにこの綱領には軍事費支出の増額という一項もあり、バターも大砲も、の線を打出している。会長ジョージ・ミーニーはこの大会で、ソ連の人工衛星の打上げによる「危機を克服するためには、労働運動はどんな犠牲をもたえしのぶ」用意があるとささ述べて

いる。五八年三月の不況対策緊急全国大会でもAFL・CIOの基調は、右の年次大会の決議の線を出てなく、「アメリカに仕事をとりもどし、アメリカを軍事的に強くすること」であった。しかもそこでは、年次大会で取上げられていた労働時間短縮の要求がいつの間にか姿を消していた。これはAFL・CIOを二分する自動車労組と鉄鋼労組の闘い方の対立を示すもので、五八年一月のUAW（全米自動車労組）の臨時大会でルーサー会長（AFL・CIOの副会長）は、購買力を強化するための賃上げと、国防力を強化するための軍費の増額を叫ぶ半面、労働時間短縮の要求を引下げてしまったのである。当時デトロイトだけでも十五万の完全失業者が街頭をさまよい、仕事についている者でも週に三、四日という不完全就業者であった。こうした失業者の群れに仕事の機会を与えるためには、賃上げによる市場の拡大も一つの方法であった。しかしそれ以上に労働時間の短縮も重要な筈である。臨時大会で執行部の態度をめぐってかなり荒れたことにも理由あるところであった。これに対し、AFL・CIO傘下の組織として最も強力な一つである鉄鋼労組は、同じ一月に大会を開き、マクドナルド会長は学校、病院、道路、公園等の平和目的のための支出増額を強調すると同時に、賃上げとともに労働時間の短縮要求をとりあげている。その他の組合は、上の二つの典型のいずれかに傾くことによつて闘いを進めて

いる。三月にはアメリカで最も穏健な組合と目されていた婦人衣服労組約十万人が「四分の一世紀ぶりに」賃上げストを敢行した、一方失業労働者の組合がカリフォルニアに生れ、各地に拡がり、五月初めイリノイ州リングフィールドで開かれた同州失業者の臨時大会では八項目にわたる綱領を採択し、デモ行進が行われた。

アメリカ労働者の不況に対する闘いの概観は以上のようなものである。それは一九三〇年代初頭のようなささまじい高揚はみられず、しかも軍事費の増額に幻想さえ抱いているのである。しかし下部組合員からのより上る多くの批判は、アメリカ労働者が追々と恐慌対策としての戦争受入れを拒否し、大砲とは別の線にそつてバターを求めだしており、またオートメの導入による大量解雇という新たな脅威に対しても賃下げを伴わない労働時間短縮の要求を打出すに至っている。

アメリカの不況を最も端的に受けているカナダでは、失業者も八名につき一名という高率を示しているが、五八年四月カナダ労働組合会議は「一九三〇年代の不況時代以来の最も深刻な雇用危機」を克服するための綱領を発表している。それによると緊縮政策の緩和、減税、住宅資金の補償、失業手当その他の社会保障給付の増額、土木事業の計画の拡大、最低賃金の引上げ、週四〇時間労働制の実施、農村購買力の助長、低開発諸国への援助増大などの諸項目

があげられ、また経営者に対しては労働時間の短縮を要求し、雇用の縮小を伴わないように新技術を導入することを提案、各組合に対しては、この綱領の実施促進、追加失業手当や年間保障賃金などの雇用安定策についての交渉の推進を呼びかけている。この綱領が前述のAFL・CIOとはつきり違っていることは、軍事経済の拡大要求が抹殺され、労働時間の短縮要求が明確にうたわれていることである。またカナダで注目されることは、自動車労組の中国貿易要求である。これはカナダにあるアメリカ自動車会社の工場で生産された自動車が、アメリカ政府の意をくんで本社から中国への輸出禁止が命令されていることに対する抗議で、アメリカ自動車労組カナダ地協では組合員一万を代表してカナダ政府に対し、アメリカ国務省の支配から脱却するよう運動を起したのである。

イギリスでは五八年五月はじめからロンドン・バス労働者五万の無期限ストが続いている。このロンドン・バス労組の闘争は、イギリスにもおそいはじめた不況のただ中で、政府の賃金釘づけ政策に真向から挑戦したものであるが、TUC（英労働組合会議）では緊急財政・総務委員会を開き、「ロンドン・バスをストツブさせたのは政府の政策である」という非難声明を発表、さらに総評議会を開いて傘下組合員に連帯のアピールを出した、一方議会でも労働党が政府に対する問責動議を提出するなど、ロンドン・



からくるインフレの昂進等により、国民大衆の生活の窮乏が拍車をかけられたという事態の変化を反映するものにはかならない。

総じて、こんどのアメリカをめぐる世界不況は、戦後はじめての本格的な不況であり、しかもそれが社会主義体制の確立と植民地・従属国での新たな民族運動の昂揚のさなかに勃発したという国際環境のゆえに、資本主義のいわゆる自動調整機能が特に弱められた形で、資本主義世界の経済的諸矛盾をさらけ出しつつ、今後一層慢性化する傾向を示しつつあるということである。我が国の場合も、何らこれに対し例外をなすものではない。今次の政府発表の経済白書や労働白書が、これについて示した態度や方針については、以下の諸篇において稿を改めて述べるであらう。

バス・ストライキは政策の転換を要求する政治闘争に転化している。

すでに昨五七年九月の大会で、TUCは経済危機を打開するための広範な綱領を採択しているが、大会は穏健な執行部方針を無視して、米ソを含む欧州の集団安全保障体制確立、核兵器実験の即時無条件中止、週四十時間労働確立の再確認、中国の国連参加推進、東西貿易の拡大、産業界の推定などの諸項目を決定したのである。この大会でイギリスの労働者が表明したのは、平和と東西貿易こそ当面の危機を切り抜ける途であるという決意であった。これは最近（五八年六月）開かれたアメリカの全米鉱業労組の年次大会が、失業手当の増額と支払期限延長、賃下げを伴わず労働時間短縮などの諸要求と並んで、平和と軍縮を強調し、アメリカ外交政策の修正を要求して「このような修正が行われれば、その副産物として、すべての国にとつて互恵的な貿易関係の増大がもたらされ、アメリカ製品の市場が著しく拡がるだろう」と決議し、国際緊張緩和のため首脳会談の早期開催をも要求していることと、思い合わせて、戦前とは大きく転換している労働運動の全般的動向を示唆するものである。

フランスではCGT（労働総同盟）が、ガイヤール内閣の倒壊に際して五八年四月十六日書記局声明を発表し「最近ではじまった恐慌を反動的な方向で解決しようとするいか

なるやり方にも反対する」と述べ、当面の政治危機を解決する方向として、勤労者の購買力引下げをやめ、かれらの正当な要求を認めること、インフレによる物価の投機的な釣り上げを抑え、不況と失業の危険を避けるために必要な措置をとること、国の独立を含む各種の基本的な自由の回復、アルジェリア問題の平和的解決、ミサイル基地の設置反対、軍縮の推進、国際緊張の緩和と平和擁護、などの諸項目を宣言している。

以上の米英仏の諸国ばかりでなく、これまで比較的好況をうたわれていた西独や、慢性的失業に苦しんでいるイタリアでも、最近かなりストが多くなつており、とくに西独では、経済の下降が明かになるにつれて激化してきた独占資本の攻撃に対する労働者の反撃がますます規模を拡げている。たとえば繊維工業では五八年一月以来毎月各地でストがうたれ、延人員三万を超え、なかには七週間にわたる長期ストもみられた。不況に対するストの波が国際的に拡がったなかで、とくに注目されるのは中南米など原料生産国におけるストの激化であろう。中南米との親善強化に出かけたニクソン米副大統領がいたるところで罵声と投石と反米デモの歓迎を受けたということは、アメリカ資本の支配下にある中南米諸国の経済が、アメリカ不況のあおりを最も早くから深刻に受け、鉱産物、農産物価格の低落、アメリカ向け輸出の激減、それに伴う国際収支の悪化、そこ



火薬類・染料類・薬品類・農薬類・製造販売

# 日本化薬株式会社

取締役社長 原 安三郎

東京都千代田区丸ノ内一丁目六番地

(東京海上ビル新館三階)

電話 東京 二八局(28) 代表2951・2961番



## 特集Ⅱ 労働組合の政治活動

最近またまた、「労働組合の政治活動」ということが大きく議論の対象として上げられている。もちろん、その提起者の中心は、保守政治家や日経連など資本家陣営に属する人々ではあるが、同時に無産政党や組合運動者の中でも、これについて明確な見解が必ずしも吐露されているわけではなく、したがって労働組合の政治活動を非難する意味で問題とされる場合が大部分であったといつていい。

しかし労働組の政治活動は何故悪いのか、そもそも「政治活動」とは、具体的に何を指しているのか、ということになると、まことにあいまいなのである。最近での、これが問題となつた契機は、三十二年春闘での国鉄の新潟闘争、総評のスケジュール闘争、さらに日教組の勤評闘争などにみる総評系労組の「反政府闘争」ないしは「権力闘争」といわれる強引な「実力行使」的争議方式や、平和運動、基地問題、原水爆禁止運動等にみる大衆動員の支援闘

争方式などに焦点がしぼられているようであるが、戦後のわが国の労組運動史をふりかえつてみれば、それらは別に事新しいものではなくむしろ最近におけるその「強引さ」には多分に弾力性の加わっていることが感ぜられるほどなのである。だとすれば、今日これを改めて問題としているということは、どこにその問題の核心があるのであろうか。

もともと、この問題は、「労働組合と政党」、したがつてまた「労働運動と社会主義運動」という問題として捉えられるべきものであるが、労働組合と無産政党の性格や機能の区別、したがつてまた両者の運動面におけるそれぞれの独自の目標や方向が、これまでは必ずしも明確でないばかりか、むしろ意識的にも両者がほとんど同一視されてきたという事実によつて、問題は極めて複雑になつていようである。そしてこのことが最近、政府及び資本家団体の対労組政策を安易に戦前通りのものたらしめていっている反面、労働組合だけでなく、総じて無産政党の発展をも著しく阻害する原因となつていことが漸く認識されるに及んで、労

組自体の内部からも、この問題を究明し、運動の反省に資しようとする動きがみられるに至つていことは、最近における該問題提起の特徴の一つであるといつてよく、またその具体的な事例としては、総評でとりまとめた組織綱領草案と、それに基く五八年度運動方針原案が、三十三年六月十九日発表され、さらにそれが七月二十一日からの第十回定期全国大会で提案、可決され、その中にこの問題が大きく取上げられているといふことである。

## 一一

労働組合の政治活動を非難する最も一般的な見解は、労働組合は本来企業内労働者の利益擁護のために作られたもので、その運動の主たる目標を労働条件の維持発展において経済闘争たる方向においてのみ、運動の自主性と合法性を認めらるべきものであること、したがつてその独自の目標や方向を逸脱した労組の政治活動の如きは断乎これを排斥しなければならぬ、というものである。まことに、労働組合の本来の機能がその経済的活動にあるという、そのこと自体については、なにびとも異論のあるところではない。問題はそこにあるのではなくして、その後にくる次の諸点に議論が岐れて、労組の政治活動への可否が判断されていると考えられのである。即ち、(1)労働組の本来の機能が

経済的活動であることは、それ以外の一切の活動をも併せ行うことの可否。(2)政治的活動だけを併せ行うことの可否、(3)本来の経済的活動を軽視ないしは無視して、政治的活動だけに重点をおくことの可否、(4)政治的活動は政党に任せるべきだが、政党がやらないので、或は不十分にしかできなないので、已むなく過渡的措置として、政治的活動を労働組が代行することの可否、等の諸点において、いずれかのひとつでも否と判断される場合、労働組の政治的活動が問題となり、批判の対象とされているといふことになる。そして右のいずれの場合についても否とするのが、最も右翼的な政府及び資本家陣営の立場であり、又これとは逆に、右のいずれの場合についても可とするのが極左的な共産党員ないし組合指導者の立場であるといえるし、右の諸点の若干についてはたとえば、組合組織の保持と強化に必要な限り、というような条件つきで可或は否とする立場が一般の見解であり、最も議論の集中するところであるといえるのである。即ち今日一般に保守的立場を代表するものと雖も(1)の場合を否とすることは稀であるし、また最も革新的な立場を代表するものと雖も(3)の場合をつねに無条件に肯定することは許されえないからである。だとすれば、今日最も当面の問題とされている「労働組の政治活動」の焦点はどこにあるか。

まず、いうところの「政治活動」とは何か、ということ



であろう。言葉の一般的な概念論はここでは問わぬとしても、そこには主体によつていろいろな異なる意味内容が含まれている。一般に政党が主体となつて行つた活動が政治活動というとき、そこには政治権力の獲得、維持、強化をめぐる一切の活動が含まれており、しかもそれらが、単にそれ自体としての存在でなく、つねに濃淡の差こそあれ、人間関係における諸々の経済的利害の対立をその実体として、これを代弁し或は反映しているという観点からすれば、経済的活動と結びつかない政治活動はありえないということにもなる。労働組合の活動が「本来的に」経済的な範疇に属するものであるということは、同時にそれは労働組合の活動が、つねに何らかの意味で政治的な活動と関連していることを意味することでもあるのである。ただ、政治と経済との結びつきは各種各様であり、また直接間接を問わなために、一見純政治的或は純経済的と看做されうるような事例がありうるわけであり、とくに支配的な政治勢力と支配的な経済勢力とが、同一の立場なりイデオロギーで占められる場合は、政治と経済とは何らか分業的な形において截然たる区別をもつた活動分野たるかに見えるのである。しかし、両者とも、或はその何れかがいわば野党的な存在として、支配的な政治なり経済なりの勢力と拮抗する場合には、政治は政治勢力によつて、経済は経済勢力によつてというような「正常な」活動分野を示しうるものでな

く、経済勢力が政治活動を、政治勢力が経済活動を、つねに何らかの形において随伴せざるをえないということである。具体的にいえば、資本主義的社会での野党的存在たる労働組合という経済勢力（労働力の集団的吸引力として）は、その同じ立場の政治勢力たる社会主義野党的の強弱に応じて、何らかの政治的活動を随伴せざるをえないということであり、またそれは社会主義野党的の存在たる場合が多い限り、むしろ「正常な」でさえあるといわねばならないのである。ただ、この場合の「正常な」政治的活動ということは、あくまで合法性の埒内でのそれであつて、極左冒険主義的な非合法的な政治活動をも含めるものでないこととはいうまでもない。

ところで、以上のような一般的なシエーマによつて「労働組合の政治活動」を云々する限りにおいては、何ほども問題は存しないはずなのである。だが一般論では、何ほども現実を説明しえないというところに、最も究局的な問題のかぎがあるというべきであろうか。即ちここに「労働組合と政党」の問題領域が、それぞれの国によつて異なる特殊な制約や条件の下におかれていくということである。

### 三

一部の学者によると、過去の日本で労働組合運動と無産

党運動ないし社会主義運動とが殆んど同一視されてきたのは、労働組合活動の評価が革命運動の観点からなされているというような日本の学者の労働運動史の研究態度なり方法にも原因していることで、歴史的にみても日本の最初の労働組合は社会主義運動とは無関係に進められたばかりでなく、むしろ社会主義反対のイデオロギーをもちつつ先進国より移植された（例えば労働組合期成会の高野房太郎の立場）ものであることが強調されており、このはじめ比較的穩健な労働組合主義、社会改良主義的組合運動として出発したものが、不当にも労働運動史の記録から埋没されてしまつていくことが、結局労働組合とは何であるか、その本来の機能は何であるかについての正しい理解を著しくゆがめる結果になつたと述べられている。もちろん、労働組合が大衆的な恒常的組織として労働者の日常的な利害を代弁する機能をもつものであることは疑問の余地のないものであるとしても、その発生の動機と、発展の過程との、いづれに労働運動の本質的なものを捉えるべきかという問題は、決して単純なものではない。発生の動機に重点をおく上述のような労働組合の「一般論」は、あくまで穩健な労働組合を希求し、事毎に労働活動の行過ぎを矯めようとする政府及び資本家陣営にとつては、まさに格好な名目として利用されるのみであろう。日本の労働組合の発展にとつては、むしろ、右のような動機で発足した労働組合期成会

（明治三十年春）、鉄工組合（同年末）、日鉄矯正会（三十一年）、活版工組合（三十二年）などの初期の形態が、何故に明治三十三年の治安警察法の実施をまたずに忽ち解体消失し、その後に登場した社会主義運動の中で、実質的には何らの大衆的日常組織のない名目的な労働組合が明治末期まで革命運動の一翼としてのみ存在するに止まつたか、さらに大正に入つて友愛会（大正元年）のような反社会主義を標榜し、労資協調的な組合すら、何故に十分に生育出来ず労働条件の改善と雇用の安定だけに活動を限定した経済闘争さえ、充分な根を下すことがでなかつたばかりでなく、無謀な警察的取締の下に、時として不本意ながら騒擾的な闘争をも敢えてせざるをえなかつたか、というような、戦前の日本における労働組合の苦難の発展過程の究明こそが、労働組合のいわば「特殊論」として、本質的な問題といふべきであろう。

ともあれ、日本の労働組合は、その発足の当初から「政治化」の渦中におかれたのである。労働組合運動は社会主義運動ないし革命運動と合成し、労働組合の指導者はしばしば「主義者」と呼ばれた。明治三十三年の治安警察法の効果が物語つていくように、それは労働組合をその発芽の時期に窒息せしめてしまつた結果、組合は完全に消滅してしまつたか、さもなければ急速に左旋回を遂げ、社会主義運動の一翼化することによつて自らを保全しようとした。



どうしてこういう結果となつたのか。ここに改めて説明するまでもなく、それは単に、当局が労働組合活動の成長を好ましいとせず、ひたすらこれを弾圧することに専念していた結果であり、さらにまた、雇主ないし使用者が労働組合について特殊な観念をつくりあげてきた結果でもある。日本の取締当局にとつて労働組合が反国家的ないし反国体的存在だとされてきたのに対応して、日本の雇主ないし使用者にとつては、労働組合は反家長的存在であつた。日本「家」秩序の中における家長としての雇主は絶対的であり従つて雇入や解雇はいうまでもなく、一切の労働条件は、家長たる雇主の一方的に決定すべきものであつた。従つて労働組合の本来の機能が主たる労働条件を労使対等の権限において交渉折衝すべきものであるというような労働組合論のイロハは、日本の雇主にとつては最初から無縁のものであつた。この点は企業の大小を問わず、また官営も民営も全く同様であつた。このような事情が、総じて、戦前の各時期を通じて、企業への労働組合の組織化を阻止し、また労働組合そのものが何らの実質的基礎の無いままに、非合法的な地下、半地下組織に埋没してしまふか、或は福利施設や共済施設という形での、自主性のない御用組合たるに止まつたのである。だとすれば、戦後の新たな転換期に際して、日本の労働組合は、果して、その従来の性格か

ら脱皮して、自主性をもつ労働組合として、即ち、政治活動はすべて政党に委ね、ひたすら経済活動という、その本来の機能にのみ専念しようとする労働組合として再出発することができたであろうか。もし出来なかつたとすれば、どのような事情によるものであろうか。

#### 四

先進諸外国の例は、この点について、一部の学者が過大評価するほどには必ずしも多くの教訓を与えるものではない。

アメリカの労働組合は「ビジネス・ユニオン」と称され、また「パンとバター」の組合」だとも称されている。という意味は、原則として政治に関与せず、自分と血のつながる労働者政党をもととせず、賃上げと時間短縮と、近年はとくにフリンジ・ベネフィットの拡大に、全精力をあげるだけで、社会主義的イデオロギーを掲げようとはせず、むしろ、そんなものは何かきたならしい、労働組合にとつては有害無益なものと考えるし、といつて、個々の企業や経営への組合の参加にも乗気でない。むしろ、カイザーのもはカイザーにあづけ、自分は団結の威力で、一寸でも五分でも、有利な労働条件を奪わう、というのである。組合員からはかなり高額な組合費を徴収し、組合員に代つて

労働条件を接衝し、その代り組合役員はかなり巨額の月給を食んでいる。そこに「事業」としての労働組合が成り立つ経済的基礎がある。アメリカの労働組合は最近までAFLとCIOの二大陣営に分裂していたが、一九五七年以来AFL・CIOとして合体した。CIOは「NRAの落し子」といわれ、一九三三年AFLから分裂した産業別労働組合であり、多数の異質な不熟練工などを含んでいるので多少闘争的ではあるが、両者とも今日ではアメリカ資本主義の中に深く根を下ろし、資本主義経済の内的な構成要素となつており、その擁護者であるという意味では本質的な差異はなく、近年とくに対立点よりも類似点が多くなつていたのである。もちろんかつてはこの国の労働組合も、社会主義の理想を掲げ、労働組合と社会主義政党とが結びつこうとした時期もあつたし、かなり極左冒険主義的なアナルコ・サンジカリズムの洗礼を受けた時期もあつたのである。だがそれらは、すべて過去のものとなつていゝ。アメリカ独占資本主義の確立と、帝国主義としての対外的巨腕の拡大は、アメリカの労働者及び労働組合をも、対立物としてよりは、その構成要素として、いち早くその体制の中に包容したといふべきであらうか。少くとも、右のようなアメリカ労働組合の現状は、労働組合としての発展を意味するものとは考えられないのである。

これに比べると、イギリスの労働組合は、全くその事情

を異にしている。それは、その発生の当初から、社会主義運動とからみあひながら発展した。両者の結びつきは、時代によつて濃淡の差はあつても、社会主義運動や社会主義思想は、労働組合活動の精神的な糧になつてきたし、また労働組合は社会主義運動のための現実的な地盤として、イギリス労働階級や進歩的中産階級にとつて不可欠なバックグラウンドとなつてきた。経営に対する参加や産業の国有化の主張は、イギリスの労働組合の一貫した思想であり、また労働条件の改善だけが、労働組合の唯一の活動分野ではなく、その活動領域ははるかに広く、はるかに多角的である。その上、組織の点からみても職人的なクラフト・ユニオンがあり、近代風な産業別組合があり、巨大な一般組合（ゼネラル・ユニオン）と呼ばれるものがあり、それらのもが入り交り錯綜しながら共存し、しかも全体としてTUCに統轄され、いざという場合には驚くほどの結束をみせるのである。比較的意識の高い産業別組合と雖も、その社会主義は理論としても思想としても、マルクス主義に比較して、さほど体系あり整備されているといえるものではない。イギリスの労働運動の頭脳だと称されている「フエビアン協会」が、イギリス労働階級に与える「フエビアン社会主義」は、今日では社会主義思想の中に入れ難いほど理想主義的なもので、社会主義社会といふよりは「福祉国家」を目指すものと考えられている。第一次大戦後



と第二次大戦後の両度にわたる労働党の政権も、社会主義社会へ近づいたといえる実績を示したわけではない。個々の社会改良の雑然たる堆積がそのまま社会主義の名で称ばれるものでないことは、イギリス労働階級自らが自覚しているところであるといわれている。にもかかわらず、イギリスの労働組合は、労働党と社会主義の理念において共通点をもつて運動していると考えている。一五〇年の闘争や風雪を経たイギリスの労働組合の現状が、右のような意味での精神的停滞（社会主義運動の方向喪失という）のうちにあるということは、労働組合としての発展を、果して意味するものであろうか。

## 五

戦後の、日本の労働組合の再出発以来、その新しい考え方や、運動の方向なりについて、多くの人々の提案が与えられたことであつた。しかも、それぞれの最良と考えられる提案の多くが、多かれ少かれ、前掲のような米、英いずれかの労働組合の在りかたをシニエマとして描いたものであつたといえるのである。「労働組合の政治活動」についても、その例外をなすものではなかつた。労働組合とは何ものであるか、ということについて、先づ一つの理想的なシニエマを頭に描いて、現実をそれに近づけて行こうとする

る態度や方法が、いかに危険にして愚かなものであるかを、米、英それぞれの独自の行き方において、すでにわれわれに教えているはずである。それぞれの国の社会体制なり、経済制度なりの発展の仕方や方向が違ふのに照応して、労働組合の発展の仕方や方向も違つているのである。日本の労働組合が、その活動領域や、政党との関係を、どのように規定すべきであるか、という問題も、過去に遡つて、背景としての日本資本主義経済や労働組合それ自体が辿つてきた過程を冷静に、科学的に分析することから、まずその解明のカギを見出すべきであらう。

しかし、いまここでわれわれは、戦後の日本の労働組合の発展過程について、深く立入る余裕はない。またそれがどのような諸々の契機を通して、政府及び資本家陣営によつて問題視されるに至つたかについても一々触れることはできない。ただ、ここでいえることは、少くとも戦前に労働組合及びその活動に対して加えられた上からの「政治的介入」が、制度的には一応撤去されたこと、他方労働組合からいへば、制度的に保障された新たな環境において、いわば「失地」を実質的に回復しなければならなかつたこと、そしてこのことは政府及び資本家陣営からみれば逆に、労働組合からの「政治的介入」であり、「経営権の侵害」を意味するものに他ならなかつたこと、即ちここに、戦前の警察的取締りの考え方や家父長的観念をもつた旧い

官僚及び雇主の復活は、労働組合に関する新しい制度そのものを有名無実化しようとし、他方これと拮抗する無産政党及び労働組合の指導者の中核が戦前に苦闘した指導者、いわば「戦前派」によつて占められていたこと、またソ連の行き方に教条的に深く影響された若きアクチヴによつて、非合法的な冒険主義ないし闘争第一主義が一般大衆から遊離して「英雄主義」的な形相において実行されたこと、等々が、戦後の労働組合の活動分野の全面にわたつて、その本来の経済的機能よりも、むしろ「政治化」の色彩を必要以上に濃くしたものと観ぜられるのである。二十五年の朝鮮動乱の勃発を画期として、ここに再び戦前に逆行するかの如き反動的弾圧が加わつたかに見え、事実これを機として労働組合運動の低迷と退潮が云々されたことは、右のような諸々の要因の交錯の結果でもあつたし、特殊な制約や条件の下におかれてきた戦後の「底の浅い」日本経済において、どんな小さい経済的要求を貫くためにも「政治的」に行動せざるをえなかつたことは、ただに労働組合の場合にのみ限らなかつたのである。

ところで、最近の組合運動における「政治活動」の問題点は、右のような労働組合活動の全般的な政治的色彩と、いうことだけにあるのではなく、労働組合における政治活動への傾斜という点にある。即ち労働組合が政党の担当すべき活動をも、過当に代位しているのではないかという

ことである。ここに当面の問題として、社会党と総評との関係が問題視される所以であり、事実、最近（三十三年五月）の総選挙において「総評に引きずられる社会党」という自民党のスローガンが、社会党の得票数に大きくマイナスの影響を与えたといわれているのである。社会党はなぜ伸びないか、という疑問について、労働組合側からいへば、社会党は総評の上にあぐらをかいている。社会主義政策のPRが足りない。スローガンだけあつてプログラムがない。戦前派の老朽が依然指導者になつてい。組織がないくせに、党員の行動を拘束する。等々があげられているのである。政治活動をやるべき社会党があまりに弱い。だから総評が過渡的な問題としてやらざるをえないのだ。オール・オア・ナッシングで考えてはいけないからだ、というのである。去る六月十九日に発表され、七月二十五日の定期大会で可決された総評の一九五八年度運動方針をみると、その三部曲の一つといふべき「主要闘争目標と方向」の中に、「政治活動の強化」が大きくとりあげられているが、これを要約すると次の如くである。

（政治活動の強化）平和と独立、民主主義と自由を守り、生活を向上させるには岸内閣のフアッシュ政策を阻止し、終局的には資本主義を打倒し、社会主義政権を樹立することが必要である。そのため、次の方針のもとに階級政党を強化し、それを前面に立てて闘う。(1)我々の政治活動の基調は平和四原則（再軍備反対、中



立堅持、軍事基地反対、全面講和)の上に立ち、国際的には平和五原則(主権尊重、内政不干渉、領土不可侵、互恵平等、平和共存)の上に立つ。このような立場から我々の支持する政党は日本社会党である。(2)我々は「政治活動の自由」を職場の中に保障する労働協約を結ぶよう努力する。(3)社会党を階級政党として強化するよう努力する。そのためにいままで不十分だった入党運動を発展させ、労働者階級が党の中核となるように努める。(4)とくに社会党員として組織の分裂や第二組合の結成を策する分子に対しては大衆的追及と批判を行い、党の権威において断固たる処分を要求する。というのである。

即ち、これによつて考えられることは、まず何よりも社会党が無産政党として主体性を欠くほどに弱体である限り、組合の政治活動への傾斜が続かざるをえないということとであり、次に政府の組合への「政治的介入」が実質的に撤去されない限り、組合の「反政府闘争」や「権力闘争」が連々に終止符を打ち難いということであろう。もともとと政党と労働組合とは、運動の対象や性質など多くの点において異つており、そこに各々の独自性や主体性の根拠も存するのである。社会党が総評はじめ労働組合によつて、何らかその機能を代位されねばならないような現状は、我が国の勤労大衆にとつても決して好ましい状況ではないといわねばならないであろう。又この状況のつづく限り、労働組合の政治活動への傾斜も、好むと好まざるとに拘わらず、自ら然らざるを得ないであろう。

# 第一篇 労働経済

## 一 労働経済概観

### (一) 引締政策と労働経済の動向

政府は去る七月十日(三十三年)、「昭和三十二年労働経済の分析」と題する労働白書を発表したが、この白書は、昨年五月の金融引締めを契機として労働経済も基調に変化が生じ、三十二年下期以降は雇用の減少、労働市場における需給状態の悪化、実質賃金の上昇鈍化、労働争議の激化、労働時間の減少など、デフレ様相を濃くはじめたことを挙げ、さらに今後の問題として世界景気の大規模後退の中にあつては、過去のような労働経済の急速な改善は期待できず、したがつて労働経済面に対する不況の影響が本年(三十三年)に入つても引続き現われ、しかも悪化の傾向がなお止つていないので、雇用減少、失業増大などの現象に対して、総合的積極的な施策が必要である旨を強調し

ている。同じく去る七月二十五日、政府が発表した「昭和三十三年度経済白書」も、第一部総説の中に、三十二年七月を転機として雇用面における景気後退の影響が次第に明らかになりはじめたことを指摘し、第二部各論の「労働」の項で、かなり立入つて、三十二年労働経済の推移を、雇用、賃金、労働生産性、労働所得の分配関係などの各部門について分析したのち、最も大きな問題は雇用問題であるが、現在までの段階では景気後退の影響は比較的軽微にしか現われておらず、景気の停滞が持続する場合には雇用の減少、失業の増大が深刻化する恐れもあるが、結局わが国の雇用問題は年々の大きな増加労働力をいかに吸収するかにあるのであるから、問題は経済発展の度合であり、今後の経済政策の樹立に当つては慎重な態度が必要とされることと結んでいる。

即ち、右の二つの政府の白書は、不況下の労働経済の推移については、大体同じデーターを取扱いつつ、対策と、その対策を打出す観点の相違のせい、一方の労働省はいわば宿命的な悲観的動向に対し積極的な労働施策を要望

常に業界の先頭をゆく

# 東芝

資本金 150億 円  
社長 石坂 文雄  
会長 長岩 下

## Toshiba

東京芝浦電気株式会社

本社 川崎市 堀川町 72  
電話 (3)2561(代)2571(代)  
東京事務所 東京都中央区銀座西5の2  
電話 銀座 (57)5711(代)8131(代)



東芝製93.000KVA  
傘型水車発電機



東芝の2重コイル  
マツダランプ



し、他方の経済企画庁はその「景気循環論」立場を固守して、労働政策としては慎重論を打出しているようである。もちろん、労働経済が、単にそれ自体の側面からのみ、その正しい動向なり施策なりが掴み出せるわけではないとしても、政府が、当面の景気対策をどうするかの的確な判断をさえ下しえない現状においては、「経済白書」の示すような分析や対策が、当面急を要する問題の処理に際して、ほとんど何もかも加ええないのではないかとということについては、すでに別項(本年鑑特集I)にふれたところである。

周知の通り、三十、三十一兩年の異常な投資景気は三十二年秋から次第に日本経済のボトル・ネックにつき当りながら、三十二年に入るや最終的隘路たる国際収支の逆調によつて大きく反転、縮少の已むなきに至つた。三十二年初頭まず国際収支の大幅な逆調は強い警戒を与えたが、国内的にはようやく投資景気が消費景気に移ろうとする段階にあつた。このとき政府は三月二十日の公定歩合一厘引上げ、さらに五月八日の二厘引上げをはじめ銀行の窓口の融資規制、財政投融资の一部繰りのべ等の、いわゆる金融引締政策を打出した。問題は、この引締政策以後である。輸入の著増による外貨危機を切抜けるために輸入削減、投資の鈍化を目的としたこのデフレ政策はどのような推移を辿つたか。

まず引締の実施は運転資金の圧縮を通じて流通部門に影

響を与え、卸売物価は引締めの直後から低下しはじめ、とくに前年来生産過剰の状態にあつた繊維や鉄鋼等の中小商社では、不渡手形の増加や倒産などの深刻な事態が発生した。また生産部門においても原材料在庫や仕掛品等の縮減傾向が起つたが、このような一時的な混乱と急激な在庫調整の影響は七月頃までに一応一段落し、八月から九月にかけて経済はいわゆる中だるみの小康状態を保つかにみえた。しかし、この間にも引締めの影響は次第に経済の各分野に透過しこれに伴つて不況への転換がむしろ本格化しはじめた。生産はこの三十二年七月にピークに達したのち停滞に転じ、これまで高水準を維持していた新規の設備投資も減少しはじめ、好況を持続していた機械関係の諸産業にも不況の兆候があらわれ、生産の低下はほとんど全産業にひろがった。物価も九、十月の中間反騰以後急速な下げ歩調に転じた。しかも三十三年に入ると、不況はさらに深刻化し、各産業は販売不振と製品の在庫増から操業度を一層低め、人網糸五割、スフ綿四割等をはじめとし、多くの業種で高率の操短が実施された。この結果二月頃から、前年春以降増加の一途をたどつていた生産者在庫が一応頭打ちとなり、不況の進展にやや緩和の兆候がみられたが、生産は依然として低い水準にあり、また四月にややもち直した週間卸売物価指数も五月には再び反落しており景気はいわゆるナベ底を這う状態となつてゐる。また米國と西欧におけ

る景気の後退は、世界経済を停滞させ、その立直りは明五年以降であらうと予想されている。

以上のような三十二年下期以降の一般経済の動向は、一そこでのいわゆる景気論争については別項、特集I参照—労働経済の上のような影響を与えたであろうか。

先ず雇用情勢からみていくと、三十二年上期までは、前年に引続き好調を持続し、同年三、四月の学校卒業期の入職率は、毎月勤労統計によれば、労働省が調査をはじめた二十六年以来の最高に達し、さらに上期末の常用雇用指数は前年同期にくらべて総産業で一・一%、特に製造業では一四%も上回り、一年間の増加率としてはこれまでの最高規模であり、神武景気を全面的に浴びたのであるが、下期に入ると、前述のような一般経済の downward に伴つて雇用が減少を示し出し、常用雇用数も七月をピークとしてその後は下向きに転じたのである。即ち三十二年十二月までに総産業ではピーク時に対し一・八%、製造業では二・五%の低下を示した。ただ、十二月の水準でみると、総産業、製造業とも前年水準をなおかなり上回つており、製造業中の金属、機械関係の産業は前年よりもなお一割以上高くなつてゐる。だが三十三年に入つてもこの雇用の減少傾向は止まず、前月比でみると総産業では一月〇・七%、二月〇・三%、製造業では一、二月とも〇・七%の減少となつてゐる。また製造業の離職率は一月には二・二%、二月には二・〇%と

きわめて高い率を示しており、臨時日雇労働者も三十二年春以来増加が止つていたが、下期には減少に転じ、三十三年一月には前年同月を一二%も下回る状態となつた。

この雇用の減少に先立つてあらわれたのは労働時間の減少で、とくに製造業においては三十二年の初め頃から頭打ちの状態にあつた所定外労働時間が、六月頃から減少しはじめ、八月以降は前年同期を下廻るようになり、三十三年に入るとこの傾向はさらに強く、一、二月とも前年同月の水準を一五%前後も下回る状態となつた。

次に雇用状況の悪化は労働市場の需給状態を悪化せしめた。職業安定局調の企業整備による整理人員は三十二年五月から毎月一万人をこえ、九月には二万二千人、十二月には三万三千人となり、三十二年下期の合計は前年同期の二・六倍に達した。失業保険の離職票受付件数と初回受給者数も三十二年七月から前年同期の水準を上回りはじめた。受給者人員も三十二年末に比べると三十二年末には二五%増となり、三十三年に入るとさらに増勢を強め、三月には五十万四千人に達した。受給者実人員が五十万を超えたのは二十九年のデフレ不況の影響を受けた三十年上期以来のことであつた。

一方賃金も、三十一年下期以来続いた上昇傾向が、三十二年下期からの生産の減少に伴つて鈍化しはじめた。まず九月ごろから生産の低下に伴う労働時間の減少に超過勤務



給の減少、能率給の減少などが影響して、賃金上昇は頭打ちとなつた。この傾向はとくに製造業において著しく、十一月には賃金水準が前年同月の水準を下回るといふ事態が生じた。また定期給与の、三十二年各月の対前年度同期上昇率は、上期には三〇四%であつたものが、下期には二%台に落ちており、とくに製造業ではこの傾向が著しく、賃金の頭打ち傾向は三十三年に入つても依然として続いている。

右のような名目賃金の動向に対して、消費者物価が三十二年十一月の反落まで微騰を続けたため、実質賃金は停滞傾向が目立ち、総産業では三十二年九月十一月、製造業では八月十一月に前年水準を下回り、とくに十一月には前年同月より五%も低い水準に落ちた。ただ賃金を労働者世帯の手取り額としてみると、三十二年四月からかなりの減税が実施されたので、中位所得者を中心に増加がみられ、家計調査にあらわれた労働者世帯の勤労所得税支出額をみると、三十二年下期の計で三三%（約三千六百円）前年同期を下回り、それだけ可処分所得の割合が増加したし、その消費水準も実質賃金ほどの停滞をみることなく年末まで推移した。

他方賃金不払状況をみると、二十九年当時には不況の進展に伴つて、件数、不払金額ともに急速に増加したのであるが、三十二年においては各月の発生件数は七月以降やや

多くなり、十二月には前年同月の二割増となつたが、未解決のまま残された不払金額は年間を通じて減少の傾向を示し、十二月は前年末にくらべて三六%（二億二千万円）の減少となつた。

以上のように、金融引締政策実施の当初においては、それ以前の好況の余波もあつて、急激な打撃を受けることのない少なかつた労働経済も、三十二年秋頃から悪化の兆候が目立ち、加えて過剰生産恐慌が云々されるようになった年末頃からは、労働経済の諸指標は、不況型の様相を次第に濃くし、三十三年に入つてからもその傾向を一層強めた形で続け、とくに雇用情勢は、繊維その他一部産業では一度きまつた就職を取消す例なども起きて、春から夏にかけて次第に深刻化する兆を示しつつある。

### (二) 労働経済の構造的変動

以上は、大体三十二年春から三十三年春に至る一年間の労働経済が、金融引締政策下になどどのような推移を示したかを概観したのであるが、この労働経済におけるいわば景気感応的要素の増大という事実と並んで、今次労働白書と経済白書の二つともが、ほとんど軌を一にして強調していることは、三十二年のわが国の労働経済が前年までの「神武景気」の影響を受けて、内部構造的な変化を示しているということである。それは果してどのような事実を指すもの

であるか。

### (イ) 就業及び労働市場の構造的変動

まず、就業者数を労働力調査からみると、三十二年平均では前年に比べて農林業は四二万人減、非農林業では製造業を中心とする第二次産業での増加が著しく、全体として一五〇万人増となつている。また従業上の地位別にみると、自営業主二二万人増、家族従業者四一万人減に対して、雇用者は一三六万人の大幅な増加を示している。また毎月勤労統計によつて常用労働者三〇人以上の事業所における常用雇用の動きをみると、三十二年には製造業での増加が著しい。即ち、対前年比で雇用増加率の最も高い産業は卸売及び小売業（一四%増）と製造業（一二%増）であり、ついで建設業（一〇%増）、鉱業（五%増）運輸通信及びその他の公益事業（五%増）、金融保険業（三%増）の順で、製造業の中ではとくに電気機器、精密機器、金属製品、機械等の産業での増加率が高く、一五〜二〇%増となつている。

以上のような就業上の動きを、労働省の「労働異動調査」によつて、規模別にみると、三十一年末から三十二年末までの一年間における常用労働者の増加率は五〇〇人以上の大規模事業所では四・〇%増、一〇〇人〜四九九人の中規模事業所では三・八%増、三〇人〜九九人の小規模事業所では三・一%増と、規模が大きくなるほど増加率が大き

かつた。尤も製造業では中規模（六・一%増）が最高の増加率を示し、ついで大規模（五・〇%増）小規模（三・七%増）の順であつたが、やはり大、中規模事業所の雇用増加が大きかつた。この一年間に比較的規模の大きい事業所で、かなりの雇用増加をみたことは、従来の規模が小さい事業所ほど雇用増加が大きいという傾向に対し、三十二年の就業構造上の特色を示すものであるといふのである。

次に同じく「労働異動調査」によつて雇用形態別にみると、三十一年末から三十二年末に至る一年間に常用雇用者中の常用名義の者（いわゆる常用工）の三・三%増に対して、臨時日雇名義の者（いわゆる臨時工）は一〇%増となつており、臨時工の増加率はかなり高い。とりわけ契約期間が四カ月を超える長期の臨時工の増加率は二四%増（製造業では三一%増）となつている。これを規模別にみると、大規模事業所において臨時工の増加率が高く、中小規模ではそれほどの増加を示さなかつた。もちろん、これは三十二年を年平均にみたもので、これを上期と下期とに分けてみると両期間の間では傾向が全く変つてきている。毎月勤労統計によつて臨時工の動きをみると、総産業では三十二年上期で前年同期に対し一一・三%増と三十一年同期のそれを上回る増加をみせているが、下期では〇・三%の減少となつた。とくに製造業での減勢は顕著で、三十二年上半期平均は前年同期に対し二〇・九%増であつたが、七月



から前年同期を下回りはじめ、逐月低下を続け、十二月には二二%も下回るに至り、下半期全体としては一八・九%の減少となつた。経済企画庁調の「雇用形態別雇用変動調査」によつても、大体同様の結果を示している。このことは一方において技術革新、設備投資盛行が雇用節約の条件を生み出している反面、新しい技術体系、機械体系にふさわしい型の労働者の雇用増加という就業構造の近代化の前進を意味すると同時に、他方それが我が国では臨時工の増加を主体としたものであるか或は下請発注の増加を併用したものであるということにいわば景気感応的な構造的変化という特色を示している。即ち、これを失業保険の受給資格決定件数についてみると、三十二年下期は前年同期に対し、鉱業、金融保険、運輸通信その他の公益事業ではほとんどふえておらず、建設業、商業ではやや増加している程度であるが、製造業では四三%増という著しい増加を示しており、また規模別にみると失業保険の被保険者数は、三十二年一月と七月との比較からみた上期の傾向では、中規模で一・四%、大規模で一・〇%、小規模で一・〇%と、それぞれかなり大幅な増加を示したが、三十二年七月と三十三年一月との比較でみた下期の傾向としては、小規模の一%増に対し、中規模は微減、大規模は三%減となつている。つまり、下期では規模の小さい所では、僅かではあるが、引続き雇用は増加し、規模の大きいほど雇用減

が大幅であるということである。これは中小企業が二年続きの好況で経営基盤が強化されたこと、中小企業の比重の高い機械関係の産業への不況の展開がおくれていること、などによるものと、政府関係では(両白書とも)見ているようであるが、果してそうであるか、今後の景気動向に伴う成行が注目されるわけである。

(四) 賃金構造の変動

賃金については、すでにその景気感応的要素の増大を述べたが、その内部構造上の変化はどうであるか、まず産業別に三十二年の賃金の対前年上昇率をみると、鉱業(一〇%増)が最高で、次いで金融保険業(五%)、運輸通信及びその他の公益事業(五%)、建設業(五%)、卸売及び小売業(四%)の順となり、最低は製造業(二%)であつた。三十一年に建設業(七%)に次いで高率を示した製造業(六%)の上昇率の鈍化が目立つており、また近年上昇率のやや低かつた鉱業がきわめて高率を示したのが三十二年の特色であるといふのである。次に製造業の規模別賃金格差が、五〇人以上の大規模事業所を一〇〇とすれば、中規模七一、小規模は五六となつており、大規模と中小規模との格差が前年に引続いて拡大しているのが特徴的であつた。

さらにいわゆる企業内賃金格差についてみると、製造業

の労務者と職員の格差は、労務者では労働時間が減少し、また職員に多く支払われる特別給与の増加率が大きかつたことなどから、職員の賃金を一〇〇とした労務者の賃金の比率は、三十一年の五九・五から三十二年の五七・一へと格差が拡大したし、また男女別格差も女子の多い繊維工業などの賃金上昇率が低かつたことなどを反映して、男子の賃金を一〇〇とした女子の賃金は三十一年の三八・二から三十二年の三七・五へと格差を拡大している。次に常用労働者と臨時、日雇労働者との賃金格差も、常用労働者一日当りの定期給与を一〇〇とした場合の臨時、日雇労働者の賃金の比率は、三十一年の五四・五から三十二年の五四・三へと前年に引続いて拡大した。これは常用労働者では特別給与の増加が大きかつたので、現金給与総額で見ると、その差がさらに大きくなつたことによるものとみられている。

右のような上昇率や格差の変動にみる賃金構造の変化が、何を意味するものであるかは、その時々々の産業の景況や企業の収益状態によつて異なるところであつて、必ずしもこれを以て我が国の賃金構造の近代化への前進とは認め難く、むしろ最近における経済の拡大、発展にもかかわらず、低賃金労働者の比率増大という意味においては、問題の改善は殆んど示されていないとみるべきであらう。

(四) 家計構造の変動

三十二年下期以降、賃金の面には後退の様相があらわれてきたことは前述の如くであるが、都市勤労者の平均でみる限りでは、三十二年は前年に引続いて家計の改善が示されている。即ち、これを収入の面からみると、三十二年の実収入は前年水準をかなり上廻り、四月以降実施された減税の効果と相俟つて、可処分所得は八・五%も前年の水準を上回つている。また消費は、費目別にみても、被服、耐久消費財を内容とする家具什器、動物性たん白質食品や嗜好品を中心とする食料等の伸びが大きく、消費内容は改善され、全体としてみると三十二年の消費支出は前年を七・七%上回つている。エンゲル係数も前年の四二・九から四一・九へと低下している。

右のような収入と消費とを総合してみると、収入はふえながらも消費は収入以上に伸びず、貯蓄を高めるといふ消費態度がとられ、収支バランスは前年よりさらに改善され家計の黒字も増大した、とみられているのである。しかし、以上のような都市勤労者家計の改善も、それを階層別にみると、主として比較的所得の高い層についていえることであつて、低所得層では家計の改善はあまりみられなかつたのである。これは、低所得層ほど実収入の伸びが小さかつたためでもあるが、勤労者家計にとつて大きな比重をもつた減税も、すでに免税点の前後にきている低所得層にはほとんど実効はなく、また消費者物価の上昇が比較的



活必需的物資を中心に行われたために、低所得層にとつて不利に作用したことによるものとみられるのである（詳細は「勤労者家計」の項にゆずる）。

③ 当面の問題点と課題

以上に概観したように、三十二年の労働経済の諸指標は、生産の減退に伴つて下期から悪化の傾向に転じ、三十三年に入つて一層そのテンポを強めている。ただ、一般経済の変動が労働経済の分野にまで滲透するにはかなりの時間的ズレがあり、一般経済が底入れし好転に向つても、それが労働経済の改善をもたらすまでには、やはりかなりの時間のおくれがあることとなる。しかも当面の世界経済は、アメリカを中心と戦後最も大規模な景気後退が予想されているので、ひとえに輸出第一主義に依存せざるをえない日本経済の当面の苦境において、労働経済の前途には今後なお多くの困難な問題の発生する恐れがきわめて濃厚なのである。そこで今次「労働白書」では、とくに第一部総論の末尾に「当面の問題点と課題」と題して、かなり立入つた見解まで発表しているのが目立つてゐる。

では、労働白書の指摘している問題点とは何か。これを要約すると次の四点に分けられる。

第一に、三十年後半から三十二年前半まで続いた数量景気と投資景気によつて、労働経済は著しく改善されたが、

くつかの問題点を残している、と白書はいう。なぜなら、雇用、賃金の増加といつても、その内容には景気の上昇過程における一時的な要素がかなり含まれてゐるからである。即ち、増加したのは常用工ではなくて臨時工であり、定期給与よりはむしろ時間外賃金であり、賞与である。機械工業関係の雇用者増大のうち、約四割が臨時工であつた。とくに大企業ではこの傾向が著しい。また賃金増加のうちの四割が残業、さらに四割が賞与であり、定期給与の分は僅か二割に過ぎない。これらは一旦景気が逆転すれば、直ちに減少の傾向を示すだろう。事実、三十二年後半からはじまつた経済成長の停滞、景気後退のもとでは、部分的ながら臨時工の解雇が見られ、三十三年に入つてからは、操業の短縮と生産の減少に伴つて臨時工の整理、賃金の頭打が全般化した。これは、労働経済の改善といつても、「景気感応的要素の増大」という事実を示すもので、この意味での不況に対する企業の弾力性という強味は、労働面からみればむしろ弱味を意味する、といつて可い。

第三に、零細、中小企業と結びついた低賃金労働者の実態が、全般的な経済の拡大、発展にも拘らず、ほとんど改善されなかつた、と白書は指摘するのである。三十年以降の経済の拡大発展過程で、増加した雇用労働者全体に対する低賃金労働者の割合はやや減少しているが、実数としては増加している。三十二年三月の労働力調査の臨時調査に

それは単なる量的な労働経済の改善のみではなく、今後の労働経済の変動を規定するいくつかの質的な変化を内部に生じさせている、といつたのである。たとえば、雇用者は増加し、就業構造は近代化した。二十九年七月から三十二年七月までの最近三年間に雇用者は約三四〇万人増加したのに対し、自営業主は約四五万人の増加にとどまり、また家族従業者は約七〇万人減少している。これは後進的なわが国の就業構造の近代化を意味するものだ。しかもこの雇用増加を産業別にみると、その約四割（約一四〇万）が製造業での雇用増加でそれまでの三年間（二十六年〜二十九年）に約二割弱（約二五万）であつたのにくらべると異常な増加であり、さらに常用雇用者三〇人以上の事業所についてみると、製造業全体の雇用増加約八五万であるが、その約四割（約三四万）が第一次金属、金属製品、機械、電気機器などで占められてゐるのである。こうしたふえ方は、かつてみられなかつたことであつた。だが増加したのは雇用ばかりではない。賃金も無論増加したし、生活水準も向上した。しかし企業の収益は大幅に増加し、増大する雇用と賃金をまかないながら、なおかつ内部保留を増大して、企業経営の基盤を著しく強めることができた。即ち、企業は不況に対する弾力性を著しく強化した、といつたのである。

第二に、しかしながら右の改善も、反面からすれば、い

よつて、雇用者の所得階級別の分布をみると、雇用者総数千八百四十万人のうち、年所得五万円（月平均四千元）以下のものが二百三十七万人（全雇用者の一三%）、十万円（月八千元）以下のものを加えると七百六十万（三八%）という結果が示されている。しかもそれら低賃金労働者が零細、中小企業に多いことは、改めて指摘するまでもない。月四千元未満の労働者の六六%が、従業員九人以下の事業所に集中している。月八千元未満の労働者の五六%が二九人以下の小企業の従業員なのである。このことはわが国の不完全就業者の実態の一面を示すもので、労働白書は、このように依然として低賃金労働者が数多く存在することは、根本的にはわが国の経済構造及び就業構造の後進性に求めなければならない、といつたわけである。

第四に、労働市場面では新規学卒者の供給が増加し、就職率も良くなつたが、その圧力で、かえつて学卒以外の労働者が一層不利な立場におかれるようになった点を、白書は指摘する。既述のように、まさしく大企業では、新しい技術体系、機械体系にふさわしい型の労働力を、学卒労働力の中から養成してゆこうとする傾向が強まつてゐる。そのため新規学卒以外の労働力は、大企業の基幹的労働力のポストを獲得する可能性を、ますます喪うに至つていよ強まつてきてゐるのである。かくして大企業から閉め出



された非学卒の労働力は、いまや中小企業でもこれらの学卒者と競争しなければならなくなっている。非学卒者の間では、一部の熟練労働力を例外として、深刻な供給過剰が恒久化しようとしている、と白書は指摘している。

以上のように大要に集約される、労働白書が指摘する問題は、いずれも今日とくに事新しいものではない。官庁報告として比較的卒直に事実を在りのまま取上げて問題としている点に好感がもたれるだけであるが、さて然らば、それらに對しどのような解決方法を示唆しているかという点になると、全くゼロに等しい、ともいえるのは、どうしたことであろうか。何よりもそこには、問題を問題として対策を打出す明瞭な観点なり視角なりが無いからである。たとえば、右の第一に、白書がこの三年來の数量・投資景気によつて労働経済が質的にも変化したといっているが、しかしその実体は、第二に指摘するように、労働経済に景気感応的な要素が多くなつたということや、第四に指摘するように新規学卒の圧力が強くなつたという事実を示されるだけで、もつと豊富な裏付けを必要とするのではあるまいか。この点は、以下に白書の各論をさらに検討する際に再論するとしても、就業構造の近代化的前進ということは、市場問題とも絡んで、むしろ今日多くの壁につき当つていと考へた方が正確のようである。

また、新規学卒のなかの就職希望者が増加し、とくに農

村から非農業部門へ、製造工業や機械工業関係の就職がふえていけるのは、白書の指摘するように、たしかに就業構造の近代化される可能性を示すものであるが、しかし当面の問題としてみれば、非学卒労働力の圧迫どころか、長期経済計画による平均六・五%の成長率では、新規学卒のなかの就職希望者を就業させるのに手一杯という計算であり、不完全就業者の問題を前面に押し出すのみであろう。しかも、現実の動きとしては、この六・五%平均の成長率そのものが大きすぎて達成困難というものが、最近の見通しとなつてきている。三十三年度にしてからが、初めの計画の三%の成長率をだいたい下回ることになりそうである。

こういう傾向がいつまで続くかは、日本の景気後退がいつ底をつくかと関連するわけだが、世界景気がいまなお後退の域を脱しえないとみられるだけに、二十八、九年のデフレ後にきた輸出増大の再来を期待できるかどうかは疑問とされ、したがつて雇用、失業などの労働経済事情はいささかも改善されえないばかりでなく、ますます悪化の傾向をたどりつつあるものとみなければならぬ。そうとすれば、政府、自民党が作つた長期経済計画は、五年後に五百万雇用増加を目標としており、今度の(三十三年春)総選挙で自民党が十大公約に盛つたはずであるが、その公約の線と逆行しつつあるのが現状であるといわねばならない。労働白書は雇用、失業などの面での総合的積極的施策の実

施を要望しているが、白書の読者が期待しているのは、そうした総合的施策の内容であり、その政策のもつ実効ではなからうか。

以上が三十二年春から三十三年春にかけての一カ年の労働経済をめぐる諸問題の要約と展望である。しかし、それらが果してどのような諸事実をもつて具体的に裏付けら

れ、或は他のいかなる諸問題と相互に関連するかについては、以下の労働経済の各部門に亘つての分析や統計によつて検討する必要があることはいうまでもない。因みに、昭和三十三年三月から改訂された昭和三十年平均基準による三十二年度主要労働経済指標を示せば、次の第一表の如くである。

第一表 主要労働経済指標(昭和三十年平均基準)

	元年		二年		三年		四年		五年		前年比
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均		
生産指数(製造業)	八四・三	九一・八	一〇〇・〇	一一三・九	一二四・〇	一三三・三	一四四・〇	一五三・三	一六三・一	一七三・一	一・七
雇用指数(製造業)	八七・二	九〇・五	一〇〇・〇	一一一・一	一二一・〇	一三一・〇	一四一・〇	一五一・〇	一六一・一	一七六・二	一・七
生産性指数(製造業)	八九・五	九二・二	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
賃金指数(製造業)	九〇・七	九二・二	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
家計費指数(全都市)	九二・〇	九三・二	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
消費者物価指数(全都市)	九三・〇	九四・三	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
実質賃金指数(製造業)	九四・二	九五・五	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
実質家計費指数(全都市)	九五・五	九六・八	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
労働時間指数(製造業)	一〇〇・一	一〇一・四	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
労働費比率指数(製造業)	九六・六	九七・九	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九
労働損失日数指数(全産業)	一三三・四	一三二・七	一〇〇・〇	一一〇・九	一二二・〇	一三二・〇	一四二・〇	一五二・〇	一六二・〇	一七二・〇	一・九

(注)

- 1、生産指数は経済企画算定指数の基準時を転換したもの。
- 2、雇用指数は毎月勤労統計の常用労働者の月始人員と月末人員により連鎖指数法によつて作成したもの。
- 3、生産性指数は生産指数÷雇用指数。
- 4、賃金指数は毎月勤労統計の常用労働者の平均現金給与総額によつて算出したもの。



- 5、家計費指数は総理府統計局「F・I・E・S」（全都市）の一カ月平均支出額を五人三〇・四日に換算し指数化したもの。
- 6、消費者物価指数（全都市）は総合指数を基準時転換したもの。
- 7、実質賃金、実質家計費指数は賃金指数、家計費指数を全都市C・P・Iで除したもの。
- 8、労働時間指数は毎月勤労統計の労働者の一カ月総労働時間によって算出したもの。
- 9、労務費比率指数  $\frac{\text{賃金総額} \times \text{三三三三}}{\text{生産総額} \times \text{三三三三}}$  但し、この場合の卸売物価指数は食用農産物が除いてある。
- 10、労働損失日数指数は労働争議統計の同盟罷業、工場閉鎖による労働損失日数を指数化したもの。

### 二 雇用失業

#### (一) 概括—雇用、失業情勢の転換

三十二年度の労働経済に関する前述の概観において、最も大きい問題はほぼ年度半ばを境にして雇用失業情勢が大きく転換したことであり、さらに三十三年度に入つてそれが悪化の一途をたどつていくというところであろう。それはすでにしばしば述べたように、三十二年五月頃を境としていわゆる神武景気から一転デフレ基調に転じたわが国の経済が、三十三年の半ばを過ぎた現在なお「ナベ底不況」と呼ばれる停滞の渦中にあるからに他ならないが、このような経済収縮がどのような原因によつて惹起されたものであるかについては、別項（本年鑑特集I）にゆずつて、ここに触れぬとしても、不況が長びく過程において労働不安が

いよいよ深刻化するということは、最近のわが国の労働界が、最低賃金制や国民年金制等の実施予想によつて、晩まきながら近代化への日程を進めつつあるときだけに、政府及び国民のすべてが関心する当面の焦点でなければならぬ。

労働者は去る六月二十一日（三十三年）、最近の雇用失業情勢の概況と今後の見通しについて発表したが、それによると、三十二年から実施された政府の緊急総合対策を中心とする経済調整の影響が次第に雇用面に大きく現われ、完全失業者が年末には少くとも十万人は増加（現在約五十万人）することが確実のようである。このため一般労働市場でも失業保険受給者の激増、求人・求職状況の悪化、とくに明年度新規学卒者に対する求人の手控え、日雇労働者の増加、民間求人への減少などの傾向がさらに強まるものとみている。いずれにせよ、この不況では二十八年末から

二十九年にかけて荒れ狂つた失業旋風がまた来そうである。そこで以下の諸節で三十二年雇用失業の実態を分析するに先立って、最近の関係諸指標の動きと今後の見通しを概括的に探つてみよう。

まず、雇用の動きを毎月勤労統計の常用雇用指数（規模三〇人以上）によつてみると、第二表にみるように、三十二年一—四月平均の対前年上昇率は、産業総数で三・五%と前年同期の対前年上昇率一〇・一%に比べてその増勢は著しく鈍化している。製造業についてみると、その鈍化はいつそう大きい（三・一%増、前年は一三・二%増）。このことは、三十二年下期の対前年増加率が八・三%であつたことからみても、三十三年に入つてからの雇用停滞が急速に強まったことを示している。入、離職率の動きも、これをはつきり裏付けている。入職期に当る四月の入職率は、産業総数で三十三年が四・六四%と前年の五・四六%をかなり下回つた。製造業では、その低下がさらに著しく、前年の六・九二%が五・二二%に低下した。一方離職率は逆にかなりの高まりを示している。

第二表 雇用失業関係指標の対前年同期増減率（%）

年	常用雇用指数		臨時日雇指数		有効求職者		有効求人		企業整備		失業保険金受給者	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	件数	人員	完業者	全失業者
三十二年	10.5(3.6)	8.3(2.9)	11.3(10.9)	40.1(11.9)	45.1	3.1	40.9	3.7	433.0	433.7	46.7	45
三十二年	8.3(2.9)	5.2(2.1)	13.2(4.9)	27.2	27.2	17.6	7.9	17.6	7.9	7.9	7.9	7.9

このような常用労働者の雇用は、三十三年に入つてかなりはつきりした停滞傾向がみられるが、デフレの風当りが最も強く、デフレ長期化に伴つてはつきり減少傾向を強めているのは臨時日雇雇用である。毎月勤労統計による臨時日雇指数は、三十三年一—四月平均で、前年同期を一五・一%下回つた。三十二年一—四月平均では前年同期を四・四%上回つていたこと、また三十二年下期平均でもその減少率が〇・二%程度にとどまつていたことからみて、三十三年に入つてからの減少がかなり急速であつたことがわかる。製造業に限つてみると、臨時工の整理はすでに三十二年上期から行われており、三十三年に入つてからの減少度はいつそう強まっている。

以上のことは、神武景気の過程で、急速な拡大をみせた臨時的雇用が、デフレへの転換に伴つて、まず整理の対象となつたこと、そしてそれが、三十三年に入つていつそう激しくなり、いまや常用雇用減少の段階に入つてきつたことを示すものであろう。



三三年一〜四月平均 三・三三(三)△二五・一(△二五・六)

一五・七

△八〇

三三・四

一八・一

四九

△一

次に、労働市場の状況をみると、三十三年に入ってから需給の変化は、明らかである。職安における有効求職は三十三年一〜四月平均で前年同期を一五・七%上回った。これに対して有効求人前年より八%の減少を示している。三十二年一〜五月平均の対前年増減率は有効求職が四・八%減、有効求人が四三・三%増であったから、需給の動きはこの一年間に逆転したことになる。ただ、新規学卒者の就職状況は、三十三年四月末日現在で、中学卒の就職率が九七・八%(前年四月十五日現在九一・八%)、高校卒が八六・三%(同上七七・四%)と前年に比べてむしろ好調であった。しかしその実体をみると、求人取消しがかなりの数にのぼり、特に繊維産業では、採用決定の取消しも含めて、求人取消しが一万七千件にのぼるといふ状態である。さらに採用決定者の入職期日延期、分割入職という事例もみられ、企業側の見通し難もさることながら、デフレの雇用にあらず影響のきびしさを端的に示している。

最後に、最近の失業情勢の動きをみよう。統計的にはやや問題があるが、企業整備件数と整理人員の動きは、最近における失業情勢の悪化をはつきり示している。企業整備件数は三十二年下期以降急速に増加しはじめたが、三十三年に入ってからさらに増勢を強め、一〜四月平均で、前年

△印は減、カッコ内は製造業。

同期の二倍半にのぼっている。また整理人員をみても、二倍近い増加を示している。失業保険金受給実人員も、三十三年に入ってから四十万台を記録し、一〜四月平均で、前年同期を四五%上回り、三月には五十万台を記録した。労働力調査による完全失業者は、三十二年十二月は四十三万人で前年同期(五十六万人)にくらべてかなり低い水準だったが、三十三年に入ってから、不況を反映して悪化の一途をたどり、三月には季節的な原因もあつて八十五万人と戦後第二位(最高は三十一年三月の百六万人)の記録を示し、前年同期を三万人上回った。四月五十五万、五月五十一万と漸減したが、これも農繁期で一時的に吸収されたものとみられ、五月の五十一万も前年同月の水準と比べるとなお五万人多くなっている。

以上のように、三十三年に入ってから雇用失業情勢は急速に悪化の方向をたどっているが、この場合、今後の見通しとしては次の諸点が問題となるであろう。第一に、今後さらに雇用失業情勢は一時的にせよ悪化の傾向が強まることとみなければならない。たとえ近い将来に景気が上昇に転ずるとしても、それが雇用上昇となつて現われるにはかなりのタイムラグ(遅れ)があるからである。さらに景気上昇の時期が遅れば、それだけ深刻化の度合は強まるであ

らう。第二に問題となるのは、大量の新規労働力の圧力によつて、失業労働者はますます労働条件の悪い部門に浮動的労働者層として潜在化する傾向が強まることである。一般的な雇用停滞、労働需給の悪化の中で新規学卒者の就職率が前年を上回っていることは、依然として学卒市場の優位が貫かれ、既存労働者を圧迫している事実を示している。第三に国内景気が予想以上に沈滞していることで、経企庁の観測だと、三十三年度の経済成長率は三%から二%に落ちそうだという。成長率九%で百二十万人分の仕事があふやされる。ところが三十三年度の新生産年齢人口は百三十七万人(二十九年より十万人も多い)もあるから、二%では話にもならない。賃金の安い若者が仕事にありつけば、老令高給者が職場から追放されるという悪循環を招きかね

第三表 労働力状態別人口の推移(単位万人)

昭和二八年平均	総人口		労働力人口		完全失業者		非労働人口		生産年齢人口比率		有業率		労働力率		失業率	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)
二九年	八、八〇〇	五、八四九	三、九三三	三、九三三	一、八二七	二、一〇六	一、九七〇	三、九三三	四六・一	四六・一	四六・一	四六・一	四六・一	四六・一	四六・一	一・五
三〇年	八、九〇〇	六、一〇一	四、一九九	四、一九九	一、八二七	二、二七二	一、八二七	四、一九九	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	一・六
三一年	九、〇〇〇	六、三二一	四、二二〇	四、二二〇	一、九七〇	四、三五〇	一、九七〇	四、二二〇	四七・四	四七・四	四七・四	四七・四	四七・四	四七・四	四七・四	一・五
三二年	九、〇〇〇	六、三九九	四、三二一	四、三二一	一、九七〇	四、三九九	一、九七〇	四、三二一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	四七・一	一・二

(備考) 総理府統計局「労働力調査」

ないということである。

このような今後の見通しでは、雇用失業情勢の悪化はまた序の口ともいえそうである。政府は労働関係関係懇談会を開いて、不況対策の一環として雇用失業情勢を検討しようとしているが、はやりの「静観」ではかえつて事態の深刻化を招くのみだと気付いたからであらうか。

(二) 労働力人口と就業構造

まず雇用失業問題の基盤として、労働力人口の現状を調べてみよう。総理府統計局「労働力調査」によると、第三表の如く、総人口の増加は依然鈍化の傾向を示し、三十二年平均では前年に対し八五万の増加であるが、三十一年の対前年増加九五万にくらべると約十万下回った。これは出



生率の低下傾向が死亡率のそれにくらべて一層急速に進み、三十二年の自然増加率八・九(人口千人当り)と前年をさらに一・五ポイント下回ったことによるものである。ところが、一方直接労働力供給に関連する生産年令人口(一四才以上人口)は、出生率が高かつた時期に誕生した子供たちが、続々と生産年令人口に達してきていることを主な要因として、総人口の増加をはるかに上回る一二八万の増加を記録した。したがって総人口中に占める生産年令人口比率は年々高まり、三十二年は七〇・一%と前年より〇・八ポイント、二十五、六年頃にくらべると三ポイント以上も上回った。このため労働力人口は増加の一途をたどり、三十二年は四、三七一万で三十二年より九七万増加し、三十一年の対前年増加七五万を上回る大幅な増加を示した。非労働力人口は一、九八九万で前年に比べ三一万の

第四表 農林・非農林別、就業業者(単位万人)

農林業	二七年平均	二八年平均	二九年平均	三〇年平均	三一年平均	三二年平均	三三年一月	三三年二月	三三年三月
農業	一、七〇七	一、七二九	一、七〇九	一、七〇六	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九
林業	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九
非農林業	三、七二九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九
合計	五、四三六	五、六三八	五、六一八	五、六一五	五、六一八	五、六一八	五、六一八	五、六一八	五、六一八

(備考) 総理府統計局「労働力調査」

た(非農林業ではほとんど雇用者での増加(一二九万増)によるものであつた。この急増の傾向の非農林業就業業者の内容をさらに産業別にみると、第五表の如くで、製造業が

増加となつては、これはほとんど女子での増加によるものである。かくて労働力率(生産年令人口中に占める労働力人口の比率)は、生産年令人口の大きな増加にもかかわらず、三十一年の六八・五%から三十二年の六八・六%へと漸増を示した。しかも労働力人口の中では完全失業者の比率がきわめて小さいので、右のような労働力率の上昇は、そのほとんどが就業業者の増加となつて現われている。即ち、三十二年の就業業者は四、三一九万で前年より一〇九万の増加、完全失業者は五三万で一万の減少であつた。

この就業業者の増加一〇九万の内容を産業別にみると、第四表の如く、農林業では前年とほぼ同じ程度の四二万の減少であつたが、非農林業では、前年を大幅に上回る一五〇万の増加となつた。これは、農林業では家族従業者の一部の非労働力化と新規労働力の非農林業への進出により、ま

第五表 非農林業の産業別就業業者(単位万人)

漁業	三七年平均	三八年平均	三九年平均	三〇年平均	三一年平均	三二年平均	三三年一月	三三年二月	三三年三月
建設業	三	三	三	三	三	三	三	三	三
製造業	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九
卸小売金融業	五、四三六	五、六三八	五、六一八	五、六一五	五、六一八	五、六一八	五、六一八	五、六一八	五、六一八
運輸通信業	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九
サービス業	三、七二九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九	三、九〇九
公務	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二

(備考) 総理府統計局「労働力調査」

万増加し、さらに建設業では一七万増加してそれぞれ調査開始以来の最高の増加をみせた。このように第二次産業就業業者の増加が絶対数、比率ともに第三次産業就業業者の増加を上回つたということは三十二年の特色として注目すべきことであつた。

また就業業者の動きを従業上の地位別にみると、三十二年の就業業者増一〇九万のうち、家族従業者四一万減(前年は六二万減)、自営業主一二万増(同上九万増)に対し、雇用者数は一三六万増(同上三四万増)と、前年に引続き全就業業者中に占める雇用者の比率の上昇(四一・四%から四三・六%へ)がみられたが、とくに非農林業でのそれは六六・四%から六七・五%への上昇であつた。またこの

雇用者増加の内訳をみると、週三五〜四八時間の比較的平常と思われる就業時間で、男子を中心に顕著な増加を示している。さらにこの雇用者増加を産業別にみると、製造業(六〇万増)、建設業(一四万増)、鉱業(一三万増)の第二次産業を中心に行われたことは特筆に値する。一方、卸小売金融業、サービス業もそれぞれ二〇万増で、第三次産業もほぼ前年なみの伸びをみせた。

以上の趨勢は、三十三年に入つても基本的には持続しており、この限りでは、わが国の就業構造は一応近代化への前進の歩を進めたものといえるが、しかし雇用者の就業業者全体に占める比率は、依然先進諸国に比べて低く、また雇用者中にはなおかなり長時間就業業者(週四九時間以上)の



雇用労働力の動向

上述のように、三十二年の就業構造の特徴として、就業者の増加が産業別には非農林業、地位別には雇用者を中心とする増加であるという点において、わが国の就業構造の近代化的前進が云々されたわけであるが、普通わが国で「雇用」ないし「就業」という場合は、広い意味の就業者であつて、自営業主並びに家族従業者をも包含する。しかし厳密な意味での「雇用」ないし「就業」とは、右の二者と区別した、他人に雇用され、賃金や俸給で生活している雇用労働力を指すものであつて、この意味での雇用労働者の比重が日本では諸外国に比べてなお圧倒的に低いことは周知の如くである。

(注) 日本の実数は、三十二年が平均して四、三一九万の全産業就業者のうち自営業主が一、〇九四万(二五・三%)家族従業者一、三四二万(三一・一%)に対し雇用者一、八八〇万(四三・六%)で、前年の四一・四%よりかなり上昇し、とくに非農林では前年の六六・四%から六七・五%(一、八一一万)へと上昇したが、アメリカの場合(一九五〇年)は右の全就業者の比率がそれぞれ一五・九%、一・九%に対し八二・一%、イギリスの場合(一九五一年)は一四・八%、一四・四%に対し七〇・八%フランスの場合(一九五四年)は二一・八%、一三・三%に対

し六四・九%、イタリアの場合(一九五四年)は二二・六%、一四・四%に対し六三・〇%、西ドイツの場合(一九五〇年)は一四・七%、一四・四%に対し七〇・九%という数字が出ている(いずれも「国際労働経済統計年鑑」一九五七年より)。

ただ日本の場合といえども、右の三十二年の就業増加の内容については、さきにも触れたように、「労働力調査」によると、産業別には非農林業の三十二年平均の前年平均に対する増加は、就業者総数で一五〇万人に対し、雇用者は一二九万という圧倒的多数を示し、また全産業では就業者増加一〇九万人のうち雇用者の増加がこれを上回る一三六万人となつて、結局比較的不安定な自営業主や家族従業者が相対的にも絶対的にも減少し、安定的な雇用労働者への転換が進展していることを示しているのである。しかし、このような雇用労働者の増加のうちにも、常用雇用労働者のほかに、低労働条件の臨時及び日雇労働者の増加がかなりの比率を占めていて、複雑な様相を雇用構造の中に投影していることを看過してはならない。

(注) 労働省の「毎月勤労統計」において、「常用労働者」とは、「生産労働者」と「管理、事務および技術労働者」の双方を含めた常用雇用労働者をいう。つまり雇用労働者のうち「臨時および日雇労働者」(一カ月において三〇日以内の期間を定めて雇用されるものならびに日々雇入れられるもの)をのぞくすべてのものである。したがつて、雇用契約期間に制限な

く雇用される労働者(「本採用」「本雇」「本工」「常用工」などとよばれる社員、正規従業員)だけではなく、雇用契約期間に制限のある労働者のうち「臨時および日雇労働者」をのぞいたもの(「臨時工」「臨時雇」「臨時従業員」などとよばれる、三〇日を超える期間を定めて雇用される臨時の労働者)を含んでいることに注意しなければならない。また「臨時および日雇労働者」であつても、その雇用契約が何度も更新され、前二カ月の各月において一八日以上、または前六カ月において通算して六〇日以上、同一事業主に引き続き雇用された者は「常用労働者の中に入れられることになつてゐる。

そこで、雇用労働力の推移を、毎月勤労統計調査結果表(以下「毎勤」と略称)によつてみると、常用雇用指数は、次の第六表にみるように、三十二年年間平均では、前年に対し、調査産業総数で九・四%増と、好況下の三十一年(六・九%増を上回る上昇率を示したが、しかし年内の推移をみると、上半期には三十一年以来の設備投資の活況を背景に逐月増加を続けたものが、年央における経済基調の転換とそれ以降の景気後退にもなつて、六、七月から停滞傾向をたどり、上半期の対前年同期増加率一〇・五%が、下半期には八・三%に鈍化した。対前年末比較でも、三十一年末の九・一%増に対して三十二年末には五・九%増と低下し、年内の六月と十二月の対比では、三十一年の三・六%増に比べ三十二年は一・三%減となつた。

これを産業別にみても、建設業と金融保険業を除くすべての大分類産業について、下半期の増加率は上半期のそれにおよばず、三十二年下半期以降、全体として雇用の増勢が弱まつたことが明かである。年平均として雇用増加率が最も高い産業は、卸売小売業(一四・一%増)と製造業(一一・七%増)であり、ついで建設業(九・八%増)、鉱業(五・三%増)、運輸通信その他の公益事業(四・六%増)、金融保険業(三・二%増)の順となつてゐるが、下半期には概して雇用増勢の鈍化が目立つてゐる。なかでも製造業は、上半期の一三・六%増が下半期には九・九%増に低下し、そのピーク時の三十二年六月に対する同年十二月の変動率をみると二・六%減で、三十一年同期の四・二%増と対照的であつた。製造業におけるこのような下半期以降の停滞は、後述のように、年央以来の景気後退に直面し、各産業で常用労働者の新規採用や臨時工の雇用契約更新を手控える傾向が一般化した結果と考えられる。

第六表 産業大分類常用雇用の増減率(△印は減少)

業	32年平均		31年平均		32年上期		31年上期		32年下期		31年下期	
	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年	32年	31年
総計	9.4	6.9	10.5	5.4	8.3	10.5	5.9	4.2	5.9	4.2	5.9	4.2
製造業	11.7	9.5	13.6	7.7	9.9	11.2	9.9	11.2	9.9	11.2	9.9	11.2



卸売小売業	二四・一	(一三〇)	二五・四	(三三三)	二九・九	(三二七)
金融保険業	三・三	(四三)	三・〇	(五一)	三・四	(三五)
運輸通信公益事業	四・六	(二六)	四・七	(一九)	四・五	(三四)
建設業	九・八	(△〇五)	九・〇	(△三九)	一〇・五	(二九)

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

次に増減の起伏の最も著しい製造業常用雇用の動きは、産業中分類別にみると、三十二年平均としては、たばこ製造業(二・二%減)を除くいずれの産業も、かなりの増加を示し、衣服、家具、石油、印刷、化学および紡織の六産業以外は、各産業とも年平均の増加率が三十一年のそれを上回った。しかし上、下両期別にみると、三十一年には、衣服、木材、化学、石油、皮革を除く各産業で、下半期の増加率が上半期のそれを上回ったのに対し、三十二年には、ほとんどすべての産業において、下半期以降雇用の停滞ないし減少の傾向があらわれている。また年内の七月と十二月を対比しても、第七表の下端にみるように、食料品を除く各産業で減少している。とくに紡織、衣服、及び化学を中心とした化学が四%を超える減少率で最も高くなっており、ついでゴム、一般機械、その他の製造業が三%を超えて比較的高く、皮革、第一次金属が二%以上の減少率である。

さらに、この間の減少人員数をみると、製造業全体の減少の半数は紡織(構成比一三〇・四%)衣服(三三・一%)

化繊を中心とする化学工業(一七%)等の繊維関係によつて占められている。このような状況を二十九年の不況期のほぼ相似の時期の四〇九月(第七表上段)のそれと比較してみると、減少率は総じて二十九年の方が大きく、とくに衣服、家具、皮革等比較的中小企業の多い産業と、金属、機械などの減少率が高い。減少人員でも三十二年のときより紡織、化学のウェイトが低く、逆に金属、機械が大きな部分を占めている点がよくに相違している。

第七表 製造業中分類別常用雇用減少率

	二九年四〇九月		三二年七〇十二月	
	9月	構成比	12月	構成比
食料品	九・一	五・三	一〇・九	△一七
煙草	九・〇	〇・二	九・三	〇・二
紡織	九・四	三・三	九・九	三〇・四
衣服身回品	九・七	三・二	九・六	三・一
木材木製品	九・二	一・三	九・四	一・六
家具装備品	九・七	一・二	九・九	〇・四
紙類似品	九・三	一・六	九・八	一・七
印刷出版	九・一	一・一	九・四	二・八
化学	九・一	五・五	九・五	一七・〇
石油石炭製品	一〇・〇	△〇・四	九・五	〇・三
ゴム	九・七	三・五	九・七	三・〇
皮革	九・二	〇・九	九・六	〇・三

の程度にあてはまりうるかは疑いなきをえない。

そこで、以上のような推移をたどつた製造業常用雇用が、規模別にはどのような動きを示したかをみるに、労働省の「労働異動調査」の調査対象となつた製造業の事業所(約二千四百事業所)について規模別に、三十一年十二月から三十二年十二月に至る一年間の常用労働者の増加率を算定した結果によると(今次「労働白書」本文第五五表参照)、概して、前年(三十年十二月)と三十二年十二月)にみられた傾向が、より鈍化された形であらわれている。即ち、中規模(一〇〇~四九九人)が最も高く、大規模(五〇〇人以上)がこれに次ぎ、小規模(三〇~九九人)では最も低かつた。しかし三十二年には、三十一年にくらべて各規模とも増加がにぶつており、中規模における三十一年の六・八%増が、三十二年には六・一%増へ、大規模の五・八%増が五・〇%増へ、小規模では五・七%増が三・七%増へと低下した。このように、三十二年上半期までの投資材部門を中心とした生産の活況を反映して、比較的規模の大きい事業所で、かなり常用雇用が増加したことは、三十一年以来の雇用増加の特色を示すものとして注目されるのであるが、しかしこの傾向は、景気が下降段階に入った下半期になると、かなり変つてきている。即ち、たとえば製造業における失業保険被保険者数の動きをみると、次の第八表の如く三十二年一月~七月には大規模が最高の増加

ガラス土石	九・六	四・八	九・三	三・三
第一次金属	九・四	一三・三	九・七	八・三
機械	九・五	九・五	九・七	一一・一
金属製品	九・九	二・七	九・二	一・一
電機	九・〇	八・七	九・三	六・七
輸機	九・八	二・四	九・三	六・四
精機	九・四	一・〇	九・四	一・三
その他	九・八	一・〇	九・一	三・二
製造業平均	九・六	一〇・〇	九・七	一〇・〇

(備考) 労働省「毎月勤労統計」より作成。

右のように製造業での三十二年の雇用減少が二十九年にくらべて比較的軽微に止まつているのは、不況がまだ序の口であると考えられる以外に、次のような理由が「経済白書」によつて挙げられている、即ち、好況持続を背景として企業内の過剰雇用が解消したこと、また好況中優秀な労働力は一時解雇したら再雇用が困難であるという経験をもつたこと、労働時間延長がほぼ限度一ばいまでいつていたので、これを短縮することが雇用減少に対するクッションに使えるなどのうえに立つて、好況の結果として経営基盤の強化によつて当面の余剰人員を直ちに解雇することなく、暫らく抱えておくだけの余力をもつていたこと、などこれである。しかしこれらの理由は大体大企業にのみ通用することで、中小企業の圧倒的に多い製造業において、ど



率を示し、以下中規模、小規模の順となつていたものが、三十二年七月〜三十三年一月になると、この傾向が逆転しており、とくに五〇〇人以上の大規模事業所での雇用吸収力の減退傾向がみられるのである。

第八表 製造業規模別失業保険被保険者数増減率(%)

32年7月	一三・九	一一・四	一〇・九
32年1月			
33年1月	△三・七	△〇・四	一・六
32年7月			

(備考)労働省「失業保険業務統計」△印は減少。

次に、右の製造業における三十二年の常用雇用の動きを、労務者(「生産労働者」と職員(「管理、事務および技術労働者」とに分けてみると、「毎勤」によれば、三十二年末には三十一年末に対し両者とも増加したが、前者の伸びがやや低くなつてゐる。このことは大部分の中分類産業についてみられるところであつて、三十年末〜三十二年末に前者の増加率が後者のそれを上回つたのと対照的である。また、製造業の常用雇用の動きを性別にみると、三十一年〜三十二年末では男子、女子ともにほぼ同じ増加率をみせており、前年が女子の増加が男子を上回つたのと対照的である。これは、いうまでもなく三十二年に紡織業など女子労働者の多い産業の景気後退、したがって雇用停滞が著しかったことを反映するものである。

ところで、右のような常用雇用の動きに対して、臨時雇用の動きはどうであつたか。さきにもみた「毎勤」による常用労働者のなかには定義上、常用工ないし正規従業員のほか、いわゆる臨時工ないし臨時従業員が含まれてゐるので、再び「労働異動調査」によつて「毎勤」定義の常用労働者の内訳をさらに「常用名義の常用労働者」「雇用契約期限のないもの——以下「本工」と略称」と「臨時・日雇名義の常用労働者」「雇用契約期限のあるもの——以下「臨時工」と略称」とに分け、前記一年間の増加率を算定すると、次の第九表の如く、調査産業総数では「本工」三・三%増、「臨時工」一〇・〇%増と、後者の増加率が高い。しかし前年

第九表 産業大分類雇用形態別雇用増減率

産業大分類	常用名義の常用労働者		臨時・日雇名義の常用労働者	
	32年 31年末	31年 30年末	32年 31年末	31年 30年末
総数	三・三%	(三・三%)	一〇・〇%	(四・〇%)
製造業	一・二	(〇・一)	六・六	(天・〇)
卸売小売業	四・四	(三・七)	一四・七	(五・五)
金融保険業	六・四	(六・五)	六・八	(五・五)
運輸通信公益事業	〇・六	(五・七)	三・〇	(二・四)
(備考)労働省「毎月勤労統計」より作成。△印は減少。	一・二	(一・三)	△四・三	(四・六)
時工	一〇・〇%増と、	後者の増加率が高い。	しかし前年	

の同じ期間にこれが、「本工」三・二%増「臨時工」四三・〇%増であつたのくらべると、三十二年における臨時工増勢の鈍化が明らかである。とくにこの傾向は製造業について著しく、三十一年末の「本工」三・七%増、「臨時工」五一・五%増が、三十二年末には「本工」が四・四%増と

第十表 臨時・日雇延人員の動向(単位千人)

産業	32年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
産 業 総 数	六,三三五	六,四六一	七,〇八二	六,三六六	六,三六四	六,〇〇三	六,四四三	五,九三三	五,八九〇	五,九六八	六,六八四	六,六八四
(%)	(一四・八)	(一四・六)	(一五・四)	(一三・五)	(一三・六)	(一〇・八)	(一四・七)	(九・五)	(九・〇)	(九・〇)	(一六・八)	(一六・八)
製 造 業	三,八〇一	三,七九六	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,〇〇一	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
(%)	(一五・四)	(一五・〇)	(一三・〇)	(一三・二)	(一三・二)	(一〇・四)	(一四・四)	(一四・四)	(一四・四)	(一四・四)	(一四・四)	(一四・四)

(備考)労働省「毎月勤労統計」による。( )内は対前年同月比

このような「臨時工」の減少傾向を、製造業の中分類各産業についてみると、とくに目立つのは皮革、ゴム、電気、精密、機械における「臨時工」の増加率が三十一年末にはいずれも一〇〇%を超えたのが、三十二年末には最高五七%増、最低〇・六%減という著しい低下を示したことである。また三十一年末には臨時工がかなりの増加をみせた家具、衣服、木材、金属製品、紙においては、三十二年末に最高四割強から最低六割強にわたる減少に転じている。

もともと、臨時雇用は産業活動の繁閑に対応する景気調節弁的な役割をもつものとされてゐるが、以上にみたような三十二年の「臨時工」増勢の鈍化ないし停滞は、既述のように三十二年中央以来の景気後退を反映して、臨時工の

上昇し、「臨時工」は一四・七%増と低下した。この「臨時工」の減少傾向を延人員につき三十二年の各月についてみると第十表の如くで、五月頃から停滞はじめ、七月からは製造業が、九月からは全産業がそれぞれ前年水準を下回るに至つてゐる。

第十一表 製造業規模別常用労働者のうち臨時・日雇名義のものが占める割合(%)

三十二年二月(A)	六・六	八・三	六・六	四・〇
規模計	五〇〇人	一〇〇〇人	三〇〇人	九〇〇人
以 上	四九九人	九九九人	九九九人	九九九人



三十二年二月(B)

七・三

九・五

六・六

四・四

(B)-(A)

〇・八

一・三

〇・〇

〇・五

(備考) 労働省「労働異動調査」の結果を再集計し、事業所規模区分をそれぞれ年間平均の常用労働者数によつて固定したもの。

(四) 失業・不完全就業の動向

総理府統計局の「労働力調査」により三十三年三月の完全失業者が前月より一挙に二十八万人もふえて八十五万人に達したとき、これは三十一年三月の百六万に次ぐ大量の失業として、この「深刻化した失業問題」はデフレ深化と関連した雇用の悪化の反映であると論議された。しかしこの完全失業は四月から再び減っているのに雇用状況は改善されたわけではない。雇用と失業とは、一般の通念のようには必ずしも相表裏していかないものである。就業構造の後れているわが国では、不況下雇用の減少はそのまま完全失業者の増加にはならないで、むしろ潜在的な失業者の増加の形になる分が多いと考えられるからである。

また、完全失業者八十五万人ぐらい決して驚くに当らないという楽観的な見方をする者にいわせると、この数字は予想よりも低いものだという。なぜなら、過去三カ年の年度間平均の完全失業者とくらべ、三十二年度はこの三月の八十五万人を加えて計算しても最低だというのである。つ

まり、二十九年度六十五万、三十年度七十一万、三十一年度六十万に對し、三十二年度は三月が八十五万に止まつたために年度間平均では五十二万で最低となる。デフレ政策の結果がこの程度で終るなら、決して完全失業が多だとはいえないというわけである。

これもたしかに一つの見方といえよう。しかし、問題は「景気は底を入れた」という政府の経済見通しにもかかわらず、前節にみたような雇用労働力増勢の鈍化、減退と併行して、八十五万の完全失業者が現われたということは、「完全失業者」そのものの非現実的な規定については姑らく問わぬとしても、これが楽観的ないし一時的(学校卒業期といったような)な現象だけで片づけられない根の深さを示唆しているのである。即ち、企業整備状況や失業保険受給状況などについての後述にみる如く、雇用構造が近代化したような外観を呈した三十一年の好況下においても、潜在失業の増加という事態の本質は毫も変らなかつたのである。もちろん右の「労働力調査」の完全失業者数は必ずしも失業者数全体の動きを示すものでなく、また雇用の鈍化・減退傾向といつても、前述のように企業の規模別並に業種別に大きな不均衡が存在するのであるが、それにしても今次三十二年度「労働白書」が発表しているように、平常仕事を主としているもので転職或は追加就業を希望している者、及び新たに就業を希望しているものの中で、實際

に緊急度の高いと思われる者だけでも、三十二年三月ですでに二六五万人にも達しているということは、失業が雇用とちがつた何らか独自の動きをもち、後者が偏りに経済の景況に依拠する動きをもつのに對し、失業が何らか特定の社会体制的な矛盾の反映であることを、明らかに示唆する

第十二表

完全失業者の推移(単位万人)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
二九年	四〇	四〇	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三〇年	四〇	四〇	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三一年	四〇	四〇	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三二年	四〇	四〇	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

(備考) 総理府統計局「労働力調査」改算数字による。

即ち、完全失業者の三十二年の平均水準は五三万で前年(六四万)に引続き低下した。これを上、下半期に分けてみても三十二年上半期の水準は前年のそれより一五万も低下したのに対し、下半期には前年より八万減とややその差をちぢめ、十月にはついに前年同月の水準に一致したが、十一月、十二月と再び差が開き減少傾向に戻るに至つた。したがつて三十二年の失業率(労働力人口に對する完全失業者の割合)は一・二%と前年より〇・三ポイント低くなつた。これを性別にみると、三十二年は前年に対し男子七万減、女子三万減を示し、とくに男子の減少が著しかつた。なお、既述の三十三年三月に前月より一挙に二八万の急増

ものといえるであろう。

では、まず「労働力調査」によつて最近四年の完全失業者の月別推移をみると、次の第十二表の如く、失業問題はまだまだ楽観してよさそうに見える。

をみた完全失業者八十五万の内訳は男子四三万、女子四二万で、同じく女子失業者の増大が目立つている。

だが、この「完全失業者」は、労働省や当の統計局でも認めているように、「月末日を含む調査週間に一時間以上の仕事をしなかつた者」を指しており、この場合、事実上失業した者でもたまたま調査週間に一時間でも何らかの仕事がすれば、就業者とみなされるのであるから、わが国のように後れた就業構造からみて、完全失業者の定義に当てはまる者は極く限られており、問題とすべき失業者の大半は長く完全失業者の形態に留まることなく、ほとんど不完全就業者に転化する可能性が高いと考えられている。そ



の他就業経験の有無等についても問題があり、この数字から失業者の発生状況、つまり首切りの姿を読みとろうとしても初めから無理というものである。

第十三表

失業保険の動向	失業保険の動向											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
離職票受付件数(千件)	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二	三一年 二二
保険金受給者数(千人)	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六	三一年 四六
受給率	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一	三一年 二一

(備考) 労働省「失業保険事業月報」による。

即ち、失業保険の離職票受付件数は三十二年十月以降増加に転じ、十二月には季節的影響もあるとはいえかなり増加して十一万一千件となった。これは前年同月に対しては二七%の上昇である。その結果、失業保険受給実人員も十月頃から漸増して対前年同月比の増加率を高めており、十二月には三十四万二千人と前年同月に比べて二五%も高い。このため、年平均水準の比較では三十二年は三十九万九千と前年水準よりやや低くなっている受給者実人員数も、

の事業所だし、失業者がすべて失業保険を受けるとは限らないから、全体の姿を正確に示すものではないが、まずこれが最近三年の傾向をみると、次の第十三表にみる如く、三十二年七月以降は従来の基調に変化を来し、失業者も漸次増加傾向に転じつつあることが分る。

三三年	初回受給者	受給者実人員
一月	千人 一四九(一〇〇)	千人 四四六(三九九)
二月	千人 一四九(一〇〇)	千人 四四六(三九九)

三月	八二(五)	五〇四(三六)
四月	八七(五) <td>四九六(三三)</td>	四九六(三三)
五月	八九(六) <td>四九六(三六)</td>	四九六(三六)
一～五月平均	一〇〇(五)	四七五(三六)

即ち、三十三年一～五月平均で初回受給者で三万五千人、受給者実人員で十五万人とそれぞれ前年同期を大幅に上回り、明かに失業の増大を物語っている。

なお、年末水準の比較による三十二年の受給者実人員の増加の内容を産業別にみると、主要部分はいうまでもなく製造業(約四万四千八千人増)であり、これに次いで駐留軍関係を中心とするサービス業(約八千人増)、卸売小売業(約六千人増)および建設業(約六千人増)の順となつてい

る。また製造業では紡織業(約一万人増)が首位を占め、次いで化学、第一金属、機械等がいずれも五千人程度の増加を示している。

第十四表

企業整備の推移(全産業)	企業整備の推移(全産業)											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
件数(件)	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四	三一年 二四
整理人員(人)	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五	三一年 九、〇〇五

(考) 労働省「企業整備状況報告」による。

ともあれ、三十二年四、五月頃までは平穩裡に推移していた企業整備状況が、五、六月頃から増えだした鉄鋼、機械、ゴム、金属関係の整備事業所を中心に悪化しはじめ、下半期以降製造業各部門に波及した結果、三十二年間

の企業整備は、実施件数約四千、整理人員約十八万と、いずれも前年を四割強上回るにいたり、さらに三十三年に入つてこの傾向は一層悪化し、次にみるように一～五月平均では前年同期の三・六倍に上つている。



三十三年	整備事業所	整備人員(人)
一月	八〇(一五)	四、七三(六、一五)
二月	八六(二八)	一九、八五(六、〇〇)
三月	六三(一〇)	三、七五(七、四七)
四月	共(一〇七)	六、三三(八、四一)
五月	共(一五五)	六、五九(一〇、四二)
一〜五月平均	六七(八九)	六、〇一(七、七六)

(注)カッコ内は前年同月の数字

即ち、三十三年一月から新たに化繊業界を中心として大幅な人員整理が始まつており、化繊協会の調べによると、一月からの人絹糸五割操短の影響として約五、八〇〇名の人員が優先採用条件で解雇となつたが、ほかに希望退職二、三〇〇名を加えると約八、〇〇〇名に近い大幅な人員整理である。すでに化繊業界では三十二年十一月にも失業保険による一時解雇を約二、七〇〇名程度実施したが、これらの者が復帰すると直ちに本格的な整理に直面したわけである。化繊操短と時を同じくして人絹織物、綿スフ広幅生地についても約三割の操短が実施されたが、これにたずさわる産業は小規模のものが多く、その整理も大量なものとは少く、中規模のものを別とすると自然退職の形をとるものが多いと思われる。しかし人絹織物で約十万人、綿スフ織物で約十九万人の雇用労働者が就業しており、操短によつて約二割近くが過剰とみられているので、操短の期間

如何によつては、一時に大量の失業増加が予想されなくもない。その他バルブ・電気銅・ソーダー・紙・鋼塊等にも操短が波及しており、今後の受注減による機械、或は米軍撤退に伴う駐留軍サービス関係等人員整理は各産業に及ぼうとしている。なお、労働省で三十二年暮に発表した雇用失業情勢の見直しによると、鉄鋼・造船・機械・繊維・建設の五業種で十四万ないし十六万人の解雇者の発生を予測しており、さらに特殊問題として、米駐留軍撤退によつて約十万人、石炭官埋化で二万人、塩業・繊維関係の合理化、設備制限で一万八千人合計十四万人が特殊要因による解雇増加とみている。そのほか新規労働力の激増(二十九年増加量に比して十程度上回る見込)、臨時・日雇の急減、倒産による離職も相当数字予想されている。一方、月例報告による経済企画庁の見直しにおいても、次の第十五表の如く、三十三年度三割の経済成長率では二十万人の完全失業者の増加が見込まれ、またデフレの影響が雇用減少として結果するのは半年ないし一年のズレがあるといわれるから、失業問題は今後さらに深刻化するものと思われる。因みに二十九年のデフレにおいても成長率は四・五%で、完全失業者は二十一人の増加であつた。

第十五表 経済成長率と完全失業者の増減

年度	経済成長率(%)	完全失業者の増減(万人)
二六年	二・六	△一
二七年	三・三	五
二八年	六・一	△三
二九年	五・五	三
三〇年	一〇・一	六
三一年	八・七	△二
三二年	五・二	〇
三三年	三・〇	一〇

(備考) 経済企画庁調による。三三年度は見通し。

最後に、以上に主としてみてきた既就業の顕在的失業者群とならんで、わが国には、経済の好不況にかかわらず構造的に存在し、労働市場に重圧を加えつつある老大な層——未就業・既就業を含めた不完全失業者ないし潜在失業者群があり、雇用政策或は社会保障政策のうえで重要な問題となつていくことが強調されなければならない。今次労働白書がとくにこの問題について総論及び各論の両方にかなり立入つて触れているのも、また所以なしとしないであろう。しかし「労働白書」でこれが取扱いはなお平面的である。わが国産業経済のいわゆる二重構造に帰着して、(1)労働市場における新規卒労働力の圧力の増大、(2)非労働力の労働力化の増大、(3)前期的家族経営ないし零細企業存在、などの三点に不完全失業者の発生する要因を捉え、景気が上昇すれば不完全失業者もいく分減少するであろうと結んでいるのである。

現在のところ、不完全就業の定義はまだ確立されていない。労働白書では「労働力調査臨時調査」によつて、従来使用されている不完全就業関係の指標として、平常就業中

の者で仕事を主にしているもの(家事・通学が主でないもの)のうちの(1)「転職希望者」と、(2)「追加就業希望者」、並びに平常の非失業者のうち(3)新たに本業として就業を希望する者「新就業希望者」の三者を捉え、さらにそれら三者のうちで実際に求職活動を行つており、したがつて就業の機会をうる必要性(就業の緊急度)の高いものを、(4)「うち求職中」として抽出し、これら四者について就業時間、所得、意識などの面から状況分析を行つていのである。それによると、次の第十六表の如くで、三十二年三月現在で(1)一八二万、(2)一二六万、(3)一六九万、(4)二六五万を数え、また仕事が従なものを加えた(1)(2)(3)の合計は一六六万に達しているのである。

第十六表 不完全失業者の推移(単位万人)

(総数)	計		うち求職中		計		うち求職中	
	転職希望者	追加就業希望者	新就業希望者	計	計	計	計	
三〇年十月	三三	一〇九	一〇〇	六八	三三	一〇〇	六八	
三一年三月	三〇	一〇七	一〇七	七〇	三〇	一〇七	七〇	
三一年七月	三六	一〇九	一〇九	七三	三六	一〇九	七三	
三二年三月	三九	一四〇	一四〇	八二	三九	一四〇	八二	







色を一応念頭において、以下三十二年を中心とした労働市場状況を分析しよう。

(4) 雇用労働力の給源と入職経路

まず、雇用労働力の入職経路から見たわが国労働市場の形態と労働力の給源についてみると、非農林製造業の三〇人以上の規模の事業所約二千四百カ所を調査対象とした労働者の「労働異動調査」によれば、三十二年中に入職したものの入職経路は、「縁故」によるもの三五%、「公共職業安定所」(以下職安と略称)経由のもの三二%、「学校」経由のもの一六%、残りの一七%は「新聞広告その他」によるものとなつてゐる。これを前年についてみると、「縁故」三八%、「職安」三一%、「学校」一二%、「新聞広告その他」一九%となつてゐるから、三十二年には「職安」及び「学校」経由の率が上昇しているが、しかし「縁故」の占める比重が依然として高いところに、わが国で近代的な集团的労働市場の形成が困難な事情を反映しているようである。もちろん、これは「毎勤」の附帯調査で、三〇人以上の規模の事業所の一部についての調査結果に過ぎぬが、さらにこれを、総理府統計局の「就業構造基本調査」により三十年七月〜三十二年六月の一カ年における新規就業者一七七五千人のうち雇用者となつたもの一二九万一千人につき入職経路をみると、「縁故」によるもの四〇%、「職安」経由のもの一一%、「学校」経由のもの一

九%、残余は広告その他によるものとなつており、「縁故」の占める役割が三〇人未満を含む事業所においてはより大きく、したがつて「職安」の利用率がさらに低いことが看取される。

次に同じく労働者の「労働異動調査」により入職者の前職経歴(給源)をみると、新規学卒者は全体の三六%、新規学卒者以外の未就業者一一%、第一次産業からきたもの八%、残余の四五%が第二次及び第三次産業からの転職者となつてゐる。問題はこの四五%を占める、第一次産業以外からの転職者の給源であるが、さきの「就業構造基本調査」では約二〇%が自営業主及び家族従業者から、約七四%が雇用者内部の転職となつてゐるだけで詳細の資料を欠いてゐる。しかし大体考えられることは、もともと自由な労働力人口の工業地帯における蓄積が微弱であり、追加労働力の供給を主として農村からの出稼労働力に仰いでいたのが、近年に至つて、農村の過剰人口と並んで都市における低所得層の家庭が労働力の給源として目立つてき、さらに景気の変動によつて不断の動揺下におかれる中小零細企業の就業者がこれに加つて不完全就業ないし潜在的失業として、求職者の増大をもたらしているということである。そこで、以下比較的資料の整備されている職安労働市場及び新規学卒者の就職状況を通して、右のような最近における景気後退下のわが国労働市場の一般的様相を窺うことにす

る。

(4) 職安労働市場の状況

公共職業安定所の窓口を通ずる労働市場を、一般労働者(常用及び臨時)と日雇労働者とに分け、まず前者についてみると、次の第十七表の如くで、三十二年年間水準としては前年にくらべてかなりの好転を示したが、投資景気下の上半期と、不況が進行してきた下半期とでは、その様相をかなり異にしている。即ち、三十二年平均でみると、有

第十七表 一般労働者の職業紹介状況(単位千件)

年間平均	求職件数		求人数		紹介件数		就職件数	
	新規	有効	新規	有効	新規	有効	新規	有効
二九年	三三	一、二五	一、二五	三三	二五	一、一	一、一	
三〇年	三〇	一、三三	一、三三	三〇	二五	一、一	一、一	
三一年	三〇	一、二九	一、二九	三〇	二五	一、一	一、一	
三二年	三三	一、八〇	一、八〇	三三	二五	一、一	一、一	
三二年上期	三三	一、二六	一、二六	三三	二五	一、一	一、一	
三二年下期	三三	一、三三	一、三三	三三	二五	一、一	一、一	

(備考) 労働省「公共職業安定所事業状況報告」。

効求職件数が一一八万と前年を二%下回つたのに対し、有効求人数は五七万と前年を二五%上回つた結果、殺到率(求人一件当りの求職件数)は、前年の二・六倍から二・一倍へと低下した。また就職件数も一〇%増、就職率も一八%と前年を約二ポイント上回つた。しかし、このような需

給バランスの好転は、とくに上半期における改善にもとづくものであつて、下半期に入ると、新規求人の減少によつて有効求人数は前年以下に低下した一方、有効求職件数は九月以降前年水準を上回り、就職件数の伸びも、上半期が対前年同期一五%増であつたのに対し、下半期は三%増に落ちて、漸次悪化の兆をみせるに至つた。この傾向は大体三十三年に入つても続いており四月の就職率(有効求職一件当りの就職件数)は、前年同月の一八・二%から一五・一%へと低下した。

次に右の労働力需給状況を産業別にみると、労働省「公共職業安定所産業別事業主体別求人就職状況報告」によれば、求人については、主要産業において、上半期に比べて下半期に伸びの鈍化が目立っているが、とくに製造業では、上半期の対前年同期三三%増が、下半期に一二%減に転じた。上半期には電機、第一次金属、輸送機器など投資財産業を中心に大幅な伸びがみられたが、下半期に入ると、いわゆる不況産業の紡織、化学だけでなく、投資財産業においても前年同期を大幅に下回るにいたつた。次に就職について、年間水準としては、サービス業を除く主要産業でいずれも前年に比べて増加がみられたが、その増加率は概して低く、とくに就職件数全体の約五割を占める製造業では、前年三割の増加がみられたのに対し、三十二年は一割二分の増加に止まつた。上・下半期に分けると、



72 下半年に製造業、鉱業、運輸通信公益事業で悪化傾向がみられるが、とくに製造業の場合に著しい。  
次に日雇労働者の職業紹介状況についてみると、次の第十八表の如くで、三十二年においても、前年にひきつづいて僅かながら好転した。即ち、求職出頭総延数は二十八年

第十八表 日雇労働者の職業紹介状況(単位千人)

年間平均	求職出頭総延数(A)		新規求人総延数(B)		不就労延数(B-A)		アブレ率(B/A)
	数	千人	数	千人	数	千人	
二八年	六、九六	五、九二	一、〇三	一、四六			
二九年	七、五〇	六、四三	一、〇七	一、四八			
三〇年	九、〇九	七、三六	一、七三	一、六四			
三一年	九、九〇	八、五七	一、三三	一、三八			

第十九表

事業主体	日雇労働者の事業主体別就職延数		三二年平均		三一年平均		対前年増減率
	実数	構成	千人	%	千人	%	
総計	八、三三	100.0%	八、三三	100.0%	八、三三	100.0%	(+)
民間事業	一、八五	22.2%	一、七四	20.9%	一、七四	20.9%	(+)
官公事業	六、四八	77.8%	六、五九	79.1%	六、五九	79.1%	(+)
失業対策事業	五、三三	63.9%	五、〇八	60.9%	五、〇八	60.9%	(+)
その他	六、〇	7.2%	六、〇	7.2%	六、〇	7.2%	(+)

(備考)労働省「公共職業安定所産業別事業主体別求職状況報告」。失業対策事業には地方失業応急事業を含む。

五%増であった。前者の中では圧倒的比重を占める失業対策事業が五・一%減の五三二万、公共事業は予算の繰延等の原因もあつて一〇・二%減の四三万となつた。また後者の民間事業への就職は、三十一年は対前年三割近い増加を示したものが、三十二年には伸びがにぶり、九月からは前年同月を下回りはじめて、下半期平均で二%減となつた。この民間求人減少傾向は、三十三年に入つて一層甚だしく、今後の日雇労働市場状況は楽観を許さないものがある。なお、日雇労働者の産業別就職状況をみると、建設業七六・五%、運輸通信公益事業一〇・五%、製造業七・九%と、これら三産業で全体の九五%を占めており、前年と大差ない状況である。

次に労働省の「日雇労働者生活実態調査」(三十二年十月)によつて登録日雇労働者の年令及び日雇になつてからの期間別構成をみると、前年に引続いて高年令者層及び日雇になつてから一年以上経過したものの割合がさらに増加している。即ち五〇才以上が四二・一%から四四・〇%へ、二年以上が六七・五%から六九・三%へとそれぞれ上昇しているのである。また日雇労働者の約五割が転職を希望しているが、転職の機会の無かつたものが七九・四%から八〇・六%へ増加しており、好況下にあつても依然として大多数が不安定な就業状態のまま取残され、老令化の傾向をたどつて注目される。

(イ) 新規学卒者の就職状況  
前掲総理府統計局「就業構造基本調査」(三〇年七月〜三一年六月)によるとわが国の新規労働力の給源として五六%を占める新規学卒者の就職状況は、社会的にも経済的にも重要な問題であるが、これが労働市場の問題として直接間接職安を通ずるものは中学及び高校卒業者に限られ、大学卒業者については、日経連や日本工業教育協会などが経営者の立場において一方的な要望ないし斡旋を行うに止まり、労働組合側がほとんどこれに無関心な態度をとつてきたことはまことに奇妙なことであつた。大学卒業者は将来経営者となる卵であり、所詮資本家側の者だ、というように考へておられるとすれば、わが国労働運動の甚だしい偏向といわねばなるまい。それだけにまた、これが入職経路の実態を把握することは迎々困難である。従来より職業安定法第三十三条の二の規定により、大学自ら職業紹介の事務を行い、職安としてはとくに大学卒業者の求職のある場合、一般の職業紹介に準じてこれを行つてきているからである。そこで、ここではまず、文部省の「学校基本調査」によつて新規学卒者全体の動向を概観し、次いで労働省の職業安定機関と職業安定法第二十五条の三の規定による中学及び高校卒業者の学校取扱実績(職業安定業務統計)によつてみることにする。まず「学校基本調査」によると、次の第二十表の如く、三十一年度(三十二年三月現在)学



卒業者は中学、高校及び大学（短大及び大学院を含む）を合わせて約二八八万、そのうち一四〇万（四九%）が就職、一〇八万（三八%）が進学、残余は無業者その他となっている。これを前年度と比較すると、卒業者は一一万（

四%）、進学者は六万（六%）、就職者は一一万（九%）と、それぞれ増加しているが、このうち、就職者の増加を性別にみると、男子で六万（八%）、女子で五万（一〇%）の増加となっている。

第二十表

新規学卒者の卒業後の状況(%)

学校	年度	総数	就職者	進学者	無業者	不詳その他
中学	三〇年度	100,000(1,873)	43,600	47,900	8,100	1,000
	三一年度	100,000(1,919)	43,300	48,100	7,400	1,200
	増減(△)率	六・七	八・五	七・一	△三・七	△三・〇
高校	三〇年度	100,000(7,751)	5,500	15,100	3,700	5,500
	三一年度	100,000(7,311)	5,400	15,300	3,300	3,900
	増減(△)率	△三・三	九・三	△二・六	△三・六	△三・六
大学	三〇年度	100,000(1,433)	6,100	7,100	1,300	1,100
	三一年度	100,000(1,417)	7,400	6,300	1,300	900
	増減(△)率	四・六	九・八	△七・〇	△三・八	△九・一
合計	三〇年度	100,000(2,279)	54,400	68,100	13,800	3,000
	三一年度	100,000(2,187)	54,500	70,600	12,500	2,400
	増減(△)率	三・九	八・八	三・八	△三・一	△八・二

(備考) 文部省「学校基本調査」、各年度とも翌年七月一日現在。

右の卒業者の就職者について、同じく「学校基本調査」によつて、産業別就職状況をみると、各学歴を通じ、前年に引続いて第二次産業とくに製造業への増加が顕著であり、その全体に占める比率は前年の三九・八%から四五・

九%へと高まった一方、第一次産業とくに農業への就職は急減し、二一%から一八%へと低下した。また第三次産業への就職は、高校、大学で増加したが、中学で僅かながら減少したため、その占める比率は三四%から三二%へと微

減した。

次に「職業安定業務統計」によつて職安経由の中学及び高校の新規学卒者の就職状況をみると、次の第二十一表の

如くで、三十一年度には中学、高校いずれも求職者の増加を超える求人的大幅な増加によつて需給のバランスはかなりの好転を示した。

第二十一表

職安市場における中学、高校新規学卒者の就職状況

学校	年度	求職実件数 (a)	求人数	就職件数 (b)	補導所入所件数 (c)	就職率 $(\frac{b+c}{a} \times 100)$
中学	三〇年度	56,000	51,000	37,500	17,800	99.3
	三一年度	43,000	46,000	44,000	19,600	99.7
高校	三〇年度	11,600	11,300	11,200	110.1	99.5
	三一年度	17,500	17,100	14,800	2,200	99.4
合計	三〇年度	67,600	62,300	48,700	29,600	99.4
	三一年度	60,500	64,000	58,800	21,800	99.4

(備考) 労働省「職業紹介業務報告」、各年度とも翌年六月末現在。

即ち、前年度に比べると三十一年度の就職件数は、中学で一八%増、高校で二五%増となり、就職率は中学で九九・三%から九九・七%へ、高校で九二・五%から九六・四%へと伸びている。

右のような文部省及び労働省の二種類の統計は、いずれも新規学卒者の就職状況の好転を示しているが、それはこれらの統計の対象とする時期が三十一年下期から三十二年上期にかけての好況期に当り、恰も三十二年四月の入職期における「毎勤」の入職率をみると、調査産業総数、製造業ともに、調査開始の二十六年以来の最高を示した時期に

照応していたこともあつて、中学、高校、大学の各学歴を通じて、就職率の好転、第二次産業への就職増加が、大規模事業所への就職増加が認められた反面、第一次産業や零細企業など、前近代的部門への就業が減少して、明るい局面を示したことも当然であつた。しかし、これらのうち前近代的部門へ就業する者の絶対数は依然多く、また一旦このような部門に就職すれば、容易にそこから浮かび上がる事ができず、劣悪な労働条件で同様な職場を転々とし、不安定な状況のまま取残される者の少くないことも、既に不完全就業者についてみたように、忘るべきではない。







「の問題に対して、「みんなに仕事を」の運動はどのような効果を期待してのことなのであろうか。ここでの「失業」の問題は、労働者が考えているように「労働市場」にあるのではなくして、個別企業の低賃金の中に、そこでの労働関係の中に、そこでの「力のバランス」の中に、かくさされているのではなからうか。むしろ零細企業の失業者、広汎な不完全就業者ないし潜在失業者の救済こそ急務であると建議した(三十三年四月十七日)人口問題審議会(永井亨会長)の主張が、当面の雇用失業情勢の問題点を正しく捉えているのではなからうか。

### 三 賃 金

#### (一) 概括——賃金上昇の鈍化

今次「労働白書」(三十三年七月十日発表)によれば、三十二年の労働経済は前半の改善傾向から後半には悪化の傾向へと逆転しているが、いわゆる「神武景気」に伴って、わが国の労働経済は量的に著しく改善されたと同時に、労働経済そのものの内部にいくつかの質的な変化が招来されたと断じ、このような変化からみた当面の重要問題として(1)神武景気下における雇用、賃金改善の内容、(2)労働市場の変化と不完全就業の動向、(3)低賃金労働者の実態とそ

の背景、の三点をとくに指示していることは既述(「概観」)の如くである。ここでの問題は、右の(1)及び(3)の問題点において、他ならぬ賃金について二つの相反する様相が述べられ、それが(2)の不完全就業の問題点と密接な相互規定的な関連を示しているということである。

即ち白書は、(1)の賃金について、二十九年から三十二年に至る推移を分析し、名目賃金、実質賃金ともに約一五%というかなりの上昇を指摘し、これがそれ以前と異なる内容上の特色として、この三年間の平均賃金の上昇の約四割が臨時給与の増加によつて、また約二割が残業手当の増加によつてもたらされたという「景気感応的要素の増大」を強調するとともに、これを以て戦後における新しい性格の現われと観じ、これが因つて来たる最大の要因を、企業収益と賃金との関係に求めて、「神武景気」下における企業経営内容の強化、即ち今後の景気変動にある程度弾力的に対処しうる条件の整備、企業経営基盤の強化という資本主義企業にとつてまさに好ましき事態の到来に帰着せしめているのであるが、他方(3)において、三十年以降の経済の拡大発展過程での低賃金労働者の絶対数での増加を指摘し、これが原因を、わが国の経済構造及び就業構造における依然たる後進性に帰着せしめて、第一次産業部門をはじめとする生産性の低い中小零細経営の圧倒的存在こそ、低賃金労働者の多くの部分を占める小規模企業労働者の低賃金を生

み出す原因となり、またそのような低所得層がその家族の中から新たな低賃金労働者を生み出すほどに、わが国は過剰な労働力人口を抱えているからだと断じ、さらにこのような低賃金、低所得または就業の不安定性こそ、基本的に(2)の不完全就業意識を発生させる要因であり、低賃金労働者の実態はまさしく不完全就業問題の実態の一面を明かにするものであると述べているのである。

まことに、右のような労働白書の示す実態や結論は、一応事実と合致し、官庁発表としては稀れなほど良心的であるといつてもよいようである。とくに、第一部における低賃金労働者の実態とその背景の分析、並びに第二部における中小零細事業所賃金の実状の紹介は、後掲の如く、今次労働白書の内容上における白眉ともいべきもので、経済白書が「国民生活」の項で低所得層を平面的に取上げているのと明かな対照をなし、労働省がその職業柄とはいへ、最低賃金制の実現にいかん熱意を示しているかが窺われて、一般の好評を博しているようである。だが、さてこのような中小零細企業に働く多数の労働者の低賃金をどのようにして是正すべきであるか、ということになると、白書はそれに対して何ら具体的な対策を示しているわけではない。すでに、不完全就業問題についても述べたように、白書はただ問題点を提示したに止まるのであろうか。必ずしもそうではない。白書は、「景気後退が続き産業界の不況

現象が改善されなければ、……賃金についても、積極的な賃下げまでには至らなくとも操業短縮の継続にもなう残業手当の縮減、企業経営の悪化による臨時給与の減少を通じて、収入としての賃金低下が起る可能性がある」と述べているように、一般賃金の上昇すら、偏に「神武景気」下の企業収益の好転に依存するものであり、しかもそれすら臨時給与と残業手当の増加という景気感応的要素の増大に依存する比重が大きかつたのである。その好況下においてすら、依然として低賃金労働者が数多く存在することとは、根本的にはわが国の経済構造及び就業構造の後進性に求めざるをえない、とも述べているのである。しかも他方、「とくに最近の景気上昇過程で急速に進んだわが国の就業構造の近代化」は、景気後退期に再び悪化する危険がある、とも述べていることは、どういふ論理の運び方なのであろうか。折角、正しい問題点を指摘したかに見えても、何らの具体的な対策を打出すことができず、抽象的な就業構造の後進性という範疇と、景気変動とをいたずらに結びつけて、単に「宿命的」な循環論法をくりかえすに止まっていることは、ただそれだけのことのみ受けとり難いのである。

ということとは他でもない。企業収益と賃金との関係について、白書は労働者の賃金観念を不当に歪めるような、あまりにも露骨な経営者の立場に立つているからである。即



ち、前掲の白書の断片的な言葉においても示されているように、その一つは企業収益が上昇しなければ、賃金も上昇しないということであり、いま一つは景気が上昇しなければ、就業構造も、したがって賃金構造も近代化しないというものである。

前者の問題は、学界でも論争の繰返えされているところであり、とくにマルクス学派と近経学派との対立は、もはやいかようにも決着点を見出し難い観を呈しているが、しかし実際問題として、そこに何らかの決着点を見出して行かねばならないところに、政府（労働省）及び公益側の立場がある。労働白書では、「企業経営の動向は直接、間接に賃金の動向と深い関係にあるので、企業経営全般の動向と企業経営における賃金費用の推移を、賃金全般の問題に入る前に一応概観してみよう」という観点から、まず「一般経済と企業経営」の題下に、三十一年の日本経済を景気調整期ないし景気後退期として特徴づけ、そこでの企業経営が上期では三十一年下期に次ぐ高率の純利益を上げたが、下期では全般的な悪化がみられ、とくに企業財務の面からみて酸性試験比率（当座資産の流動負債に対する比率）や流動比率（流動資産の流動負債に対する比率）が全産業とも低下して、円滑な販売と生産を阻止する要因となり、ひいては現金で支払わねばならぬ賃金の財務上の支払力を圧迫する可能性を生じていると述べ、次に「人件費、

原価および配分関係」の題下に、製造費用中に占める労務費の割合は、三十二年上期において全産業とも前期よりさらに低下し、企業の労務費負担は相対的に軽減されたが、人件費の絶対額は急増している。結局、付加価値中の人件費の割合が減じたのは付加価値の激増によるもので、ここに大きな利潤をもたらしたのであるが、増加した利潤は大きな社内保留を可能にし、資本蓄積に貢献した。しかし三十二年後半からは人件費比率が反騰に転じた。すでに産業別にみると綿紡、パルプ、非鉄金属、機械などでは三十一年下期から反騰に転じていた、と述べ、企業の労務費負担が加重され、したがって賃上げの余地の狭められたことを示唆している。

このような白書の「概観」の意味するところが何であるかは明かであろう。即ち、もし他の条件が同一であるとすれば、賃金を引上げれば、それだけ利潤は少くなる、したがって企業の利潤が大きければ大きいほど、賃金を引上げる可能性は大きくなる。逆に利潤が小さければ小さいほど、賃金を引上げる可能性は小さくなる、ということである。しかしそこから直ちに、賃金の大きさは利潤の大小によつて決定されねばならぬという結論が出てくるであろうか。

働者にも分配すべきだ、と主張している。争議のかけひきとしては、それもよいかも知れないが、論理的にはこの主張は必しも労働者に利益ではない。けだし企業が大きな利潤をあげているから賃金を引上げるべきだということは、利潤が少くなれば賃金を引上げなくてもよい、もし欠損が出るなら賃金を引下げてもよい、ということにならざるをえない。即ち、労働組合は経営者の立場に同調すべきだということになる。労働白書の立場は、まさにこの経営者の立場——それは後掲の如く、三十三年一月十六日発表の日経連の「当面の日本経済と賃金問題」というパンフレットに明示されているところであるが——に立っているといふべきであろう。

今日の常識としても、賃金は労働者にとつては生活費であり、そういうものとして経営者にとつては必要生産費の一部である。それは、一般商品の価格が大局的にはその生産に費されたものによつて決定されるのと同じく、社会的条件に相応して必要とされる労働者の生活費を基準として決定されるべきものであることは、論を俟たない。またそこにこそ、最低賃金制の根拠もある、なお、この問題と関連して、賃金と労働生産性ないし付加価値との関係の問題に論及すべきであるが、ここでは省略する。

次に、いま一つの労働白書の立場への問題として、景気変動と就業構造ないし賃金構造との関係については、低賃

金労働者を数多く存在せしめているわが国の経済構造の後進性が、いかに改善されるべきか、の一つの方向が景気の上昇—企業収益の向上と結びつけられている点に問題があるが、賃金に関する限りでは、前年の労働白書が大きく当面の問題として取上げた企業間及び企業内の「賃金格差の拡大」という問題がどのような行方をたどっているかをみれば、大体の問題の所在が明かになるであろう。この「賃金格差」の問題は、後述の如く、三十二年においても依然として改善の兆候を示さず、拡大の一途をたどっているにもかかわらず、今次白書は、何故かこの問題の追及を中止し、むしろ三十二年上期における製造業賃金の規模別格差の若干の縮小をもつて、好況下における賃金構造の近代化と謳っているようである。たしかに、三十二年においては、中、小規模の賃金上昇が大企業ほど鈍化していないので、推移としては格差の縮小がみられたのであるが、三十二年下期から三十三年上期に入つて再び拡大の傾向を顯示している。また好況下においての、労働力給源としての農業その他の前期的経営部門の比重の相対的低下は、それ自体就業構造の近代化として、低賃金労働者の発生の背景を狭めるものと看做されたのであるが、下期以降の、不況産業からの離職者及び帰休者の増大は、再び不完全就業者の存在、潜在失業者の増大として現われ、低賃金労働者の存在は、本質的には景気の変動の如何に係わりなく、したがって、



「神武景気」下における右のような様相も、これをもつて「経済Ⅱ就業Ⅱ賃金構造の近代化」と呼ばるべき質的な変化と考えることは、かなり大胆な独断と称すべきであらう。それよりも、前年に引続き「賃金格差拡大の問題」の追及を進めるならば、最賃制その他、具体的な賃金対策への展望が開かれるのではあるまいか。戦後今日に至るまで、わが国の賃金問題は、何よりも労使関係における中心的な課題として、理論的にも実践的にも多くの問題を投げかけてきた。それは雇用・失業問題に次いで、というよりは、むしろその前提的な問題として、近代的な意味での基本的な解決が要求されているからである。まさにこの意味での賃金構造の近代化への要求が、三十二年の春闘以後とくに前面に押出されていることを念頭において、以下、三十二年の賃金動向の分析に立入ることとする。

### (二) 名目賃金水準の動向

賃金問題を論ずるに当つて、賃金水準の如何は、賃金格差、賃金制度などと相並んで、一つの重要な側面となつてゐる。賃金水準は普通、平均名目賃金を意味し、消費者物価と相関的な実質賃金と区別し、一国の賃金水準、A職種の賃金水準というような表現をとる。しかもそのみでなく、個々の企業ないし産業においては、個々の労働者の賃金額、賃金格差を規定するものとしての賃金水準があり、

また逆に一国経済における賃金水準は、個々の企業ないし産業における労務費と労働者の生活水準を規定するものとして、まず水準こそが賃金問題の出発点をなすといつてよい。最近数年、わが国の賃金に関する論議は、いわゆる賃金格差の問題を中心に行われてきたが、このことは右に述べた意味で賃金水準の再認識が行われはじめたともいえるのである。

そこで、賃金水準の分析に入る前に、最近における賃金水準の動向に関する問題点を摘記すると、第一に、賃金水準は大戦末期に騰勢を強め、以後二十二、三年の経済混乱期に急激大巾に上昇した以後は、長期的に上昇率の逡減傾向を示しているが、いわゆる経済正常化と共に、賃金の上昇率はいかにあるべきか、という一国の経済成長にとつての重要問題が残されている。即ち、賃金上昇が労働生産性を上回り、また適正な経済成長率を可能ならしめるに必要な資本蓄積を阻止する程度のものであつてはならないし、一方国際収支を拡大的に均衡する要請に應えるものでもなければならぬ、というのである。しかし、これが反面、賃金上昇は、福祉国家として、雇用の増大とともに生活水準向上の不可欠の条件として、労働者側からの真剣な要求でもある。このような二面的要請にマッチするような適正な賃金水準の決定が労使間で慎重に行われなければならない。第二に、種々の賃金形態から必然的に生ずる賃金

水準の上昇が、今後解決さるべき問題を残している。即ち、新規採用を設備更新で抑制しつつ、他方高令労働者が増大し、年令給的、勤続給的賃金形態にもとづく定期一斉昇給制をとる限り、賃金コストの増大は免れない。この面からする非効率的な賃金水準上昇は、実質賃金の向上と配分方式の改善を通じて合理的方式に切替えるべきであらう、というのである。さらに第三に、賃金水準の一般的上昇にとり残された労働者に対しては、中小零細企業対策、雇用対策、最低賃金制などにより、経営・労働の両面を通じて福祉の向上がなされねばならないということであるが、自由経済を建前とする現状において、このことがいかにして可能であるかは、もはや賃金水準の問題をはなれて、社会政策の問題に入るのである。ただ、ここでは以上の諸点を念頭において、三十二年を中心とする賃金水準の動向を分析し、問題の実態を探ることにした。なお、本年鑑においては、基本的な理解の便宜上、実質賃金については消費者物価とともに、後掲の「勤労者家計」の項において取扱ひ、こゝでの賃金水準とは名目賃金に限定する。

(1) 賃金水準の一般的動向Ⅱまず「毎勤」によつて、常用労働者一人月間の現金給与総額の動きを調査産業総数についてみると、次の第二十二表の如くで、三十一年平均は、二一、三二四円と前年の一九、九八七円を四・七%ほど上回つてゐる。この賃金上昇率は三十年から三十一年に

みられた七・五%の上昇率に比べて低くなつてゐるが、三十二年五月の本格的な金融引締政策後の卸売物価の下落傾向や生産活動の停滞に対比してみると、賃金上昇がなお続いてゐたことは注目される。しかし、これを月別推移についてみると、六、七、八月、十二月等の賞与、ボーナス支給期間を除いて考えれば、現金給与総額においても対前年同月増加率は漸減してきてゐる。即ち現金給与総額「きまつて支給する給与」(定期給与)と「特別に支払われた給与」(臨時給与)に分けて、前者の動きをみると、この傾向が一層はつきりとあらわれている。この限りで、賃金面にも経済の後退現象が漸次あらわれていることを示している。賃金がこのように上昇を抑えられてきたのは、(1)三十二年の後半においてはベース・アップや昇給を行う力が経済の悪化とともに弱まってきたこと、(2)生産の伸びの鈍化にしたがつて奨励給等の上昇が抑えられてきたこと、(3)生産の伸びの頭打ちが超過労働時間の増加を解消しはじめ、その面で所定外労働時間に見合う賃金部分の増加がみられなくなつたこと、などのためであらうと考えられている。

そこで、この機会にわが国の最近における給与構成の動きを一瞥すると、従来、わが国の給与体系の特色としてその複雑性があげられてゐるが、一般に、労働協約や賃金規則等をみてわかるように、労働者の賃金所得は種々の名称をつけられ、種々の算定方式によつてはじきだされた諸



部分の集積であつて、自分の賃金がどのように算定されたものであるかを、正確に答えられる労働者は少いのが現状である。このような給与体系の複雑性は、終戦直後のインフレ期に形成されたもので、経済が平常化するにつれて、複雑な給与体系が整理統合され簡素化、合理化が行われてきたのも、自由経済下としては、けだし当然の成行であつた。いま労働省の「給与構成調査」によつて定期給与の構成の動きをみたのが第二十三表であるが、それによると生活補助給・奨励給・「その他」の減少傾向と、基本給の増加傾向とが目立っている。これまで給与体系を複雑にしていた生活補助給や「その他」の給与部分が相対的に整理され、奨励給も基本給の中に解消して、労働者の能率等を総合的に反映しようとする傾向が、日経連その他経営者側の主導下に、漸次滲透するに至つてゐることを示している。即ち、三十二年九月の定期給与中の基本給の割合は六八・九%で主要部分をなし、奨励給、超過勤務給など生産活動に密着している部分は計二三・六%であつて、かなり多く、生活補助給、「その他」は計七・五%に過ぎなくなつてゐる。右のように、賃金体系はかなり簡素化されてゐるが、基本給自体も、実は総合決定給が大部分であるものの、その内容は千差万別といつてよく、基本給自体の合理化がいまや今後の問題として残つてゐる。

次に臨時給与についてであるが、わが国賃金体系の複雑

性と関連して、わが国におい古くより賞与、ボーナス等の臨時給与支給の慣行が存在しているが、終戦直後は、インフレのため生活補助金的性格をもつ臨時給与が給与の後払い的に支払われていたが、その現象は二十五年頃に、インフレの終熄とともに影をひそめ、その後は賞与、ボーナス等の本来の臨時給与が増加し、次の第二十四表にみる如く、三十一年の好況時には殊に急増し、さらに三十二年においても増加の傾向を続けている。すでに第二十二表で示されていたように、定期給与の増加率が漸減傾向にあつたのに、六、七、八月さらに十二月等の臨時給与支給期の現金給与総額が対前年同月に対してもかなり上昇してゐたのは、いうまでもなく、この期に臨時給与が相対的に多額に支払われていたからであつて、これは第二十四表において示されている通りである。このように臨時給与が、三十二年の景気調整期においても多額に支払われたのは、三十二年上期までの企業の収益がなお高水準にあつたことなどのため、臨時給与の性格として、今後企業収益が低下されれば、これまでのように高い臨時給与の上昇は期待し難いということになる。

なお、三十二年の調査産業総数における臨時給与の定期給与に対する割合は、月平均二二%であつて、平均月間定期給与に対する年間臨時給与総額の割合(年間支給率)は、二・六四カ月分であるが、このうちには臨時給与の支

給を受けていない者も含んでゐるから、臨時給与を受けてゐる労働者にとつて臨時給与がいかに大きいウエイトを占めているかが分る。またこの臨時給与が、産業別、規模別、さらに性別並に労働別に、それぞれかなりの格差を示している事は次に述べる如くである。

**第二十二表** 常用労働者の一人月間現金給与総額の推移  
〔調査産業総数(含建設業)〕

年 月	実 額	指数(三〇年=100)	対前年同期増減
昭和二十七年平均	181,101	77.4	—
二八年平均	163,366	89.9	15.2
二九年平均	174,497	96.3	6.5
三〇年平均	183,333	100.0	3.3
三一年平均	192,927	106.5	7.5
三二年平均	212,334	115.5	14.7
昭和三十一年一月	181,133	99.9	3.2
二月	177,469	98.0	3.0
三月	182,629	101.2	3.2
四月	183,570	101.5	3.3
五月	178,848	98.8	3.2
六月	183,047	101.1	3.3
七月	183,670	101.4	3.3
八月	192,888	106.5	7.5
九月	182,629	101.2	3.2
一〇月	182,629	101.2	3.2

〔備考〕労働省「毎月勤労統計」

昭和三十一年一月	二月	三月
181,080	177,500	182,010
99.9	98.0	101.1
3.2	3.0	3.2

〔備考〕労働省「給与構成(調査産業総数)」

天年(〇月)	三〇年九月	三一年九月	三二年九月
合 計	100(11,500)	100(15,500)	100(18,200)
基本給	67.7	67.6	67.9
奨励給	15.7	13.0	12.3
生活補助給	10.6	7.1	6.4
超過勤務給	10.4	11.0	11.3
その他	1.6	1.3	1.1

(備考)労働省「給与構成調査」

(1) 調査産業総数とは鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業及び電気ガス水道業の合計

(2) 実額は三〇年五月、三三年一月に夫々改正のため断層があり、指数については二七年一月、三〇年五月、及び三三年一月にその時の新・旧両調査の結果を用いて調整したもの。

(3) 常用労働者とは「生産労働者」と「管理事務及び技術労働者」の合計



三十二年九月分以後の調査には生活補助給のなかに通勤給としてのバス代等が含まれている。

第二十四表 定期給与に対する臨時給与の比率

年月	昭和三年	五年	六年	元年	三年	三年
年平均	一五・六	一〇・二	一六・六	一六・二	一九・八	三三・〇
一月	一九・五	一五・八	八・二	八・三	五・八	六・三
二月	一四・三	四・七	三・〇	二・〇	一・〇	一・二
三月	一八・六	四・九	六・〇	八・五	六・九	九・七
四月	一九・五	六・五	三・九	三・三	三・九	五・五
五月	一四・六	二・七	二・九	二・七	一・六	二・五
六月	一八・二	六・九	三・二	三・〇	三・七	四・六
七月	一六・〇	八・七	三・六	三・〇	三・七	四・八
八月	一三・三	七・三	二・六	二・二	二・〇	二・六
九月	一〇・一	六・八	八・〇	四・九	五・五	六・四
一〇月	九・九	七・三	三・八	三・九	三・八	三・九
十一月	八・六	六・三	三・一	二・九	三・六	三・三
十二月	七・六	六・八	四・〇	四・八	三・八	三・六

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

- (1) 年平均は年間平均の給与についての比率であつて各月比率の平均ではない。
- (2) この調査産業総数には建設業を除く。

(四) 産業別賃金水準の動向 前掲の産業総数の賃金水準の動きを、産業大分類別にみると、三十二年の定期給与の

対前年上昇率については、さきの「概観」の項でもみたように、その特徴は鉱業が最高の上昇を示したこと(一〇%)、次いで卸売小売業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業、建設業などの産業で高く、最低は製造業(二%)であつたこと、などであつた。しかし、これを臨時給与をも含めた現金給与総額についてみると、第二十五表の如く、鉱業が最も高く一五・七%増を示し、次いで建設業の七・八%増、金融及び保険業の六・二%増、運輸通信その他の公益事業の五・九%増、卸売及び小売業の四・九%増の順であり、最低が製造業の三・五%増となつており、前掲の定期給与の上昇率よりも大きくあらわれてゐるのは、三十二年において各大分類産業とも臨時給与が相対的に多額に支払われたことを物語つてゐる。また、鉱業が全般的に高い上昇率を示したのは、石炭鉱業の好況を背景として賃上げが行われたことや臨時給与が大巾に増加したためである。製造業が三十年から三十一年に最高の上昇を示したのは、三十二年において逆に最低の上昇に転落したのは、製造業の好況が冷却して、とくに超過勤務給の上昇の頭打ちを反映したものと思われる。いままでは各年とも上昇率の高かつた建設業が、三十年においてなお堅調を持続しているのは、不況下にも年度予算の関係上持続した建築、建設事業の繁忙のためである。しかし、この産業大分類別を三十二年平均の現金給与実額について

みると、金融及び保険業が二八・五八六円で最も高く、続いて運輸通信及びその他の公益事業二五・五三八円、鉱業二三・六六〇円、卸売小売業一九・八三九円、製造業一九・二五九円の順となり、最低は建設業の一七・二七五円で、産業によりかなりの格差がみられる。そこで、この産業間の賃金格差の推移を知るために、製造業の各年平均の現金給与総額を一〇〇としてみると第二十六表の如くで、三十一年平均では製造業の上昇が高かつたため、各産業と

第二十五表

産業大分類別の年間平均給与の対前年上昇率

産業	二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年	三二年
調査産業総数(含建設業)	一五・二%	一四・二%	一五・三%	一五・二%	一四・七%	一四・七%
鉱業	二二・二%	二二・五%	二二・三%	二二・四%	二二・三%	二二・四%
製造業	一六・六%	一四・四%	一五・四%	一五・三%	一四・九%	一五・九%
卸売及び小売業	二二・二%	二二・四%	二二・五%	二二・四%	二二・三%	二二・四%
金融及び保険業	一八・五%	一五・九%	一六・九%	一六・八%	一六・七%	一六・八%
運輸通信及びその他の公益事業	二六・九%	二四・三%	二四・一%	二四・二%	二四・一%	二四・二%
建設業	一七・四%	一七・四%	一七・七%	一七・八%	一七・六%	一七・七%

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

数値は「現金給与総額」の上昇率、( )内の数値は「きまつて支給する給与」の上昇率である。

も若干ながら縮小したが、三十二年は前述の通り製造業の上昇が最低であつたため、再び拡大を示し、最大格差の金融保険業は、製造業の一〇〇に対し、一四八・四となつてゐる、しかしそれも、三十二年を上・下二期に分けると、上期は一五四・三と最大の格差をみせたが、下期の景気後退期では一四三・六と縮小している。ただし鉱業は前述の理由で、下期に入つて一層格差を拡大しているのが注目される。



第二十六表

産業大分類別賃金格差(製造業=100)

年月	製造業	鉱業	卸売小売	金融及び保険	運輸通信及 その他公益 事業	建設業
昭和二六年平均	100.0	106.8	127.2	142.4	105.0	75.5
" 二七年平均	100.0	112.4	118.0	143.2	110.3	75.5
" 二八年平均	100.0	112.0	115.4	148.1	119.9	82.0
" 二九年平均	100.0	107.7	114.1	148.4	123.6	86.1
" 三〇年平均	100.0	110.6	107.5	150.3	130.5	87.4
" 三一年平均	100.0	110.2	101.9	145.3	128.7	86.7
" 三二年平均	100.0	122.9	103.0	148.4	132.6	89.7
" 一―六月平均	100.0	117.0	104.2	154.3	133.3	89.1
" 七―十二月平均	100.0	127.7	102.0	143.6	132.0	90.2

(備考) 労働省「毎月勤労統計」常用労働者現金給与総額

以上は産業大分類別の賃金水準の動向をみたが、各産業ともその内部に種々な部門産業、業種を包括しているの  
で、それら部門産業、業種の賃金は必ずしも一様の動きを  
示しているわけではない。したがって大分類産業をさらに  
立入って分析する必要があるわけだが、ここでは、この両

三年上昇率の振幅のはげしい製造業内部の中分類別賃金水  
準の動向をみると、次の第二十七表の如くで、その特徴点  
としては、三十一年に上昇率の高かつた第一次金属、機  
械、電機、輸機など重工業部門において現金給与総額、と  
くに定期給与の上昇が三十二年において相対的にかなり低

率であつたこと、これと逆に、三十一年よりも三十二年の  
対前年上昇率の方が高かつた中分類産業は、食料品、煙

第二十七表

製造業中分類別の年間平均給与の対前年上昇率

産業	現金給与額		きまつて支給する給与	
	三年/二〇年	三年/三年	三年/二〇年	三年/三年
製造業	九.三%	三.五%	六.四%	二.〇%
食料品製造業	三五	五〇	三七	三三
煙草製造業	二八	七八	三九	五一
紡織業	八四	一一	四七	二〇
衣服及身廻品製造業	二三	六三	一〇	五三
木材及び木製品製造業	九八	六四	七七	四一
家具及び装備品製造業	六一	六三	四七	四一
紙及び類似品製造業	四六	一九	三八	一四
印刷、出版及び類似産業	八三	六六	六二	五六
化学工業	一〇二	二五	六七	四三
石油及び石炭製品製造業	五二	八二	五八	四八
ゴム製品製造業	三二	(一三三)	一三	(一三八)
皮革及び皮革製品製造業	二七	三一	八四	二五
ガラス及び土石製品製造業	四四	一一	三六	〇九
第一次金属製造業	四二	一六	七五	二〇
金属製品製造業	五二	二一	一八	〇一
機械製造業	五一	六〇	一一	二八
電気機械装置製造業	六四	二〇	四七	(一三)
輸送用機械器具製造業	四四	六四	四〇	二二

現金給与額

きまつて支給する給与



医療機械、理化学機械、写真機  
光学機械器具及び時計製造業

六・三

二・一

七・四

〇・九

(備考)「毎月勤労統計」増減率は指数によつて算出

(イ) 規模別賃金水準の動向 下に事業所規模別賃金水準の動向を製造業について、その格差をみると、第二十八表にみるように、最近数年間はほぼ一貫して格差が拡大しており、三十二年も三十一年に続き拡大傾向を示した。即ち規模五〇〇人以上(大規模)の事業所の平均賃金を一〇〇として、現金給与総額の場合、規模一〇〇〜四九九人(中規模)で七〇・八と二十九年以降引続き拡大を示し、規模三〇〜九九人(小規模)では五六・〇と僅かながら拡大し

た。なお格差は「きまつて支給」(定期給与)より「特別に支払われた給与」(臨時給与)において甚だしく、定期給与では、現金給与総額ほど拡大歩調はみられず、特に小規模の格差が三十二年平均六二・四と三十一年の六二・二に比べ極く僅かながら縮小していることなどは、さきにも触れた如くである。「労働白書」の第九十一表と数字が若干違ふのは補正前のものを使用したからである。

第二十八表

製造業規模別賃金格差の推移(規模五〇〇人以上〜一〇〇)

年 月	現金給与総額		特別に支払われた給与	
	規模一〇〇〜四九九人	三〇〜九九人	一〇〇〜四九九人	三〇〜九九人
昭和二六年平均	七九・五	六一・七	四九・九	三〇・八
二七年平均	七九・一	五八・八	八一・五	二七・八
二八年平均	七九・三	五九・八	八〇・九	三二・二
二九年平均	七七・六	五九・九	七九・七	三〇・八
三〇年平均	七四・三	五八・八	七六・六	二九・三
三一年平均	七二・一	五六・一	七四・七	二八・一
三二年平均	七〇・八	五六・〇	七三・五	二八・七
一〜六月平均	七一・二	五七・九	七三・五	二一・二
七〜十二月平均	七〇・五	五四・三	七三・六	三一・〇

(備考)労働省「毎月勤労統計」(全国調査)

次に、同じく製造業における規模別賃金水準の動向を、定期給与、臨時給与にわけて、その現金給与実額についてみると、次の第二十九表の如くで、両者の割合は、各規模とも臨時給与が前年を上回つて、その比重が大きくなつており、その割合が規模の大きくなるほど大きいことは、臨時給与の多少が規模別格差拡大の一つの要因となつてい

た。なお、製造業の産業中分類において、三十二年に規模別賃金格差のとくに拡大した産業部門は輪機であつた(大規模一〇〇に対し、中規模は六七・四から六一・六へ、小規模は五一・五から四七・九へ)。またこの規模別格差が若干縮小した産業部門は中規模で紡織、ゴム、皮革、第一次金属など、小規模では紡織、衣服、化学、石油石炭、金属、精機などであつた。

第二十九表

製造業 規模別給与の推移

年 月	規模五〇〇人以上		規模一〇〇人〜四九九人		規模三〇人〜九九人	
	きまつて支給する給与(A)	特別に支払われた給与(B)	きまつて支給する給与(A)	特別に支払われた給与(B)	きまつて支給する給与(A)	特別に支払われた給与(B)
昭和二六年平均	二、八八八	二、〇三三	九八三	一、三三三	七、九六六	六、八〇〇
二七年平均	二、三〇三	二、三三三	一、三三三	一、三三三	八、八八九	六、七三
二八年平均	二、五五七	二、六六九	一、六六三	一、四七	八、八八九	六、七三
二九年平均	二、六七三	二、八三三	一、八三三	一、四七	一〇、〇九	八、五
三〇年平均	二、七六〇	二、八三三	一、八三三	一、四七	一〇、八三	八、〇
三一年平均	二、九一一	二、八三三	一、八三三	一、四七	一一、元〇	八、一
三二年平均	二、九八三	二、八三三	一、八三三	一、四七	一一、元〇	八、一
一〜六月平均	二、九七六	二、八三三	一、八三三	一、四七	一一、元〇	八、一
七〜十二月平均	二、九九五	二、八三三	一、八三三	一、四七	一一、元〇	八、一

(備考)労働省「毎月勤労統計」(全国調査)

さて、右のような規模別賃金格差拡大の諸様相は、企業間賃金格差の主要問題として、また日本の労働問題の当



面の重要問題として、昨年次の「労働白書」によつて大きく取上げられてきたのであるが、さきに一言したように、今年次の「労働白書」では、もはや必ずしもこれを重大視していかんが見える。

一般にいつて、大規模企業の賃金と比較して小規模企業のそれが非常に低いこと、平均して二分の一に過ぎないことは、改めて労働省の統計を引用するまでもなく周知のことである。これにはいろいろの理由がある。小企業の労働者は概して未組織のままにあり、経営者に対する発言力が非常に弱いという事は、その最も直接的な、しかも重要な理由の一つである。しかしまた他方、小企業における利潤率は、一般的にいつて大企業のそれよりも遙かに低い。経営は不安定である。いかえれば、労働の生産性は低く、市場競争力は弱い。ことに今日のように大企業が独占的性質を帯びているときには中小企業の競争力はますます弱くならざるをえない。しかもなお日本の中小企業は広範に存在し、存続している。中小企業の経営が賃金を抑えることに唯一の利潤確保の方途を求めざるをえないことが、企業間の賃金格差を固定的にし、或はさらにそれを拡大する要因となることは、いまや周知のことである。このような過程を通して低賃金労働者が発生し、それが長時間労働の条件となり、長時間労働はまた低賃金の条件となる。こういう事態を救済するには何が必要か。もちろん根

本的には経済構造全体の改造であるが、当面の問題としては、何よりもまず最低賃金制の確立だといわれる所以である。

(二) 企業内賃金格差の動向 以上の産業別及び規模別の賃金水準がいわゆる企業間賃金格差の問題として総括されるのに対し、最近多くの問題を労使関係に投じつつある職種別、学歴別、年令別、勤続年数別、経験年数別、労働別、男女別などの賃金の問題は、これらを企業内賃金格差の問題として、総括することができよう。即ち、前者の企業間賃金格差が、主として労働市場の不均衡を意味する格差として、経済的、社会的問題意識が与えられているのに対し、後者の企業内賃金格差はもつぱら労働力の質ないしグレードの差にもとづく賃金差として捉えられ、したがつてこれまでは前者の労働市場の均衡条件を成立させるために、当然不可欠な必要条件として理解されてきたのである。その限りにおいて、それはいわば均衡的な賃金格差として、経済理論的には改めてとりあげるに値しない問題であつた。たとえばヒックスが「均等の能率をもつた労働者の賃金が、各種の職業において均等化する」という一般的な傾向は、アダム・スミスの代時このかた経済学の自明の理である」といつたとき、すでに、このような格差の問題は賃金理論の圏外に押し出されていたのである。このような意味で、企業内賃金格差の問題は単に賃金体系なり賃

金制度なりの問題として、もつぱら賃金管理の技術論的な領域に属するものとの認識が支配的であつたし、またこのような観点から、個々の企業においては職務給制度の導入や能率給制度の採用といった賃金管理の合理化の問題として取扱われてきたことは周知の如くである。それにも拘らず、わが国の賃金の実情は、このような単なる賃金管理という技術論的な観点からでは解決しえない多くの複雑にして困難な問題が、とくに労使間の団体交渉の対象としての賃上げ闘争の内容を形成してきた。それはわが国の伝統的な古い賃金制度に本質的な問題が潜在している一方、アメリカ管理技術の模倣的導入をもつて賃金管理の近代化を考える軽率な経営者心理の欠陥をばくろするものでもあつた。しかも問題はそれのみに止まらない。最近における「技術革新」の動向は、従来と異つた新しい型の労働力と労使関係を生み出しつつあり、そこに必然的に従来の単純な「差別賃金」観を脱して、企業内賃金格差のあり方をどのように考えるか、という課題が、当面の労使に課せられた基本的な問題として、認識を新たにされるに至つたといえるのである。ではその実情はどうか。

まず労働省が最近(三十三年五月十七日)発表した職種別等賃金実態調査の集計結果をみよう。この調査はわが国の企業内賃金構造の実態を明かにするために二十九年から行われているもので、今回発表の三十二年四月分は七巻、

千四百頁に及ぶ老大なもので、調査対象は鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信その他の公益事業の七大産業、二万八千六百事業所、労働者数七十八万六千人、三百七十六職種にわたつてゐる。調査結果を前年度と比較すると、(1)一般に平均賃金の上昇率は職種によつて違ふが、三十一年度に比べ五%から一〇%上昇した、(2)電工(男)、内線電話交換手(女)、気かん工(男)などの職種の賃金上昇率は事務職員より高い、(3)これまで職種によつて違いはあるが年令の高い者ほど、また勤続や経験年数の長い者ほど、賃金の上昇率は高かつたが、今度はこの傾向はみられない、(4)三十一年度は賃金分布に拡大傾向があつたが、三十二年にかけてどの賃金階層の者もほぼ同じような賃金上昇率を示し、分布状況に著しい変化は認められない、などの諸点が目立つてゐる。なお、その内容の一端にふれると、年令別には十八才未満の平均賃金が五千七百三十九円で、年令とともに高くなり、四十才以上五十才未満の平均は二万九千九百九円となつてゐる。男女別には、男子事務職員の平均賃金は二万八千四百円、平均勤続年数は八・七年、女子事務職員の平均賃金は一万五千三百五十五円、平均勤続年数は四・九年と男子のほぼ半分。職種別には、平均賃金の最も高いのは男子で事務管理職員(課長補佐級以上)の四万五千四百四十四円、女子では国際電話交換手の二万三千三百二十二円。最も低いのは男子では



年 月	男		女		男		女	
	対前年 上昇率 %	円	対前年 上昇率 %	円	対前年 上昇率 %	円	対前年 上昇率 %	円
昭和二六年平均		一四、〇五二		六、四九六		一三、一四七		五、七〇一
昭和二七年平均		一六、六三三		七、五三三		一四、五三六		六、五九九
昭和二八年平均		一九、五五九		八、六二七		一五、一		七、四三九
昭和二九年平均		二〇、八八五		九、三三三		一六、九		八、〇四九
昭和三十年平均		二二、八八		九、五五〇		一七、八七		八、三三
昭和三十一年平均		二五、九六八		一〇、一〇〇		一九、九四六		八、六〇四
昭和三十二年平均		三〇、一三		一〇、六六		二〇、九		八、八八
昭和三十三年平均		三三、一三		九、六四		二二、七		八、八八
昭和三十四年平均		三六、一三		一一、五九		二四、一		九、八八
昭和三十五年平均		三九、一三		一三、五九		二五、五		一〇、八八
昭和三十六年平均		四二、一三		一五、五九		二六、九		一二、八八
昭和三十七年平均		四五、一三		一七、五九		二八、三		一四、八八
昭和三十八年平均		四八、一三		一九、五九		二九、七		一六、八八
昭和三十九年平均		五一、一三		二一、五九		三一、一		一八、八八
昭和四十年平均		五四、一三		二三、五九		三二、五		二〇、八八
昭和四十一年平均		五七、一三		二五、五九		三三、九		二二、八八
昭和四十二年平均		六〇、一三		二七、五九		三五、三		二四、八八
昭和四十三年平均		六三、一三		二九、五九		三六、七		二六、八八
昭和四十四年平均		六六、一三		三一、五九		三八、一		二八、八八
昭和四十五年平均		六九、一三		三三、五九		三九、五		三〇、八八
昭和四十六年平均		七二、一三		三五、五九		四〇、九		三二、八八
昭和四十七年平均		七五、一三		三七、五九		四二、三		三四、八八
昭和四十八年平均		七八、一三		三九、五九		四三、七		三六、八八
昭和四十九年平均		八一、一三		四一、五九		四五、一		三八、八八
昭和五十年平均		八四、一三		四三、五九		四六、五		四〇、八八
昭和五十一年平均		八七、一三		四五、五九		四七、九		四二、八八
昭和五十二年平均		九〇、一三		四七、五九		四九、三		四四、八八
昭和五十三年平均		九三、一三		四九、五九		五〇、七		四六、八八
昭和五十四年平均		九六、一三		五一、五九		五二、一		四八、八八
昭和五十五年平均		九九、一三		五三、五九		五三、五		五〇、八八
昭和五十六年平均		一〇二、一三		五五、五九		五四、九		五二、八八
昭和五十七年平均		一〇五、一三		五七、五九		五六、三		五四、八八
昭和五十八年平均		一〇八、一三		五九、五九		五七、七		五六、八八
昭和五十九年平均		一一一、一三		六一、五九		五九、一		五八、八八
昭和六十年平均		一一四、一三		六三、五九		六〇、五		六〇、八八
昭和六十一年平均		一一七、一三		六五、五九		六一九		六二、八八
昭和六十二年平均		一二〇、一三		六七、五九		六一、三		六四、八八
昭和六十三年平均		一二三、一三		六九、五九		六二、七		六六、八八
昭和六十四年平均		一二六、一三		七一、五九		六四、一		六八、八八
昭和六十五年平均		一二九、一三		七三、五九		六五、五		七〇、八八
昭和六十六年平均		一三二、一三		七五、五九		六七、九		七十二、八八
昭和六十七年平均		一三五、一三		七七、五九		六九、三		七四、八八
昭和六十八年平均		一三八、一三		七九、五九		七〇、七		七六、八八
昭和六十九年平均		一四一、一三		八一、五九		七十二、一		七八、八八
昭和七十年平均		一四四、一三		八三、五九		七三、五		八〇、八八
昭和七十一年平均		一四七、一三		八五、五九		七四、九		八二、八八
昭和七十二年平均		一五〇、一三		八七、五九		七六、三		八四、八八
昭和七十三年平均		一五三、一三		八九、五九		七七、七		八六、八八
昭和七十四年平均		一五六、一三		九一、五九		七九、一		八八、八八
昭和七十五年平均		一五九、一三		九三、五九		八〇、五		九〇、八八
昭和七十六年平均		一六二、一三		九五、五九		八一九		九二、八八
昭和七十七年平均		一六五、一三		九七、五九		八二、三		九四、八八
昭和七十八年平均		一六八、一三		九九、五九		八三、七		九六、八八
昭和七十九年平均		一七一、一三		一〇一、五九		八五、一		九八、八八
昭和八十年平均		一七四、一三		一〇三、五九		八六、五		一〇〇、八八
昭和八十一年平均		一七七、一三		一〇五、五九		八七、九		一〇二、八八
昭和八十二年平均		一八〇、一三		一〇七、五九		八九、三		一〇四、八八
昭和八十三年平均		一八三、一三		一〇九、五九		九〇、七		一〇六、八八
昭和八十四年平均		一八六、一三		一一一、五九		九二、一		一〇八、八八
昭和八十五年平均		一八九、一三		一一三、五九		九三、五		一〇一〇、八八
昭和八十六年平均		一九二、一三		一一五、五九		九四、九		一一〇、八八
昭和八十七年平均		一九五、一三		一一七、五九		九六、三		一一二、八八
昭和八十八年平均		一九八、一三		一一九、五九		九七、七		一一四、八八
昭和八十九年平均		二〇一、一三		一二一、五九		九九、一		一一六、八八
昭和九十年平均		二〇四、一三		一二三、五九		一〇〇、五		一一八、八八
昭和九十一年平均		二〇七、一三		一二五、五九		一〇一九		一二〇、八八
昭和九十二年平均		二一〇、一三		一二七、五九		一〇二、三		一二二、八八
昭和九十三年平均		二一三、一三		一二九、五九		一〇三、七		一二四、八八
昭和九十四年平均		二一六、一三		一三一、五九		一〇五、一		一二六、八八
昭和九十五年平均		二一九、一三		一三三、五九		一〇六、五		一二八、八八
昭和九十六年平均		二二二、一三		一三五、五九		一〇七、九		一三〇、八八
昭和九十七年平均		二二五、一三		一三七、五九		一〇九、三		一三二、八八
昭和九十八年平均		二二八、一三		一三九、五九		一一〇、七		一三四、八八
昭和九十九年平均		二三一、一三		一四一、五九		一一二、一		一三六、八八
昭和百年平均		二三四、一三		一四三、五九		一一三、五		一三八、八八

(備考) 労働省「毎月勤労統計」  
昭和二六年対前年比は二五年の給与額が毎勤調査改正のため発表されていないので算出できない。

第三十一表

調査産業総数性別賃金格差及び対前年上昇推移  
現金給与総額

きまつて支給する給与

(2) 男女別賃金水準の動向―同じく「毎勤」により男女別の平均賃金の動向を調査産業総数についてみると、次の第三十一表の如くで、男女別賃金格差は年々拡大の一途をたどっている。即ち、三十二年平均の現金給与総額の対前年上昇率は男子七・二%、女子四・七%であつて、男子に対する女子の割合は、三十一年の四二・四%から三十二年は四一・四%へと開いている。とくに、これを製造業についてみると、最近は四割を割つており、大規模事業所にお

いてそれが著しく現われている(今次「労働白書」本文第九八表及び第九九表参照)。このような男女別格差拡大の原因を、男女間の同種労働に対する賃金差として統計的に検証することは困難であるとすれば、結局、労働時間、学歴、年令、勤続年数等の差異に求めざるをえないわけであるが、職務の地位による男女間の賃金格差は、なお多くの旧い社会的慣習によるものと思われる。

衣服身回り品製造業の仕上工二万二百八十一円、女子ではカン詰材料調理工の五千二百三十六円となつている。因みにこの調査での対象事業所は常用労働者十人以上の規模のものである。次に、労働省の「毎勤」によつて、主要な企業内賃金格差の動向をみると、

(1) 労働別賃金の動向―労働別、即ち「毎勤」による「

第三十表

製造業労働別賃金格差  
現金給与総額

きまつて支給する給与

年 月	管理事務及び技 術労働者(A)		生産労働者 (B)		B/A
	円	%	円	%	
昭和二十四年平均	一〇、八八五	七、七〇	七、七〇	七〇・七%	
昭和二十七年平均	一九、八八五	一、九七	一、九七	三三・四	
昭和二十八年平均	二〇、九〇	三、五三	三、五三	一六・三	
昭和二十九年平均	二二、八八	四、二六	四、二六	一八・二	
昭和三十年平均	二五、九六	五、九	五、九	二二・三	
昭和三十一年平均	三〇、一三	七、七	七、七	二五・五	
昭和三十二年平均	三三、一三	九、六	九、六	二八・七	
昭和三十三年平均	三六、一三	一一、五	一一、五	三一・九	
昭和三十四年平均	三九、一三	一三、五	一三、五	三四・二	
昭和三十五年平均	四二、一三	一五、五	一五、五	三六・五	
昭和三十六年平均	四五、一三	一七、五	一七、五	三八・八	
昭和三十七年平均	四八、一三	一九、五	一九、五	四〇・一	
昭和三十八年平均	五一、一三	二一、五	二一、五	四一・五	
昭和三十九年平均	五四、一三	二三、五	二三、五	四二・八	
昭和四十年平均	五七、一三	二五、五	二五、五	四四・二	
昭和四十一年平均	六〇、一三	二七、五	二七、五	四五・八	
昭和四十二年平均	六三、一三	二九、五	二九、五	四七・三	
昭和四十三年平均	六六、一三	三一、五	三一、五	四八・八	
昭和四十四年平均	六九、一三	三三、五	三三、五	五〇・三	
昭和四十五年平均	七二、一三	三五、五	三五、五	五一・八	
昭和四十六年平均	七五、一三	三七、五	三七、五	五三・三	
昭和四十七年平均	七八、一三	三九、五	三九、五	五四・八	
昭和四十八年平均	八一、一三	四一、五	四一、五	五六・三	
昭和四十九年平均	八四、一三	四三、五	四三、五	五七・八	
昭和五十年平均	八七、一三	四五、五	四五、五	五九・三	
昭和五十一年平均	九〇、一三	四七、五	四七、五	六〇・八	
昭和五十二年平均	九三、一三	四九、五	四九、五	六二・三	
昭和五十三年平均	九六、一三	五一、五	五一、五	六三・八	
昭和五十四年平均	九九、一三	五三、五	五三、五	六五・三	
昭和五十五年平均	一〇二、一三	五五、五	五五、五	六六・八	
昭和五十六年平均	一〇五、一三	五七、五	五七、五	六八・三	
昭和五十七年平均	一〇八、一三	五九、五	五九、五	六九・八	
昭和五十八年平均	一一一、一三	六一、五	六一、五	七一・三	
昭和五十九年平均	一一四、一三	六三、五	六三、五	七二・八	
昭和六十年平均	一一七、一三	六五、五	六五、五	七四・三	
昭和六十一年平均	一二〇、一三	六七、五	六七、五	七五・八	
昭和六十二年平均	一二三、一三	六九、五	六九、五	七七・三	
昭和六十三年平均	一二六、一三	七一、五	七一、五	七八・八	
昭和六十四年平均	一二九、一三	七三、五	七三、五	八〇・三	
昭和六十五年平均	一三二、一三	七五、五	七五、五	八一・八	
昭和六十六年平均	一三五、一三	七七、五	七七、五	八三・三	
昭和六十七年平均	一三八、一三	七九、五	七九、五	八四・八	
昭和六十八年平均	一四一、一三	八一、五	八一、五	八六・三	
昭和六十九年平均	一四四、一三	八三、五	八三、五	八七・八	
昭和七十年平均	一四七、一三	八五、五	八五、五	八九・三	
昭和七十一年平均	一五〇、一三	八七、五	八七、五	九〇・八	
昭和七十二年平均	一五三、一三	八九、五	八九、五	九二・三	
昭和七十三年平均	一五六、一三	九一、五	九一、五	九三・八	
昭和七十四年平均	一五九、一三	九三、五	九三、五	九五・三	
昭和七十五年平均	一六二、一三	九五、五	九五、五	九六・八	
昭和七十六年平均	一六五、一三	九七、五	九七、五	九八・三	
昭和七十七年平均	一六八、一三	九九、五	九九、五	九九・八	
昭和七十八年平均	一七一、一三	一〇一、五	一〇一、五	一〇一・三	
昭和七十九年平均	一七四、一三	一〇三、五	一〇三、五	一〇二・八	
昭和八十年平均	一七七、一三	一〇五、五	一〇五、五	一〇四・三	
昭和八十一年平均	一八〇、一三	一〇七、五	一〇七、五	一〇五・八	
昭和八十二年平均	一八三、一三	一〇九、五	一〇九、五	一〇七・三	
昭和八十三年平均	一八六、一三	一一一、五	一一一、五	一〇八・八	
昭和八十四年平均	一八九、一三	一一三、五	一一三、五	一〇一〇、三	
昭和八十五年平均	一九二、一三	一一五、五	一一五、五	一〇一〇、八	
昭和八十六年平均	一九五、一三	一一七、五	一一七、五	一〇一〇、三	
昭和八十七年平均	一九八、一三	一二〇、五	一二〇、五	一〇一〇、八	
昭和八十八年平均	二〇一、一三	一二二、五	一二二、五	一〇一〇、三	
昭和八十九年平均	二〇四、一三	一二四、五	一二四、五	一〇一〇、八	
昭和九十年平均	二〇七、一三	一二六、五	一二六、五	一〇一〇、三	
昭和九十一年平均	二一〇、一三	一二八、五	一二八、五	一〇一〇、八	
昭和九十二年平均	二一三、一三	一三〇、五	一三〇、五	一〇一〇、三	
昭和九十三年平均	二一六、一三	一三二、五	一三二、五	一〇一〇、八	
昭和九十四年平均	二一九、一三	一三四、五	一三四、五	一〇一〇、三	
昭和九十五年平均	二二二、一三	一三六、五	一三六、五	一〇一〇、八	
昭和九十六年平均	二二五、一三	一三八、五	一三八、五	一〇一〇、三	
昭和九十七年平均	二二八、一三	一四〇、五	一四〇、五	一〇一〇、八	
昭和九十八年平均	二三一、一三	一四二、五	一四二、五	一〇一〇、三	
昭和九十九年平均	二三四、一三	一四四、五	一四四、五	一〇一〇、八	
昭和百年平均	二三七、一三	一四六、五	一四六、五	一〇一〇、三	

(備考) 労働省「毎月勤労統計」  
二四年は「旧毎月勤労統計」の結果であるから二七年以降の賃金額とは接続しない、  
なお、二五年、二六年は労働別に区分された結果は得られない。



(3) 常時、臨時日雇別賃金の動向―臨時及び日雇労働者の賃金水準の推移をみると、次の第三十二表の通り、年々上昇はしているが、常用労働者のそれに比較すると相対的に低く、両者の格差は僅かながら拡大をみせており、三十二年平均の対前年上昇率（現金給与総額）は、常用労働者の七・九%に対し、臨時及び日雇労働者は五・五%で、前者に対する後者の割合は、三十一年の四五・五から四四・五へと、その格差を拡大した。これは、さきにもふれたよ

うに、とくに臨時給与の上昇率の格差がその一つの要因となつてゐる。以上のように、企業内賃金格差の諸指標は、いずれも年間の平均としてみると拡大の傾向を続けているが、この傾向の限界はどこにあるか、或はこの程度の格差が適正であるかの問題は、今後解決さるべき主要課題として残されている。

第三十二表 常用と臨時及び日雇労働者賃金の比較

年 月	二七年平均	二八年平均	二九年平均	三〇年平均	三一年平均	三二年平均	
常用労働者	六九円 (100.0)	六六円 (100.0)	七三円 (100.0)	七五円 (100.0)	八三円 (100.0)	九〇円 (100.0)	104.9%
臨時及び日雇	三五 (五・四)	三六 (四・四)	三七 (四・六)	三七 (四・四)	三九 (四・五)	四〇 (四・五)	105.5%

(備考) 労働省「毎月勤労統計」常用労働者は現金給与総額を出動日数で除したものをの四六%が従業者九人以下の零細規模の事業所に集中しており、また八千円未満の労働者の五六%が従業者二十九人以下の小規模の事業所に就業している。つまり、わが国の低賃金労働者の過半数が零細、小企業の労働者で占められていることになる。次に、これを産業別にみると、製造業、卸売小売業、サービス業に低賃金労働者が多く、製造業の中でも消費財生産を主とする軽工業に多い。このほか農林業、水産業、建設業などでは一般に賃金が低く、相対

(4) 中小零細企業の賃金動向―既述のように、わが国における不完全就業問題の実態の一面を明らかにするものが低賃金労働者問題であるが、まず、この低賃金労働者は産業別、規模別、または男女別、年令別等からみて、どのような産業及び階層に多いかをみると、三十一年七月に行われた労働省の「就業構造基本調査」によれば、家事、通学のかたわら就業している者を除いて「仕事が主な雇用」については、月取四千円未満の労働者の六六%、六千円未満の

賃金格差をみると、次の第三十三表の如く、五〇〇人以上の大規模事業所の平均賃金を一〇〇として、五〇二十九人の小規模事業所では五〇〜六〇%、一〜四人の零細事業所では四〇〜四五%程度にすぎず、中小零細企業における賃金の低位性を明示している。

的に低賃金労働者の多いことを示唆している。

このように低賃金労働者が零細、小企業に多いことは、平均賃金が規模によつて大きな格差をもつてゐることにあらわれている。即ち労働省の「毎勤」の「乙調査」及び「特別調査」によつて、三十二年七月現在の事業所規模別

第三十三表

小、零細規模事業所の賃金(三十二年七月きまつて支給する給与)

産 業	計 数	通 勤 住 込	計 数	通 勤 住 込
調査産業総数	二、七三(四・三)	八、二一三	七、三〇〇(四・〇)	八、九〇〇(四・三)
製造業	九、五五(四・四)	九、八〇三	九、五〇〇(四・一)	九、五〇〇(四・四)
建設業	一、三三〇(六・四)	八、八八〇	八、二二五(四・一)	一〇、一八五(六・四)
卸売および小売業	一〇、三三三(五・二)	七、八三三	七、三九三(四・六)	八、三三九(四・六)
金融および保険業	一〇、六〇四(五・〇)	八、〇九五	六、六四六(三・一)	八、六四五(四・八)
運輸通信および其の他の公益事業	一三、四三三(五・三)	二、一五一	二、一五九(四・七)	二、三三九(四・五)
不動産業	一五、三三三(三・三)	二、三三三	二、二八三(四・三)	二、三三三(四・三)
サービス業	一五、七九七(七・九)	二、四四五	二、三六六(四・四)	二、四四七(四・九)
(備考)労働省	(一)	(一)	(一)	(一)
(1) カッコ内は五〇〇人以上の事業所の賃金を一〇〇とした場合の比率。				
(2) 調査産業総数には建設業およびサービス業を含まない。				
(3) 特別調査(規模一〜四人)は、年一回、七分のみ調査を実施している。				

さらに、右の一〜四人の零細事業所につき、同じ「毎勤」の「特別調査」によつて男女別、年令別に賃金水準をみると、第三十四表の如く、まず通勤労働者では男子で最も

賃金の高い四〇才以上五〇才未満の年令層でも一万五千円ないし一万八千円程度にすぎず、二十才未満の低年令層では四千円から六千円程度である。また女子は男子より一層



低く、二十才未満の低年齢層で三千円から五千円以下であり、年齢が高くなつても賃金はあまり上らず、四〇才以上五十才未満でも七千円をかなり下回っているものが多い。また住込労働者は零細事業所労働者の約半数を占め、とくに商業、サービス業に多いが、その賃金は食事等の現物給与を加えてもかなり低く通勤者と大差がない（「労働白書」本文第三八表、第三九表参照）。

以上のように、中小零細企業の賃金の低位性は、わが国の労働経済の一つの大きな特徴となつてはいるが、それが根本的には経済構造の後進性に基くものであるとしても、実際において単に賃金額が低いという意味だけでなく、その

決定方法、支払形態、さらに賃金以外の労働条件、労働環境ないし労務管理方式等においても、大企業と比較して相対的に低劣であるという意味において、多くの問題を提供していることが看過されてはならない。たとえば、これら事業所では、低賃金に加えて労働日数及び労働時間が一般に長く、職種別にもこの傾向は明らかで、三十二年七月の「毎勤」で示すと、調査産業総数で規模五〇人以上が月間労働日数二四・一日、月間労働時間一九九時間であるのに対して、規模五と二九人では二五・九日、二一六時間、規模一と四人では二六・五日（時間は不詳）となつてい

第三十四表

事業所規模一人―四人の年齢別賃金（産業計）

性	年齢階級	合計	
		一八才未満	一八才以上
男子	計	八、五六一円	二、六三三円
		一〇、八七七	四、一四四
	通	五、六二六	二、四八四
		四、四七七	二、五〇〇
	住	三、五三六	三、四四三
		三、三九六	三、七三三
女子	計	三、五九六	二、八〇〇
		三、三九六	二、八〇〇
	通	三、三九六	三、三九六
		三、三九六	三、三九六
	住	三、三九六	三、三九六
		三、三九六	三、三九六

（備考）労働省「毎月労働統計特別調査」（昭和三十二年七月）「きまつて支給する現金給与」である。

(三) 賃金構成問題の動向

前項の賃金水準の動向は、労働者の労働の報酬としての賃金を、いわば絶対額として、その高低の時間的变化を、もつばら産業別、規模別、労働別或は男女別というような種々な外部的要因によつて測定し、評価し、特徴づけてきたのであつて、その内容の構成的変化に対しては、必ずしも十分の関心を払うものではなかつた。せいぜい、これを、きまつて支給する「定期給与」と、特別に支払われた「臨時給与」とに分け、平常的なものと一時的なものという程度の區別を設けて分析したとしても、それはただ、現金給与総額の高低に作用する程度の差異という以上の意味を与えられないものでなかつたし、またそれでよかつたのである。それは何よりも労働者にとつては、「食える賃金」として、その獲得する金額の高低が、まず第一的な問題であつたからである。しかし賃金が単なる「食える賃金」から「生活水準を向上させる賃金」として要求され、また資本の側の「利潤に照応して、増加すべき賃金」として目標づけられるに至るとき、一つの金額としての賃金水準をいわば内部的に規定する給与体系或は賃金構成上の諸要因が問題とされるに至ることは当然の成行である。すでに賃金水準の動向を主たる対象とする場合においても、その内部構成の簡素化ないし合理化を、まず経営者側において問題と

せざるをえなかつたことについては既述の如くであり、労働者の「給与構成調査」による、その動向の一端は、すでに第二十三表において示した如くである。とくに、企業間並に企業内の賃金格差に関する諸様相は、賃金もはや、その額ないしは水準にでなく、その性格の変化に、問題点を拡大するに至つたことを示すものであつたとすれば、たとえば、最近の各企業における「職種別賃金」への賃金体系の全面的改訂にみるように、給与体系或は賃金構成の問題は、経営者にとつても、労働者にとつても、当面の重要な課題となつてはいることが看取されるのであり、最近の退職金に関する労働協約、最低賃金制に関する各種の試案等の数多くの新しい問題の登場も、その一端を示すものにはかならないであろう。以下これら賃金構成問題の内容及びその推移の近況はどうであるか、につき若干の考察を試みよう。

(1) 賃金給与体系の(一般的動向) II 労働者の「給与構成調査」における給与体系は、基本給、奨励給、生活補助給、超過勤務給、其の他に五大別され、さらに基本給は年令給、学歴給、勤続給、能力給、役付給、職務給、特殊作業給、一定額給、総合決定給などに、また奨励給は精皆勤給、能率給に、生活補助給は家族給、单身世帯主別給、通勤給、住宅給、地域給、税、保険料事業主負担給、その他生活補助給などに細別されている。もちろん、これら細分



された各給与種別やその支給の有無ないし程度は、各支給事業所によつて多様であるが、製造業におけるそれら構成の一般的動向を、右の「給与構成調査」によつてみると、次の第三十五表の如くで、基本給での総合決定給の支

給は全く一般化され、役付給や通勤給を支給する事業所のふえていること、これに反し、職務給、能力給を支給する事業所が減少の傾向にあること、などが目立っている。

第三十五表

各種給与支給事業所の総事業所に対する割合（製造業）（単位%）

給与の種類	二九年九月			三〇年九月			三一年九月			三二年九月		
	二八年九月	二九年九月	三〇年九月	二九年九月	三〇年九月	三一年九月	二九年九月	三〇年九月	三一年九月	二九年九月	三〇年九月	三二年九月
基本給	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
年令給	七・〇	七・〇	七・〇	六・一	五・七	五・七	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六
学歴給	二・四	二・四	二・四	一・一	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七
勤続給	一六・二	一六・二	一六・二	一三・四	一四・〇	一四・〇	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八
能力給	八・四	八・四	八・四	三・七	四・九	四・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
役付給	五〇・一	五〇・一	五〇・一	四八・二	五一・〇	五一・〇	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五
職務給	七・二	七・二	七・二	二・九	三・〇	三・〇	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一
特殊作業給	三三・六	三三・六	三三・六	三四・九	三六・九	三六・九	三八・一	三八・一	三八・一	三八・一	三八・一	三八・一
一定額給	一七・一	一七・一	一七・一	一六・九	一七・五	一七・五	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一
総合決定給	九六・四	九六・四	九六・四	九九・〇	九八・六	九八・六	九九・六	九九・六	九九・六	九九・六	九九・六	九九・六
奨励給	五四・二	五四・二	五四・二	五五・六	五六・九	五六・九	五八・八	五八・八	五八・八	五八・八	五八・八	五八・八
精皆勤給	四二・八	四二・八	四二・八	三九・六	三九・〇	三九・〇	三六・二	三六・二	三六・二	三六・二	三六・二	三六・二
生活補助給	七二・九	七二・九	七二・九	六四・二	六四・五	六四・五	六五・〇	六五・〇	六五・〇	六五・〇	六五・〇	六五・〇
家族別給	七・四	七・四	七・四	五・四	五・三	五・三	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四
単身世帯主別給	三一・四	三一・四	三一・四	三〇・三	四六・五	四六・五	四九・六	四九・六	四九・六	四九・六	四九・六	四九・六
住宅給	七・三	七・三	七・三	五・七	六・〇	六・〇	五・二	五・二	五・二	五・二	五・二	五・二
地域給	六・六	六・六	六・六	五・四	五・八	五・八	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四
住地給	六・六	六・六	六・六	五・四	五・八	五・八	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四	五・四
税保険料事業主負担給	五・九	五・九	五・九	四・七	五・二	五・二	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三
その他の生活補助給	九・七	九・七	九・七	八・四	六・七	六・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七

65567

また金額については、すでに第二十三表でみた通り、給与の構成割合からみて、二十六、七年以来の基本給比率の増加、生活補助給・奨励給及びその他の比率の減少という一般的傾向が、三十二年においても認められ、また給与の絶対額からみて、基本給は毎年増加、生活補助給及び奨励給は頭打ちないし減少傾向を示しており、したがつて賃金水準の年々の上昇が主として基本給の増加によつてもたらされたことが分る。なお、これを産業別にみると、製造業、卸売小売業においては、右の一般的傾向と同じ動きを示しているのに対し、鉱業、金融保険業、運輸通信その他の公益事業においては、生活補助給比率の減少傾向は同じであるが、奨励給比率はむしろ増加し、基本給比率が保合ないし微減の傾向を示しているのが注目される。

そこで、製造業について若干立入つて分析すると、まず基本給については、定期給与（基本給、生活補助及び奨励給の合計であつて、超過勤務給を除いたもの）の中で占める基本給の割合は、二十八年九月の七四・七%から三十二年九月の七九・六%、三十二年九月の八一・七%と増加

し、また各規模とも同じよう増加傾向にあるのに対し、生活補助給の割合は八・一%、七・一%、六・五%と低減し、とくに中規模では七・九%、六・七%、六・〇%との低下傾向が著しく、また奨励給の割合は一七・二%、一三・三%、一一・八%と低減し、とくに大規模では二〇・二%、一四・二%、一三・一%とその低下傾向が著しくなっている。しかし、奨励給の中で能率給の比重は大規模ほど大きく、反対に中、小規模では精皆勤給がかなりの部分を占めており、この規模別の差異は拡大する傾向にある。生活補助給は、上述のように定期給与全体の中で減少する傾向にあるが、とくにその基幹部分たる家族給、地域給の減少が各規模とも著しく、大規模での地域給の減少が目立っていることは、後掲の公務員給与の動向と同様に、戦後生活の地域差が縮小された結果によること明かである。

以上のように、経済情勢の平常化にともない賃金給与体系の内容が変化し、基本給への整理繰入れが、一般傾向として進められていることを知る事ができるが、他方製造



業の労働別給与構成比率をみると、職員と労務者では、基本給部分において職員の方が労務者に比して大であり、奨励給部分では逆になっているのは、その業務上の性質からの要請といえるが、関係協会の調査によると次の第三十六表の如く、大体労働者の調査結果とその傾向を同じくしている。

第三十六表 給与構成比率  
項目 所定労働時間内給与

区分	基本給	生活補助給	その他	計	所定労働時間外給与
総平均	60.1%	26.6%	13.3%	100%	14.1%
職員平均	63.2%	27.9%	9.9%	100%	10.9%
男子	63.3%	27.7%	9.0%	100%	11.1%
女子	62.9%	28.1%	9.0%	100%	10.9%
労働者平均	48.2%	22.2%	29.6%	100%	27.3%
男子	48.5%	22.3%	29.2%	100%	26.9%
女子	47.9%	22.1%	30.0%	100%	27.7%

(備考) 規模五〇〇人以上の二二八社平均

(四) 臨時給与(賞与及び一時金)の動向 臨時給与(「毎勤」のいわゆる「特別に支払われた給与」)とくに夏季手当及び年末手当は、前年に対する増加率では景気動向を反映してか順次低下の気配をみせてはいるが、近年の現金給与額の中に占めるこれら一時金の割合の漸次増大する

傾向は、三十二年においても変りなかつた。即ち次の第三十七表にみるように、夏季手当は二十九年には定期給与の二四%であつたものが、三十二年には三二%に達し、年末手当は二十九年及び三十年は定期給与を下回つていたものが、三十一年から上回り、三十二年には二四%も上回つている状況である。これについて今次「経済白書」は、「これは不況になつても切下げ困難な定額給を引下げるよりも、比較的可変な一時金を増額する最近の経営の賃金に対する考え方の一端を示すものだろう」といつている。

第三十七表 賞与期における臨時給与の推移(全産業)  
六一八月

年	定期給与(A)	臨時給与(B)	B/A	年	定期給与(A)	臨時給与(B)	B/A
元年	15,333円	3,666円	24.5%	元年	15,833円	3,833円	24.2%
三年	15,777円	3,777円	23.9%	三年	16,333円	3,966円	24.3%
三年	16,666円	4,000円	24.0%	三年	17,000円	4,166円	24.5%
三年	17,222円	4,222円	24.5%	三年	17,777円	4,333円	24.4%

(備考) 労働省「毎月勤労統計」より作成

たしかに、近年における臨時給与の増加傾向は注目にするもので、今次「労働白書」でも、これを「各論」の「賃金制度」の項で、とくに分析の対象としているほどであるが、すでに前述の「名目賃金水準の動向」においてもふれたように、製造業の規模別賃金格差拡大の要因の一つ

が、定期給与の規模別格差よりも遙かに大きい、この臨時給与の規模別格差に見出され、さらにそれが労働別や男女別の賃金格差などにも、ほとんど例外なく認められるに至つていふことは、賃金構成上における臨時給与の意味の、新たな展開を示すものにはかならないのである。もともと、この臨時給与は戦後の賃金給与体系の一つの特徴的な存在を示すものであつて、戦争直後のインフレ期においては、月々の賃金引上げにともなう追加払いとか、物価手当的な生活補助金の形で、各月ともかなりの金額が、季節的な変化に拘りなく一律に支給されてきたものであつた。その後インフレの収束とともに、二六、七年頃から、その支給時期が漸次夏季及び年末の二回に集約されるようになり、当初の生活費補填的な意味から、賞与、ボーナス的な性格を濃くするに至つたが、その内容も越年資金とかお盆手当等の一時的なものから、景気や収益状態の動きと密接な関連をもつれば利益分配的な賃金部分としての性格を強めていくことを示しているのであつて、すでに三十一年における臨時給与の、定期給与を上回る激増は、明かに「神武景気」下の利益分配的な意味のものが多かつたことを物語るものであつた。しかも、年央に大きく景気の転換した三十二年においても、臨時給与が前掲のよう増加を示したのは、三十二年五月の本格的金融引締政策後においても夏季、年末の賞与が何ら減少することな

く、むしろ増加したためであつて、これについて「労働白書」は、「金融引締後においても臨時給与が多額に支給されたのは、三十二年上期までの企業収益の水準が高く、企業側になお臨時給与の支払余力が残つていたためであり、労働者側としても神武景気の分け前を強く要求したためであつて、結果的には過去の好況の収益の労働者への配分という性格を一面においてもつていたと考えられる」と述べているが、果してそうであらうか。もしそうであるとすれば、不況が一巡して全般的にナベ底景気といわれた三十二年六―八月期において、かなり業況の停滞している企業でも、前年と同じか、或は上回つた夏季手当を支給している事実が、どのような説明を与えられるのであろうか。之れを一応のタイム・ラグと考えるかどうかは、今後の動向によつて明にするより他はない。また、今次「労働白書」は、右のような賞与、ボーナスが最近において多額に支払われるようになった理由として、「①ベース・アップのよりに将来月々労務費の増加を導くものよりも景気の変動に対して調節できる臨時給与支給の方を企業側が選ぶこと、②臨時給与の方が労働に対して刺激的で労働者に与る支給の効果が大きく、また固定給等に対し業績給的、報償的な調整の役目を臨時給与が果たしてくれること、③わが国における消費水準が益々向上する傾向が強まつていて臨時給与がその面で要求されることなどが考えられる」と述



べて、大体前掲の「経済白書」の見解と軌を一にしていることを示しているが、果してこのような経営側からみた立場や見解だけで、臨時給与の支給額が決定されてよいものかどうかは問題としても、現状に於いて一応以上の見方はあつて居るものと云えよう。

なお、中労委の「賃金事情調査」によると次の第三十八

第三十八表

産業および年季	社 数	一 時 金	おける 配 分 基 準				
			基準内給 与に比例	基本給あるいは 本人給に比例	基本給の他の賃 金項目に比例	成績査定 その他	
全産業三一年年末	一一二	一五・三%	二五・九%	二九・一%	五・五%	二〇・七%	三・五%
三二年夏季	五二	一〇・三%	三〇・三%	二六・八%	三・八%	二七・九%	〇・九%
製造業三一年年末	八九	一二・〇%	二三・七%	三一・五%	六・三%	二二・五%	四・〇%
三二年夏季	三九	九・〇%	二七・四%	二九・一%	四・九%	二八・四%	一・二%

(備考) 中央労働委員会「賃金事情調査」

基準内給与とは協約ないしは就業規則に定められた基準内労働時間に対して支払われる給与であり、そのうちには

基本給(本人給、職務給等々を含む)、奨励給、生活補助給等を含む

思うに、臨時給与或は一時金なるものの支給が、定期給与の支給と異なるところは、単にその名の如く、支給期が時間的に不特定であるという点(これも今日では夏季と年末というように大体特定されているが)にあるよりは、むしろその支給状況のすべてが、ほとんど労使間の団体交渉の結果に依拠している点にあるのであつて、いずれも組合側の要求、闘争、妥結という過程を経過しているということ

である。したがつて臨時給与の絶対額の多寡については、あまりにも景気感応的要素のみを過大に評価することは、それが経営の立場からは好ましい考え方であるにしても、労使間の力の関係を没却するものとして、不当の非難を免れえないであろう。近年における臨時給与増加傾向のうちには、ある程度は業況の如何に影響を受けながらも、それとは係わりのない、定期給与と同様の、かなりの硬直性ない

表の如く、臨時給与を支給する場合の配分基準として、労働者の給与に対して何カ月分というように基準内給与、基本給或は本人給にリンクするものが多く、三十一年の年末と三十二年の夏季とを比較すると一律支給の割合が大きく減少し、成績査定による割合が増加しているのが目立つているが、これは果して何を意味するものであろうか。

しは固定性を認めざるを得ないのであつて、いまや従来の、「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」という表現から同じ「定期給与」として「毎月支払われる給与」と「夏季と年末の二期に支払われる給与」という表現に改変すべき時期に当面しているのが、賃金構成上における臨時給与の意味の、新たな展開を示すものと考えられるのである。また、この意味において、三十二年の臨時給与の支給状況を正しく掴むためには、夏季手当及び年末手当の要求・闘争・妥結の経過について説明することが必要とするのであるが、ここでは省略して、これを後掲の「労働運動」の篇に一括して述べることにする。(なお、臨時給与の産業別、規模別並に労働、男女別等の分析については、今次「労働白書」の本文一八六頁以下参照)。

(ハ) 退職金の動向 退職後の労働者に一時金として福利厚生の意味で支払われる退職金制度は、我が国では夙に発達したものであるが、これが広い意味での給与体系の一部として考えられるに至つたのは近年のことに属し、とくに最近注目されるに至つたのは社会保障制度確立の一環として退職年金制度が構想され、去る第二十八国会において「国家公務員共済組合法」、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」及び「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律」のいわゆる「退職年金」関係三法律が成立、公布され、いよいよ昭和三十四年一月

一日から新退職給与制度が実施の運びに至つたからである。すでに労働省でも、三十一年九月、労働省が例年実施している「給与構成調査」の附帯調査として退職金制度の調査を行い、最近その結果の概況を発表(労働統計調査月報第十巻四号所載)するとともに、今次「労働白書」においても、上掲の「賃金制度」の項で分析の対象としていることは、この問題の当面の重要性を示唆するものといえよう。もともと、わが国では退社させられない限り、また企業がつぶれない限り、一つの企業に生涯勤める場合が通常である。これは転々と勤務先(企業)を換えると、就業条件が悪くなる場合が多いことによるとも考えられるが、このため多くの場合、一時点の賃金の高低はそれほど重要でなく、生涯の間でどのような金額の賃金所得になるかということ、また勤務先を停年等で退職した場合の老後の生活を、勤務先でどのように直接或いは間接に面倒をみてくれるかということ、などが労働者にとつて重要となつてくる。今日、退職金は経営の安定した企業では必ずといつてよいほど支払われているが、右のような生涯賃金という観点からみて、賃金や労働条件に言及する場合、退職金は欠くことのできないものである。また退職金は生涯勤続しないので短期間しか勤めることのできなかつた者にとつても、本人の失業時或いは死亡後の本人或は家族の生活保障の役割を果してくれるので、労働者は就労によつて生活保障の



報酬を企業から受けとることになる。したがって退職金制度の如何は、労働者にとつて重大な関心事とならざるをえない。

退職金は退職一時金と退職年金とに分けられる。前者は、制度として大規模事業所ではほとんど普及されているが（三十一年九月の「給与構成調査」の附帯調査によると、五〇〇人以上の規模では九六・九%が退職金規定をもっている）、退職年金制度を併用的にもつ民間の企業は、三十二年八月末現在で一〇八社ほどであつて、いわば実力のある大企業に限られているのが現在の実情である。退職一時金は、通常、会社都合の場合が、自己都合の場合より高率になり、また勤続年数が高まるにしたがつて退職金支給率が高まつている。いま退職一時金の額を、主要産業について規模五〇〇人以上の事業所における職員の自己都合大卒の場合をみると、次の第三十九表の如くで、勤続の増加するにしたがつて退職金の支給率が高まり、給与も増加しているのが特徴的であり、停年退職時に二百万円前後の給付は、労働者にとつてはかなり大きな所得といえるわけで、生涯賃金のなかで退職金の占める比重が決して小さいものでないことが一応示されている。

しかし、退職一時金支給の算定基礎は複雑で、各事業所によつて多種多様であるが、一般に基本給及び基準内賃金

第三十九表 主要産業の退職金

産業	勤続			
	三年	五年	十年	十五年
紙及び類似品製造業	千円	千円	千円	千円
印刷出版及び類似産業	千円	千円	千円	千円
化学工業	千円	千円	千円	千円
第一次金属製造業	千円	千円	千円	千円
機械製造業	千円	千円	千円	千円
電気機器製造業	千円	千円	千円	千円
輸送用機器製造業	千円	千円	千円	千円
卸売及び小売業	千円	千円	千円	千円
金融及び保険業	千円	千円	千円	千円
運輸通信及び其他の公益事業	千円	千円	千円	千円
建設業	千円	千円	千円	千円

（備考）労働省「給与構成調査」附帯調査  
総額（基本給より広い概念で超過勤務給、臨時作業手当、不就業手当等を除く給与の主体となる基準的給与）が大部分であり、とくに退職一時金を退職時の基本給とリンクするものが多い結果、高給者ほど退職一時金が高額になるわけ、基本給が労働別ないし学歴別に格差の著しい場合には、次の第四十表の如く、同じ三十年勤続でも、甚だしい

懸隔が生ずることになり、何ら社会保障制度の一環としての意義をもつものでなかつたといえるのである。同じことが規模別並びに産業別にもいえるわけで、これまでの退職一時金が主として労働者の定着性を高め、労資協作的な作用を労働者心理に与えるに役立つていたものが多いことが看取される。

私的退職年金制度は、ごく最近労使間で問題にされてきたもので、人口の老化現象や最近の社会保障年金制度への気運と無関係のものでなく、従来の退職一時金制度の生活保障的機能を特に強化したものと見えるが、社会保障制度審議会の調査によると、三十二年八月現在で、この退職年金制度を採用している企業が五四社で、うち四六社までが戦後の創設にかかると、制度としても未だ一本建製の形態を整えているものは少ないが、前掲国家公務員の退職年金制度の確立に伴い、民間にも漸くこれが波及する機運にあるといえよう。

第四十表 退職金の労働別格差(中規模)

産業	区分			
	生産労働者	管理事務及び技術労働者	新大・新高・旧中卒	旧小卒
紙製品製造業	五・四	一三・五	六・〇	六・三
食品製造業	五・四	六・三	七・〇	六・五
紡織業	五・八	七・三	六・九	六・八
衣服及身廻品製造業	五・三	七・五	七・三	六・〇

紙及類似品製造業	五・三	五・一	六・〇	六・三
印刷出版及び類似産業	五・〇	四・七	四・四	五・六
化学工業	五・一	四・一	六・三	六・九
ガラス及び土石製品製造業	五・一	四・三	五・六	五・八
第一次金属製造業	五・〇	三・三	七・〇	七・四
機械製造業	五・五	七・四	五・八	八・四
電気機器製造業	二・九	二・〇	二・五	二・七
輸送用機器製造業	七・六	四・〇	七・三	二・九
卸売及び小売業	六・四	六・八	八・一	八・一
金融及び保険業	五・〇	七・一	七・九	七・九
運輸通信及び其他の公益事業	六・七	二・〇	一・五	一・一
建設業	五・〇	七・五	四・四	四・四

（備考）労働省「給与構成調査」附帯調査、  
(1) 数字は規模五〇〇人以上の事業所で勤続三〇年の自己都合退職者に支給される退職一時金支給額を一〇〇とした同一条件の規模一〇〇―四九九人の事業所での支給額の比率を示す  
(2) 卸売及び小売業以下の三産業については労働一本で調査した。  
(3) 建設業の生産労働者は該当条件の労働者がいないので集計してない。  
(四) 国家公務員給与の動向は三十二年における賃金構成上の問題の一つとして国家公務員給与の画期的な改正を挙げなければならない。



政府はすでに三十一年七月の人事院勧告以来、公務員制度調査室を中心に公務員給与制度の検討を加えていたが、三十二年三月、①現行五種類の俸給表を八種類の俸給表とする、②現行通し号俸を廃止し、十五等級を七等級とする、③昇給期間を原則として十二月とする、等を改正要点とする案を国会に提出した。これに対し官公労を代弁する社会党は職階級の強化であると反対の態度をとり、若干修正が加えられて、会期末ぎりぎりの五月十九日に成立した。この内容は①従来の五職種に研究、医療の二職種を加えて七職種とし、俸給表を十四種に区分し、適用範囲を具体的にきめたこと、②等級は行政職では旧十五級制を廃し、次官、局長、課長、課長補佐、係長、主任、上級係員、下級係員の八等級にしたこと、③地域給の解消手段として勤務地手当を廃し、暫定手当として、大体従来の同額を一時的に支給すること、などであつた。この結果、六月に一般職々員の給与に関する法律の一部改正法が施行され、四月に遡つて適用されたが、平均六%の賃上げに匹敵するものといわれている。しかし各等級毎に異なる号俸が作られたため、等級に該当する職種が変化しない限り、昇給の率が悪くなつたこと、昇給期間が下級の者ほど延長されたこと、などによつて、賃上げは実質的には解消されたに等しいといわれている。その後人事院は七月に一般職国家公務員の給与に関する報告並びに勧告を行つたが、その内

容はベースアップは行わず、①十二月の年末手当を〇・一五分増額すること、②六〇〇円を最高限度として通勤手当を支給すること、などを骨子とするものであつた。官公労では一律ベースアップ勧告のなされないことを理由に不満の態度を表明したが、政府は通勤手当については引続き検討することにして、とりあえず期末手当の増額を臨時国会に提出、十一月可決成立をみて実施され、また通勤手当は三十三年の第二十八国会に提出され四月の解散前に可決成立、四月に遡つて六月から支給をみた。

なお、人事院は三十三年七月十六日、国会及び政府に対して一般国家公務員の給与について報告するとともに改定の勧告を行つたが、それによると、①公務員の現在のベースは一万九千三百九十円となつており、過去一年間の昇給などで約四%の上昇となり、民間給与の上昇率とはほぼ同じである、②人事院が本年三月に規模五〇人以上の民間事業者約六千を抽出、選定して行つた職種別の民間給与実態調査による官民給与の比較によると公務員の現行給与は民間より約四%低い、③特に民間の初任給は最近上昇して公務員の初任給より高校卒では約七百円、短大卒では約九百円、大学卒では約千八百円高い、④昨年度中に民間で支払われた賞与は年間二・八七カ月分となつており、公務員の二・五五カ月分をかなり上回つてゐる。人事院が本年三月算定した独身青年男子の標準生計費は七千五百六十円で、

昨年より三百三十円増加し、高校卒の初任給を約四百円上回る、と報告し、このための勧告として、①一律ベースアップは行わない、②初任給は新高卒四百円(現行六千三百円)、短大卒四百円(現行七千四百円)、大学卒千円(現行九千二百円)の引上げを行うこと、但し大学卒の医師と研究職(大学研究室及び各省付属研究機関の職員など)の初任給は千二百円引上げること、③俸給表の曲折線に入つてゐる職員が相当多いことを考え、昇給期間が一年をこえる二つの号俸の昇給期間を三カ月短縮すること。但し技能、労務職員に適用される行政職の俸給表については昇給期間が九カ月をこえる号俸について行い、④特別職の給与との均衡によつて定められてゐる一等級の最高号俸の額は昭和二十九年以降据置かれてゐるので新たに七万五千円及び七万八千円の二号俸を新設すること、⑤右の改正に伴う所要の改正を各俸給表について行ふこと、その結果俸給月額が凡そ一万七千三百円以下の者が若干の引上げを受けることになる。⑥公務員の期末手当については夏季分を〇・一五カ月、年末分を〇・一カ月分増額すること、この結果公務員の期末・勤勉手当の年間支給割合は二・八カ月分となる、というのであつた。即ち、昨年に引続き、一律ベース、アップは行わず、初任給の引上げと期末手当の増額が中心となつてゐる。これに対し官公労では、その要求の二千円ベース、アップを無視されたこと、初任給引上げが高

校卒と大学卒との格差をますます拡大する恐れあること、勧告内容の実施期日を明確にしていないこと、などを挙げ、不満の態度を発表してゐる。

④ 最低賃金制と最賃法案

この四、五年來低調を伝えられた最低賃金制論議が、一昨三十一年秋以來再び活況を取戻し、その実現を目前に労使双方の近來にない注目を惹きつけて三十二年二月十五日、政府が第二十八国会に提出した最低賃金法案は、予算その他の重要法案の審議が先行したためもあつて、審議遅々として進まず、四月二十三日漸く衆議院本会議で可決されたが、四月二十五日衆議院の解散とともに遂に廃案となるに至つた。しかし、今日まで世論の中にまで高まつてきた最低賃金制への要求と関心は、早晩これが実現をみるものと予想されるので、三十二年以降最近までの経緯につき少しく立入つて考察しよう。

さて、右の三十三年二月半ば、政府が国会に提出した最低賃金法案は、昨三十二年十二月十八日、中央賃金審議会が労働大臣に答申した「最低賃金制に関する意見」の線に沿つて立案されたものであるが、この法案が出来るまでには自民党及び政府の意見も迂余曲折を極め、他方、社会党及び総評、全労等の労働組合側の意見がこれに拮抗して、いくたの案が次々と提起され、右の政府案提出の最後ま



で、労使の見解は相互に対立して、いささかも妥協の余地ない情勢を示したのみでなく、政府案に反対する学会の声明などがこれに加つて、法案の審議そのものがごうごうたる階級闘争の観を呈した。いま簡単に、右の中央賃金審議会の答申に至るまでの経緯をみよう。

(イ) 最低賃金制については、すでに我が国においては大正七年の労働総同盟第一回大会、及び同九年の第一回メーデーにおいて早くもその確立が叫ばれており、また戦前においても、かの賃金統制令に男女別、地域別、未・経験別等に最低賃金が定められていたが、それらはいずれも、単に先進国に真似ただけの抽象的なものか、戦時下の上からの非常時体制の一部をなすに止まるもので、真にわが国での現実的な下からの要求として関係者間に関心を惹めるようになつたのは、戦後の労働組合運動の活発化に伴つてであつた。戦後の労働組合（当時の産別及び総同盟）は、「生活費を基準とした最低賃金制の確立」、「理論生計費による生活保障の確保」等を、それぞれの立場においての多少の差異をもちながらも、相次ぐ要求として提起した。

(ロ) 政府もこれらの要求に押されて、昭和二十一年の賃金統制令に基く「最低賃金改正案の策定」とか、二十二年内閣に設けられた給与審議会の「最低賃金策定に関する作業計画案」などを発表した。財界の時期尚早論に反対されて、何ほども本制度実現への熱意を示すに至らなかつ

た。その後、朝鮮動乱を契機として漸く、日本経済の正常化が進むに及んで、わが国でも最低賃金制を実現すべきであるとの各界の機運も漸く高まり、まず、二十五年末労働基準法に基く中央賃金審議会が設置され、爾来三年六月、三十二回に及ぶ審議の結果、二十九年五月「最低賃金制に関する答申」が出された。この答申は、わが国の最低賃金制について、一般産業を対象とするものと、これを適用することが困難な低賃金産業に対するもの、の二本建とするを原則とし、前者についてはなお慎重な検討を要するとして、差当りは後者より始めることとし、絹人絹織物製造業、家具建具製造業、手すき和紙製造業、玉糸座繰生糸製造業のいわゆる四業種について最低賃金制の実施を要望したものであるが、恰もデフレ不況にあつたのと、同答申が税制、金融等の優先措置を実施の前提条件としていたことなどもあつて、政府によつて何ら取上げられるに至らず、永年の審議会の苦心も水泡に帰した観があつた。

(ハ) 一方、労働組合も、いろいろの最低賃金制案の作成に努力したが、まず総評は二十七年の「賃金綱領」の中に「いかなる労働者にも、最低賃金八千円を保障せよ」というスローガンを掲げ、その後、毎年運動方針としてその確立を強硬に主張し、また一律八千円を内容とする「最低賃金法要綱」を決定した。また全労においても、二十九年の結成大会において「労使契約による最低賃金協定の設定關

争」と、組織化の遅れているところには「法定最低賃金」の「設定闘争」など、最低賃金対策を確立し、最低賃金が法的にも存在しないわが国では、その制度をつくること、が、まず第一義的に考えらるべきであつて、すべての活動はこの目標のもとに統一し、とくに社会党とも緊密な協力のもとに活動を進める必要があるとして、三十二年二月には、独自の「最低賃金法要綱草案」を発するに至つた。この案は、特別低賃金業種別及び指定職種別に最低賃金委員会が最低賃金を定める方式、労使協定、業者間協定による最低賃金を拡張する方式、家内労働者については最低賃金委員会が最低単位手間賃を定める方式などを骨子とした極めて妥協的なものであつた。このような労働組合の二つの動きに対応して、社会党はすでに二十九年四月、当時分裂していた左右両派よりそれぞれ独自の最低賃金法案を初めて国会に提出し、さらにその後左右合同した社会党が、三十一年四月、三十二年二月と引続き国会に法案を提出しているが、いずれもあえなく審議未了となつてゐることは前号既報の如くである。ただ、右の三十二年二月社会党が第二十六国会に提出した最低賃金法・家内労働法案は、その春総評が全国一律十八才八千円の最低賃金制確立を春季闘争の主要統一目標とした要求に呼応したものであつたため、全労はこの社会党の法案提出と前後して前掲の要綱草案を発表したものである。

(ニ) かかる動きの中で、さきに(三十年末)労働大臣の諮問機関として設置された労働問題懇談会(会長中山伊知郎)は、諸般の労働問題に先立つて最低賃金制を取上げ、三十二年二月に、最低賃金制に関する意見書を提出し、最低賃金制実施の基礎育成のため業者間協定による最低賃金方式の実施、最低賃金の法制化の準備、中央賃金審議会の再開等を具申ししたが、同年四月、早くもこの懇談会の意見書に基いて、政府は業者間協定による最低賃金の実施に関する労働次官通牒を発し、この行政措置による業者間の最低賃金協定が後述のように神奈川県の手捺染をはじめ続々と締結されるに至つてゐる。このような法律によらざる業者間の自主協定が、どれほどの効力をもつか今後の問題であるが、労働者が着々自らの線に沿う既定事実をつくらうとしてゐる意図のあらわれとみてよい。

(ホ) 次に自民党の労働問題特別調査会(会長倉石忠雄)の第一分科会(会長小坂善太郎)で、三十二年六月「最低賃金法要綱草案」を発表したが、これは第二十六国会の社会党案に反対し、自民党自ら単独立法として提案する態度を初めて表明したものとしてみても、その内容は、業者間協定又は労使協定を締結した場合、行政官庁がこれを公示するが、上の方式で定めることが困難で、かつ賃金が低廉で必要と認める場合に、行政官庁が最賃審議会の意見を聞いて決定するというもので、大体前掲の労働



問題懇談会の線に沿うものであつた。

(5) こうした情勢のうちに三十二年七月、中央賃金審議会が再開され、十月末の第四回会議の席上、中山会長より政府の最賃法案提出に先立つて答申を取りまとめたいとし、会長私案として検討すべき十項目の問題点を提示したが、この問題点については第五回会議で労使各側の委員より意見の開陳があり、さらに十一月二十二日の第六回会議では労使各側より最賃制に対する意見書が提出されて活発な審議が行われた。かくて一応労使の主要意見が明確になつたので、稲葉秀三委員を小委員長とする公益委員のみの小委員会を組織し、労使の意見を調整して試案を作成し、十二月十七日の第七回会議に提出され、審議の結果、既掲の如く「最低賃金制に関する意見」として答申することを決定、翌十八日労働大臣に答申された。その主な内容は、(一)最低賃金は業種、職種又は地域別に定めること、(二)最低賃金の決定は①業者協定を当事者の申請により行政官庁は最賃審議会の意見をきき決定する、②一の地域の同種の労使の大部分が①の業者協定の適用をうけるに至つた場合は当事者の申請により行政官庁は審議会の意見をきいて拡張適用する、③一の地域の同種の労使の大部分が労使協定の適用をうけるに至つた場合は行政官庁は審議会の意見をきいて拡張適用する、④以上により最賃決定が困難又は不適当な場合には行政官庁は審議会の意見をきいて最賃を決定す

る(但し、この方式の実施期間については政府は労使の意見を参酌して慎重に実施するよう行政面で配慮する)というものであつた。政府はこの答申の線に沿つて最賃法案の立法化を急ぎ、三十三年一月末には「最賃法案要綱」が発表され、二月十四日の閣議で正式決定のうえ、翌十五日第二十八国会の最重要法案の一つとして国会に提出されたわけである。この法案は総則、最低賃金、最低工資、最賃審議会、雑則、罰則の六章四六カ条及附則一〇カ条より成る。さて、右のような経緯によつて成立した中賃審の答申及び政府の法案に対し、各界から幾多の意見や要望が提示されたが、そのうちで特に直接関係当事者たる労使両側の動きと見解をみると、まず、労働者の動きとして取上げられなければならないのは、多年分裂と抗争に終始していた労働組合が、この最低賃金制では共同戦線を張つたことであつた。労働組合の二大潮流である総評と全労では、それぞれ実現を目指す最低賃金制の内容では異なっているが、しかしともかく最低賃金制を実現しようという願望は同じで、両者とも一九二八年六月にILO総会で採択された最低賃金決定制度条約を楯に、最賃法の制定を政府に迫つていた。ところが三十三年に入り政府案の提出が近いというので、総評、全労では新産別、中立労組連絡会議とともに最賃法実現のための第一回懇談会を一月二十二日に開いて共闘の申合せを行い、ついで二月六、七の両日の会合で、こ

の懇談会の名称を最低賃金制確立連絡会議として、法律制定の日まで存続させることを決定、さらに統一見解起草委員会を設け、①政府案は、業者間協定のみに重点を置いており、これを最賃制とみなすことはできない、②国際条約や各国の慣行では最低賃金は労働者が参加して決めるものであるが、政府案は労働者も参加せず、異議の申立てもできない一方的な決定方式である、③最低賃金審議会は単に諮問機関に止まつているが、以上の条件が備つたうえで、審議会が最低賃金を決定できるよう権限を強化すべきである、ということと統一見解がまとまり、この連絡会議の結論を労働大臣に申入れを行った。かくて少くとも、この統一見解の範囲内で、総評、全労、新産別、中立労組の四者が強力な共闘態勢をとるものとみられたのである。

しかし、この申入れを行つてから僅か一カ月半後の三月十九日、連絡会議は解消の運命となつた。それは国会審議の過程で四者、とくに総評と全労の意見が調整できなかつたからである。即ち、総評が全国一律八千円の社会党案の成立を主張し、政府案を粉砕しようとして政府案の審議を遅らせるよう社会党に望んだのに対し、全労はともかく政府案の審議を進め、政府案を大巾に修正して、労働者の意見を十分反映させ、最賃審議会の権限を強化することを強く主張し、その後の両者の意見は完全に対立して、社会党の内部問題にまで波及した。三月十九日の最終的な会合

で、新産別の三戸政治部長が「目標は全国一律八千円であるが、現在の力関係から政府案修正で行くべきである」との調整案を出したが、総評はこれを受け付けず、四月二日最賃統一デーを催して氣勢をあげることにになり、全労はこれに対し、審議未了となつたときの責任は社会党と総評にあるとし、結局バカをみるのは最低賃金法を待望している低賃金労働者であると批判している。

次に経営者側の意見としては、全般的には、最賃制の実施については実施されるときは経済的な混乱をさけるため、漸進的に業者間協定方式を中心に、強力な中小企業対策と併行して実施すべきであるとしているが、その主な動きとしては、まず日本商工会議所では、中賃審の答申と同時に「最低賃金制に関する意見」を決定し、国会、政府をはじめ関係各方面に対し要望を行った。即ち、最低賃金制実施の基本的趣旨には反対はしないが、わが国経済の複雑な構成、とくに中小企業の実態よりみて、法制化に当つては慎重な配慮を加え、中小企業の実情に即した漸進的な制度と有効適切な中小企業対策を併行的に行うことを強く要望し、最低賃金制の法制化について具体的な方策を掲げている。そのうちとくに中賃審の答申と異なる点を挙げると、①労使協定を決定方式の中にとり入れないこと、②行政官庁が必要と認め審議会の意見をきいて決定する最低賃金方式の実施時期について少くとも五年の猶予期間を設けるこ



と、③労働基準法等労働三法のわが国経済の実情に即した改正を併せ行うこと、などが目立っている。

次に日経連の動きをみると、三十二年四月の総会では、労働問題懇談会の方針を支持し、差当り可能なところから自主的業者協定による最賃方式を進めるべきであるとの態度を表明し、最賃制研究会を設置して研究し、対策を講ずることとしたが、その後、前掲中賃審の答申に対し、日経連タイムス三十三年一月一日号で、不満の意を述べ、また法制化に当たっていま一層検討すべき事項として①労働組合の申請には政治的要素が入るおそれがある、しかし最低賃金制の問題は経済問題である。②地域的に各業種別の業者間協定より出発し、一定の猶予期間をつけ実施するならば妥当であろう、③労使協定方式を入れたことは、中小企業における労使の力のバランスを忘れたものであり異議がある、などの諸点を挙げている。さらに国会審議中の政府案に対し、四月十七日の日経連十周年記念総会において前田専務理事は、労組法第十八条との関係において甚だ不満であるが、経営者としては、大局的な立場に立つて、この段階において、この程度の最低賃金法を制定することは絶対に必要である、と力説して法案の成立を支持している。

ところで、ここに注意すべきことは、右のような政府や社会党、その他関係当事者の動きとは別に、一部の地域では三十一年頃から同業者が集まつて労働者の賃金について

最低賃金の協定を結ぶといった傾向が出ており(たとえば、静岡市及び焼津市のかん詰製造業者で構成する静岡かん詰協会は三十一年四月初任給の賃金について協定を行つた)、その後、既述の如く、三十二年四月の労働次官通牒に基き労働省の行政指導による業者間協定の最低賃金決定の奨励の結果、右の傾向がますます広がる勢いにあるといふことである。この結果、最近の労働省の発表によると(三十三年九月一日)、三十二年四月から三十三年七月末までに業者間協定で最低賃金の取決めをしたものが食料品製造業九件、繊維工業十七件、木材木製品製造業二件、家具装備品一件、化学工業一件、窯業土石製品四件、金属製品五件、機械三件、電気機械二件、その他製造業四件、計四十八件となり、この最低賃金協定に参加している事業所の数は四千七百十三カ所(うち繊維が約七割の二千九百六十四カ所)、そしてこの協定の適用をうける労働者は三万六千六百四十七名に及んでいる。さらに現在、鉱業、木材木製品、機械、卸売小売業など十七業種、六十八件について協定を結ぶための実態調査が続いているが、なかにはすでに実態調査を終えて協定締結の具体案を検討中のところもあり、今後さらに増加の傾向にある、という。しかし、それら協定の具体例をみると、一般にこの種協定による最低賃金額は低く、十五才で一日百五十円から百八十円といったところが最も多く、また住込みについては住居費または食

料の实費徴収を協定しているところが多く、一日百円程度の割合で徴収を申合せている。賃金増加率の最高は和歌山県の高野口機工協同組合(機械製造業)で三六・二%(協定は満十五才で百八十円)、次いで熊本県の人吉、球磨地区木工業者協議会で三・八%(協定は満十五才で最低日額百五十円、最低月額四千円)である。反対に増加率の最低は鳥取県境港地区かん詰製造業労務研究会の三・四%(協定は女子満十五才で五カ月未満百七十円、同一年未満百七十五円)、ついで低いのは鳥取県塩港水産加工組合の四・四%(協定は初任給一時間二十四円、一年以上二年未満同二十五円、二年以上同二十六円)となつている。賃金増加率の平均は約一・五%である。つまり業者間協定を実施すれば、ともかく労働者の賃金は平均一割五分程度の引上げとなるわけだが、満十八才で一日平均約二百円から二百二十円程度で、低賃金の解消には程遠いといえる。しかも、労働省では、これらの実績を背景に、少しづつでも賃金が上昇しているということで、さきに廃案となつた法案を再び第二十九臨時国会に提出する予定といわれている。

(五) 今後の賃金動向(むすび)

以上、三十二年を中心とする賃金水準、その構成状況から最低賃金問題登場の必然性をみてきたが、それは要するに、労働経済が内外の一般経済の動向、したがつてまた

産業経済構造の態様と結びつく政治体制とも深く関連して推移しつつあることを物語るものであつた。然らば、このような賃金問題の実態は、今後どのような方向を辿ろうとしているか、これはすでに前掲の諸分析を通して或る程度明瞭に示唆されたところではあるが、以下若干の特徴的な事実を引例しつつ要約することにする。

(1) 不況、賃金面に現われるはずでにみたように、賃金は三十二年後半より生産上昇の頭打ちと直接関係ある超過勤務給、生産奨励給の伸び悩みなどにより、上昇の鈍化を示していたが、三十三年に入ると賃金上昇の鈍化傾向に加えて、臨時給与支給状況の不振、企業における人件費比率の上昇など、賃金の面でも不況期型が顕示されるに至つた。

「毎勤」の調査産業総数の賃金を、三十三年一～五月平均と三十二年一～五月平均とで比較すると、現金給与総額で二・三%増、定期給与で三・〇%増であつて、三十二年一～五月平均の対前年同期上昇率の三・五%増(現金給与総額)、三・二%増(定期給与)よりもそれぞれ低くなつているが、とくに現金給与総額では年度末(三十三年三月)の臨時給与が低かつたことなどが、その原因とみられている。また、規模三十人以上の事業所における主要産業の三十三年一～五月平均の現金給与総額とその上昇率を、同じく「毎勤」によつてみると、運輸通信業、電気・ガス・



水道業などの公益事業では一応の賃金上昇がみられるが、製造業、鉱業の生産部門では賃金上昇の伸びが一般的にそれ以下に抑えられている。他産業に比べて生産部門で賃金上昇の伸びが低いのは不況期にねみられる現象であつて、経済の不況が生産部門の賃金に鋭く反映するためであり、また卸売小売業、金融保険業で年度末の三月に支払われる賞与・ボーナス等の臨時給与が前年を下回っていることが注目されるのである。

このように、賃金の面にも不況の影響が漸次現われつつあるが、一般に賃金や雇用は、売上げに必ずしも敏感に動かず、人件費全体はどちらかといえば固定費的性格をもっている。人件費比率(売上げに対する人件費の割合)は好況期には低下し、不況期には上昇する傾向がある。大蔵省の法人企業統計の全半年決算会社では、三十年上半期に人件費比率一・三八%が三十二年上半期に九・四六%まで下がつてきていたが、その後は上昇に転じていく情勢である。主要企業四半期別の法人企業統計速報によつて人件費比率をみると、

	全産業	製造業
三十一年十月十二月	八・七二%	一三・五六%
三十二年一〜三月	七・五四	一一・九二
四〜六月	八・一二	一一・四二
七〜九月	八・二七	一一・三九

十〜十二月 九・二六 一三・八二  
三十三年一〜三月 八・五二 一二・五二  
であつて、低下してきていた人件費比率が反転し、三十二年十月十二月、三十三年一〜三月では、前年同期に対して人件費比率が高まつてきていて、企業内部の人件費圧力が相対的に強くなつてきていることがわかる。これはいわゆる企業の賃金支払能力が不況下に次第に低下しつつあることを示すもので、今後の賃金動向に大きな影響をもつといえよう。

さらに三十三年の民間主要労組の春闘と夏季一時金闘争の妥結状況をみると、やはり不況の影響を受けて、春闘の賃上げの場合には、前年をかなり下回り、夏季一時金の場合には前年の線を維持するのが精いっぱいというのが実情であつた。たとえば炭労の妥結金額は七百七十円であつたが、前年の千三百円をはるかに下回り、また私鉄総連でも東急を除けば前年の千三百五十円が三十三年には千円プラス一時金に後退している。また夏季一時金闘争では、前年の水準を一般に上回つて妥結したものは私鉄総連、全日通、新聞労連、映画総連、全造船、電労連、電機労連、車労連などがあつたが、前年に比べるとその増加額は少なくなつており、全鉱、紙バ労連、全織同盟など不況の影響を強く受けている産業では、その妥結額は前年を下回つた。鉄鋼労連、全国セメント、市銀連、全百連(百貨店関係)

炭労などでは、全般に前年の一時金に若干色をつけるのが精々というところであつた。

このように臨時給与が、不況の影響で減少する動きをみせ始めたことは、ここ数年来みられない現象で、これは必然的に賃金水準へも影響する。三十二年の年末手当までは、臨時給与は賃金水準を上昇させる要因であつたが、今後はそれが逆に減少要因としての性格を強めるものと考えられる。三十三年九月期の決算予想は、多くの産業で三ヶ月期よりもさらに悪化する予想されているが、三十三年の年末手当の状況とその賃金水準への影響が注目されている。

(ウ) 賃金不払状況 労働省労働基準局「賃金不払事件処理状況」によれば、次の第四十一表の如く、全産業で、三十一年以降、経済好況に伴つて、当月把握件数が二千件台を割るに至つた賃金不払は、三十二年に入つても引続き減少傾向を辿るかに見えたが、六月の一、一九五件を底に、件数、金額ともに再び増加の傾向に転じ、十月には一、三五三件、一億一千四百万円と年初の六割増を示すに至つた。これについて、労働白書は「しかし、これを昭和二十九年の不況と比較すれば、その増加は鈍く、把握件数は当時の半分、当月把握の不払金額は同じく八分の一、未解決金額は四分の一にすぎず、賃金不払は比較的低下水準に推移したとみることできよう」と、著しく楽観的な説明を加

えているが、しかし賃金不払状況の実態は、単に当月把握の件数及び金額の状況のみでは正確に捉えられないのであつて、むしろ当月までの未解決の件数及び金額の状況に注目すべきであるとすれば、次の第四十二表の如く、当月末未解決の件数を規模別でみると、九九人以下の小規模・零細企業の賃金不払状況は、三十二年上半期の好況下でも依然として高水準を続けてきており、以後不況下において増勢を示しているのに対し、一〇〇人以上の規模では、不況期に入つても、むしろ減少傾向を続けており、とくに三〇〇人以上の大規模においてそれが顕著であるという、明らかな対照は、好況の波が下部まで十分滲透することなく、依然大企業中心の好況に止まつたということ、また不況に入つての金融引締めも、中小以下の企業にきびしく、大企業にとつてはさしたる影響の無いものであつたということ、明かに物語つている。もともと賃金不払問題は、経済発展の不均衡性に起因するもので、資本制の矛盾のしわざが、とくに不況期において大企業から中小企業へ、親企業から下請企業へと及ぶのが常例であるとすれば、賃金不払状況にみる右のようなアンバランスは、今後不況局面がさらに続くかぎり、一層の悪化を示すものと注目される。事実、労働省が去る八月七日(三十三年)発表した「三十三年上半期労働情勢報告」によれば、賃金不払の件数、金額とも、前年同期に比べて逐月増加の傾向をみせている



が、それはほとんどが中小以下の企業においての増加であることを示しているのである。

第四十一表 賃金不払及び解決状況

年 月	当月把握したもの		当月まで未解決のもの	
	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円
昭和元年一六月平均	一、五二	三、六	四、七	一、三三
七三月平均	一、八五	三、〇九	四、九	一、二九
元年一六月平均	一、六一	三、四七	一、〇五	一、八二
七三月平均	二、〇〇	四、八六	一、八二	一、七〇
三年一六月平均	二、二一	五、〇五	一、七〇	一、五〇
七三月平均	二、九六	五、五九	一、五〇	一、〇八
三年一六月平均	一、七四	五、三三	一、〇八	一、〇八
七三月平均	一、九六	四、七二	一、五	一、五
三年一六月平均	一、三六	四、〇七	五、五	五、五
七三月平均	一、四七	四、〇三	四、九	四、九
昭和三年一月	一、三七	四、二二	五、五	五、五
二月	一、三二	四、四六	五、一	五、一
三月	一、三三	四、四一	五、〇	五、〇
四月	一、六六	四、〇九	五、五	五、五
五月	一、四四	四、〇九	四、六	四、六
六月	一、九五	三、九六	四、六	四、六
七月	一、五六	四、〇五	四、七	四、七
八月	一、四四	四、〇八	四、六	四、六

(備考) 労働省労働基準局「賃金不払事件処理状況」

第四十二表 規模別賃金不払当月未解決件数

年 月	300人以上	100人—299人	50人—99人	1—49人
昭和三年一月	三	九	九	二、六六
二月	元	六	六	二、八二
三月	三	六	六	二、三二
四月	三	六	六	二、七七
五月	元	六	六	二、〇六
六月	三	六	六	二、六四
七月	三	六	六	二、二八
八月	三	六	六	二、七九
九月	三	六	六	二、七四
十月	六	六	六	二、七七
十一月	六	六	六	二、七三
十二月	二	七	七	二、五七
昭和三年一月	二	七	七	二、六七
二月	二	七	七	二、六七
三月	二	七	七	二、六〇
四月	二	七	七	二、六三

(備考) 労働省「賃金不払事件処理状況報告」

(イ) 労資の賃金論争は、以上のような賃金動向、なかなか三十三年に入つてからの情勢について、労資はそれぞれのような見方をしていたのであろうか。まず総評は三十二年十二月二十六日、「賃金白書」を発表したが、これに対し、日経連は三十三年一月十六日、「当面の日本経済と賃金問題」と題するパンフレットを発表して総評に反論した。総評は即日これを批判する声明を出したが、さらに、二月一日、「賃金闘争の基盤」と題するパンフレットを発表して、右の日経連のパンフレットに反駁を加えて自らの見解を明らかにし、ここにはしなくも、当面の賃金動向に関する労資の論争が展開されたことは、極めて注目し値することであつた。しかし、論争といつてもその内容に別段新味があるわけではなく、もともとそれぞれの主張を裏付けるために多少の事実や理屈を引用しているプロパガンダに過ぎないものであるが、それなりにまた両者の考え方や見方の相違が直裁に出ているともいえるので、ここに両者の主張の概略を紹介して、今後の賃金動向についての参考に供したいと思う。

まず総評の「賃金白書」は、「低い賃金と大きな利潤」という副題がついているように、「たとえ不況になつても資本がいままでにため込んできた儲けは大きく、賃上げの余力は十分にある」ことを立証しようとしたもので、最初に、実質賃金の上昇により労働者の生活は改善、向上しつ

つあるという政府、資本家の宣伝にもかかわらず「依然として苦しい労働者の生活」を、労働条件、物価、家計収支などの面から統計によつて説明しているが、ここでは論争の焦点である「不況下の賃上げ問題」という一点に絞つて、まず果して「資本は尨大な利潤をためこんでいるか」から、両者の主張をみてみると、「賃金白書」は、近年において労働生産性が急速に向上し、労働者の作り出す価値(付加価値)が増加しているにもかかわらず、人件費の割合は逆に低下していること、他方において会社の利益は大巾に増加していることを指摘する。そしてこの点は統計上現われていることであるから、日経連としてもはつきり認められているわけであるが、総評が、この事実から直ちに賃上げ要求の正当性を結論しているのに対し、日経連は「当面の日本経済と賃金問題」において、「人件費比率の低下は短期的なものであり、賃金は着実に上昇を示している」と反論し、ことに総評は好況の頂上ともいべき三十二年下期と、不況の谷底ともいべき二十九年下期とを比較して、不況によつて大きく変動する売上高、付加価値、利益といったものと、硬直性が最も強い人件費との関係を、そのような短期時比較によつてどうこうするのは当たらないのであつて、今後引締めの影響で企業業績の伸び悩みを考慮すれば、人件費は再び上昇に向ふこと必至であるとしている。



たしかに短期的な人件費比率の低下とか利益の増大とかということから、直ちに賃上げの正当性を結論することに問題がある。しかし、会社の利益は明かに増大しているから、労働者側からみれば、人件費比率が低下したか否かと別、利益の分配を主張する根拠となりうるわけである。そこで、日経連はさらに利益増大の実態を分析し、「利益の増大は対資本設備との比較においてみるべきである」とし、また「利益の分配は労使双方の基盤である企業発展のために、社内留保により多く向けられている」と主張する。そして使用総資本利益率或いは固定資本利益率は、利益の絶対額がふえているにもかかわらず、決して上昇していないことを示し、資本構成を健全化するために、さらに減価償却を行うべきであることを強調する。かくて日経連は、ベース・アップを否定し、その代りに定期昇給制度の確立という賃金対策を打出しているのである。なお、日経連は不況の問題について、三十二年九月份決算をさかんに収益は低下の見込みであるとし、「神武景気の破綻は、現象的には国際収支の悪化になつてあらわれしたが、本質的には蓄積以上の投資を行つたこと、即ち蓄積不足にあつた。が、これは裏をかえして長期的観点からみれば、それだけ相対的に消費が過大であつたことを示すものにほかならない」と述べ、そこで国内においては生活水準を生産水準に対して相対的低位において、投資の源泉を

できる限り蓄積しなければならぬのであり、大企業の賃金をできるだけ抑えて、極力自己資本蓄積による技術設備の近代化を通じて、国民各層の福祉増進に寄与すべきだ、とも主張しているのである。

右のような日経連の反論ないし主張のなかで注意すべき点は、かつて資本家側が労働組合の賃金引上げに対抗して主張した企業の支払能力論あるいは適正人件費論が、いまやほとんどいつてよいほど影をひそめていることである。むしろ、支払能力があることは暗々裡に認めながらも、自己資本の充実が必要だから賃金にまわすわけには行かないという方針に力点がおかれている。したがつて、この方針は好況、不況を問わず、いづれにせよ賃金をあげないという資本家の政策的表明であるともみられるわけである。しかし、ここで問題は、社内留保、或いは総評の「賃金白書」にいう「ためこみ」または「かくし利益」にある。即ち「賃金白書」は、「資本家は一兆円ももうけてきたし、三千億円をため込んでいる」とし、その「ためこみ」の一部をはき出させれば、二千万や三千万の賃上げは容易であるというのである。この金額の正否は問題であるとしても、「かくし利益」についての日経連の反論は、極めて不透明で、労働側の納得を所期しうる程度のものでなかつたようである。

そこで、この点に焦点を絞つて資本の老大な利潤をバク

もし、日本の低賃金の実情を具体的に明かにしたのが、総評の「賃金闘争の基盤」というパンフレットであつた。即ち、それによると、三十年上期から三十一年下期までの二年間にあげた利益は、公表したものでだけ五・一五〇億に達し、さらに推定によれば少くとも二〇〇〇億円の利益がかくされていると主張する。利益のかくし場所は、減価償却費であり、減価償却率は、全産業で一〇%、製造工業で一・二%に達しており、戦前に比べて、国際的にみても過大である。そしてこのような過大な「ためこみ」を行うのは、資本家がたとえ不景気になつても困らないようにするためだ、と述べている。また不況の問題については、「ふくれ上つた利益の水準に比べて利益が僅かに落ちるといふことが会社のいわゆる『不況』なのである」とし、「不況期にはとくに労働者のギセイによつて利益を確保する資本に対して、これをゆるさず、好況期にため込んだ利益をハキださせることは労働者として当然のことである」と主張している。

では、総評は資本蓄積の優先を強調する資本家側の政策に対して、どのような批判を行っているかをみるに、「好況期にあつては、資本蓄積を大いにやらねばならぬから儲かつて賃上げはできぬといふ、不況期にあつては国際競争のため資本蓄積を無理をしてつづけねばならぬから賃上げはできぬといふ、これらの論法によれば結局いつにな

つても日本の労働者の賃上げはできないことになる」、「これではいまの、資本蓄積の至上命令のもとでは、労働者は、そして一部資本家をのぞいた国民は、一体いつになつたら生活がらくになることを期待していいのか」、と述べているのである。

以上のような、当面の段階における労資の賃金問題についての見解は、単に見解の相違というだけに止まるものでなく、何よりも賃上げ闘争における両者の闘争の仕方と直接的に関連してくることなのである。事実、上掲の両者のパンフレットが、そのための両者のプロパガンダであることは、すでに述べた如くである。たしかに「賃金白書」もいうように、会社側は「賃上げを抑えようとして、しきりに不況宣伝をしている」傾向がある。同時に総評も、「たとえ不況になつても資本家がいままでため込んできた儲けは大きく、賃上げの余力は十分にある」ことを証明しようとして、無理な数字をならべたてている、ともいえるのである。むしろ、勤労者にとつては、「好況、不況にかかわらず、まだわが国では賃上げの必要がある」ということを労使の両側で出発点とすべきではあるまいか。このことの究明のために、次の「勤労者家計」の項に移ろう。



### 四 勤労者家計

#### (一) 概 括

上述のような三十二年における名目賃金の動向は、勤労者の生活状態にどのような変化をもたらしたか。今次「労働白書」は、「金融引締め政策の実施にともなつて、三十二年の下期以降、ようやく雇用、賃金の面に後退の様相があらわれてきたが、労働者の生活の面には、都市勤労者の平均でみる限り、三十二年の段階ではデフレの影響があまり大きくあらわれておらず、前年にひきつづき家計の改善がみられた」(二二頁)と述べているが、一方「経済白書」は、「国際収支改善のための経済政策の転換は経済の各分野にデフレの様相をひき起したが、経済循環の最終部門である国民生活においても、他部門に比較すれば軽微ではあつたが、その影響を免れることはできなかった」(三五頁)といつてゐるのである。同じことを指向していても、言葉の表現は微妙である。前者の「都市勤労者」と、後者の「国民」が労働力人口としては大差ない生活実態をもつものとするれば、前者のいわば楽観的な見解は、後者の若干悲観的な見解と、どこで喰いちがいを見出したのであろうか。

たしかに、総理府統計局の「家計調査」によれば「労働白書」のいうように、都市勤労者の平均でみる限りでは、三十二年は前年に引きつづいて家計の改善が行われた。とくに、次の第四十三表にみるように、可処分所得は八・五%も前年の水準を上回り、収支バランスも前年よりさらに改善し、しかも下半期が不況下にもかかわらず、上半期よりも良くなつてゐるのである。

第四十三表 勤労者世帯の家計状況(全都市)

年次	可処分所得	消費支出	収支過不足
三一年平均	三〇、四四〇円	三〇、三三〇円	一一〇円
三二年	三三、八一〇	三二、〇〇〇	一、八一〇
上半期	三三、五〇三	三二、九六六	一、五三五
下半期	三三、一七七	三二、一六六	一、〇一一
対前年比			
三一年平均	一〇六・二%	一〇三・一%	一・七%
三二年	一〇九・五	一〇七・七	一・五〇
上半期	一〇九・六	一〇七・一	一・〇〇
下半期	一一・〇	一〇九・一	一・三六

(備考) 総理府統計局「家計調査」

しかし、これをそのまま単純に受けとり難いことは、すでに「概観」でも触れたように、右の都市勤労者の家計を、同じ「家計調査」によつて、階層別にみると、家計の改善が著しかったのは主として比較的所得の高い層であ

り、低所得層では家計の改善はあまりみられなかつた、ということになる。これは低所得層ほど実収入の伸びが小さかつたためでもあるが、勤労者家計にとつて大きな影響力をもつた減税が、すでに免税点に近づいてゐる所得層にはほとんどひびかず、また消費者物価の上昇が比較的生活必需的物資を中心に行われたため低所得層にとつて不利に作用したこと、その一因が考えられる。即ち、いまこのような階層別の状況を、少しく立入つて分析してみると、まず都市勤労者の世帯を実収入水準によつて五つの層に区分して、その家計収支をみれば、次の第四十四表の如くで、実収入については、所得の最も低い第一階層では対前年三・五%の上昇にすぎないが、所得の最高である第五階層は八・一%の上昇で、所得の高い階層ほど実収入の増加率は高くなつてゐる。また実収入から「租税およびその他の負担費」を差引いた可処分所得については、やはり所得の高い階層ほど可処分所得の伸びが大きい。第一階層では実収入の伸びとほとんど差がないのに、第五階層では実収入八・一%増に対して可処分所得は一二・六%増とその差が大き

くなつてゐる。また消費の面でも、低所得層ほど消費の伸びが小さく、その内容をみても低所得層では「穀類」「その他の食料」「光熱費」等の支出増が目立つてゐる。これは生活必需的な物資の価格上昇が影響した結果と考えられるが、その結果、エンゲル係数の改善は、低所得層ほど低くばかりでなく、第一階層では逆に悪化してゐる。また実収支差で家計の黒字についてみると、第四階層は対前年九・九%増、第五階層は一八・六%増で、それぞれ著しい増加であるが、第二階層では逆に一・二%減、第一階層では赤字が前年よりも大きくさへなつてゐるのである。しかも、このような実質的な傾向は、三十三年に入つても、三十二年までの傾向と大した変化がみられないにもかかわらず、平均では実収入は前年同月比で一月は三・八%増、二月は七・〇%増、三月は四・三%増であり、実支出はそれぞれ三・八%、四・九%、三・八%増で、家計収支は黒字が続き、堅実な状態を示している、ということになつてゐるのである。

第四十四表 五分位階級別勤労者世帯家計収支の対前年上昇率(昭和三二年)

五分位階級	第一階層	第二階層	第三階層	第四階層	第五階層
実収入総額	三・五%	四・七%	四・九%	五・六%	八・一%
定期収入	二・三	五・三	四・二	五・〇	七・三
臨時収入	六・八	八・七	一一・〇	一六・六	一八・二



実支出総額	4.1	5.0	4.8	5.0
消費支出総額	4.3	5.8	6.4	7.3
食料費	4.6	4.6	4.5	7.3
穀類	3.7	4.0	4.1	4.3
その他の食料	5.1	5.6	4.8	2.4
住居費	2.0	7.1	4.0	5.2
光熱費	4.8	7.3	4.8	8.6
被服費	2.4	6.0	1.4	2.0
雑費	4.8	7.1	1.2	7.3
労働所得税	(1)31.1	(1)41.8	(1)39.4	(1)31.7
可処分所得	3.7	5.5	6.3	7.7
実収入-実支出	△6.5	(1)1.2	5.9	1.8
エンゲル係数	52.2	48.3	45.0	36.1
三十二年	52.4	47.8	44.2	34.9

(備考) 総理府統計局「家計調査」 △は赤字増

右の「労働白書」と同じように、総理府統計局の「家計調査」をもとにして、単に全体の平均数字だけから、国民の生活水準がすでに戦前水準を上回っていることを強調しているのが、三十二年十月経済企画庁から発表された第二次「生活白書」(「国民生活の現状」)である。これはその調査時期から推して、丁度「神武景気」下の国民生活の実態を分析したことになるが、その生活水準についての表現が、余りにも国民の実感より明るきすぎ、その発表時期と奇妙な対照をなして、むしろ政治的臭味すら感

じせしめている。一般に生活水準に関する官庁の調査発表は、給与、賃金の決定や財政上の社会保障費や税制における基礎控除、扶養控除などの決め方の根拠として利用されることが多いので、よほど厳密な検討を経て引用しないと、誤れる立論を抽出する恐れが少くない。たとえば、三十二年秋、日経連が発表した「転期に立つ日本経済と秋期労働攻勢」と題するパンフレットの中で、労働者の賃上げ攻勢を抑える理由として、「労働者の生活水準の大幅向上」について官庁統計を採用して次のように述べている。

(二) 消費者物価の動向

まず、労働者の生活に直接影響する物価の動向はどうであつたか。

もちろん、同じ物価でも、卸売物価と消費者物価とは、その性格も影響も大いに違つている。前者が生産財と消費財とに分かれ、主として景気動向や市場・金融・為替等の一般経済問題に関連をもつのに対し、後者は国民生活に直接的な関係をもつ実質賃金や消費水準(実質家計費)などに極めて重大な影響を与えるからである。ここではもつぱら後者の消費者物価について、これが動向を三十二年についてみるわけであるが、まず卸売物価との関係についてふれてみると、年度中に(三十二年三月と三十三年三月を比較すると)卸売物価が九・一%下落したのに対し、消費者物価は〇・四%の下落に止まつている。このような物価下落をもたらしたのは、いうまでもなく三十二年五月から実施された一連の引締政策の効果であるが、右のように卸売物価が全体として年度中九・一%という大きな下落を記録したといつても、その下落テンポは時期によりまた商品によつて必ずしも一様でなかつた。即ち、時期的には四

「……実質賃金の上昇により、労働者の家計は大幅に改善され、消費支出の逐年の増大にもかかわらず、家計収支は着実に黒字を増して、三十一年度には黒字率が一割を超えたのみならず、勤労収入(実収入から財産収入、受贈、社会保障給付等を除いたもの)のみでも、実支出をカバーしてなお相当の余裕を残すに至つた。このような家計のいちじるしい改善は当然消費内容にも反映し、エンゲル係数は低落をつづけて四〇%に迫り、全国平均五三%を遙かに下回つて、もはや賃金決定の指標としての意味を失いつつあるといえる。ここで消費内容の推移を総理府統計局「家計調査報告」によつて概観すれば、主食に支出される額は全く横ばいを示しているのに比し、その他の飲食費は対照的な歩みをみせ、なかんずく「肉及び乳卵類」と並びに「飲料」費の増加が顕著であり、消費内容の高度化を如実に物語つている。食料費以外の消費支出即ち被服費、光熱費、住居費、雑費は共に大きく上昇線を描き、……家計内容の質的向上がめざましく、一部には奢侈的性格も看取されるのである」と。まさに「生活白書」の生活水準に関する発表は、経営者団体の賃上げ抑制に対し、また政府の外貨危機対策の消費抑制政策に対して、それを掩護する格好の役割を演じているように思われるのである。もちろん、それが現実の客観的な正しさをもっているならば問題はない。しかし、「生活白書」にせよ、前掲の労働白書にせよ、客

観的にみて大きな疑点があり、国民の実感と甚だしいズレがある場合には、そのことの正しい究明こそ、当面のわれわれの重要な課題でもなければならぬであろう。



月から八月までを第一期、八月から十月までを第二期、その後年度末までを第三期と三つに分けると、第一期に総合物価で七・六%の下落で、月率一・九%というかなり速い下落テンポで、商品別にみると、そのほとんどが金属と繊維に限られていた。ところが第二期に入ると総合物価は三・二%の反騰を示し、金属繊維の下落はとまり、小幅ながら逆に反騰に転じ、これに代つて機械、化学品、雑品などの分野によりやく価格下落が現われはじめ、さらに十月以降の第三期に入ると再び全般的な物価の下降傾向が続き、三十三年五月下旬頃までに総合で六・二%の下落を示し月率〇・九%程度であつた。そして年度中最も大きい下落を示したのは金属の二割九分、繊維の一割一分で、他の商品はせいぜい二・三%程度であつたから、年度中九・一%の下落といつてもその大半が金属と繊維の大幅な下落によつて達成されていることが分る。

このように、卸売物価が引締実施以後いち早く反落を示したのに対し、消費者物価は八月頃まではむしろジリ高に

推移し、九月頃に漸く頭打ち、十月から反落に転じている。即ち、総理府統計局調べの消費者物価指数(大都市)によれば、次の第四十五表の如く、三十二年三月の一〇二・三(三十年基準)から同年八月の一〇五・四まで二・四%上昇し、その後三十三年三月の一〇一・九まで三・三%の反落を示している。この結果、上記のように卸売物価が年度中に九・一%も下落したのに、消費者物価の方は同じ期間に〇・四%の低落にとどまつた理由としては、一般に、①もともと景気の反映としての物価変動においては、卸売物価と消費者物価との間には数カ月のタイム・ラグが存在すること、②消費段階の物価は卸売物価に比べ投機的要素が弱く、変動の幅が相対的に小さい性質をもつていること、③消費者物価の中には米価、電気料金、家賃、水道料、授業料など一般の商品価格と異つて引締めの直接的影響を受けなかつたものを含んでいること、などが挙げられている。

第四十五表

年	東京						都市						農村	
	総合	食料	被服	光熱	住居	雑費	総合	食料	被服	光熱	住居	雑費	家計用品	家計用品
二九年平均	101.5	101.1	103.6	100.4	101.1	101.3	101.5	101.1	103.6	100.4	101.1	101.3	101.3	101.3
三〇年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三一年平均	101.0	100.4	100.0	101.7	100.4	101.7	101.0	100.4	101.7	100.4	101.7	101.0	101.7	101.7

年	東京と大都市は総理府統計局調。三〇年一〇〇											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月
三二年平均	101.8	101.2	101.3	101.0	101.2	101.1	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
三三年	101.9	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5	101.5
一月	101.8	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1
二月	101.8	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1
三月	101.8	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1
四月	101.7	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
五月	101.6	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
六月	101.6	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
七月	101.5	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
八月	101.5	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
九月	101.4	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
一〇月	101.3	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
十一月	101.3	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2
十二月	101.3	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2	101.2

(備考) 東京と大都市は総理府統計局調。三〇年一〇〇  
農村は農林省調。購入品のうち家計用品物価指数。二六年四月—二七年三月一〇〇

しかし、これらの理由は、いずれも相対的なものであつて、ひとたび好況に向つて卸売物価が上昇しはじめた場合、しばしば消費者物価が、先行的に卸売物価が下落した

水準にまで下落することなく、比較的急速に反騰に転ずるといふこと、消費段階の物価といえども、時として(たとえは凶作とか戦時下とかの物資欠乏の際に)その変動の幅



は必ずしも小さくはないこと、また電気・水道料金のよう  
な独占価格は直接景気に関係ないといつても、ほとんど引  
下げられるということは稀れであること、などの事実を、  
何ら本質的に解明しうるものでない。即ち、消費者物価  
は、卸売物価の変動と関連をもちながらも、それ自体相対  
的な独自性をもつて、全体としてはつねに長期的な騰貴傾  
向をもっているというのがむしろ資本制下の一般の特徴と  
みてよいのである。事実、三十一年下半年より騰勢をあら  
わにした消費者物価指数は、第四十五表にみる通り、三十

第四十六表

戦前基準消費者物価指数(東京)
昭和九一一年平均 総合 食料費 被服費 光熱費 住居費 雑費
二六年 二五五・五 三〇九・四 四六七・四 一〇六・三 一九五・八
二七年 二六六・一 三一五・五 四〇〇・六 一九五・八 二二八・四
二八年 二八六・二 三三八・三 三九五・三 二一八・七 二五三・三
二九年 三〇一・八 三六二・六 三九五・七 二二二・一 二六四・九
三〇年 二九七・四 三四九・五 三八一・八 二二五・五 二七〇・八
三一年 三〇〇・三 三四七・八 三八五・三 二二六・六 二七七・三
三二年 三一〇・六 三六一・四 三八九・三 二四一・八 二八三・二

そこで、右のような消費者物価の動きが、労働者生活に  
与えた影響の程度を知るために、「毎勤」により既掲の名  
目賃金を消費者物価で除して算出した実質賃金指数の動き

(備考) 総理府統計局「家計調査」なお三二年平均指数は暫定数字

をみると、次の第四十七表の如くで、三十年は米の豊作や  
デフレ影響で消費者物価がやや低下したため、実質賃金は  
名目賃金を上回る上昇を示し、三十一年も物価が比較的安

定していたため、実質賃金は名目賃金の上昇率に近い八・  
八%とかなりの上昇をみせたが、しかし三十二年におい  
ては、消費者物価が前述のように、三十一年後半から住居費、  
光熱費等の値上りによる上昇傾向を強めた反面、名目賃金  
の増加が頭打ちとなつたために、年平均の対前年増加率  
は、名目賃金の増加率六・六%をかなり下回る三・四%の  
上昇に止まり、実質賃金の上昇はかなり鈍化し、家計面の  
向上の鈍化をもたらしていることが看取されるのである。  
また、これを戦前(昭和九一十一年)基準でみても、第四  
十八表の如く、三十二年平均で一・二六・〇と、三十一年に  
比べて全く停滞していることが認められる。いずれにして  
も、名目賃金の既述のような内部的格差の拡大を考慮に入  
れると、低賃金層における実質賃金の低下は、明かに推定  
されるところであろう。

第四十七表

実質賃金指数の推移(昭和三〇年=一〇〇) 税込
調査産業総数 製造業
年 月 指数 対前年同 指数 対前年同
昭和二六年平均 四四・四 % 六九・九 %
二七年 八五・五 一四九 八九・九 一三七
二八年 九三・一 八九 九四・三 六〇
二九年 九三・六 〇五 九四・三 〇・一
三〇年 一〇〇 六八 一〇〇 六〇
三一年 一〇八 八八 一〇五 一〇五

第四十八表

戦前基準実質賃金指数の推移(昭和九
(備考) 労働省「毎月勤労統計」
年月 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年 十一年
税込 三〇・二 三二・一 三三・三 三三・五 三三・五 三三・五 三三・五 三三・五 三三・五
手取 二八・二 二九・二 二九・五 二九・五 二九・五 二九・五 二九・五 二九・五 二九・五
(備考) いずれも製造業常用労働者の賃金である
税込 労働省「毎月勤労統計」※暫定数字
手取 経済企画庁算定数字で税込実質賃金から扶養家族
一・五人として税金を控除したもの。

(三) 世帯収入の動向

そこで、右のような消費者物価の動向、したがつてまた  
実質賃金の推移を念頭に家計収支を考えると、かなりの停  
滞ないし相対的な低下が予測されるわけであるが、果して  
どうであつたか。ここに便宜上、勤労者家計における収入  
と支出の両面について、それぞれの内容を規定する要因を  
分析してみよう。  
まず収入の面では、総理府統計局の「家計調査」によつ  
て、全都市勤労者世帯の名目実収入をみると、次の第四十  
九表の如く、三十二年平均の実収入総額は三二、六六四円







二七年	一九九二	二二二・一	一七、八五	二、六九	九三	九六	四、五三	一、八三	五九	四七・一
二八年	二〇六七	二二二・五	二、七三	九、七三	一、〇三	一、三六	六、三三	二、三〇	七、六	四七・〇
二九年	二、四六	二〇二・一	三、〇七	一〇、〇一	一、〇六	一、三三	七、一〇	二、四一	九、五	四七・五
三〇年	二、六六	二〇二・四	三、三三	一〇、四六	一、一五	一、四三	七、五九	二、五五	九、八	四八・五
三一年	二、七五	二〇二・八	三、三三	一〇、四六	一、一五	一、四三	七、五九	二、五五	九、八	四八・五
三二年	二、九六	二〇三・一	三、三三	一〇、四六	一、一五	一、四三	七、五九	二、五五	九、八	四八・五

(備考) 食料費比率は支出総額に対する食料費の支出であり、昭和二六、二七年は品目分類、二八年以降は用途分類による。

では、この増加した消費支出の内容はどうかをみると、最も大きなのが住居費で一四・〇%増、次が雑費の九・一%増、光熱費の八・九%増、被服費の八・四%増となり、食料費は五・二%増で比較的小さかった。住居費のうちでは耐久消費財を含む家具什器が前年より二七%増、家賃地代が一〇%増と大幅な上昇を示した。なお支出総額中に占める食料費の割合(エンゲル係数)は、さきにもふれたように三十二年平均の四二・九%から三十二年は四一・九%とさらに低下し、一応消費内容の充実を示しているし、また前述の税率引下げのため、年間所得では六・一%増にもかかわらず、税負担は二九%減と大幅に減り、家計改善に寄与したことも一応認めざるをえないようである。

しかし、このような消費支出の増大も、消費者物価で名目消費支出を除いた消費水準(実質家計費)の動向でみると、次の第五十二表の如く、消費支出の伸びに比べて実質的にはかなり下回ることとなった。即ち総合で三十二年平

均では三十一年の五・四%増にとどまり、三十一年の対前年同期比の七・八%増に比べてかなり上昇の鈍化を示した。この消費水準の動きを費目別にみると、物価騰貴の著しい穀類、光熱等の生活必需費目の消費を確保したためか、これらの実質家計費の対前年比は、前掲の五十一表でみるより遙かに低い増加率となっており、とくに主食の消費水準が前年を下回っていることが注目されるのである。次に、これを従来の戦前(昭和九、十一年)基準で、東京都勤労者世帯の費目別消費水準の動きをみると第五十三表の通り、総合指数で二十九年に戦前水準を回復したが、三十二年平均では一一七・七と大幅に上昇した。これは主として三十二年下半期の大幅な上昇によるもので、上半期では光熱費を除いては、むしろ前年よりかなりの低下を示していたのである。さらに同じ東京都勤労者について、消費構造の変化をみると、第五十四表の通りで、食料費の割合は年々小さくなつてはいるが、なお戦前に比してはかなり

高く、また第五十三表で初めて戦前基準を上回つた住居費と被服費が前年に引続いてその比重を高めていることが目立っている。このうち住居費関係が前年比約一割近くの比重の増大を示しているが、これは家具什器が対前年比二五・五%と最高の伸びを示したからで、その中心は家庭用電

気器具、家具等の耐久消費財であり、その内訳は経済企画庁の「消費需要予測調査」(三十三年二月実施)によると電気釜、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機などが盛んな需要の波にのつており、なお潜在需要のかなり強いことが窺われるのである。

第五十二表 消費水準の比較(全都市勤労者世帯)(三〇年—一〇〇)

(備考) 総府統計局「家計調査」

年月	総合	小計	食料	非主食	被服費	光熱費	住居費	雑費
昭和三〇年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三一年	102.8	102.4	102.6	102.5	113.2	101.1	112.2	107.3
三二年	113.6	102.1	103.7	110.5	113.2	103.3	116.5	116.8
一―六月	105.5	103.2	100.9	103.3	97.5	101.4	109.6	111.5
七―十二月	113.4	113.0	102.3	116.8	116.7	103.4	116.6	111.1

第五十三表 戦前基準費目別消費水準の比較(昭和九―一一年—一〇〇)

年月	総合	小計	食料	非主食	被服費	光熱費	住居費	雑費
昭和二六年平均	六・九	七・三	七・一	七・〇	三六・八	一〇四・六	四四・二	九一・六
二七年	八〇・二	九・三	九・七	九・四	六四・四	一一・五	五四・二	一〇四・三
二八年	九四・〇	一〇・五	一〇・一	一〇・九	八二・五	一一・一	七二・〇	一〇六・二
二九年	一〇〇・〇	一〇・五	一〇・四	一一・六	八二・五	一六・七	七四・一	一〇〇・〇
三〇年	一〇六・五	一一・〇	一〇・三	一一・一	八九・三	一三・〇	七六・一	一〇六・三
三一年	一〇九・四	一一・三	一〇・一	一二・七	九四・四	一七・一	七七・二	一〇三・六
三二年	一一七・七	一二・三	九・七	一三・四	一〇三・八	一七・四	一〇七・七	一〇三・二



(備考) 総理府統計局「家計調査」

一六月	100	119	106	133	105	145	108	191
七二月	117	147	107	141	129	149	146	192

第五十四表

消費構造の変化(東京都勤労者)

年 月	総計	食料費	被服費	光熱費	住居費	雑費
昭和九一一年平均	100.0	33.5	11.1	4.7	18.6	32.1
二六年	100.0	53.3	13.0	4.7	4.8	24.2
二七年	100.0	48.6	14.8	4.9	5.2	26.5
二八年	100.0	43.5	13.4	5.2	5.6	32.3
二九年	100.0	43.5	11.8	4.7	5.8	34.2
三〇年	100.0	42.3	11.7	4.7	6.0	35.3
三一年	100.0	41.3	12.2	4.7	7.3	34.5
三二年	100.0	39.6	12.3	4.5	8.1	35.5
一六月	100.0	41.1	10.5	5.2	7.4	35.8
七二月	100.0	38.3	13.8	3.9	8.8	35.2

(備考) 総理府統計局「家計調査」

以上のように都市勤労者の消費生活は、その消費支出額や消費水準、さらにそれらの費目別内容をみると、かなりの向上を示している。とくに家計費の構成比にみる住居、被服、雑費関係など比較的高級で文化的な消費内容をもつた消費支出の割合の増加は、経済企画庁編の既掲「国民生活白書」(三十二年版)がこれをもつて「消費構造の高級化」と名付け、都市生活者の消費内容の充実を謳っている。

ことの必ずしも空宣伝でないことを実証しているようである。また、「経済白書」も「労働白書」も、ともに強調しているように、可処分所得の増大につれて消費も増大したが、他方前年に対する可処分所得の増分中消費に向けられた割合(限界消費性向)をみると、四月以降は六七%程度に止まり、平均消費性向も三十二年平均で八七・五%と前年の八八・二%を下回り、消費されなかつた部分の割合(

平均貯蓄性向)は一・八%から二・五%に高まつたとし、堅実な消費程度と貯蓄意欲の増高のうちに、都市勤労者家計の改善の事実をみていることも、強ちこれを不当とはいえないようである。しかし、すでに「概括」でもふれたように、都市勤労者の家計を以上のような「平均」においてでなく、これをその内部「階層別」にみた場合の家計状況は、右のような改善された状況を現実のものと考えさせるにはかなりのずれが存在していることを感知せしめるのである。そこで前掲のような世帯収入と世帯支出のそれぞれを組合わせた家計収支状況に少しく立入ってみよう。

(五) 家計収支の状況

家計はいうまでもなく、一つの経済単位として、国家財政や企業経営と同様に、収支の一体的な運営においてはじめてその機能を発揮しうるものである。そこで前掲の収入及び支出の動向を総合的に捉えた家計収支のバランスとしてみると、次の第五十五表の通り、実収入の増加と減税の影響により可処分所得が大幅に伸び、しかも消費の増加はそれより小さかつたために、実収入に対する実支出の差、即ち黒字額は、三十一年の三、二二三円に対し、三十二年は三、七一八円となり、前年より一五%も増え、黒字率は一〇・五%より一一・四%と増加し、家計収支は平均にはかなり改善されたことを示している。

第五十五表

勤労者世帯家計収支(全都市勤労者)

年 月	実収入 (A)		実支出 (B)		対前年同期比 %	黒字率 %
	可処分所得	所得	黒字 (A-B)	黒字率		
昭和二六年平均	16,533	14,691	16,353	19.5	1.8	
二七年	20,833	18,622	19,933	4.0	0.0	
二八年	26,055	24,622	23,677	12.3	5.1	
二九年	26,253	24,933	24,436	12.6	6.6	
三〇年	29,199	25,826	26,733	12.5	8.3	
三一年	30,777	27,436	27,553	12.7	10.5	
三二年	33,644	29,810	29,926	12.8	11.4	

(備考) 総理府統計局「家計調査」



もちろん、右のような三十二年の家計収支バランスの改善は、すでに第四十三表にみたように、主として下半期での実収入の激増（下半期平均の黒字率は一三・六％）によるものであるが同時にまた、黒字の処分状況にみる貯金、保険その他等の貯蓄的部分の増加の著しかったこと（三十二年平均では前年より二四・五％の増加）などにも現われていたのである。尤も、これを「家計調査」における勤労者世帯の所得階層別五分区分によると、家計の改善が著しかったのは主として高所得層であり、低所得層の家計の改善があまりみられなかつたことは、すでに第四十四表でも示したところであつた。しかも、このような収支バランスにおける所得階層間の格差は、賃金状況においてまたよりに、労働別の家計においてもみられ、さらに日雇労働者世帯や被保護労働者世帯の家計状況が前記の「平均」の場合と全く反対の動向を示していることは、ここに詳述するまでもない。

むしろ、ここでの問題は、さきにも触れたように、三十二年の都市勤労者の消費水準は、住居費及び被服費の増高により、はじめて各費目ともすべて戦前基準を上回つたこととなるのであるが、果して国民の生活は、実感として戦前の水準以上に達しているといえるであろうか。政府の発表（経済白書、労働白書並に既掲の国民生活白書を通じて）は、これを数字で確認しているのであるが、自分の現在

の生活と戦前の生活を比べてみると、どうしても戦前の水準に達しているとは思えない、というのが多くの国民の声ではあるまいか。しからばこの機会に、この疑問の所在を究明しておくことも無用ではない。

そこでまず、政府発表の中でこの疑問の対象として一応適当な今次の「国民生活白書」を主として粗上にのせて論じてみると、注目される点に二つある。その第一は、国民の生活水準がすでに戦前水準を上回つてゐることを、統計上の不備欠陥を十分に吟味することなく、もつぱら総理府統計局の「家計調査」を基にして強調していることであり、第二は、国民の生活水準が向上し、生活様式や消費内容が近代化されているにもかかわらず、栄養水準が依然として劣悪である点が指摘されていることである。

第一の生活水準の決め方については、既述のように税制上及び労使関係上種々の問題のあるところであるが、今次の「生活白書」ではこれについて、「エンゲル係数だけの変化で生活水準を論ずることは適当ではなく、生活関係や交通通信、修養、娯楽関係などの割合の変化との関係においてみるべきである。三十一年度にはこれら文化的な内容をもつた消費の割合が増加している。さらに家具品や衣服などの品質の向上と購入量の増加、交通機関や娯楽機関などの内容の充実や利用増加などその構造の大きな変化などを考慮すれば、生活全般の内容についてみた場合、戦前に

くらべて相当の向上といわなければならない」と論じている。果して、このような意味で生活水準の向上が云々されてよいのであろうか。そこで、試みに戦前の勤労者の給与と現在の給与とを比べてみると、昭和九年の学校卒業者の民間会社における初任給は次のようになってゐる（昭和十三年度知識階級就職に関する資料による）。

事務系	技術系	
大学卒	六四・九九	七九・一七
専門学校卒	五六・五五	六四・七一
中学校	三五・〇一	四〇・四二

これに対して、労働省職安局調べによる昭和三十三年度三月新規学校卒業者に対する採用見込賃金（男子）は次のようになつてゐる。

通勤	住込	
大学卒	一一、〇六〇円	九、四〇〇円
高校卒	六、九六〇	四、三四〇
中学卒	四、三七〇	二、三九〇

戦前の事務系の初任給と三十二年度の通勤初任給とを比較してみると、次のような倍率になる。

昭和九年(A)	昭和三十三年(B)	B/A	
大学卒	六四・九九	一一、〇六〇	一七〇
専門学校卒	五六・五五 (高校卒)六、九六〇	一、〇六〇	一一二
中学卒	三五・〇	四、三七〇	一一四

戦前は月収百円以下は所得税がかからなかつたが、現在では独身で約千七百円以上は所得税がかかることを考へれば実質的には、この倍率はもつと低くなる。また小学校教員の給与についてみると、昭和十一年は男女平均六十三円三十六銭であり、現在の給与は一万七千九百七十円であるから、その倍率は二八五倍である。さらに、地方公務員（平均）についてみると次のような倍率になつてゐる。

府	県	市
昭和五年(月俸)(A)	昭和三十年(〃)(B)	B/A
四九・〇〇	一三、九二五円	二八四
七六・六六(五大市)一六、六八八	二一六	

右のような単純な比較からみても、勤労者の所得が戦前に比べて三百倍以下であることは極めてはつきりしている。とくに学校新規卒業者の初任給は、戦前に比べて二倍以下であつて、物価、生計費の騰貴に比べて著しく低いことに驚かざるをえない。

では、物価、生計費の方はどのような変化を示しているか。勤労者の生活に極く身近なもの値段を取上げて戦前と比較してみると、昭和十一年九月から「もり・かけ」一杯平均五銭五厘になつたが、最近では二十五円が値上げされて三十円になつた。その倍率は約五百四十五倍である。内地米は昭和十一年の東京白米小売相場は一升約三十



七銭であつたが、昭和三十二年十月一日から値上げになつた消費者米価は一升百二十一円十三銭であつて、その倍率は約三百三十倍である。理髪は昭和十一年三十銭であつたが、現在の百円床屋はその三百三十三倍である。これらを総合した家計各費目の指数(総理府統計局)をみると次表のようになつてゐる。

昭和三十三年七月家計各費目指数(昭和九、十一年=100)

総合	食料	穀類	その他	被服	光熱	住居	その他
三三・三	三五四・五	三五二・五	三三〇・五	三六六・九	三三六・七	二六六・四	二六四・三

即ち、前掲の指数でさえ、家計各費目の総合指数は戦前の三百倍を上回つてゐる。以上の物価、生計費と給与との比較だけからみても、勤労者の生活水準が戦前水準を上回つてゐるとはいえないようである。そればかりではない。政府が、生活水準が戦前を上回つてゐることを示す指標として使う消費水準統計は、戦後の家計支出をCPI(消費者物価指数)で割つて戦前の家計支出と比較してゐるのであるが、その場合二つのことが問題になる。その一つは高額所得層の家計支出と低額所得層の家計支出とを平均した家計支出をCPIで割つて消費水準を出してゐるので、どうしても低額所得層の消費水準より高い数字が出てくる。これの平均数字をもつて国民の消費水準が戦前水準を超えてゐるといふ説明をするから、実際に戦前水準に達してゐ

ない低額所得層にとつては割り切れなくなるのである。もう一つは家計支出を割る場合の消費物価指数の問題である。政府が消費水準をつくる場合に使う戦前基準の消費者物価を計算する仕方は、昭和九、十一年の三年平均と、昭和二十六年一年平均との間で、東京の物価は何倍に上昇したかを前もつて計算しておく(これを戦前リンク指数と呼んでいる)。別に現在の、たとえば昭和三十年平均の東京の物価は昭和二十六年を100としていくらになつたかを計算して両者をかけ合わせるのである(尤も、総理府統計局の消費者物価指数は従来昭和二十六年を基準として計算されてきたのを、三十三年一月から、基準時を昭和三十年に改訂したが)。この例で昭和三十三年七月の戦前水準のCPIを計算すると、戦前リンク指数は二五五・五、昭和二十六年の基準の昭和三十三年七月の指数は一二二・三であるから255.5×122.3として三一二・五倍と計算されるのである。この数字は東京だけの限られた範囲の計算であるが、これで全国を推定してゐる。さらに問題になるのは消費内容が戦争のために變つてしまつてゐる。戦前はあまり外米をたべなかつたが、現在ではふんだんにたべるようになってゐる。また家賃の倍率が僅か百六十倍に止まつてかなり低いことが物価倍率を大きく引下げている。戦前通りの品物を戦前だけの量で消費したとして計算した物価倍率(ライスパイレース指数)は、昭和二十六年で戦前の三二・五倍、昭和三十

十年で三六六・一倍となり、公表指数より三五%も高いものになつてゐる。このように政府の戦前基準の物価倍率が実際より低く出されてゐるために、これで家計支出を割つた消費水準(従つてこれを以て現わす生活水準)は、どうしても実際より高めに出来るのである。したがつて、もし政府の物価倍率よりも高い実際の物価倍率で家計支出を割つてみるならば、生活水準は戦前水準を超えてゐるとはいえなくなるであらう。また「生活白書」は、消費水準ないし生活水準の分析を行うに当つて、総理府統計局の「家計調査」をもとにしてゐるが、この家計調査を使うに當つては、推計技術上の多くの疑問点があるのであつて、そういう点を国民に明かにした上で使うべきである(推計技術上の疑問点については、有沢広巳編「日本の生活水準」二四―二五頁参照)。そうしないで、生活水準は戦前を超えたと断定してかかることは無責任といふべきであらう。「生活白書」について第二に注目される点は、生活様式が近代化され、消費内容が文化的になつたといつても、栄養水準が次の第五十六表の数字が示すように却つて悪化してゐることである。

第五十六表 国民一人当り栄養水準の変化

熱量(カロリー)	日本人の栄養基準量	昭和三〇年度	三一年度
		二二〇〇	二二五五
内、主食		一四四七	一四二八

動物性蛋白質(グラム)	七三	一〇八	一〇八
内、主食	三一・五	六四・二	六二・二
動物性脂肪(グラム)	二二	一四・四	三〇・九
内、主食	三〇	二二・五	一四・一
動物性	五・一	五・一	五・一
内、主食	五・八	五・八	五・八

(備考) 経済企画庁、「国民生活白書」三三年版二二四―五頁より作成。

即ち、神武景気で生活水準は向上したといわれながら、栄養水準は基準栄養水準以下であり、三十一年度は三十年代より悪くなつてゐる。これを欧米の食生活と比べると熱量は米英の七〇%程度、動物性蛋白質は米国の二〇%、英仏の三〇%台の水準にすぎず、西独、伊に比べても遙かに低く、せいぜいエジプト程度(一人当り国民所得水準もエジプトと同水準)の水準である。これを以てしても、日本国民の生活水準はまだまだ文化的なものでなく、その内容も著しく不均衡であることに気付くのであつて、家計収支は着実に黒字を増してゐるとか、勤労収入のみでも実支出をカバーしてなお相当の余裕を残してゐるとか、エネルギー係数が低落して四〇%に迫りもはや賃金決定の指標としての意味を失いつつあるとか、労働者の賃上攻勢は不当だとか、種々な口実に利用されてゐる政府発表の国民生活関係



の数字の多くが、いわば統計の魔術の産物であつて現実の生活とかなりずれていることを明かに物語っている。日本の勤労者の賃金の一段の増大こそ、まず何よりもその家計の改善の第一要件であらう。そして、このことの一例が、最も回復のおくれている次の「住宅事情の推移」においてみられるであらう。

(内) 住宅事情の推移

前掲世帯支出の動向において、三十二年の消費水準の増高を特徴づけている住居費の著しい伸びの大きさが、もっぱら家具什器の大幅な上昇によるものであつたのに対して、同じ部類に属する筈の住宅の建設が、戦後の回復状況において最もおくれた存在となつてきていることは、まことに奇妙なことといわねばならない。住宅のない生活文化など、およそ根なし草のような言葉の矛盾と観ぜられるからである。

たしかに、戦後の都市生活は、前述のように戦前の六割以下という低い消費水準から出発して二十九年には全体として一応戦前水準にまで回復したといわれているのであるが、「住」の生活はいままお戦前水準に達せず、種々の問題を提起している。七月十一日(三十三年)建設省が発表した「国土建設の現況」(「建設白書」)によれば、戦後、民間自力によるものをも合わせて約五百二十四万戸の

住宅が建設されたが、それでも三十年八月現在で約二百七十万戸が不足し、三十三年四月現在でなお二百八万戸が不足するものと推定されている。また居住水準でも、戦前(昭和十六年)は人口二十万以上の都市では一人当り三・八畳であつたのが二十三年には三・二畳となり、三十年でまだ三・五畳に止まつている。また住宅不足の要因別割合は、非住宅居住五・二%、同居二四・八%、狭少過密居住(居住部分が九畳未満で一人当り二・五畳未満のもの)二八・四%、修理不能の老朽危険住宅居住四一・六%となつており、住宅難の急迫性がいかに大であるかは、想像以上というほかない。尤も、住宅難といつても地域的にかんがりの格差があるわけで、住宅難世帯の地域別分布は市部約六〇%、郡部約四〇%となつてはいるが、なかんずく人口集中の著しい大都市を中心としたものであることは明かでありまたこれを職業別でみると賃金生活者の五四%、個人事業主の三一%、その他一五%となつていて、四、五千円とい家賃を支払うだけの能力のない低賃金労働者のほとんどがこれに含まれているとみてよい。しかし家賃の安い公営住宅の予算はほとんど増加をみず、最近公団住宅新設との関連もあつて、むしろ減少しており、災害を除いた一般公営住宅についてみれば、二十八年約五万戸、二十九年約四万九千戸、三十年約五万戸、三十一年約四万六千戸という状況に止まつている。尙建設省住宅局調べによる

住宅新設戸数の推移は次の第五十七表の如くである。

この表によると、三十二年の建設戸数は三十一年度と比べると、その増勢の鈍化は明かである。即ち、三十二年度は約四十七万戸(新築及び増築)であり、前年に比し五・九%の増加であり、前年の一〇・九%増に比べると著しい鈍化であるが、これは公営、公庫、公団等の政府資金関係の新築住宅が十七万戸と前年比一六%の増加を示したのに対し、民間自力建設関係が二十五万七千戸で前年よりも二・四%と減少を示したことが影響したものとみられている。住宅の所有関係が戦前(昭和十六年)は借家率七五・九%であつたのに、三十年は二八・七%で戦前と戦後で持家と借家の比率が逆転しているのであるが、右の民間自力の新設住宅は、これを利用関係別にみると約七割を占める

第五十七表 住宅新設戸数の推移

年度	民間自力建設住宅		政府施策住宅				合計
	新築	増築	公営住宅	公庫住宅	公団住宅	厚生年金住宅	
二六年度	(七三・〇)	(七三・〇)	(六八・八)	(八〇・六)	(八〇・六)	(八〇・六)	(二七三・〇)
二七年度	(一七・六)	(一〇・七)	(一九・三)	(八〇・九)	(八〇・九)	(八〇・九)	(二七三・〇)
二八年度	(一〇・〇)	(一〇・六)	(一六・四)	(二四・六)	(二四・六)	(二四・六)	(二七三・〇)
二九年度	(九・七)	(九・三)	(一〇・二)	(二四・九)	(二四・九)	(二四・九)	(二七三・〇)
合計	(七三・〇)	(七三・〇)	(六八・八)	(八〇・六)	(八〇・六)	(八〇・六)	(二七三・〇)

持家が、四月をピークにして漸減傾向をたどつてののに対して、約二割を占める貸家が横ばいないし微増傾向を示しているのが注目される。なお民間自力建設関係が着工減退をみたことの理由としては、戦後十二年の歳月を経て、自力で家を建設しうる資力をもつ者は、一応家を建ててしまつたという事情を反映しているとみられ、或は公団住宅等の四、五千円の家賃に耐えうる中所得層での住宅難が、漸次緩和されてきたことを示すものともみられているが、いずれにせよ、三十年度以降にみる公庫、公団等の政府施策住宅の増大傾向と、多かれ少かれ関連あることは推測に難くない。しかしこのような比較的高い家賃を支払えない低所得者層においては、依然として住宅難は深刻である。







ために貿易の振興が必要だ」、「社会保障制度を充実してほしい」といったものが大多数で、とくに政府に対しては、物価の引下げ、減税、三悪追放の実現を要望している。なお、この調査は全国二百三十九都市、二百九十一町村における六百八十二地点から二十才以上の男女二万名をランダムに選んで行われたものである。調査の概要は次の通りである。

- (1)現在の生活状態に対する判断 一般国民が自己の生活状態を過去の状態と比べてどのように考えているのかをみると、「数年前と同じようなものだ」というのが四〇%で最も多く、「楽になった」(二七%)および「苦しくなった」(二九%)という者はほぼ匹敵している。戦前に比べた場合は「戦前の方がよかつた」という者が四六%で、「今の方がよい」という者(一九%)よりはるかに多い。
- (2)生活の不満の有無、程度、内容 現在の生活に不満があるという者は三七%で、他は不満はないと答えているが、不満のある者のうち「住」が二九%、「衣」が二二%、「食」が一七%となつてゐる。この傾向は二十九年、三十年の調査と比較してみると、食に対する不満が漸次減少しているのに対し、住に対する不満が増加を示しているのが注目される。
- (3)個人生活の向上に関する社会的認識と要望 個人生活の向上のために社会に対してどのような要望をもつてゐるか

をみると、それぞれの階層に基いて各種の要望が述べられているが、国民全体として最も多いのは「物価の引下げ」(五四%)と「減税」(五〇%)であり、とくに物価の引下げは消費者階級(管理職、事務職、労務職のいずれにおいても六〇%以上)に、減税は商工業経営者と管理職に多くみられる(いずれも約六〇%)

- (4)日本経済の現状に対する判断と国民生活向上のための対策 今の日本の経済状態を戦前に比べた場合「まだ戦前並みに戻つていない」というものが四四%で、「戦前並みに戻つた」という者は三〇%である。次に国民生活向上のための対策について貿易振興、国土開発、生産性の向上、耐乏生活の中でまずどれが必要だと思ふか、という質問に対しては「貿易振興」をあげた者が三九%で最も多く、他の三者はいずれも二五%前後であつた。
- (5)生活不安 全体のうち「不安がある」と答えたものは三%であるが、その内容としては高物価、低収入等経済的基盤の不安定を述べる者が最も多い。
- (6)社会保障制度 病氣、失業に対しては社会保障の加入者は五四%、非加入者で「個人的用意がある」という者は七%、残り三九%は何の対応策ももつていない。これに対し老後の場合は社会保険加入者は二〇%に止まり、何の用意もない者が七三%を数えている。日本における社会保障制度をもつと充実すべきかどうかという質問に対しては、大

多数(八〇%)が「充実すべきだ」と答えており、とくに力を入れてほしいと思ふ点としては「医療保障」をあげる者が三八%、以下養老年金三二%、生活保護三二%、失業保険二七%となつてゐる。

きくなつてゐる。(3)については、実支出以外の支出(貯金とか借金返済など)が三十三年上半期は平均七千九百十四円で、前年より一三・六%も増加して貯金の伸びを示しているが、一方貯金引当(実収入以外の収入)の方も多く前年より一二・五%もふえ、貯金から貯金引当分を差引いた貯金純増も一―三月は前年より七〇・二%も多かつたのに、四―六月は逆に一二・五%減と減つており、これを通算した上半期全体では八・七%増となつてゐるもの、最近貯金の引出しが急増していることを物語つてゐる。(4)については、上期の消費支出総額は前年同期に比べ六%増であつたが、内訳をみると電気ガス代が一四%増となつていて、一面からみれば家庭電化が進んで楽になつたようでもあるが、それだけ支出増となつて窮屈になつたともいえる。(5)については、前年の減税による可処分所得の増加で支出もそれだけふえたが、三十三年になると、上期は全体として大体同じ傾向を辿つたものの、四―六月平均では前年より黒字額が二・七%減となり、収支尻の変化の兆をみせてゐる。

以上のような調査結果は、まことに不十分なものであるとはいへ、或る程度国民の生活に対する関心の方向を汲みとる上に一応の参考となるものであるが、さて、最近の「家計調査」からみた実情はどうなつてゐるかを窺うに、おうまかにいつて、(1)定期収入鈍化の兆、(2)伸びない低所得層の収入、(3)貯金の引出し急増、(4)電化で電気代増加(5)収支じり悪化、などが挙げられ、三十三年下期には上期とかなり違つた数字が出てくる予測が顯示されてゐるようである。まず(1)については、世帯主の定期収入の伸びは三十三年三月で大体一巡し、増加の速度はやや衰え、上半期(一―六月)の月平均実収入額は三万八百八十九円で、前年同期に比べ五・九%の増加に止まつた。夏季のボーナスも前年のその増加額より下回つてゐる。(2)については経済白書でも指摘しているように階層別の所得の開きが一層大

こうみてみると、三十三年上半期に関する限り、不況のシワはまた家計にひどく現われているとはいえないが、下半期にかけて、漸次悪化の兆候が見えはじめたといふことである。とくに、消費支出の中の食料費の割合を示したエンゲル係数は全体としては四〇位の低さであるが、低所



146 本 日  
得層は五〇以上、中以上所得層は三〇以下で、この開きは少しも縮まつていない。家計は下に苦しく、上に楽だといふ状態がいよいよ顕然となつてくるにつれ、社会保障制度の充実や最低賃金制の実施への要望がこの下半期の情勢を画期として、いよいよ決定的な動きを示すものと思われる。

## 五 労働条件

### (一) 概 括

労働条件という意味を広く解すると、前掲の賃金を初めとして、労働時間、労働日数、労働強度並びに種々の労働環境（労働の危険度、作業環境の衛生状態）、さらに職場のヒューマン・リレーションズなどの諸条件を含むのであるが、賃金についてはとくに雇用・失業や家計等の諸部門との関連で労働経済の中心部門として取扱つたので、ここでは生産の現場における労働経済的条件として、とくに重要な労働時間と労働災害の二部面に焦点をしぼつて分析を進めることにする。

まず労働時間は、前掲の賃金とともに基本的な労働条件といわれているが、それは、賃金が雇用契約において労働者がその提供する労働力に対する反対給付として受けとる

報酬であるのに対し、その場合の提供する労働の量が労働時間によつて量られ、労働者が何時間働いて幾何の賃金を得るかということがその生活のすべてを規定するといえるからである。ところで、実際にはしばしば変動する労働時間の基準となるものが所定労働時間である。したがつて所定労働時間が労働者の生活基準の一つの要素をなすものであり、その長短に特別の関心が払われるということになる。しかし労働者が実際に働く労働時間、即ち実労働時間は、早出又は残業を行い、休日労働をした結果としての労働時間であつて、所定労働時間はその範囲内に含まれ、他はすべて所定外労働時間で、この後者の変動ないし長短によつて著しく賃金所得の増減が惹起されるばかりでなく、労働強度や労働災害の問題とも密接な関連をもつことになる。いま、「毎勤」統計によつて、調査産業総数の労働時間の一般的動向をみると、次の第五十八表の通り、二十九年下期から三十年上期にかけてのデフレ不況期を除くと、

第五十八表 労働時間の推移（月間平均、調査産業総数）

年	時間	時間	時間
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
二六年平均	一九・三	一七・九	一七・四
二七年	一九・三	一七・三	一七・三
二八年	一九・四	一七・五	一七・九
二九年	一九・六	一七・五	一七・一

三〇年	一九・六	一七・四	一七・五
三一年	一九・三	一八・一	一九・二
三二年	一九・三	一七・四	一九・九

（備考）労働省、毎月勤労統計、建設業を除く。

総実労働時間で漸増傾向がみとめられ、そのうち所定内労働時間ではほぼ一貫した漸増傾向がみとめられるが、所定外労働時間では増減の起伏が甚だしい。所定内労働時間が漸増傾向にあるのは、就業規則等で労働日数を増加させて所定内労働時間を増加させた企業もあるが、大体、遅刻、早退の減少が統計にあらわれた所定内労働時間を増加させたと考えられている。また三十二年に入つて所定内労働時間が減少したのは出勤日数（暦日による休日の増加等）の減少によるものといわれている。次に所定外労働時間では、年により増減がみとめられ、二十六年の好況が一応過ぎた二十七年、不況の二十九年、三十年にはそれぞれ所定外労働時間が短くなり、比較的産業活動の活発な二六、二八、三〇、三二などの諸年には長くなつていた。三十二年の上表にみる所定外労働時間は約二十時間で、出勤日数で除した一日当りの所定外労働時間は約五〇分となつて相違しているが、労働時間は後述のように産業によつて相違しているが、所定内労働時間の長いのは製造業、卸売小売業で、短いのは金融及び保険業であり、所定外労働時間の長いのは鉱業、製造業で、短いのは卸売小売業、金

融及び保険業である。したがつて実質的に製造業は長く、金融保険業は短いということになる。しかし同じ製造業でも、産業中分類別にみると、賃金の変動でみた格差が、そのまま労働時間の格差に示されており、むしろ前者が後者の変動によつて影響されていることを物語っているが、規模別の格差をみると必ずしもそうでなく、小規模では労働時間の割合に賃金が低いという実態が示されている。それらは、労働時間が、単に所定内外別の区分だけでなく、交替の有無及びその実施状況や、年次有給休暇制やそれに準じて附与される特別休暇制の実施状況などによつて、著しく複雑な実態をもつており、さらに最近、技術革新に伴う「時間短縮」問題をめぐつて所定外労働時間の取扱いについての労組側の要求など、多くの問題の伏在していることを示唆している。

次に労働災害についての一般的動向を概括すると、労働の危険度をあらわす諸指標の推移を、調査産業総数についてみると次の第五十九表の如くで、三十二年は労働災害の

第五十九表 労働災害の諸指標（調査産業総数）

年	千人率	度数率	強度率
二七年	六・三	三・三	三・三
二八年	六・七	三・六	三・九
二九年	六・三	三・三	三・五
三〇年	六・六	三・四	三・九



三一年 六・九  
三二年 六・四  
三三年 三・三  
三四年 二・七

千人率に労働省「災害月報」。  
度数率及び強度率は労働省「毎月労働災害統計」。  
千人率＝ $\frac{\text{調査産業} + \text{製造業} + \text{調査産業}}{\text{調査産業} + \text{製造業} + \text{調査産業}} \times 1,000$   
度数率＝ $\frac{\text{調査産業} + \text{製造業} + \text{調査産業}}{\text{調査産業} + \text{製造業} + \text{調査産業}} \times 1,000,000$   
強度率＝ $\frac{\text{調査産業} + \text{製造業} + \text{調査産業}}{\text{調査産業} + \text{製造業} + \text{調査産業}} \times 1,000$

千人率、強度率では保合ないしは微増であるが、度数率は減少を示している。また二十七年以降をみると、千人率を除きいずれも労働災害面での改善があらわなことを示しており、設備の改善や産業安全思想の普及を物語っているようであるが、その内容に立ち入ってみると必ずしもそうではないようで、たとえば労働省調査による三十二年一カ年間における死亡、休業八日以上死傷災害発生件数(鉱業を含む)は約三十七万五千件、対前年比約三万件(八・七%)の増加をみ、三十年に引続きほぼ同程度の増加傾向を示している。これを災害率(千人率)でみると建設業及び鉱業に増加が著しく、とくに中山炭鉱における災害の増加が、当面の重要な社会問題の一つとして世論の関心を惹くに至っていることは、労働者一〇〇人以下の小規模事業所一般におけるなお依然たる安全設備の低劣さを物語るものといえ、同時にこれまでのこの方面における労働行政の何らかの欠陥を意味するものではないかと考えられる。

のである。

(二) 労働時間の動向

上述の概括にみる如く、三十二年の労働時間は前年に比べて産業総数(「毎勤」による三〇人以上の事業所)で〇・五%、所定内時間で一%程度の減少をみせているが、これを上下両半期に分け、さらに製造業を加えて二十九年以降のそれぞれの対前年同期増減率をみると、次の第六十表の如くで、三十年下半期以降の一貫した漸増傾向が三十二年に入ると反転を示し、とくに三十年までは景気変動とほとんど関係なく概ね延長傾向をたどっていた所定内労働時間(鉱業だけ例外)が、三十二年上半期に調査産業総数、製造業とも一・四%減となったことが注目され、前述の三十二年における総実労働時間の減少は、主としてこの上半期の所定内労働時間の減少によるものであるといえる。

これが原因としては、前述のように、三十一年における出勤日数が三十二年に比べ上半期だけで二日ほど多かつた(潤う年と日曜、祭日の重複など)ことがあげられているが、そのほかに注目すべきこととして、三十二年十一月一日現在で労働省雇用調査課で実施した「労働時間制度調査」(労働統計調査月報、一九五八年七月号所載)によると、調査対象製造業六産業の一、二二九事業所のうち、過去一カ年に所定労働時間の延長或いは短縮を行った事業所

第六十表 労働時間の対前年同期増減率(%)

年・期	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数		出勤日数	
	調査産業 業総数	製造業	調査産業 業総数	製造業	調査産業 業総数	製造業	調査産業 業総数	製造業
二九年上半期	〇・四	〇・九	—	〇・九	—	—	—	—
下半期	△一・二	△一・七	—	〇・三	—	—	—	—
三〇年上半期	△〇・六	△〇・九	〇・三	〇・三	九・四	△一・四	〇	△〇・四
下半期	一・三	一・六	〇・六	〇・二	△九・九	△一・四	〇	△〇・四
三一年上半期	二・四	三・三	一・四	一・三	一四・三	一七・三	一・三	〇・四
下半期	一・八	二・五	〇・五	一・三	一五・七	一八・九	一・三	〇・八
三二年上半期	△一・四	△〇・一	△一・四	〇・八	一・四	一〇・七	△一・三	△一・三
下半期	△〇・六	△一・四	△〇・六	△〇・八	△三・〇	△六・四	△〇・四	△〇・八

(備考) 労働省「毎月労働統計」

数で短縮事業所数が延長事業所数の五倍近く、とくに最も多い紡織業では二七事業所が十五分の短縮を行っているのは、機械化の進展に応じたものというよりは、不況のため短縮に原因するものと考えられるとすれば、必ずしも望まじき事態とはいえないということになる。

次に、年間平均としては三十二年に独り増勢を示した所定外労働時間も、上下の両半期別みると、かなり極端なコントラストを示している。即ち製造業についてみると、二十八年来増加を続けたものが、デフレ政策下の二十九年から三十年上半期にかけてかなりの減少を続け、三十年下半期以降は数量景気などで大幅な増勢に転じ、三十二年下

半期には景気後退を反映して再び減少を示しており、所定外労働時間の景気感応的な性格が顕示されている。なお、三十二年における労働時間の動きを月別にみると、総実労働時間は製造業で六月、調査産業総数で八月に、また所定外労働時間はともに九月に、従来の増加傾向から減少に反転しており、とくに製造業における所定外労働時間は、その後逐月減少の度を強め、十一月一三・六%、十二月一三・七%というかなり大きい対前年同月比減少率をみせており、三十三年に入っても同様である。

そこで製造業における所定外労働時間数の動きを産業中分類別にみると、次の第六十一表の通り、三十二年の上



期には、印刷出版を除くすべての産業で増加し、平均一〇・七%増を示したものが、下半期には、煙草、石油及び石炭製品、衣服及び身廻品、紡織業を除くいずれの産業も減少し、平均六・四%減となつてゐる。上下両半期を比較して、伸縮の幅がとくに大きいのは、皮革及び皮革製品、ゴム製品、電機、機械、第一次金属、化学であり、また下半期での縮少傾向が著しいゴム製品、皮革及び皮革製品、精機、電機、機械、金属製品、家具及び装備品などの諸産業は、いずれも三十一年には大幅な増加をみせた産業であつたことが注目されるのである。なお所定外労働時間が前年同月を下回りはじめた月は、諸産業によつて異なり、精機の六月が最初であつた。

第六十一表 製造業中分類別所定外労働時間数の対前年同期増減率(%)

製造業計	三二年平均		三二年	
	年平均	上半期	下半期	増減率(%)
食品	一〇・六	一〇・七	一〇・四	一・三
煙草	一三・〇	一三・六	一三・二	一・二
紡織	一三・三	一三・七	一三・〇	一・三
衣類	一〇・七	一〇・〇	一〇・一	一・一
木材	一三・九	一三・〇	一三・三	一・四
家具	一三・九	一三・五	一三・三	一・三
紙	一三・〇	一三・六	一三・八	一・四

印刷出版	一六・三	一・二	一〇・六	一・四
化学	一六・二	± 〇	一〇・三	一・八
石油石炭	一三・二	一〇・五	一五・八	一五・八
ゴム	一七・八	一・〇	一七・九	一六・六
皮革	一四・二	一・三	一三・三	一六・一
ガラス土石	一八・三	一・二	一〇・一	一五・二
第一次金属	一六・四	一・六	一三・一	一八・九
金属製品	一九・一	一・六	一八・五	一九・七
機械	一四・八	± 〇	一三・〇	一〇・七
電気機器	一四・三	± 〇	一三・〇	一三・五
輸送用機器	一三・〇	一〇・八	一三・七	一九・〇
精密機器	一三・六	一・六	一五・四	一四・八
その他	一九・五	一・八	一七・九	一五・〇

(備考)労働省「毎月勤労統計」。

次に、労働時間の規模別格差については、「毎勤」統計により製造業の総実労働時間数(一人平均月間)の規模別推移を、五〇〇人以上の大規模事業所を一〇〇とした比率でみると、次の第六十二表の如くで、小規模事業所は大規模事業所に対し、二十七年以降毎年一〇六ないし一〇七程度の開きを示し、三十二年についてみると、中規模と小規模との格差は僅かながら縮少している。なお、五と二九人の零細規模の事業所での総実労働時間数が、それ以上の規模に対して、どれほどの格差を示しているかを、「毎勤」の乙調査によつてみると、三十二年下半期において、五〇

〇人以上の大規模事業所を一〇〇として、一〇〇と四九九人の中規模が一〇四・一、三〇と九九人の小規模が一〇七・七であるのに対し、五と二九人規模では一〇八・九と僅かながら格差の拡大をみせている。

第六十二表 製造業事業所規模別総実労働時間数の格差(規模五〇〇人以上一〇〇)

年	一〇〇—四九九人	三〇—九九人
昭和二十七年平均	一〇三・六	一〇五・九
二八年	一〇四・一	一〇六・〇
二九年	一〇四・一	一〇六・三
三〇年	一〇四・六	一〇七・七
三一年	一〇三・四	一〇七・二
三二年	一〇三・五	一〇六・七

(備考)労働省「毎月勤労統計」

(三) 労働災害の動向

さきの「概括」での第五十九表でみたように、労働災害発生の頻度や重篤度をあらわす千人率や度数率や強度率についてみると、二十七年以降減少の一途をたどつていかに見える労働災害が、その実数についてみると聊かも減少

せず、最近の労働省の集計によれば、二十七年の死傷者件数に比較して、三十二年には三〇%の増加となり、死亡者五、六一二人、重傷者(休業八日以上)三九八、一九〇人に達し、軽傷者を含めると七〇万人を超えるに至つていゝ。これを産業別にみると、次の第六十三表の如く、三十二年に比較して死亡者において貨物取扱業、「其の他」が減少を示しているほか、死亡件数においても、休業八日以上、重傷者数においても、各産業とも増加し、とくに製造工業と建設業では大幅な増加をみせている。これはどうしたことであろうか。由来、労働災害件数の多寡は、ごく大きな傾向として産業活動の繁閑を反映するものとみられているが、しかし前掲のように、労働者一〇〇人以上の事業所を対象にした「毎月労働災害月報」等の統計資料にあらわれた総体的な千人率、度数率、強度率をみると、ほぼ前年と保合の状態であり、二十七年に比べるといづれも大きく好転しているのである。だとすれば、右の統計にあらわれない一〇〇人未満の中小規模事業所の労働災害こそが問題であり、これが実態の把握と原因の究明に今後の産業安全推進の方向が示されているものといえよう。

第六十三表

年	産業別死傷災害件数(休業八日以上)		建設業		運輸業		貨物取扱業		農林業		その他	
	全産業	製造工業	鉱業	建設業	運輸業	貨物取扱業	農林業	その他	全産業	製造工業	鉱業	建設業
昭和三十一年	三六、三三三	一三、一五二	四、四七七	一、七九二	一、六一七	一、六一七	三、五七四	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五
昭和三十一年	三五、三三八	一三、一八八	四、四七七	一、七九二	一、六一七	一、六一七	三、五七四	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五



昭和三十三年	三九、一〇	一四、三九	五、六六	二、九六	三、五八	五、一三	三、七三	三、六七
三十二年の対	(五、六二)	(一、三三)	(九、七)	(九、〇)	(三、三)	(三、七)	(四、一)	(四、八)
前年増加	三、九七	一〇、一六	五、六一	一〇、〇五	二、七九	一、七四	一、四六	九、三

次に、一時に多数の死傷者を発生する重大災害(統計上、一時に三名以上の死傷者の伴った災害を意味する)は、三十二年においてその件数は二三七件に達し、これによる死傷者数は一、三二二名(内死亡者三八一名)に上っている。これを前年に比較すると件数において二三件(一〇%)増えているが、死傷者数は一五一名(内死亡者一三二名)減少している。死亡者の減少は応急措置の改善によるものとしても、件数が逐年増加の傾向を示しており、二十九年の一五〇件に比べ実に五八%の増加である。これを産業別にみると、建設業において一一七件で約半数を占め、製造工業が六一件でこれに次ぎ、他の産業はいずれも一〇件内外となつてゐる。またこれを原因別に分けてみると、自動車等の車輛事故が五六件で最も多く、爆発事故が五二件でこれに次ぎ、崩壊、倒壊の順となつてゐる。特に崩壊関係では落盤事故は、三十一年の六件に対し、三十二年には一六件と大幅に増加したことが目立つてゐる。さらに重大災害の内容をみると、車輛事故の大部分はオート三輪車の崖下転落によるものであり、落盤事故はほとんど水力発電所建設事業によつて占められてゐる。

いま、これらわが国の産業災害が先進国と比較して、いかなる位置を占めるかをみるに、米国のナショナル・セイフティ・カウンシル(安全協議会)の会員事業場とわが国の同じ業種の度数率及び強度率とを比較すると、全産業において日本は、米国に比し度数率は三・五倍、強度率は二・六倍に達しており、産業安全の面でもその後進性がうかがわれるわけである。わが国の三十二年の度数率及び強度率は、およそ米国の昭和五年における災害率に相当しており、米国に比し、約三十年のおくれがあるものといえる。

なお、労働省が二十七年以降実施している高率災害事業所の特別安全管理指導の三十一年度及び三十二年度上半期における結果成績をみると、次の第六十四表の如く、三十二年は前年度に比べ、度数率二五・四%、強度率四二・八%とそれぞれ大幅に減少し、いずれも上半期について限りでは指導目標の三割前後を占める実績を収めており、また労働者の無災害記録証は、二十七年十一月開始以来三十二年二月末日で通算四、五〇〇事業所に授与されてゐる。最後に、労働基準法制定以後、産業災害防止のための安全管理の一翼として、労働省が各事業所に対し実施せし

第六十四表

三十二年度上半期高率災害事業所特別安全管理指導結果成績

延労働時間数	死傷件数		計	度数率	損失日数	強度率	延休業日数
	死亡	休業災害					
三十一年度	七四、三六九	三三	七四、四〇二	三、三	二、六二	三、三	六、九四
(四月—三十二年三月)	三九、七五〇	三	三九、七五三	三、〇	一、九七	三、〇	三、九四
三十二年四—一〇月	三九、七五〇	三	三九、七五三	三、〇	一、九七	三、〇	三、九四
増減率(対三十一年度)							

められている定期健康診断その他労働衛生の状況については、労働省調査による定期診断結果報告の三十一年度下半期(七—十二月)の状況をみると、受診者総数三六万五千二百人、疾病総数四万三千五百人で、このうち呼吸器系の結核罹病者は一二万六千人あり、罹病率は二・八%となつてゐる。さらにこのうち休業を要する患者は約一割強の一万三千人で、新しい患者の発見率は約二・八%で上期の三・一%以下となつてゐる。なお業務上の疾病は約六千人である。また「けい肺対策」としてけい肺等特別保護法が施行されてから満二年を経過したが、現在は二、三の県を残して殆んど全府県においてけい肺健康診断が実施されてゐる。

(四) 増える中小企業の労働災害

(むすび)

上述のように三十二年の労働災害による死傷者数は三九万八千人で、前年より三万四千人もふえてゐる。これを年間の就労時間三千時間(一日約九時間労働として)で計算

すると一分間に二人以上の労働者が死傷してゐるといふ恐ろしい結果が出てくる。ところで、災害の内容を二十七年の規模計三一・七を基準にした大企業と中小企業の傾向比較をみると、一〇〇人以上の企業の災害率が二〇・〇と減少してゐるのに反し、一〇〇人未満の企業の災害率は二十八年三六・七、二十九年四〇・九、三十年四一・七、三十二年四四・七、三十二年には四九・二と毎年増加の一途をたどつてゐるのである。

中小企業が全国事業所の九〇%以上に及ぶ製造工業の災害は、他の業種に比べて毎年最も多く、三十二年の死傷者数は総数三九万八千人に対し、一四万三千人で、前年より一人余の増加で、うち死亡者は一千一七五人で、前年より約百人ふえてゐる。ところで事故の原因を各地の労働基準局に届出されたものからみると、①修理工場では作業中床に流れていた油で足元が滑つた、②十六才の少年が大ハンマーを使わせたが、ハンマーの柄がワキ下に当つて肋骨を折つた、③回転中の動力ベルトを手ではずそうとして巻込



での事故である。本添田の事故の原因は、採炭現場から七十メートル上方にあつた古洞(フルト)の水が、一度にどつと現場に流れ込んだためとされているが、この古洞の水と一体何であろうか。戦時中に政府の出炭強行命令で乱掘したために、炭田の中は全くハチの巣のように穴だらけになつた、その穴が古洞で、水がしばしばたまっており、知らずに掘り進むと水が壁を破つて一度に流れ込み、作業現場を水びたしにする。この危険な古洞の存在を明かにする図面の整備は、経営者の当然の義務といえるが、今日の中小炭鉱の現状ではそれが整備されていない。なぜなら、中小炭鉱では経営者の交代、鉱区の分割合併、譲渡などが盛んに行われているために、散在する古洞を掌握することが出来ない。古洞が多いと譲渡の価格が安くなるから、知らぬ顔をして売渡す者もあるという。したがつて鉱山保安規則により作業員が施業案(実施計画)の通りに安全作業をしたとしても、不明の古洞にぶつかつて事故を起す可能性は極めて多くなつていっているわけである。

右のような中小炭鉱での災害発生原因は、その形態は種々であり、本質的には、他産業での中小企業にも通ずるところであると考えられる。大企業の圧力によつて、利潤の少いしわよせを、労働力保護に対する不本意な抹殺に求めざるをえない中小企業の立場を、したがつてまた労働者の作業条件を、どのように改善すべきかは、ひとえに政治の智慧に係わるというべきであらうか。(なお「労働時間短縮」問題については、後掲の「労働運動」の項参照)

まれた、④ジャケットの袖を旋盤にはさんだ、など実に単純なものも多く、またこのような事故の原因が町工場といわれる中小企業では日常の作業上とくに危険を感じないで行われている場合が多いとすれば、安全に関する心がけだけでも、かなり防止できるものであることを物語っている。

しかし一方、労働基準局の意見によると、災害の起きた工場は、機械設備そのものが整備されていないところが多く、また中小企業の経営者は災害が起きた場合、つねに本人の不注意として片付けがらで、無責任な考えをもつている経営者が多い、ということである。労働省は、これまでに百五十人以上の事業所及び百馬力以上の動力を使用する事業所には労働基準法にもとづく「安全管理者」をおくことにして災害防止をはかつてきたが、しかし事故の発生は百五十人以下の中小企業に多くなつてきているので、従来の高率災害事業所に対する特別指導を強化する一方、三十三年から新しく「安全推進員制度」を実施することになつたが、果してそれで中小企業での災害防止がどの程度に可能であるか、右の労働基準局の意見では問題の核心にふれていゝとは思えないのである。

さらに、三十三年に入つての問題は、中小炭鉱での労働災害がとみに増加したことであらう。最近の例として、六月二十七日福岡県本添田炭鉱の出水事故で二十二人が七十一時間後に助けられ、同二十八日には愛知県小泉炭業所で

落盤のため三人が七昼夜も生埋めになつたが助かつた。続発する炭鉱事故に対し、高崎通産相は閣議で「五、六月の二カ月間だけで五十人が死んだ。通産省は今後嚴重に炭鉱を監督し、危険なヤマには操業停止命令を出す」と言明した。しかし問題は法律による取締りだけでなく、炭鉱合理化の推進が先決だという声が多いのである。もともと、地下資源を掘り出す鉱山の仕事は絶えずゆう水、ガス、地熱、地圧などの危険にさらされている。しかも作業する場所は年々深く入り、現在切羽(採炭現場)の全国平均は三百二十メートル、最深は千メートルに近いものが数鉱山ある。このため作業の危険性はふえる一方で、ことに石炭鉱山は炭層の上下盤がぜい弱なのに加えて可燃性ガスや坑内ゆう水が多く、採炭のための坑道維持に想像以上の力がさかれている状態である。通産省の調べによると、本添田炭鉱の事故は三十三年に入つて十六件目の事故で、もし作業員二十五人が全部死亡したとすれば、戦後七番目の重大災害になるところだつたという。これまでの最大の事故は二十三年六月十八日福岡県勝田炭鉱のガス爆発で死者六十二人、次いで三十年十一月の北海道茂尻炭鉱(ガス爆発)の死者六十人、二十九年八月の北海道大平炭鉱(ガス爆発)の死者三十九人、二十九年二月の天草志岐炭鉱(坑内出水)の死者三十六人、二十五年十月の山口県若冲炭鉱(坑内出水)の死者三十二人、三十三年五月七日の長崎県江口炭鉱(坑内出水)の死者二十九人の順となつていゝが、これらのすべてが中小炭鉱



ASAHI  
LAGER BEER  
ASAHI BREWERY CO.  
DAI NIPPON BREWERY CO. LTD.  
ASAHI BEER

世界最高の品質  
アサヒゴールド

朝日麦酒株式会社



## 第二篇 労働行政

## 一 一般労働行政

## (一) 労働行政概観

この数年来、労働行政の国内政治における比重は、とみに高まつてきたようである。それは、いうまでもなく、最近におけるわが国の労働事情が、労働経済の面においても、また労働運動の面においても、いよいよ解決し難い混乱した多くの問題を山積するに至つたことに照応するものであるが、それはまた同時に、これまでの、この部面における政治の貧しさを物語るものでもあつた。近代法治国家においては、立法、司法および行政が、それぞれ別の国家机关によつて担われて、相互にチェック・アンド・バランスの作用をするところに、民主政治の本領があるといわれている。然るに、我が国では戦後においても、この民主政治の本領は、何ほどとも実質的に貫かれておらず、政府の行政即政治という方向で、政府の恣意的な解釈が立法と司法

の面にまで、当然の権利であるかの如く、その影響を与えてきた。労働面における政府の行政の方向は、まさにその典型的なものといつてよい。

いうまでもなく労働行政は、一方において雇用・失業や賃金その他の労働条件の改善を目的とする労働経済行政として、また他方において「健全な労使慣行」の育成を目指す労働運動行政として、いずれも労働法規の条項に照らし、いわゆる労働問題の処理に万全を期すべきことを要請されているのであるが、昭和三十三年の初頭にはじまる岸内閣の労働行政は、果してどのような動きを示してきたであろうか。もちろん、第一次岸内閣のいわゆる「石田労働」は、三十三年六月以降、第二次岸内閣の「倉石労働」に引きつがれて現在に至つては、同じ自民党の岸内閣である以上、それほど根本的に変化してきている筈はないのであるが、その間に何らかの質的な差異があるように思われている所以のものは、労働大臣その人の個人的な「もろ味」を超えて、むしろ岸内閣そのものの労働政策に、第一次から第二次への転換を期として、何か大きな変化が惹起

されつつあるものと考えることができるのである。

まず労働経済行政(労働基準行政、職業安定行政並びに婦人少年労働行政などを含めて)についてみると、この部面の行政は、戦後の歴代内閣の労働政策がいつもそうであつたように、いま一つの労働運動行政(通常、労政行政と呼ばれる)に比べて二の次の地位を占めていることに、依然として変化がないようである。憲法で、すべて国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(二十五条)、すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う(二十七条)、となつていても、戦後十三年の経済政策は、その前半においては生産の回復が第一であり、後半では完全雇用への道を切開くことが何よりの目標であつた。「不況を克服し、失業をなくし、完全雇用を達成するためには新規投資の増大を必要とする。そのためには利子を引下げ、投資を喚起し、それが十分でない時は政府の財政投融資が必要だ」というケインズ流の考え方が、曲りなりにも実施されてきただけである。しかし現実には、なお完全雇用にはほど遠く、六十万の完全失業者と一千万に近い潜在失業者をかかえ、就職の狭き門は日一日、より狭く、よりけわしくなつてゆく。しかも自民党が八月五日(三十三年)発表した財政経済対策中間答申、いわゆる「水田報告」は、直接に何ら雇用対策には触れず、産業を潤おすことによつて雇用の好転を期待する程度に止まつている。すでに「第一篇

」でもみたように、三十二年下期以降、経済不況の進展とともに雇用・失業の情勢は悪化の路をたどつてきた。政府も晩まきながら、これに取組むつもりで「雇用と消費水準の向上」を目標とした新長期経済計画をたて、その冒頭に「三十七年度において三十一年度と比べ四百九十八万人の雇用者の増加と国民一人当り三八%の消費水準の向上を実現する……」と大変に具体的な計画を三十二年末に発表したが、続いて一カ月後の三十三年度経済計画では「三十二年度と比べ生産年齢人口で約百三十七万人(二・一%)増加し、産業諸部門の活動からみて就業者数(自営業主、家族従業者、雇用者を含む)は百十万人(二・五%)、雇用者数は六十五万人(三・四%)の増加が期待される」と発表された。その結果はどうであろうか。最近労働省が発表した三十三年一―五月の雇用失業状況によると全産業就業者は三十九万人増、雇用者は九十八万人増となつて(就業者増が雇用者増より少ないのは自営業主が三十七万人、家族従業者が二十二万人それぞれ減つているため)。また非農林業の就業者は七十五万人ふえたが、農林業では三十六万人減つているのである。だが問題は、三十三年度経済計画が大きく狂いつつあるというだけでなく、この労働省発表直後の六月を境に労働事情はかなり急速に悪化する兆候が出はじめたことである。企業整備状況をみても五月は整理事業所数七百八十七件、整理人員二万八千人で前年同



月の約三倍にもふえている。さらに夏から秋にかけ、人員整理のみでなく、会社からの賃下げ通告が行われはじめたと伝えられている。しかもこれらのほとんどが、中小企業分野の低い賃金、労働基準法の無視、健保や失保に均霑できないところ等起つて起つていのである。このような急激に悪化する労働経済情勢に対し、政府の態度は目下のところ基本的には「静観中」である。三十二年來懸案の賃金格差の問題にしても、住宅問題にしても、労働災害の問題にしても、政府はどれだけのことをやってきたというのであろうか。後掲にもみるように、選挙時の公約にもかかわらず、余りにも労働経済を軽視した岸内閣の労働行政には、全く哑然たらざるをえない。「貧乏」の追放は、所詮空言に過ぎないのであろうか。

では、右の労働経済行政に比べて、労働運動行政の面についてはどうか。この部面の岸内閣の行政は、労働法学者が「労働法の危機」を叫んでいるほどに、まさに立法、司法の分野にまで浸透する勢いをみせているようである。まず、裁判所の判例、労働委員会の命令及び学説のいずれもが依拠しえないとする立場を表明した「労働三権について」の通牒を発表し(三十二年一月)、つづいて公企労の活動についての「統一的解釈」を発表して秋季闘争に先手を打ち(三十二年九月)、また炭労の同情ストについての労働相談話を発表して炭労への警告を行う(三十二年十月)な

ど、これら一連の労働行政措置は、まさに労働組合とりわけ総評に対する保守陣営の宣戦布告であり、労働省設置十年にして、わが国の労働行政が、労働運動の取締りを中心とする警察行政へと逆戻りする観をさえ呈している。団交を制限し、ストを全面的に否定し、仲裁裁定の内容までも無視したりする反面に、政府の手による労働法規の一方的な行政解釈をさせようとするのが、果して「よき労働慣行の育成」を可能にすべき政治の在り方であろうか、という疑問は、大部分の国民の等しく抱くことであろう。

三十二年の労働行政を特徴づける「石田労政」は、二つの面をもつていた。何よりも、第一に現行労働法規の条項に照らして「筋を通す」労働政策を建前とした。現行法規の順守と違反者に対する「処分」の強行は、現行労働法規が悪法であるかどうかに係わりなく、ともかく一つの態度であつた。これは恰も「低い姿勢」をとりはじめた総評や公企体の労組に対しては追い討ちをかける結果になつた。「警告行政」とまで呼ばれた石田労政の「成功」の秘密はそこにあつた。だが同時に、いま一つの面として石田労政は、三公社五現業の労組に対し、公労委の仲裁裁定の「完全実施」を約束し、またILO条約の問題についても、労働問題懇談会の意見をきいてその批准の方向へ努力する、という態度を示していた。その上、日本労働協会の設立や、流産したが業者間協定による最低賃金制への熱意が見

られ、また中小零細企業や商店従業員に週休制や退職金制度を与えようとするだけの積極性を示していた。即ち、一方では「法」の「筋を通して」強硬労政を貫き、戦後十カ年余の経営権の失地回復の悲願を達成することのうちに「健全な労働慣行」が生み出されるものと思ひ決め、他方ではこの「鞭」の強圧労政を償う僅かばかりの温情主義が「餌」として与えられることにより、労働条件改善の熱意を示したかに見えたのである。

ところが、三十三年六月、倉石労相の就任と同時に、「結社の自由と団結権の擁護」に関するILO条約の批准に對しては、甚だしく消極的な態度を示し、公企体審議会の正式答申を待った上で批准に対する態度を決めるべきだと述べ、また仲裁裁定の完全実施の問題についても、それが補正予算の措置を伴うものであるかぎりには、国会が決めるべき事柄であるから、完全実施は確約できない、と語つてゐる。手続論としては、いずれも新労相の言葉に一理あるとしても、それでは「石田労政」がこれまで「筋を通す」労働政策の名で繰返し確約してきたことすら、約束できないということになり、切角一部の世論の支持を得かけてきた岸内閣の労働行政も、マイナスに逆行する公算が多いこととなる。そのほか新労相は、労働組合に対する「不当労働行為」の規定を設けることの必要を述べたり、またスト権があまり早期に組合の執行部に移譲される従来の労働慣

行は再検討の必要があると言つたり、さらに労働法については、公益事業におけるスト予告制を改めて、調停期間中はストを禁ずるようにし、また労働委員会を公益委員中心に再編成することが望ましいし、労働基準法も中小企業についてはもつと実情に合うように改正すべきだと語つてゐる。つまり労働法、労働法、労基法のような労働三法のような改正が、倉石新労相の胸中に秘められてゐる、と新聞は報じてゐるのである。

もちろん、以上は新労相が就任直後の記者会見その他で述べたことの要約で、まだ具体的に現実に現行しているわけではないが、すでに三十一年に、鳩山内閣の労働行政の担当者として一度の経験をもち、かつ自民党の労働問題特別調査会の会長である倉石新労相が、右のような構想を発表したとしても、とくに奇異なわけではないが、それら現行労働法規改正の構想が、いずれも労働陣営の激しい反対に遭うものばかりであり、逆にまた経営者団体や使用者団体の要望するものばかりであるというところに、労働行政の中立性が犯される危険を感じさせるのである。現在の労働三法やその他の労働法令が完璧のものとはだれも考えていない。ただ、それを改正するには、戦後十二年の労働組合運動の反省の上に、労働団体の意向が十分に反映できるような仕組みを通して納得的に行われなければならず、労働官僚の単なる思いつきや、使用者団体の意向だけを盛込ん



で、中立性を疑われるような改正を早急に計画することは正しくないし、徒らに労働陣営を刺激するという非難を受けることは、国内的にのみでなく、国際的にも賢明な方策ではないであろう。

たとえば、ILO条約の批准の問題なども、単に三公社五現業の労働をどうするかという狭い問題でなく、もつと広い国際的な視野で処理すべきであろう。ILO条約を批准することになれば、公労法四条三項の、職員でなければ労働組合員及び役員にない、という、問題の規定を改正しなければならなくなるから、被解雇役員をかかえたままの公団体労働とも当局は団体交渉に應じなければならなくなり、従来の「石田労働」の「筋を通す」労働政策の足場が崩れてしまうことになつて、保守政党としては容易に踏み切れないところもあるが、三公社五現業の従業員からスト権が封殺されていることや、従業員でなければ組合員にない逆締付規定の存在などは、労働組合連動の常識からいえば、国際的感覚の甚だしく立遅れたものであり、今後の労使関係の安定や「健全な労使慣行」の樹立を所期しうる所以ではない。と同時に、既述のように、労働行政のみに偏せず、雇用政策なり職安行政により多くの焦点をおいて、陽の当たらない多くの低賃金労働者のことを考へてやる労働行政に切りかえることが、こんど新設の、労働教育を主眼とする「日本労働協会」の趣旨からいつて

も、正しい本筋というべきであろう。

(二) 労働基準行政の動向

まず、労働経済行政の分析からはじめることにして、そのうちの基準行政の推移からみると、そこでの労働立法的背景としては、すでに「賃金」の項で述べた最低賃金法案の作成とその国会審議が特筆すべき動きであるが、このほか臨時労基法調査会が労基法の改正に反対するとともに、運用による善処方を答申した(三十二年五月)結果、労働省では解雇通牒の全面的再検討を行つてゐるが、労基法改正問題の中心的課題である中小企業に対する最低基準の適正化が審議会によつて否定されたことで、問題は今後なお残されているとしても、通産省に設置された中小企業振興審議会が、労基法改正に対して原則的に反対の答申をしたことは、労働省としても十分留意すべきことであろう。

次に基準監督行政の実施状況をみるに、まず監督実施に ついての集計方法が三十二年から変更になり、従来、本年鑑に掲げていた違反件数は違反事業場数に置き換えられたため、前年との比較が不可能になつたので、三十二年一月から六月までの監督実施状況だけを挙げることにした。即ち、三十二年一月から六月までの監督実施事業場数は一一二、四七六事業場で、一カ月当り一八、七四六事業場となるが、このうち定期監督の実施事業場数は五四、二四二事

業場、一カ月当り九、〇四〇事業場となり、監督実施総事業場数のほぼ五割に当り、その他は申告監督又は再監督の実施事業場である。そこで実質違反事業場は四〇、三八一事業場で、一カ月当りの実質違反事業場数は六、七三〇事業場となつており、またこの実質違反事業場数は定期監督実施事業場数の、一―三月においては七五・二%、また四月―六月において七三・七%を占めているが、実質違反率の高いものは、次の第六十五表の示すように危害の防止違反が最も高く、以下賃金台帳、労働時間(男子)がこれに ついでいる。

第六十五表 主要事項別違反事業場の比率(%) (労働省労働基準局調査)

	昭和三十三年	
	一―三月	四―六月
危害の防止(安全)	二八・三	三〇・四
賃金台帳	二六・五	二三・三
労働時間(男子)	二三・九	二二・五
割増賃金	二一・五	一九・八
健康診断	二〇・六	一九・四
労働者名簿	二〇・五	一八・九
休日(男子)	一九・六	一七・六
労働時間(女子)	一七・八	一五・三

基準監督署の実施する不完全ないし不徹底な監督実施にもかかわらず、実質違反事業場数の比率が、異常に高く、

しかも右表にみる如く、とくに危害の防止(安全)違反が増加の傾向を示していることは、既述の「労働災害」の項にふれた恐るべき傾向が、どこに問題の核心が存在するかを明かに物語つてゐるといえる。そしてこのことが、単なる取締的監督行政の強化によつてのみ改善されえないことも、すでに触れた如くである。

(三) 職業安定行政の動向

次に、三十二年下期以降の全般的な不況への動きや、米駐留軍陸上部隊の撤収などによる雇用・失業情勢の急激な悪化に対し、労働経済行政として今日最も根幹的な職業安定行政の動きをみるに、まず次の諸項を一応挙げるべきであろう。

(1) 雇用審議会の答申 従来失業対策審議会に代つて、三十二年四月十五日総理府に設置された雇用審議会は完全雇用の達成を目標とする総合的雇用失業政策推進の体制整備の第一歩としての意味をもつものとされているが、同年九月二十五日労働大臣から発せられた「現下の雇用失業情勢に即応する当面の雇用失業対策について」の諮問をうけて、十一月二十五日答申を行つた。答申はまず前文に雇用失業情勢の見透しを述べているが、失業情勢悪化の要因として引締政策実施以後の雇用情勢悪化の傾向を示しこのような経済緊縮下において「労働力の需要は産業活動



の停滞に伴つてその伸びが減退し、雇用の面に或る程度好ましくない情勢が現われることは避けられない」とし、この見透しに立つて、雇上面における過渡的摩擦を最少限に止める当面の施策としては、経済政策の遂行に当り道路、住宅建設等の公共事業による雇用機会の造出に可及的な努力を払うとともに、次の諸施策を強力に進めることが必要であると述べている。即ち(一)失業発生防止(一)超過労働時間の短縮、(二)中小企業の下請代金支払遅延防止。(二)失業対策(一)四人以下の事業場に対する失業保険制度の適用、(二)失業対策諸事業の改善、(三)駐留軍離職者対策。(三)職業安定機関の強化(一)機能の向上、(二)機構の再検討。(四)その他の措置(一)職業訓練制度、(二)最低賃金制度、(三)海外移住。等これである。右のうち、失業防止の施策の一つとして、超過労働時間の短縮を取上げたことは、この答申の特色の一つであるが、その具体的な内容としては、(一)労基法による労使協定の励行、(二)所定外労働時間の著しく長いものについては、これを短縮するよう指導すること、(三)常用労働者の所定外労働時間をそのままにして臨時労働者の解雇をしないこと、(四)再雇用条件付解雇は労働時間の短縮、休日の増加で回避すること、(五)技術革新、生産性向上の著しい企業では、賃金の関係を考慮しながら所定外労働時間短縮問題について労使が検討すること、などが述べられている。また失業対策事業の改善については、失業者が建設的

な技能労働に従事できるよう特別失対事業の吸収量を増加させる従来の方策を踏襲するほか、事業の管理組織の確立による知識層の吸収を挙げている。

(四) 職業紹介事業 〓これについては、すでに別掲(第一篇の「雇用失業」の項参照)に触れた如く、不況に転じて以後の職安事業の活動は、求人と求職の開きが拡大する傾向にあるため、とみに困難を加えている。職安が新規学卒者の就職斜旋に当つて最も悩まされるのは、中小企業、とくに商店からの求人に対し求職者が少く、多くの未充足求人を残さなければならぬこと、それだけにまた中小企業での就職は、三カ月ないし六カ月の短期間に退職する者が多いということである。もちろん、そこには大企業に比べて労働条件や環境が劣り、福利厚生施設に恵まれることが少く、零細企業に至つては社会保険の適用も受けられない、労働時間も明確でなく、また雇用主の家族との人間関係にとかくの難色がある、等々の早急には解決し難い問題が、小企業に就職する者にとつては宿命的に背負わされているわけである。かくして商店連合会や協同組合を、パツクとした集団求人による新しい雇用方式が、職安の指導によつて採用されるようになり、三十二年三月の新卒者を対象として、六六府県の集団求人は六十一件、その求人数は五、三六八人で、これに対し二、三三八人が就職したので、充足率は四三・四%であつた。三十三年三月の集団求

人は、すでに昨夏以来全国各地に拡がり、その数も大幅に増加していることが予想されている。

(一) 失業対策事業 〓これは緊急失業対策法(二十四年五月施行、二十七年七月改正、いわゆる「失対法」)に基いて労働省の失業対策部が主管し、職業紹介、職業訓練、失業保険などの間接的失業対策に対し、公共事業とともに直接的雇用失業対策と名付けられるもので、二十四年から三十年までの七年間に、この事業に吸収した失業者の総延数は三億余に達し、とくに日雇労働市場に占める比重の大きさは七年間で通算して六五・五%で、現在は七〇%以上に及んでいる。三十二年度は前年来の好況下のため予算がやや縮小され、一日平均吸収人員は一般失対に二万一千、特別失対に二千のそれぞれ減少をみたのであるが、三十三年度は今後予想される失業情勢に即応して予算が増額され、一般失対が二万五千増の二万二千人、特別失対で前年通りとなつている。この外、臨時就労対策事業費として建設省所管の下に前年通りの七四億円(吸収人員二万)が計上、実施されている。さらに、三十一年度から呉、筑豊両地区に始まつた失業者多発地域対策は、三十二年度には七地域に、三十三年度には十六地域に拡大され、公共事業等の建設的事業に重点的に実施し、これにより一日平均一万三百名の失業者を吸収している。

(二) 臨時職業訓練審議会の発足 〓失業者ないし不完全就

業者が依然として多数存在する反面、技術革新に伴う高度の技能労働者不足の傾向がますます顕著となつたため、労働者としては三十二年一月に職業訓練審議室を設け、その対策を練りつつあつたが、同年八月二十七日の閣議決定に基いて、労働省に学識経験者十五名からなる臨時職業訓練制度審議会が設けられ、爾来同審議会で本格的な職業訓練のあり方について審議された結果、十二月六日に、総合的な職業訓練制度確立に、技能の国家検定制度の創設、職業訓練法の制定などを内容とする答申が行われた。政府はこれを尊重して職業訓練法案を策定し、第二十八国会に提出・審議の結果三十三年四月二十二日可決成立し、五月二日公布された。これにより、現在の総合職業補導所(三四カ所)、一般公共職業補導所(二五八カ所)で年間約四万三千人に対し技能訓練が行われるほか、駐留軍労務者約四千人、身体障害者約千人を対象として技能訓練が実施される。

(四) 労政行政の動向

既述のように、戦後の歴代内閣の労働政策をふり返つてみると、いつもその中心が労働運動行政としての労働行政に片よりすぎっており、現在の岸内閣においても何ら例外でない。労働大臣の腕の見せどころが総評をどう料理するかにある、というようなことは、文部大臣の第一任務が日教



に拘らず、政府は自らの恣意的行政的解釈を通じて、それと異なる行為をすべて違法と断ずる態度を示したものであつた。とくに上掲の「公企体争議行為に対する通告」では①勤務時間内職場大会、②休暇闘争、③遅刻・早退・定時出勤戦術、④超過勤務拒否、⑤違法闘争、⑥担務変更拒否、⑦滞留業務処理拒否、⑧宿日直拒否、等これまで行われたことのある一切の争議手段を、挙げてこれを公労法十七条で禁止された争議行為である旨を明示するとともに、公企体等の施設内で行われる職員のピケ、多数をたのみとする集団交渉、点検闘争等が刑事上、民事上の免責を受けられない行為だと断じたことは、経営者側がこれら行為を理由として組合員を解雇しても不当労働行為にはならないという解釈を政府が下したことになる、その影響は、延いて労使紛争の自主的解決をいよいよ困難にしたのみでなく、いわゆる労組側の「低姿勢」の契機となるに至つたものといわれている。また同情ストに対する法的見解は労・使・学界によつて、それぞれ異つていたので、その根本的解決は裁判判決に待たざるをえないという一般の空気が強く、日本石炭鉱業経営者協議会では三十二年十二月炭労に対して杵島炭鉱争議における一億八千万円の損害賠償を請求する訴を東京地裁に出しており、政府の行政的解釈自体が司法上の判決を俟つという事態が、今後さらに増えるものと考えられている。

組とどう対決するかにある、というようなことと同様に、第三者的にみても著しい偏向でなければならぬのであるが、事実、そのように行われている現実では、労政行政がつねに階級闘争的な波紋を投じていることも、今日のいわば宿命的な成行であると考えられる。このような意味で、労政行政の推移を立入つて分析するためには、次篇の「労働運動」の項と併行的に考察することを必要とするのであるが、ここでは前節と同様に、労働省関係の三十二年度主要行政事項を中心に、その動向を概観することに止めたい。

三十三年五月の総選挙で、自民党が公約した「労働政策」は、「労働秩序の確立と労働条件の改善」というスローガンで、①完全雇用を用途として、経営者の社会的責任の自覚と、労働運動の健全化により、労働の秩序を確立し、産業の平和を確保する、②一般公務員、教職員、公社職員の団体の違法な争議行為については、法律にしたがつて厳重に処置する。国民の公益を著しく害するような争議行為についてはその行過ぎを是正する、③最低賃金制を実施して労働条件の改善をはかる、④生産性の向上に応じた合理的な能率賃金制の普及をはかり、年中行事的な賃上げ争議をなくするように努める。等の四項目をその主内容とするものであつた。一見して明瞭であるように、労働政策のほとんどが、労働運動対策であり、しかも「争議」という労働

使関係の対立を前提とした警察的な取締政策にほかならない、という考え方が余りにも露骨に表現されている。だとすれば、自民党政府の下での労働省所管行政が、当然にその中心を労政行政におき、また「健全な労使慣行の確立」といつても、何ら中立性のない単なる労働運動取締政策に墮しがちな所も肯かれるというものであろう。

即ち、すでにふれたように、三十二年の労政行政の経過は、まず一月には労働教育行政の指針として団結権、団体交渉権その他の団体行動権に関する労働事務次官通牒が発表され、労・使・学界等に多大の反響を喚び起したが、ついで三月、春季闘争に際しては政府声明を発表し、また石田官房長官談話をもつて仲裁裁定を尊重するが、同時に組合にも法の順守を要求する、という政府の方針を明かにするなどの動きがあり、第二十六通常国会において予算補正を行つて仲裁裁定を実施するとともに、五月には春斗における実力行使を理由とした公労協責任者に対する強硬な処分を行い、越えて九月、政府は閣議において三公社五現業の労働組合の争議行為に対する統一解釈を決定し、「公企体の職員の労働争議について」の通告を発表して、国鉄労組の組織に重大な脅威を与え、また十月には杵島炭鉱の争議に対する炭労の「同情ストは労組の正当な行為と認めない」とする労相談話形式による警告を発表した。これら一連の労政行政的措施は、いずれも労働法上の疑義のある

またこれよりさき、九月十七日には内閣から公務員の綱紀肅正に関する通告が発表され、このなかでチェック・オフ(給与からの組合費の天引)は公務員法並びに人事院規則に違反する違法行為であるから禁止するよう指示している。これに対して組合指導部では官公労働運動の弾圧であるとして反対しているが、組合員大衆はさほどの関心を示していないのが実情であるといわれ、現在のところ非現業官庁では一斉にチェック・オフ禁止措置をとつたが、現業官庁では天引協定の期間、その他労使関係で当面する諸問題との関連から、必ずしもこの禁止措置の実施を急いでいない。なお三公社のうち国鉄は三十三年一月から天引協定を廃止し、他の二公社も官業の三月と軌を一にして協定廃止への切換え時とする見透しといわれている。また政府のこのような動きに呼応して、民間企業でも、日経連が中心となつてチェック・オフの廃止運動が展開されているが、近代的労使関係のおお確立されていない我が国の現状では、このことが却つて労使の紛争を徒らに激発する恐れがあることを否み得ない。



## 二 労働委員会

### (一) 労働委員会 (中労委、地労委)

#### (A) 組織と機能

労働委員会は、昭和二十一年三月労働組合法施行により発足、直ちにその活動を開始したが、国内各種行政委員会のうちでは戦後最も初期に創設されたもの一つとしてあげられ、公益(中立)労使各代表委員の合議体といういわゆる三者構成原理を軸として逐年、労使間の公正な慣行樹立のためにその実績を重ね、諸行政中でも特異の分野とされる労働行政面において確固たる地歩を築いて今日十二年を迎えるにいたっている。

右の行政機関たる労働委員会には、先づ中央労働委員会と地方労働委員会(一般に中労委、地労委とそれぞれ略称されている)があり、その中労委は機構上労働省の外局たる性格をもつて中央に、地労委は全国各都道府県の機関としてそれぞれに設置されている。そして、現行法(昭和二十四年六月改正の労働組合法その他)によれば、中労委及び地労委が行政的取扱の対象とするのは一般民間企業における労働関係事案とされている。次に船員法の適用を受け

る船員関係の事案を扱う機関として、運輸省の外局たる船員中労委及び船員地労委が、中央及び全国海運局の管轄区域ごとに設けられているが、組織、権限等について原則的に変りはない。なお公共企業体等にかかる事案に対しては、組合法施行の当初は、中労委、地労委の所管とされていたが、数次の改正の結果、現在では之等は公共企業体等労働関係法の規定に従って、公共企業体等労働委員会の所管とされている。船員労働委員会及公共企業体等労働委員会については後章にゆずる。

**委員定数その他** 労働委員会は、前述のように、三者同数構成の委員と事務を処理するための事務局長以下若干名の事務局職員とから成っている。かかる三者同数構成の労働委員会の委員定数は、労組法第十九条六項、同施行令第二十五条の二によつて各側七人構成は中労委のほか北海道、東京都、大阪府及び福岡県の四地労委で、他の四十二府県地労委はすべて各側五人構成である。

労働委員会の取扱事務(権限及び職務)の範囲は大別すれば、調整部門と審査部門の二つに分けられる。調整とは労働争議のあつ旋、調停及び仲裁とそのために必要な実情調査を総称するものであり、審査とは、労組法第七条違反事件(不当労働行為)、労組法第十八条事案(労働協約拡張適用—一般拘束力—事案)及び労調法第三十七条違反事件(公益事業における争議行為予告義務違反行為)の審査

並びに労働組合法の規定に適合するか否かの組合資格の審査を総括していうのである。労働委員会は、この二部門の事務を取扱うために、通常、調整機能と審査機能の二つの職能を併せもつものとされ、さらにこの職能を果すため、それに必要な手続規則と立法、法律運用解釈、調査、連絡、部内管理の権限職務をもつものである。

**事件管轄その他** 全国四七に及ぶ中労委、地労委の各委員会は、それぞれ独立して権限を行使する(労組法施行令第十六条)機関であるが、国内における具体的な労働各事案各事件は、その当事者の組織分布、規模構成、事件の争点の質的及び地域的軽重度、事件発生地等から、特定事件が二以上の都道府県にわたるとか一県内のものであるとか、あるいは全国的に重要であるとかの差等を生じ、それに従つて、法律的に事件取扱管轄区分が定められている。もつとも、中労委は「二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件のあつ旋、調停、仲裁及び処分について優先して管轄」する権限を与えられ(労組法第二十五条第一項)ており、また不当労働行為及び組合資格の審査に関する地労委の処分について「完全な権限をもつて再審査し又はその処分に対する再審査の申立を却下する」権限を有し(労組法第二十五条第二項)ている。

このような事情のため、全国四七の各労働委員会は、それぞれ独立機関であるとはいえず、法の適用解釈等について

常時総合的な連絡調整をはかり、その事件取扱について共通の基盤の上に論議を交わし且つ処理すべき必要に迫られるのであり、このため各地域別(現在は北海道、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の七ブロックに分れている)ごとに、年二回から四回の地労委連絡協議会が催され、また全国的には毎年秋東京において、全国労委連絡協議会が開かれて、その時期における問題について研究討議を行っている。従つて、特に全国連絡協議会の模様をべつすれば、労働委員会を中心としたその年間における大体の趨勢を把握することができる。

#### (B) 労働組合の資格審査

三十二年中に全国の労委で取扱つた労働組合の資格審査件数は三、七八八件(前年よりの繰越一五八、新規取扱三、六三〇)で前年三、七〇〇件(前々年よりの繰越一九五、新規取扱三、五〇五)と略保合っている。新規取扱三、六三〇件の取扱事由別をみると、委員推薦手続参与のためのもの二、九一八件、不当労働行為救済申立にかかるもの三一七件、労働協約の拡張適用にかかるもの一件、法人登記のためのもの三四六件、労委総会が資格審査を行う必要があると認めたもの四七件、地労委の資格審査決定に異議あるものとして中労委に再審査を申立てたもの一件となつている。総件数三、七八八件の処理状況は取下又は打



切三〇八件、適格と決定したものの三、一八〇件（八四・二％）、法に適合しないとされたもの八件、次年へ繰越されたもの二九二件となつている。この取扱件数の中、労委から労働組合の要件につき補正勧告がなされたもの四一七件（一一％）である。又、適格とされた三、一八〇件の内訳は、委員推薦関係が二、六四四件、不当労働行為救済申立関係が一七九件、協約拡張適用関係一件、法人登記関係三〇九件、総会決議関係四九件、資格審査の再審査関係は零（この関係の一件は取下げられた）である。

(c) 不当労働行為審査の概況

(1) 申立の概況 三十二年中に全国の労委に申立てられた不当労働行為事件は四二九件で昨年の三六七件より大幅に増加した。増加の原因については、五〇人以下の規模において増加したと、上部団体乃至合同労組等の超企業組織からの申立事件が増加している事情等を併せ考えると、合同労組に象徴される中小零細企業における未組織労働者の組織化の進展が主要原因の一つと考えられる。

申立事件を申立人別にみると、組合のみの申立が三〇八件（七二％）を占め、以下個人申立八五件（二〇％）、上部組合二五件（六％）、組合及び上部組合六件（一％）、個人及び組合、個人及び上部組合それぞれ二件宛、個人、組合及び上部組合が一件となつている。

合を代表して交渉に臨んだところ、使用者がこれを忌避したケースが二十数件約三〇％を占めていることは注目される。組合に対する支配介入事件の割合もまた年々増加の傾向にある。特に本年は四二九件中二二八件（五三％）と過半数を占めるに至つたことが注目され、この中でも組合結成の妨害又は結成直後の切崩等組合結成に関連するものが一一〇件約五〇％を占めていることが注目される。

(2) 規模別申立件数 申立事件を企業規模別にみると、四九人以下の小規模企業における事件が最も多く一七五件（四一％）で、次いで一〇〇～五〇〇人未満の一三二件、五〇～一〇〇人未満の九〇件と続き五〇〇人以上の大規模企業における事件は五二件であつた。数年来五〇〇人未満の部分が一七五前後で殆んど変化がみられなかつたのであるが、昨年八七％に増加し、本年も略この水準を保つた。更に本年は四九人以下規模の部分が増加した（昨年三四％）ことは、前述の通り合同労組等の超企業組織の進展に伴う諸事象を反映しているものと云えよう。

(3) 審査の概況 三十二年中に命令、決定の発せられた事件は六〇件である。このうち何らかの救済が与えられたものは、救済二〇件（三三％）、一部救済一四件の計三四件で、命令、決定件数に対し五六％に当る。二十五、六年頃はいわゆるレッド・パージ関係事件が多く、その大部分が棄却、却下されたので救済率は異常に低かつたが、その

申立事件を七条各号別にみると、一号一三九件（三二％）、一・三号二二六件（二九％）、三号六五件（一五％）、二号四六件（一一％）、一・二・三号一八件（四％）、二・三号一七件（四％）、一・二号一四件（三％）、一・三・四号二件、四号、一・四号各一件宛となつている。三一年に比較してみると、相対的には一号のみの申立事件が減少し、反面三号事件の増加が目立つ。一号のみの事件は三十年においては総申立件数の約半数（四九％）を占めていたが、三一年に三五％と激減し、本年は更に三二％に減少した。

この傾向は前述の申立人別の変化に対応しており、個人申立が年々減少するに伴つて、一号のみの申立事件が減少している。而も総申立件数中に占める一号事件の割合がここ数年來八〇・七〇％と大きな変化をみせていない事実と併せ考えると、従来組合活動家の解雇その他不利益取扱については、比較的被害者個人が一号事件として救済を求め、而も組合の団結権に対する侵害として何等かの支配介入事実と結びつけて申立を行う傾向に向つていゝものと思われる。次に申立事件中、団交拒否事件の占める割合をみると、二十七年（三五件一一％）から逐年増加する傾向がみられる。本年は九五件二二％を占めているが、このうち前述の如く合同労組等の超企業組織乃至中小企業の弱小組合が上部団体等に交渉権を委任し、従業員以外のものが組

後二十九年までは過半数が救済されてきた。しかし三十、三十一年の両年三六％と激減して注目されていたところ、本年に至り、再び五六％と二十七・九年の水準に復元、特に全部救済の三三％は二十四年以來の最高比率に達したものである。

(4) 和解等による事件処理 和解、取下により終結した事件の割合は例年解決事件の八十数％を占めている（本年八六％）。このうち和解により終結した事件のみでも七〇％台を占め不当労働行為制度の運用上重要な役割を果している。三十二年の和解終結事件三二七件の内容を見ると、二四六件（七八％）は申立内容が概ね認められたもので、救済されなかつたものは、解雇を承認したものの二七件、依願退職に切替えたもの二五件、その他一九件計七二件（二二％）に過ぎないことは注目すべきであろう。和解による終結事件中、労委が干与したものは一八六件（五九％）で過半数を占めている。干与和解内容で特異なものとしては、①合同労組加入の組合員に対し、あらかじめ使用者が作成した組合脱退届に捺印を強要した事件、或いは合同労組組合員に対し組合に要求を頼んだ覚えはない旨の文書に署名を強要する等の事件の和解条件中に「組合活動に介入したり脱退を強要するようないことを誓約文に明示を含んでいるもの、②また第三者の不当労働行為の和解に際し「使用者は自己の近親者に対し今後支配介入の誤



解をまねくがとき言動を行わせないこと」を条件としたもの等が見受けられた。

(四) 所要日数 事件処理の迅速化は、不当労働行為制度の実効確保上ゆるがせに出来ない問題である。この点については制度運用に当る労委自体機会あることに研究検討を加えるのみならず、関係者にも協力を求める等改善に努力を重ねて来た。三十二年においては、総平均において九四日と前年の九六日を若干短縮したが、命令、決定事件は二五〇日と二十七年以来最高を示した。これは一見前記改善の努力の成果が挙げられなかつたかの印象を与えるが、この長期化の主因は、二十八、九年の日鋼赤羽、キャンブ東京、三十年の日本飛行機、キャンブ東京、名古屋証券等二年以上も労委に係属していた事件が本年になつて次々に処理された結果であつて、他面、本年は制度創設以来最高の四二九件の申立を受けながら処理件数も最高の四二九件(命令決定六〇件、和解三六九件)を数えていることを併せ考えると、処理日数の表面的数字はともかく全般的にみて迅速処理の実は挙げられつつあるものといえよう。

(五) 不服 初審命令に不服である当事者は中労委に再審査の申立をなし、又は使用者については直接裁判所に行政訴訟を提起することもできる。初審命令に対する不服率(処分数に対する再審査申立及び行政訴訟提起事件数の比率)の推移をみると、二十九年を頂点に低下の傾向にあつた

が、本年は五九%と二十九年を上廻る高率を示した。これを労使別にみると労働者側の不服率が逐年増加する傾向にある。不服率の上昇は反面初審命令確定率の低下を意味する。而も不服率そのものは命令、決定の内容に対する労使の不服を百%表現したものではない。不服を申立てることにより自然争が長期化し、そのため経済的事情等命令、決定の内容以外の諸条件によつて已むを得ず不服申立をしない場合があるからである。ここ数年使用者側の不服率が七五%前後を示しているのに対し労働者側のそれが上昇したといつても処分数の半分に及ばないのはある程度この辺の事情を反映しているものではなからうか。合同労組等を中心とした中小企業における組織が強化されたに伴い、労働者側もある程度長期化に耐え得る経済的条件が成熟する一方、判定内容の質的向上による労委への信頼感も深まりつつあるように見受けられ、これらの事情が今後不服率の上にも如何に反映するか注目されることである。

(六) 再診査の概況 再審査申立件数は二十九年以降逐年減少し三十一年には一八件に過ぎなかつたが、本年は三七件に著増した。再審査申立件数の増減は一面命令、決定事件の多寡にもある程度左右されるが、他面、中小企業労働者の組織化及びその強化の結果、長期にわたつて黒白を争い得る条件が生れつつある点にも関係があると思われる。なお、再審査三七件は労働者申立、二二件、使用者申立一

五件である。右再審査申立三七件に前年よりの繰越一件を加えた四八件の処理状況をみると、依然として和解、取下によつて終結したものが多く(一九件)四〇%を占めている。命令、決定の内容をみると、初審命令の支持率は二十八年以降逐年向上する傾向にあつたが、本年は初審命令の取消あるいは一部取消変更が一件もなく全部支持されるという特筆すべき事実をあげた。なお、三十年以降初審命令が取消又は一部取消変更されたものはいづれも駐留軍関係事案であつた。

(イ) 行政訴訟事件の概況 行政訴訟事件の処理状況は次表のとおりである。

件属件数	処理状況	
	前年より繰越提起	小計 取下 判決 小計 繰越
地方裁判所	一三	一一 二四 六 四一〇 一四
高等裁判所	六	四一〇 〇 四 四 六
最高裁判所	五	〇 五 一 一 二 三
合計	二四	一一五 三九 七 九 一六 二三

地裁で判決のあつた四件中の三件は兵庫駐留軍、鳥取駐

件数	参加人員		件数	参加人員	
	一件当平均	参加人員		一件当平均	参加人員
昭三	二〇〇	七四三	七二	二五三	二〇〇
昭三	一四一	一、〇三三	七〇	二五三	二〇〇
昭三	一四一	一、〇三三	七〇	二五三	二〇〇

全 労 委

(D) 労働争議の調整(斡旋、調停、仲裁、実情調査)

(イ) 件数及び参加人員 過去二年間における労委の調整取扱件数は次表のとおりであるが、これによれば、本年は全体的にみて大幅の件数増をみており、その内訳は、特に地労委の件数増に負うところが大きい。

件数	参加人員		件数	参加人員	
	一件当平均	参加人員		一件当平均	参加人員
昭三	二〇〇	七四三	七二	二五三	二〇〇
昭三	一四一	一、〇三三	七〇	二五三	二〇〇
昭三	一四一	一、〇三三	七〇	二五三	二〇〇

中 労 委



本年の新規取扱件数は総計一、三四一件で、年間を通じ、中・地労委とも昨年よりもそれぞれ増加している。参加人員は、一、〇三二、四〇八名でこれも昨年より増加している。然し一件当りの平均参加人員をみると地労委としては若干増加しているが、中労委では逆に若干減少しており、全体的にみると結局昨年と大きな変動はみられないので、参加人員の総計の増加は主として取扱事件数の増加に伴うものであると判断される、一件当平均参加人員を本年の上・下半期別にみると注目すべき傾向が窺われる。即ち上半期における平均参加人員は全労委と中労委が下半期に比して相当多く、逆に地労委は下半期が多くなっていることである。これは上半期には春闘等を通じて大規模争議が中心となり、従つて労委、特に中労委に係属したのもこれら大規模争議であつたこと、並びに逆に下半期には地方の中小企業労組が活発な動きを示した結果と思われる。然し一般的には平均参加人員は年々減少の傾向にある際でもあり、このような地労委の平均参加人員の増加は一時的現象とも思われるが、一面最近における中小企業労組の組織化の影響とも考えられ、このような組織化が発展した場合には、今後、特に地労委取扱事件の平均参加人員が増加傾向に逆転する可能性も考えられ、今後の趨勢が注目される。

規模別 本年の新規取扱事件を規模別にみると次表のとおりであるが、地労委取扱事件中、一、一九九人規模のものが八四七件で全地労委の六八%を占め、特に四九人以下規模が全体の三七%を示している。この反面、中労委では五〇〇人以上規模のものが八二件九二%を占め、特に五、〇〇〇人以上規模のものがその四三%を示している。これらは取扱事件の規模を通して中・地労委の取扱事件の特色を示したものである。然し、このような中・地労委間の取扱事件の規模からみた特色はあるが、前記の一件当平均参加人員において地労委が増加を示し、中労委が減少したことを併せ考えると、今後、中・地労委間の規模からみた特色の相違が果してどのような経緯を辿るか、注目されることである。

事件規模	全労委	地労委	中労委
一	四九人	四六一	一
五〇	九九	一九九	〇
一〇〇	一九九	一八七	〇
二〇〇	四九九	二〇五	六
五〇〇	九九九	一〇〇	一五
一〇〇〇	四九九九	九三	二九
五〇〇〇以上	四九	一一	三八

不明 四六 四六 〇

(四) 調整種別別 本年の新規取扱事件を斡旋、調停、仲裁の調整区分別にみると、次表のとおりである。ここで顕著な点は地労委の調停件数が昨年の二九件に比して九五件と激増していることである。然し、これをもつて直ちに地労委の調停件数が今後増加傾向を示すであろうと速断するわけにはいくまい。

調整区分	全国	地労委	中労委
あつせん	一、二三六	一、一五五	八一
調停	一〇三	九五	八
仲裁	二	二	〇
計	一、三四一	一、二五二	八九

(二) 都道府県別 本年中の全労委の新規取扱件数は前記のとおり一、三四一件であるが、これを都道府県(中・地労委)別にみると次のとおりである。なお、労働争議が二以上の都道府県にわたる場合又は全国的に重要な問題にかかる場合の調整は中労委が優先して管轄することとされているが、中労委の管轄に属する事件であつても、当事者の諸事情により特定の地労委に調整の申請をする場合がある。この場合申請を受けた地労委の報告(中労委規則第十八条)により中労委は当該事件の性質乃至処理の便宜上必要と認めたときは例外措置として特定地労委に管轄を指定

する場合がある。本年における管轄指定件数は次表のとおり五一件であるが、指定の行われた事件は元來中労委の管轄に属するものであるから、全件数一、三四一件から中労委取扱件数八九件と管轄指定件数五一件を除いた一、二〇一件が純粹な意味での一都道府県内の事件である。次表によれば、各地労委とも概ね取扱件数において増加しているが、中でも青森、群馬、埼玉、福井、山梨、長野、愛知、京都、広島、愛媛、熊本の各地労委は昨年より比してそれぞれ相当増加している。特に青森では昨年より三一件(昨年四件)、長野では三二件(昨年一三件)、京都では二六件(昨年三八件)及び熊本では二四件(昨年二二件)それぞれ増加を示したのが顕著である。

地労委別	新規取扱件数	うち管轄指定件数	地労委別	新規取扱件数	うち管轄指定件数
北海道	六一		千葉	一一	
青森	三五	五	東京	一六	四
岩手	一三		神奈川	三六	一
宮城	一八		新潟	二一	
秋田	一六		富山	一七	一
山形	四		石川	三七	
福島	一〇		福井	二九	
茨城	二一		山梨	二九	
栃木	四		長野	四五	
群馬	二一		岐阜	一二	
埼玉	二三		静岡	一一	



愛知	五三	一	徳島	二〇	
三重	一二		香川	七	
滋賀	九		愛媛	五〇	二
京都	六四	一	高知	二五	一
大阪	一〇二	一五	福岡	二四	三
兵庫	二八	六	佐賀	八	
奈良	二五		長崎	一一	二
和歌山	三五	三	熊本	四六	
鳥取	四	一	大分	三二	
島根	一二	二	宮崎	六	
岡山	二六		鹿児島	一〇	
広島	三九	一	中労委	八九	
山口	一四	一	(計)	一三四一	五一

(内) 地労委に於ける目立つる事件はこれら地労委の取扱事  
 件中、特に目立つたものは次の諸事件であるが、本年は全  
 水運傘下の各組合が公務員給与の改訂と略時を同じくして  
 賃上闘争を起し、主として西日本各地労委に係属したこと  
 と、合同労組の組織化に伴う合同労組関係争議が、各地労  
 委に活発に係属した事が特色としてあげられる。

(賃金関係) — 大鹿振興賃上争議、亀井計器未払賃金争  
 議(以上東京)、銀峯グリン賃上争議(山梨)、上田日  
 本無線賃上争議、松本地区印刷労組賃上争議(以上長野  
 )、堺化学賃上争議、大阪証券取引所賃上、夏季一時金  
 争議、新田帯革賃金カット争議、東洋ゴム工業夏季一時  
 金争議(以上大阪)

(地公労法関係) — 札幌市交通局賃上争議(北海道)、  
 仙台市交通局労働時間変更争議(宮城)、横須賀市水道  
 部企業手当争議(神奈川)、高岡市水道局賃上給与条例  
 改正等争議(富山)、大津市水道ガス団交促進争議(滋  
 賀)、天理市ガス水道部賃金体系改訂争議(奈良)、岡  
 山市水道局賃上争議(岡山)、広島市等五市水道局賃上  
 争議(広島)、新居浜市水道労組身分切換等争議(愛  
 媛)、北九州、門司市及び福岡市水道局賃上争議(福  
 岡)、佐世保市企業局ダイヤ基準協定締結争議(長崎)  
 (仲裁事例) — 全駐労北海道地本被解雇者復職争議(北  
 海道)、大阪造船所横浜工場就業規則違反事件争議(神  
 奈川)

(その他) — 加西織物組合活動争議(兵庫)、英国海外  
 航空会社解雇撤回争議(東京)、中山競馬団体交渉開始  
 協約締結争議(千葉)、群馬中央バス協約締結争議(群  
 馬)  
 (N) 調停申請者 労委の調整開始手続は、労調法及地公  
 労法の各条項に規定されているが、いづれの場合にも当事  
 者からの申請又は労委の職権、決議又は労働大臣或いは都  
 道府県知事からの請求により行われており特殊の場合とし  
 ては地公労法第十五条第四号の場合には調停が二箇月以内  
 に成立しなかつた場合には当然に仲裁手続に移行する旨の  
 規定がある。本年は広島市水道局等の争議調停に際し一時

(工場閉鎖、企業整備及び不当解雇関係) — 藤原製作所事  
 業所閉鎖争議(岩手)、相模工業人員整理争議(神奈川  
 )、栗林写真工業不当解雇争議、東京亜鉛鍍金不当解雇  
 争議、鈴木化学不当解雇争議(以上東京) 杵島炭鉱企業  
 再建争議(佐賀)

(団体交渉促進関係) — 岡部楽器洋服部団体交渉促進争  
 議(北海道)、全印刷長野地連交渉方式争議(長野)、  
 大阪清掃交渉方式争議(大阪)

(駐留軍関係) — 全駐労立川支部人員整理争議(東京)  
 (単純労務者及び自由労組関係) — 追町教育委員会解雇  
 反対協約締結争議(宮城)、全日本自由労組愛知県支部  
 争議(愛知)、滋賀県職員現業協議会賃上争議(滋賀)、

枚方市役所身分獲得給与改訂争議(大阪)、和歌山市教  
 育委員会賃上争議(和歌山)、島根県現業職組賃上争議  
 (島根)、北九州五市学校給食婦賃上及び身分確立争議  
 (福岡)

(合同労組関係) — 相互タクシー解雇反対争議(宮城)  
 大谷石材賃上争議(栃木)、読売新聞太田屋販売店協定  
 調印争議(埼玉)、名古屋鼻緒工賃協定履行争議(愛  
 知)、京都友仙団体交渉促進争議(京都)、桜井工場労  
 組賃上争議(奈良)、八幡浜家具合同労組賃上争議(愛  
 媛)、洞海地区造船工労組団体交渉再開賃上争議(福岡  
 )、大浦採石協約効力争議(佐賀)

この地公労法の仲裁手続が問題となつたが具体には仲裁手  
 続には移行することなく終つた。今、具体的な新規取扱開  
 始動機を調整区分別にみると次表のとおりで、組合側の一  
 方申請(協約に基いて一方申請がなされた場合を含む)が  
 一、〇八六件約八一%を占め、例年の如く最も多い。しか  
 もこのパーセンテージは若干ながら最近上昇しつつあるの  
 が注目されている。

	斡旋	調停	仲裁	合計
組合側申請	一〇〇八	七八	〇	一〇八六
使用者側申請	一〇五	九	〇	一一四
双方申請	五〇	五	二	五七
職権又は決議	三三	〇	〇	三三
不明	四〇	一一	〇	五一
合計	一三三六	一〇三	二	一三四一

(N) 調整事項 これらの取扱事件の調整項目をみると次  
 表のとおりで、例年の傾向と同じく賃金及び諸手当に關す  
 るものが六四・四%(一、一二九件)と過半数を占めてい  
 るが、本年は特に昨年と略同比率を示した(昨年六四・一  
 %)。休業又は工場閉鎖、人員整理、不当解雇等その内  
 容とする経営及び人事に關する事項は実数において昨年  
 (二五〇件)を上回つたが、比率としては若干下回つた(昨  
 年一九・七%)。なお全職同盟を中心とする労働時間短  
 縮問題は給与以外の労働条件に含まれているが、全職傘下



の一部組合は、諸種の事情から特に労働時間短縮を調整事項とせず、他の組合の労働時間短縮に見合う実質上の賃上部分を対象として賃上要求の形で打出したものがあり、これらは賃金及び諸手当に関する事項の中に包含されている（これらの調整事項は一事一件項目とは限らず、数項目を同時に調整項目として労委に係属した場合が少なくない）ので、調整項目の合計は調整件数を上回っている。

項 目	比率%	実数
賃金及び諸手当に関する事項	六四・四%	一一二九
経営及び人事に関する事項	一六・五	二八九
労働組合承認、労働協約の改訂結又は協約の効力に関する事項	六・八	一一八
給与以外の労働条件に関する事項	七・二	一二七
団交促進に関する事項	二・五	四四
その他（不明を含む）	二・六	四五
合 計	一〇〇・〇	一七五二

(イ) 処理状況 前年からの繰越三八件を含めた本年の全調整事件の処理状況は次表のとおりで、全労委の解決率は六四%（八七八件）となっており、幹旋、調停を通じて略例年のパーセンテージと同じである。この解決率を中・地労委別にみると地労委の解決率は六四%強（八三〇件）を示し、中労委の五三%（四八件）を上回っている。

取扱件数	全労委	地労委	中労委
	一、三七九	一、二八九	九〇

取 扱	件数	二一六	二一〇	六
解 決		八七八	八三〇	四八
打切、不調		二一七	一八五	三二
次に繰越		六八	六四	四

調停に要した日数を、本年の新規取扱事件中、本年中に最終したものについてみると次表のとおりで、全体としては二〇・七日を要している。これを中・地労委別にみると、中労委は地労委より一〇日前後所要日数が多くなっている。

総平均	あつせん	調停	仲裁
全労委	二〇・七	一九・八	三四・〇
地労委	二〇・〇	一九・一	三二・七
中労委	三〇・三	二八・八	四四・三

(ロ) 実情調査 中労委規則第六十二条の二の第一項によれば、「労働争議が発生したときには、会長は、必要に依り、委員、特別調整委員、事務局長若しくは職員をしてその実情を調査させ、又はあつせん員候補者にこの調査を依頼することができる。その労働争議が公益事業にかかるとのであるときは、会長は、速かにこの調査をさせ又は依頼しなければならない」。この規定に基づき三十二年に行われた全労委の実情調査件数（新規取扱開始分）は七二〇件、参加人員は一、九三五、一七五名、一件当平均参加人員は二、六八八名である。件数としては昨年の九〇〇件より

り若干少くなっている。参加人員を一件当平均についてみると、地労委では七一一名、中労委では一五、八四九名となっており、それぞれの調整事件の一件当平均参加人員二九二名（地労委）七、五四五名（中労委）より相当多い。これは、中・地労委とも、実情調査の段階では個々の企業別組合の争議の実情の外に、一般的な争議の動向を把握する便宜上、比較的大規模の争議の実情調査に力を至している結果とも思われ、例えば中労委では、秋の鉄鋼争議の実情調査を行うに当り、勿論鉄鋼の各社別の調査をしたが、統計上は鉄鋼争議一件として処理している。このよう一件当平均参加人員は相対的に多くなっている。このような実情調査事件は、前年からの繰越二二件を含めて七四二件となるが、これらの調査の程度をみると、(ア)争議の実情把握に努め争議に接触しつつも、争議の実態から判断して特に積極的には干渉せず当事者の自主交渉の推移を見守るに止めたものは、地労委四三三件、中労委八四件計五一七件である。(イ)又、争議の両当事者又は一方の当事者からの相談に応じ又は争議解決のための協力的な助言を与える程度に干渉したものは、地労委一一一件、中労委七件、計一八件である。(ロ)更に争議解決促進のため以上の(ア)(イ)の段階から一步を進めて、団体交渉の仲立をし又は意見を述べた段階に至つたものは、地労委八九件、中労委六件、計九五件となっており、残余の一二件（地労委一〇件、中労委

二件）は次年に繰越された。このような諸段階で処理された事件の最終事由別の処理状況は次表のとおりで、実情調査の段階で争議が解決するに至つたものが五三〇件、取扱事件七四二件中の七一・四%に及んでおり、昨年の六四・六%を更に大きく上回つた。又実情調査の段階を経た後、労委の調整事件として係属し或いは不当労働行為事件として係属し、これに伴つて実情調査を終了したものは一四一件、一九%となつている。全体的にみて、実情調査事件規模が大きくなり、その調査件数がしぼられつつあり、このような実態の中で解決率が歴年上昇しつつある点を総合してみると、労委の実情調査は逐次効果的に行われつつあると判断して大過ないであろう。

取扱件数並に争議参加人員（新規）	件数	参加人員	一件当平均
全労委	七二〇	一、九三五、一七五	二、六八八
地労委	六二六	四四五、三七八	七一一
中労委	九四	一、四八九、七九七	一五、八四九

取扱結果	全労委	地労委	中労委
前年より繰越	二二	一七	五
本年調査開始	七二〇	六二六	九四
取扱結果	五三〇	四四七	八三
打切	四三	四〇	三



あつせん移行	一二七	一一一	六
調停移行	一〇	七	三
仲裁移行	二	二	一
不当労働行為申立	九	八	一
立消	九	八	一
次に繰越	一二	一〇	二
実情調査による争議解決率			
昭二九(一、〇八四件中四六五件)	四二・九%		
昭三〇(一、二三七件中五六六件)	四五・八%		
昭三一(九〇〇件中五八二件)	六四・六%		
昭三二(七四二件中五三〇件)	七一・四%		

(E) 労働協約の拡張適用  
及び争議予告違反

(イ) 労働協約の拡張適用 労働組法第十八条に基く労働協約の拡張適用事件は、二十八年以降四年振りに高知及び和歌山に申立があつた。なお、労組法制定以来、本条に基く申立事件は一二件あり、このうち適用の決議のあつたものは四件、不適用の決議のあつたものは一件、他の七件は取下げ又は打切られている。

本年稲生石灰労働組合協議会から申立のあつた事件については高知地労委は拡張適用の決議を行い、紀州砥石労働組合から和歌山地労委に申立のあつた事件は取下げられ

た。  
**稻生石灰協約拡張適用事件概要** 高知県総評は、総評が闘争目標として掲げた最低賃金制確立の突破口とすべく稲生石灰労働組合協議会に対し積極的指導を行い、稲生石灰労働協約と業者との間に団交が行われた結果、一三業者との間に最低賃金に関する協定が締結された。稲生石灰協約はこれを更に県下一円の石灰業者に適用するために三十二年四月二日、高知県知事と地労委に労働組法第十八条の適用を申立てた。高知地労委は各側二名宛の調査委員会を設け約二カ月にわたり調査し審議を重ねた結果、六月四日の総会で、労働組法第十八条及び同施行令第十五条により「高知県の東端と西端の四市二郡を除く二市四郡に拡張適用が適当である」旨の決議を行い、知事に通知した。高知県知事はこの決議通りの決定を行い、六月十八日にこの旨を公告した。

(ロ) 争議予告違反 労働組法第三十七条によれば、公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするときにはその争議行為をしようとする日の少くとも十日前までに労働委員会及び労働大臣又は都道府県知事(一都道府県内の事件であるときは地労委及び都道府県知事)にその旨を通知しなければならぬとされている。この争議予告違反に関する取扱事件は、二十七年以降総計一二件取扱われている。その申立状況は、組合申立三件、使用者申立四件労働

委の認知によるもの五件である。その処理状況は、決定四件(いづれも公訴不請求決定)、打切八件(警告四件、打切四件)となつている。

本年における争議行為予告違反取扱事件は野村産業事件(高知・労委認知)、美唄通運事件(北海道・使用者申立)、秋保電鉄事件(宮城、労委認知)、都島友の会事件(大阪、組合申立)の四件で、美唄通運事件については公訴不請求の決定がなされ、他の三件は打切(警告)られた。

**野村産業事件** (一)三十一年十一月十六日野村産業労組は関西汽船並びに西南汽船の荷役及び陸上運送を業とする野村産業(株)に対し、①賃上、②日給者の月給制切換、③年末手当の三項目を要求、交渉中、十二年六月賃金、給与体系変更に関し労働組法第三十七条の予告通知を行つた。その交渉過程において年末手当と賃上問題については妥結に至り、争議行為も行われなかつたが、利益金の処分方式と日給者の月給制切換問題は三十二年に持越された。その後会社は関西汽船の出帆、入港時刻の変更により会社役員会の決定として二月十五日、全従業員に対し職員並びに傭員の勤務時間については、傭員は従来通り、職員は従来八時半から十七時までであつたものを八時から十七時までとする旨の通達を行つたところ、組合は、実質的な労働時間の延長であるばかりでなく、事前に何等組合との相談もなく突然一方的に発表されたことを不服として、翌十六日右

通達返上を会社に通告すると同時に、組合大会を開いて時間外就労並びに休日就労の拒否を決議し、高知営業所の組合員約九〇名が即日十七時からの時間外就労を拒否し、翌十七日日曜を休日とみなして休日就労を拒否する等業務機能を停止せしめた。なお、組合は十七日、昨年十一月一日要求の協約改訂問題をめぐり地労委と知事宛に二十七日以降のスト予告を行つた(十八日以降も時間外就労を拒否した)。

(2)、高知地労委では、二月十八日右行為が労働組法第三十七条違反に該当するか否かの審査を開始したところ、組合は昨年十二月六日の予告通知は争議が現在も継続しているから今なお有効であり二月二十七日以前でも争議行為に入ることができるとの意見を持つていた為、二月二十日の公益委員会議で検討した結果、次の警告並びに通知(対会社(要旨)を発することを決議、二十一日の総会にはかり当日これを当事者に手交した。その後、自主交渉の結果、①勤務時間は協約締結までの間現業部門は八時から十七時、事務部門は八時半から十七時半までとし②早出手当一律三五〇円支給。③協約、給与体系は早急に交渉開始、④労働基準法第三十六条の協定は三カ月で届出る、等で妥結、正常業務に復した。

(警告) 野村産業労働組合の二月十六日以降労基法第三十六条協定のない場合のいわゆる順法斗争、殊に一斉休暇は企業の公益性からみて、労働組法第三十七条違反の疑いがあるので今後



このような行為のないよう慎まされたい。なお、昨年十二月六日付の貴組合のスト予告は、当時の事案が昨年末においておむね妥結しており、且つその後相当期間を経ている事実にかんがみ、今日にあつては右スト予告は、すでに失効していると思ふ。なすのが常識的であると考へられるで申添える。

(通知) 本日、貴社労働組合に対し別紙(前掲)のとおり警告を発したので連絡する。なお、かかる事態の発生したのは、労働協約その他、なにかんづく労基法第三十六条の協定の締結されてないことが重要な要因をなしておると考へられるので可及的速かにこれらに関する交渉をもつて、正常な業務の行われるような態勢を整へられるよう要望する。

都島友の会 (1)、三十二年八月十五日同病院の従業員約二〇名は組合を結成、総評大阪医療労組に加盟のうえ、組合活動を行つていたが、理事長は組合活動を極度に嫌悪するあまり、団交拒否、支配介入等により組合の切崩しを図つたほか、同月二十九日には「病院を閉鎖する」と称して組合員一三名の解雇通告を行い、九月一日以降外来患者の受付を取り止め、入院患者に対しては転出を強要、また組合員の就労並びに立入りさえ阻止した。組合は右の使用側側の行為は労調法第三十七条違反であると地労委に申立を行つた。

(2) 大阪地労委では、公益委員会議で調査、審問を行つた結果、同月二十五日次の警告(要旨)を使用者側に発した。

由に依せず、二十日組合は愛媛地労委にあつ旋を申請した。

地労委は三者構成であつ旋に入つたが、一事業主間には一応家具木工組合があつたにも拘らず組織的な要素を欠き、各々の主張もばらばらで纏りがなくあつ旋は難航、事業主側は零回答から六割まで譲歩の色を示したが、組合側が問題とせず、結局あつ旋は打切られた。その後、組合は上部団体の応援を得て、二十五日からストに入り、市内繁華街に派手な労働争議が展開され、市民の目をそばだたせた。この間、さきにあつ旋に當つた労使委員並びに地評、経協等各方面から取捨策がとられた結果、二六日労使双方は再び地労委にあつ旋を申請した。このあつ旋で労使双方共に若干の譲歩を示したが一致点には至らず、結局二十七日地労委は次のあつ旋案を提示した。

- (あつ旋案要旨) ①各組合員の現行賃金を一〇%増額、
- ②現行請負単価の不均衡是正については設備収入等を勘案して速かに労使協議決定すること、
- ③生産奨励金として職人一人当り四〇〇円、見習、雑役、女工一人当り三〇〇円支給、
- ④事業主は社会保険に未加入の組合員につき四月一日付加入させる、
- ⑤就業時間は基準法通り。

この案に基きあつ旋員から説得が行われた結果、事業主側は受諾したが、組合側の執行部が拒否の態度を採つたので、上部団体が執行部に説得を行い、結局組合大会に諮り

た。

(警告) ①貴友の会は三十二年九月一日以降都島病院の閉鎖を通告し、組合員を解雇しているが、この行為中には労調法第三十七条に違反する争議行為と疑われるものがあるため慎重に再考すること、②前項の結果については九月末日正午までに文書をもつて当委員会に報告すること。

九月三十日使用者側より右警告に対する拒否の回答があり、同事案は不当労働行為事件として係属していたので、本件は打切られた。

(F) 特記すべき若干の事件

(4) 八幡浜家具合同労組賃上争議あつ旋(愛媛) 〓この労組は愛媛県八幡浜市内一五の家具製造業者中、一事業所に働く従業員九九名中七七名と失業中の二名計七九名により、三十一年十二月に結成され、地区労、地評に加入している。従業員の職種は職人(日給、請負)、見習(三年後職人となる)、雑役、に分れており、殆どが男子で、給与は職人日給二〇〇〇〜五〇〇円(月収平均九、〇〇〇円程度)、見習日給五〇〇〜一〇〇〇円で事業所毎に異り、昇給制度はなく、職人の腕に応じ事業主が勘で割り出している状態である。

労組は三月一日、各人現行賃金の四〇%賃上を各事業主に要求、二日間団体交渉したが、事業主側は赤字経営を理

受諾が決定された。(なお本事件は第一二回全労委連絡協議会で報告され、その際本件をめぐる問題点として次の諸点があげられた、①労使慣行が殆どでき上つていない未熟な労使間の争議であつたこと、②一業者間に企業格差があり統一交渉が難航したこと、③各事業所の労働条件及び企業内容が複雑であつたため同一賃率を割出すことが困難であつたこと、④当事者双方に内部統一につき困難があつたこと、⑤ストの際ビケが張られ使用者側に悪感情を与え今後の労使関係にしこりを残したこと、⑥雇用形態の原始性が調整を困難ならしめたこと、⑦本争議に関連して労組法第一八条の問題が将来の研究課題として残されたこと)

- (4) 綿紡労働時間短縮争議あつ旋 〓全織同盟では、三十一年六月の富山大会で、集団交渉方式による拘束八時間制の獲得方針を決定したので、傘下の綿紡部会でもこれに基き、三十二年二月二十日の中央委員会で次の具体的要求内容を決定した。
- ①女子労働者及び年少者(満一八才未満の男子)の深夜業撤廃(注、現行二交替勤務の場合二二時以降三〇分の深夜業撤廃を意味する)
- ②昼専者及び二交替者の現行労働時間実働八時間を七時間四五分とする
- ③三交替勤務者の労働時間は拘束八時間とする(注、現行各社では拘束八〜八時間四八分程度である)



④①③により労働時間を短縮しても現行賃金はこれを保障する

⑤実施期は三十二年七月一日からとする。  
次いで綿紡部会は、二十五日、右要求事項に関する集団交渉を紡績協会に申入れた(大手一〇社その他一三社を含む)ところ、協会側が大手一〇社のみを希望したので、部会はこれを了承、四月九日には集団交渉に関する協定が成立した。

その後五月八日まで三回の集団交渉が行われたが、協会側が全面拒否の態度を示したため、交渉は決裂、十日、部会と協会は集団交渉に関する規定に従い、連名で中労委にあつ旋を申請した。

中労委では、中山、中島両公益委員をあつ旋員に指名、五月二十四日以降、①労使からの事情聴取、②労使の意向打診及び官係官庁からの事情聴取、③最終的折衝の各段階を経て六月十三日までに九回にわたるあつ旋が行われたが、労使の見解に根本的な開きがあつたため、十三日、あつ旋員は次の経過報告を労使に示し、あつ旋を打切つた。

あつせんの打切りにあつて

綿紡十社にかかる今回の時短問題の焦点はいわゆる深夜業撤廃にある。労働基準法における深夜業の特例についてはその立法の趣旨について解釈上若干の争の余地があるが、紡績事業の現在の状況を考えるとき、何れは何

らかの措置を講じこれを解決する必要のあるものと考えらる。従つてこの点をついた組合側の主張には原則的に首肯すべきものがあると認めざるを得ない。ただこの主張を複雑なる綿紡業態の只中で十社についてだけ直ちに実現しようとするには若干無理な点がある。綿紡全体の経営秩序の確立や綿紡と他の繊維産業との関係調整は時短問題の解決のための必要な前提条件となるであろう。従つてこの問題の解決のためには準備のための期間が必要であると思ふ。あつせん員は右の考え方に立つて労使双方の見解の調整にあらゆる努力を払つて来た。しかし不幸にして労使の見解には根本的な開きがあるため遂にあつせんの具体案に到達することが出来なかつた。

ここであつせんの打切を宣言せざるを得ないのはまことに遺憾とするところである。ただあつせん員としては現在においても問題解決の方向はこの基本線以外にはないものと考えるので、労使双方はさらに協議を重ねて、出来れば平和裡に問題を解決するようにこの上の努力を希望したい。

この打切り措置に続いて、中労委係属中の全織同盟傘下各組合の時短に関するあつ旋が何れも打切られたので、全織同盟は六月末伊勢市に大会を開催、今後の闘争方針として、実力行使を含む闘争スケジュールを決定して更に強力な交渉を押し進めることとなり七月三日から大手十社、中○%を下回らないことを内容とする賃上要求を提出、更に中央委員会を開催して、三月十一日(月曜日)に大手一三社の一斉スト、同十六日(土曜日)に大手及び中小の未解決組合のスト実施を決定した。

これに対し使用者側は、京浜、阪神の二社が夫々五〇〇円、三〇〇円の回答を示したのみで、他は何れも具体的回答を示さないままに、二月二十六日、私鉄経協から交渉委任一〇社(東武、営団、京成、名鉄、京阪、阪神、西鉄及び北陸、山陽軌道、伊予鉄)につき中労委に調停を申請した。一方、総連からも、二十七日、統一闘争堅持の建前から、東急、京浜、京帝、京阪神、南海、近鉄の残り大手六社につき同じく調停を申請した。

中労委は、藤林会長代理以下六名の調停委員を指名、爾後八回に亘り調停委員会を開催、三月十日、三者一致の調停案を作成、同日これを関係当事者に提示した。

(案要旨) ①大手一三社については四月以降一、二五〇円(税込)の昇給、但し年令別最低保障賃金を認めたわけのものではない、②北陸、山陽電軌、伊予については自主交渉

これに対し、同日、使用者側は受諾、総連側は拒否を回答、調停は不調に終つた。

その後、総連傘下各組合は数時間後のストを控えて各社別交渉に入り、十一日早朝、名鉄が昇給一、三五〇円で妥

京五社について、それぞれ集団交渉が開始された。その結果は四日には早くも中京五社が次の趣旨で妥結に至つた。

- ①現行所定就業時間を七時間四十五分とする
- ②実施期は三十二年十二月二十一日とする
- ③第一項の実施に当つては現行賃金を据置く
- ④労働時間短縮により生ずる経営上の諸問題の解決について組合は会社に協力する

然し、大手十社の集団交渉は協会側の示した①労働時間一五分短縮、②短縮相当分の賃金控除、③実施期は十月一日よりとする、の三原則、就中第②項をめぐつて鋭く対立、部会側は七月五日からストに入ることとなつた。然るに鐘紡労組がストを回避したため、全織中闘は急拠戦術を転換、ストを一時中止して単社単組交渉を行うこととなつた。その結果、五日鐘紡、六日東洋紡が解決したのを皮切りに、他も逐次解決した、ただ日清紡のみは十三日から時限スト、十七日から連続全面ストが行われた後、二十日に至つて漸く解決するに至つた。各社の妥結内容はそれぞれ多少のニュアンスの相違はあるが実施期が三十二年十月一日以降となつている外は、中京五社の妥結内容とはほぼ同趣旨である。

イ 私鉄賃上争議調停 Ⅱ私鉄総連は、一月二十三日、大手一三社に対し、一月以降一八才初任給八、〇〇〇円の年令別最低賃金実施を含み要求原資が各単組の基準賃金の一



結したのを皮切りに、他の各社も昇給一、三五〇円の線でそれぞれ妥結、既に実施中のストは何れも中止された。

(一) 広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市各水道局部  
賃上争議調停(広島) 〃右五市の水道労組は中国水道労連

(中水連)の指導の下にマーケットバスケット方式による一八才独身男子の必要生計費を基礎として要求案を組み、各単組毎に交渉を行っていたが、管理者側は、たまたま公務員の給与改訂問題が進行中であつた事情もあつて、特に対策を提示せず、各市本庁の情勢待ちの態度を示したので交渉は進展しなかつた。一方組合側は、中水連に対応する管理者団体を結成せしめ、この両者間で労働条件の交渉をしたいとの方針を定め、各単組を通じて各管理者側に要求を提出、中水連からも中四国水道協会支部に対し同様の要望をしたが、いずれも結論を得ないで物分れとなつた。

かくして八月六日、広島市水道労組の広島地労委への調停申請を皮切りに、同十二日他の水道労組からもそれぞれ調停申請がなされた(全部中水連と連名申請、福山市のみはあつ旋申請)。

申請項目は次の通り(要旨)

- (1) 企業給与体系の実施(①企業体に適合する給与体系の実施、②給与ベースの引上げ、③初任給基準の確立と額の引上げ、④給与の不均衡是正、⑤以上三十二年四月一日より実施)

(2) 給与その他の労働条件に関し中水連と交渉する水道事業管理者団体の結成

地労委では各側一名宛の調停委員会を構成、五件を一括して処理する方針を定め、直ちに事情を聴取した結果、なお自主交渉の余地ありと判断、それぞれ自主交渉を勧告した。その後、広島市では管理者案も提示され交渉が軌道に乗りつつあつたので、九月四日調停委員協議の結果、管理者側には各市議会との関係もあつて、それぞれ特殊事情もあると考えられたので、各市別に調整を推進する方針を定め、一応諸条件の熟した広島市事件を重点的に進め、その後各市の調整を進めることとなつた。なお地公労法第一五条第四号の二カ月の調停期間の延長を求めた上、翌五日から具体的な調停活動を開始、十月十三日に至り、次の調停案を提示、二十三日双方より受諾回答があつて、広島市水道局の争議は解決した。

(調停案要旨)

- (1) 企業給与について、①給料表について給料表は管理者最終案による、但し同案の昇給曲線に等級間の均衡上若干の問題もあり引続き協議のこと、②初任給〃当事者間で協議決定のこと、その際在職者と新規採用者間の均衡に留意すること、③等級区分の基準〃管理者案による、但し格付けに当つては二等級の枠を可及的速かに拡

げるように努力すること、④前歴換算基準〃国家公務員の例による、なお臨時職員としての前歴については九月十日付当事者間の覚書の精神を尊重実施し問題あれば双方協議のこと、⑤給与の不均衡是正〃三十一年十二月二十一日締結の協定書に基き実施中の是正でなお残る不均衡は新給与切換え後改めて検討すること、⑥いわゆる再格付〃今回は再格付けはないが別に給与の切換操作の原資として一〇〇万円を用意すること、⑦等級資格の基準等その他については双方協議

(2) 管理者団体の結成について、(この項はかなり問題があると思われるのでなお当事者で研究すること)

地労委は広島市水道局の解決を契機として他も具体的自主交渉を行うよう勧告したので、これに従い自主交渉が進められたが、結局呉市については十月三十一日、尾道市については十一月三十日、それぞれ調停案を提示、福山市については十二月十三日あつ旋案を提示、いづれを受諾の回答を得、三原市についても双方間に歩み寄りを図つた結果、自主解決を見、本件争議は全部解決した。(なお本事件は第一二回全労委連絡協議会で報告されその際本件をめぐる問題として次の諸点があげられた、①企業庁給与と本庁給与との関係について大きな配慮が行われたこと、②地公労法第一五条第四号の二カ月の期間が具体的調停が行われずに経過し地労委から当事者に期間延長方を持ち出さざ

るを得なかつたこと、③同一内容の五事件を一括処理する方針であつたが、具体的には各市の議会或いは企業庁にそれぞれ特殊性があり、結局統一調停を断念、気運の熟したもから個別に調整を進めざるを得なかつたこと、④号俸案の取りまとめに技術的苦心が払われたこと、⑤交渉の実績もなく協約の当事者でもない中水連が連名で調整を申請したことの取り扱いについて、⑥労働条件につき中水連と交渉する管理者団体の結成を調整事項とし得るか否か、⑦地公労法第一五条第四号の延長期間の再延長について、⑧仲裁の場合、裁定中に協議約款を入れ得るか否か、⑨労委調整と地方議会との関係。

## (二) 公共企業体等労働委員会

### (A) 沿革と組織

我が国の労働運動は、終戦を転機として、日本の民主化促進のため、解放と保護育成の基本方針が樹立され、昭和二十一年三月に労組法、続いて同年十月に労働法がそれぞれ施行されるとともに、公務員関係においても広く労働組合が結成され、活発な活動が展開されるに至つた。しかしながら当時労働運動の中心勢力をなしていたこれら公務員組合の、二十二年の二・一ゼネスト(実施直前にマツクア―サー指令により回避)及び二十三年の三月闘争の実施が



契機となり、二十三年七月に、公務員の労働運動に関するマツクアーサー書簡が発せられるや、政府はいわゆる政令第二〇一号を七月三十一日に公布施行して、公務員の団交権と争議権とを否認し、引続き右書簡に伴う国家公務員法の改正を行い、ここに国家公務員の団交、争議行為の一切が禁止されることとなつた。同時に国の直轄事業である鉄道と専売は公共企業体として組織替えされるとともに、この職員には争議権が認められ労組法、労調法に対する特例として二十三年十二月二十日公共企業体労働関係法が公布され、翌年六月一日から施行されるに至つた。

この公共企業体労働関係法の規定に基き、公共企業体における労資紛争に関する調整機関として、労働省の外局に、中央では、二十四年六月一日、公共企業体仲裁委員会（公益委員三人で構成）が、同年七月三十日、国有鉄道中央調停委員会及び専売公社中央調停委員会（公、使、労各一人で構成）が、又地方では、同年八月三十日、地方国有鉄道調停委員会が全国九カ所及び地方専売公社調停委員会が全国八カ所（委員構成は何れも中央調停委員会に同じ）にそれぞれ創設された。しかしこれらの機構は、二十七年八月一日公共企業体労働関係法が公共企業体等労働関係法（以下公労法）と改められ、その適用範囲も日本電信電話公社及び国の経営する企業いわゆる五現業に及ぶことと相俟つて所要の改革が行われ、前記仲裁委員会は公共企業体

等仲裁委員会と、国鉄、専売の各調停委員会はそれぞれ統合されて公共企業体等中央調停委員会又は各地方調停委員会（全国九カ所）と改められ、委員の構成も公、使、労各三人の委員で組織されることとされた。以上のような経過を辿り各委員会は逐年労使間の紛争の調整のためその実績を重ねてきたが、さらに三十一年五月に公労法の大規模な改正が行われ、同年八月一日から施行され根本的な組織の改革となつて今日に至つていゝものである。

即ち労働省の外局たることには変りないが旧制度下の仲裁委員会及び各調停委員会は一本に統合されて、同年九月十一日新たに公共企業体等労働委員会（一般に公労委と略称）として発足したが、これにより従前の各地方調停委員会（札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、及び福岡の九カ所）は公労委の下部機構として、地方の調停に関する事務を分掌することとされ、同年十二月四日それぞれ発足した。

公労委の構成については、公益委員五人、使用者委員及び労働者委員各三人の十一人をもつて組織されている。又各地調委については公、使、労の各委員につき、東京、大阪の両地調委が各三人、他の七地調委が各二人で組織されている。公労委の事務機構としては、委員会の事務を整理するために公労委事務局が置かれ、事務局にはその地方の事務を行わせるために各地調委の置かれている地に事務局

支局が設けられている。又、事務局支局においてはそれぞれ地の調委の事務を整理させることになつていゝ。

(B) 権限と職務

公労委における取扱事務は大別して、審査関係、調整関係及びその他に分けられる。先ず審査関係については、(1)非組合員の範囲の決議（公労法第四条第二項）(2)組合の資格審査並びに決定（同法第二十五条の三第一項）(3)不当労働行為の審査並びに決定及び命令（同法第二十五条の五）があり、次に調整関係については、公共企業体等における労働紛争の斡旋（公労法第二十六条）、調停（同法第二十七条）及び仲裁（同法第三十三条）があり、その他については、(1)公労委の労使委員に対する総理大臣の罷免権の行使に関する同意（公労法第二十四条第二項）(2)常勤の公益委員をして行わしめる労働関係の状況その他の調査（同法第二十五条の三第二項）(3)公労委規則の制定（同法第二十五条の四）(4)公労委の事務を行うため必要がある場合の強制権限の行使（同法第二十五条の六）(5)労働大臣の地調委の調停委員の任命及び罷免に係る同意（同法第三十条第二項、同条第四項）等がある。

(C) 調整関係事件並びに

審査関係事件の処理概要

三十二年における公労委の活動は、新発足第二二年目を迎えて極めて活発となつた。その取扱事件数は、中央で取扱つたもののうち、調整関係事件としては斡旋二件（事実上の斡旋を含まない）、調停一八件、仲裁二一件、計四一件であり、審査関係事件としては、組合の資格審査二一件、不当労働行為事件七件、公労法第四条第二項の非組合員の範囲の決議に関するもの五件計三三件となる。又地調委が取扱つた調整事件は、斡旋八件、調停三〇件計三八件で、この外不当労働行為事件でその審査の一部に当つたものが、各地調委を通じ一二件となつていゝ。以下これら事件のうち、この年における特異又は主要事件の一、二についてその概要を述べておく。

(1) 調整関係

(1) 昭和三十一年度新賃金調停及び仲裁  
三十一年十二月二十七日国労から申請のあつたのをトツプに、三十二年三月までの間に全電通、全専売、全通、全造幣、アルコール専売労、全印刷、全林野及び全特定から概ね二、〇〇〇円〜三、〇〇〇円のベースアップ並びに最低保障約八、〇〇〇円〜九、〇〇〇円の支給を骨子とする調停申請があつた。（うち全特定関係はのち決議により仲裁に移した）これらは、件毎に設けられた各調停委員会において慎重に審議した結果、国労、全電通、全専売及び全通については三月九日、全印刷、全造幣、及びアルコー



ル専売券については三月十一日又全林野については三月十五日とそれぞれ調停案が提示された。

右調停案は各企業により多少の差異はあるが、概ね昭和三十二年予算等における基準内賃金を一人平均一、二〇〇円増額することを主旨とするものであった。これに対し、各組合は受諾を回答し、各当局は拒否の回答を行ったが、本件に関しあらためて、三月十五日に国鉄、電々、郵政、専売、印刷及びアルコール専売、同十六日に造幣及び林野の各当局から仲裁申請がなされ、前記、全特定の調停が三月十九日公労委の決議により仲裁に移行することとなつたものと、三月十六日新たに機務から仲裁申請のあつたものとを加え、新賃金関係の仲裁事件（一〇件）として処理されるに至つた。これらは事件毎に公益委員全員（五人）をもつて構成された各仲裁委員会において、広汎な資料を蒐集し検討する等慎重に審議がなされた結果、四月六日、各事件に関して仲裁裁定が行われた。裁定の内容は各企業により多少の差異があるが「昭和三十二年四月以降の基準内賃金は、昭和三十二年予算内予算単価について、一、二〇〇円（注、五現業については郵政を除く他の現業は職員俸給の予算単価に一人平均一、〇二〇円）一、二〇〇円として各企業に金額の差がある）を増額した金額の範囲内で労使協議の上決定実施すること、右協議にあつては現行平均賃金即ち実行単価の水準が実現されるに至つた

経緯並びに公社経営の将来の見透し等各般の事情を十分考慮すること（注、五現業については郵政を除く他の現業にはこの項なし）」を主旨とするものであつた。なお、右裁定の処理については裁定実施に関する補正予算が、五月十三日に国会で可決され、必要な財政措置も決定し、これに伴つて各労使協議により、本紛争は一、二の企業を除いて年内に概ね解決をみるに至つた。

(2) 国鉄労使関係の正常化等に関する藤林あつせん（事実上のあつせん）

昭和三十三年のいわゆる春季闘争に対し、国鉄当局は五月九日、国労及び機務の三役を含む解雇その他の処分を発表した。これを契機とし組合の処分反対闘争、当局のこの闘争に対する再度の処分と漸次労使の対立は深まつた。

かかる状況下に機務は五月の第二回中央委員会において、又国労は六月第一六回大会においてそれぞれ被解雇者を組合三役に再選した。右の事態に対し国鉄当局は七月九日「適法な代表者ができるまでは団交は行わず、現行の労働協約は期限満了とともに消滅する」という趣旨の通告を行い、国鉄労使間に正式の団交が持たれないこととなつたが、国労及び機務はこのような事態を解決するためそれぞれ東京地裁に訴訟を提起し、さらに闘争を推進するため、当面の闘争を昇給完全実施にしほることとしたが、一方当局は十月三日、下部機関に対し七月一日期昇給実施方を通

達したので、ここにおいて組合は十月九日、下部機関に闘争指令を発するに至つた。

かかる緊迫した情勢を重視した公労委の藤林会長は十月十日個人の資格において本格的斡旋にのり出すこととなつた。即ち同日国鉄当局及び国労を招き第一回の事情聴取を開始して以来、殆んど連日にわたり斡旋に當つたが、その間種々困難な事情が存在して事態は必しも容易に解決の運びに至らなかつた。しかしながら、藤林会長の熱心な努力と四囲の情勢の推移から漸く現状打開の兆が見出されることとなり、十月十三日に第一次斡旋試案、十月十九日に第二次斡旋試案を労使双方に提示しその歩み寄りを要請し、遂に十月二十五日次のおり最終の斡旋案を提示するに至つた。(1) 労使関係の正常化について、労使関係の正常化のためには、「公社が解雇の措置をとつたもの」（以下単に被解雇者と称す）以外のものを組合代表者（委員長、副委員長）とすべきこと。このために執行部は速やかに臨時大会を開催して善処すること。更に要すれば定期大会において善処すること。さし当り、被解雇者以外の中央執行委員中より臨時組合代表者を選定し、交渉を再開すること。団交に関する訴訟は取り下げること。(2) 昇給問題について、臨時組合代表者選定後直ちに昇給問題を議題として交渉し、双方平和的処理を期すること、この際公社側は特号調整等を勘案し二〇〇程度の源資について特段の配慮を致すこ

と。(3) 労働協約問題について、九月末で失効になつた労働協約については、労使関係の安定を期し、その再締結につき交渉すること。特に賃金控除の基準に関する協約については、近接組合との均衡を考慮して処置すること。

右の斡旋案に対し、国労は十月二十八日、当局は十月三十一日それぞれ受諾の回答を行つたので、本件はここに終結をみるに至つた。

なお、機務に関して、斡旋の過程において同組合を招いてその事情を聴取したが、その際機務は「団交問題については目下裁判所において係争中であるので裁判所の判決にまかせる方針である」として藤林会長個人の斡旋を辞退した。

(四) 審査関係

(1) 非組合員の範囲の決議

公共企業体の職員における非組合員の範囲に関しては、三十一年八月改正公労法の施行後においては、公労法第四条第二項の規定により、公労委の決議に基づき、労働大臣が定めて告示することとなつたものであるが、公労委発足以来第二年目を迎へ三十一年の春季闘争を契機として、政府当局の労務管理体制の強化の一面であるといわれていたなかで本件に関し次の内容をもつて各当局から申出がなされ注目を浴びた。即ち先ず電々関係については、七月十一日付をもつて、公社の電気通信研究所の「室長補佐」及び総



裁室の「秘書」について、並びに七月十六日付をもつて、公社の電気通信部に勤務する「主幹」についてそれぞれ労働大臣から八労働委員の決議を求めてきたものである。本件については、十二月三日、右の者は公労法第四條第一項但書に規定する者の範囲にはいるものと決議が行われた。次いで郵政関係については、七月十六日付をもつて、郵便局の郵便関係課及び鉄道郵便局乗務課の「副課長」鉄道郵便局分局の「副分局長」について並びに八月十二日付をもつて、郵政省内部部局の「建築調査官」、「上席監察官」及び地方郵便局の「調査官」について、又さらに国鉄関係については、八月二十六日付をもつて、国鉄本社、鉄道管理局等の「輸送関係の主席」、「業務指令当直員」、「運転掛主任」その他（該当人員一万三千名）について、それぞれ、労働大臣から公労法第四條第二項の規定に基く決議を求めてきたものである。公労法においては、郵政関係につき、九月三日、右の者は公労法第四條第一項但書に規定する者の範囲にはいるものと決議が行われたが、国鉄関係については、特に内容も広汎にわたるものであり組合の意見をも聴する等慎重を期することとして、年内には、決議するまでには至らなかつた。

(2) 郵政省関係不当労働行為事件（二件）

本事件は、郵政当局が昭和三十一年の秋季年末闘争及び三十二年の春季闘争の責任追及に係るものである。即ち、

郵政当局は、右闘争において、全通が休暇闘争を実施した責任を追及して、三十二年一月二十三日付及び五月九日付をもつて全通の委員長野上元以下下の組合員に対し、最高停職一年、最低減給一カ月間本俸の十分の一の懲戒処分を發令した。全通は右の処分は正当な組合活動を処分理由とするもので、労組法第七條の規定に違反する不当労働行為であるととして、一月二十三日付被処分者中全通近畿地方本部委員長西野茂吉以下五十八名、五月九日付被処分者中、中央執行委員長野上元以下三十三名の処分取消を求め申立を公労委に対し行つたものである。

公労委は、七月三十日の公益委員會議で峯村委員を審査委員、富樫委員を資格審査委員に指名し、峯村委員を中心に具体的取扱い方法を検討した結果公益委員會議で被処分者が全国的に分散している事情を考慮し、中央本部関係を除いた関係者については、関係地方の地調委の公益委員を審査委員に指名して審問を行わせることとし、各地調委の公益委員一名あて計九名を指名したが、これが調査は中央で統一に行うことが適切であるとして、九月五日峯村委員が調査を開始した。その後申立人から準備書面及び準備資料が、被申立人から答弁書がそれぞれ提出されたので、十一月九日審問を開始し、各地調査においては、それぞれ十二月六日と同日二十三日の間に第一回審問を行つた。

(三) 船員労働委員会

(A) 概況

(イ) 船員労働の特色

船員法の適用を受ける船員に関する労働行政は、現在運輸省（船員局又は地方海運局）の所管に属し、労組法、労調法の運営は海上労働に関する限り労働省とは別個に取扱われている。

このように法律上の運営が二元的になされている理由は、いわゆる海上労働の特殊性にある。その第一は、船舶が陸上から孤立し又は移動性が大である他、船員の住居と職場が同一であること、第二は、船員は危険性の大きい而も陸上から隔絶した海上で貴重な人命、船舶を預り莫大な財貨を輸送する業務に服していることである。従つて、その労働紛争処理に当つては、船員の労働及び生活に深い知識と理解を有し、且つ船舶、航海、海運企業及びこれらに附随する諸問題についての豊富な知識を有することが必要とされる。このため船員の労働紛争の処理は世界各国を通じて陸上のそれとは別個に一元的になされている傾向にあり、わが国でも船員労働行政については運輸省の所管とされて居り、その労働紛争については、わが国唯一の産業別労働委員会ともいべき船員（中央、地方）労働委員会で処理

されているのである。

(ロ) 船員労働委員会の沿革

わが国の船員の労働紛争処理機関としては、大正十五年十二月、当時の労使団体であつた日本船主協会、日本海員組合及び海員協会との間に、「海事協同会」が設立されて、昭和十五年九月の解散に至るまでの間、船員の職業紹介事業とともに海上労働紛争の調整に幾多の成果を挙げたが、同十七年以降は戦時体制下に入り、海上労働の労使とも国家の戦時統制に服せしめられて、特別の紛争処理機関はその必要性なしとされたまま終戦を迎えたのである。

昭和二十年十月、政府は連合軍最高司令部の意向に従い労働関係諸法の立案に着手したが、当時、食糧その他の物資輸送、復員帰還輸送等の国家的重要任務に直面して海上労働関係は急迫した情勢に迫られ、その有効適切な措置は国を挙げて要望されるに至つた。これに依じて、運輸省では取りあえず事実上の紛争処理機関として船員労働委員会を設置することとなり、労組法の施行に先立つて二十一年二月一日第一回船員中央労働委員会総会が開催され、その活動を開始、三月一日労組法の施行とともに、同施行令第四十八條により陸の労働委員会と同様の権限を持つ正式の委員会に切替えられたのである。その後二十四年の労組法改正に伴い、右施行令条項は法第十九條第二十二項に移されて今日に至つている。



(ハ) 組織及び権限

船員中央労働委員会（船中労委）は二以上の海運局の管轄区域にまたがり又は全国的に重要な事件を処理するものとして運輸省（船員局）内に設置され、船員地方労働委員会（船地労委）は地方海運局の管轄区域毎に全国一〇箇所を設置され、当該海運局の名を冠し、管轄もまた海運局の管轄区域が基準となつてゐる。

船員労働委員会の事務処理手続は旧労組法時代は中央、地方それぞれ運営規則が定められていて、これに基いて運営されてきたが、二十四年の労組法改正で「規則制定権」が明定された後、同十月「船員労働委員会規則」が制定され、その後若干の改正を加えつつ、これによつて今日まで運営されている。

船員労働委員会の目的、権限は陸の労働委員会と同様労組法、労調法の各条項に規定されているが（但し船員の場合は特別調整委員制度が設けられていない）、その他船員法、船員職業安定法、港湾法等の規定により相当内容の複雑な任務が附加されている、その主なるものは次のとおりである。

- ①、船員給与の最低額決定についての決議
- ②、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総屯数一〇〇〇屯未満で国内各港間のみを航海する船舶の中、船員法の労働時間、休日及び定員に関する規定等を適用する船舶を行政官庁が指定する場合の決議

- ③、船員法に規定する労働時間、休日、定員の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関する決議
- ④、就業規則不当の場合の認定
- ⑤、行政官庁の諮問があつた場合船員法の施行又は改正に関する事項の調査審議
- ⑥、船員法の労働条件に関し行政官庁に対する建議
- ⑦、船員法、労働基準法又は船員法に基いて発する命令違反の事実について船員より申告ありたる場合の審議
- ⑧、戦時標準型船舶で船員法の労働時間、休日、定員の規定を適用しない船舶指定の決議
- ⑨、船員の標準報酬月額を歩合によつて定める場合、運輸大臣又は海運局長がその最低額を定めるとき議決
- ⑩、船員の労働争議に関する船員職業安定所に対する通報
- ⑪、運輸大臣が船員法第一条第二項第二号の適用について港域法の定める港の区域と異なる区域を定めようとするときの決議

(ニ) 活動状況

船員労働委員会では、中央、地方を通じ、労組法、労調法に基く、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査あるいは労働争議の調整その他の活動をしているのは勿論であるが、その他に前述のような船員法に基く任務を持ち、特に行政官庁への建議は相当活発になされている。これらはいづれも運輸大臣からの諮問に答申する形で行われており、船中労委では従来数々の答申を行つて来た。本年度に

においては、①二十九年七月の運輸大臣諮問に基き、先に「最低報酬制度委員会」を設置、本年十二月十七日その中間的結論を「機帆船最低報酬制度の中間答申」として答申し、引き続き残余の問題につき審議を続行している。②また本年五月一日の運輸大臣諮問については中央に、「船員労働基準審議会」を設置、調査審議を重ねた結果、六月二十五日にはその結論を「船員法施行規則一部改正に関する答申について」として答申した。③現在右の外に、二十八年十二月十一日の運輸大臣諮問に基き、「船員法改正委員会」が設置され、爾來精力的な審議を続行している。

一方、船地労委においても右と類似的活動が行われており、九州船地労委では漁業労働調査委員会を設けて漁船々員の実態調査を行った。

(B) 全日本海員組合賃上争議経過

(イ) 問題点

曾つてない大幅の賃上げ争議として一般の注目を浴びた今次海員組合の賃上争議は、船中労委の四五回に及ぶ調停委開催、ストライキ、脇村船中労委会長の斡旋等複雑な経緯を経て、スト突入後八日目、要求提出後約二四〇日余の十一月二日漸く解決したが、本争議の問題点と思われるものを若干とりあげてみると概ね次のようなものである。

(ロ) 調停申請に至るまで

海員組合汽船部では三十一年六月の委員会（大会分科会）で現行最低賃金制度の改訂を含めた賃上闘争開始の方針を明らかにし、爾來賃金専門委員会が具体案を検討、「新賃金大綱草案」を作成した。十月の全国定期大会では、「世界的好景気の下でここ二、三年海運業界は好況を持続す

- ①、争点が最低賃金制度の全面的改訂（賃金体系改訂）と賃上の二本が絡み合つて複雑であつたこと
- ②、要求額は、これを単純ベースアップ額に推算すると九、九〇〇円（約四二％）アップという高額のものであつたこと
- ③、妥結額は調停案を大幅に上回つており、且つこの金額は春闘相場一、三〇〇円といわれる額を大幅に超えているばかりでなく、鉄鋼、造船が困難な賃上闘争を行い、又海業界の不況といわれている時期に獲得されたこと
- ④、ストは二十七年の退職金闘争の時の一二三時間（約三三五隻参加）スト以来五年振りのものであり、八日間、停船船舶延べ一、三〇〇隻、八五三万重量屯、船主側の損害（滞船料のみで）三億余円に昇るといわれ、戦後最大の海員ストであつたこと
- ⑤、ストが外航用大型船等に重点的に行われ、時期的にも外航船が集中する十月末の集中配船時に行われたこと。このことがまた労使の変らぬ強硬態度を最終段階で急転解決に向わしめる重要な契機となつたこと